

令和2年第1回北中城村議会定例会会期日程表

開 会 3月 6日（金曜日） 会期 19日間
 閉 会 3月24日（火曜日）

月日	曜	会議別	開議時刻	摘 要
3. 6	金	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 議員全員協議会 施政方針 議案説明
3. 7	土	休 会		各 自 研 究 (中学校卒業式)
3. 8	日	休 会		各 自 研 究
3. 9	月	本会議	午前10時	質疑、委員会付託省略、討論、決定（条例、補正予算、報告等） 質疑、委員会付託（条例、当初予算等） ※一般質問通告締切（午後5時）
3. 10	火	委員会	午前10時	委員会審査 質疑事項の検討（抜き出し）
3. 11	水	委員会	午前10時	委員会審査 質疑事項の検討（抜き出し） 質疑事項各課へ通知、陳情案件審議
3. 12	木	委員会	午前10時	委員会審査 各課聞き取り
3. 13	金	委員会	午前10時	委員会審査 各課聞き取り
3. 14	土	休 会		各 自 研 究
3. 15	日	休 会		各 自 研 究
3. 16	月	委員会	午前10時	委員会審査
3. 17	火	本会議	午前10時	一般質問 (幼稚園修了式)
3. 18	水	本会議	午前10時	一般質問
3. 19	木	委員会	午前10時	委員会審査 (北中城小学校、島袋小学校卒業式)
3. 20	金	休 会		各 自 研 究 (春分の日)
3. 21	土	休 会		各 自 研 究
3. 22	日	休 会		各 自 研 究
3. 23	月	委員会	午前10時	委員会審査（まとめ、陳情案件、委員会報告等） 議員全員協議会（合同審査）
3. 24	火	本会議	午前10時	委員長報告、質疑、討論、決定（陳情案件等） 議員研修会等派遣決議・調査の申出及び閉会中の継続審査 閉 会

令和2年第1回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 2 年 3 月 6 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和2年3月6日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令和2年3月6日 午後0時16分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜屋武 すま子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番	天 久 朝 誠	出
	3 番	伊 集 守 吉	出	1 0 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	1 1 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	1 2 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	1 3 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	1 4 番	名 幸 利 積	出
会議録署名議員	1 0 番 議 員		比 嘉 義 弘			
	1 1 番 議 員		山 田 晴 憲			
職務のため議場 に出席した者の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	新 垣 邦 男	教 育 長	砂 川 惠 重		
	副 村 長	比 嘉 聰	教 育 総 務 課 長	喜 納 克 彦		
	総 務 課 長	仲 本 正 一	生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏		
	総 合 調 整 監 兼 企 画 振 興 課 長	石 渡 一 義	建 設 課 長	瀬 上 恒 星		
	会 計 課 長	米 須 清 喜	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	楚 南 兼 二		
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳	健 康 保 険 課 長	安 里 直 彦		
	税 務 課 長	奥 間 かほる	農 林 水 産 課 参 事	鹿 島 直 昭		
	上 下 水 道 課 長	安 次 嶺 正 春	学 校 教 育 指 導 主 事			
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第1号

令和2年3月6日（金曜日）

1. 開議 午前10時00分
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		行政報告	
4		令和2年度施政方針	
5	議案第1号	北中城村税条例の一部を改正する条例について	説 明
6	議案第2号	北中城村手数料条例の一部を改正する条例について	〃
7	議案第3号	北中城村一般廃棄物処理施設建設等基金条例の制定について	〃
8	議案第4号	北中城村放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例について	〃
9	議案第5号	北中城村都市公園条例の一部を改正する条例について	〃
10	議案第6号	北中城村立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例について	〃
11	議案第7号	北中城村立体育施設設置及び使用料に関する条例の一部を改正する条例について	〃
12	議案第8号	北中城村あやかりの杜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	〃
13	議案第9号	中頭地方視聴覚協議会規約を廃止する契約について	〃
14	議案第10号	北中城村放課後児童クラブの指定管理者の指定について	〃
15	議案第11号	令和元年度北中城村一般会計補正予算（第7号）について	〃
16	議案第12号	令和元年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について	〃
17	議案第13号	令和元年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	〃
18	議案第14号	令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について	〃

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
19	議案第15号	令和2年度北中城村一般会計予算について	説 明
20	議案第16号	令和2年度北中城村国民健康保険特別会計予算について	〃
21	議案第17号	令和2年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について	〃
22	議案第18号	令和2年度北中城村下水道事業会計予算について	〃
23	議案第19号	令和2年度北中城村水道事業会計予算について	〃
24	承認第1号	専決処分の承認について（令和元年度北中城村一般会計補正予算（専決第1号））	即 決
25	同意第1号	北中城村固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃
26	同意第2号	北中城村固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃
27	同意第3号	北中城村固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃
28	報告第1号	専決処分の報告について（村道北中城高校127号線橋梁上部工工事変更契約）	報 告
29	報告第2号	専決処分の報告について（3号調整池整備工事（第1期）変更契約）	〃
30	報告第3号	令和2年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書の報告について	〃

○議長（名幸利積）

おはようございます。ただいまから令和2年第1回北中城村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程に入るに先立ち、会務の報告を行います。会務の報告。令和元年12月から令和2年2月までの会務報告をいたします。

12月9日、北中城村英語ストーリーコンテストが開催され出席しました。

12日、北中城村商工会設立40周年記念式典・祝賀会が開催され多くの議員とともに出席し、挨拶を述べました。

13日から25日までの12月定例議会を開催しました。

20日、安里邦夫氏の叙勲・旭日双光章受章報告訪問受入れを行いました。

同日、民生委員児童委員歓送迎会が開催され出席し、挨拶を述べました。

28日、北中城村農水産物フェアが開催され多くの議員が参加しました。

令和2年1月6日、村役場で年始式が開催され出席し、祝辞を述べました。

同日、中城北中城消防本部での消防出初め式に多くの議員とともに出席をしました。

同日、北中城村商工会主催の新年名刺交換会が開催され出席し、挨拶を述べました。

9日、村民新年会・村功労者表彰式が開催され多くの議員とともに出席し、挨拶を述べました。

12日、北中城村成人式が開催され多くの議員とともに出席し、祝辞を述べました。

24日、北中城村役場第一庁舎改築安全祈願祭が開催され多くの議員が出席し、副議長が挨拶を述べました。

同日、中部地区町村議会議長会定例会及び年始会が読谷村で開催され副議長が出席しました。

2月1日、沖縄花のカーニバル2020オープニングイベントが中城城跡で開催され多くの議員が参加しました。

9日、第32回ふれあいクリーンアップ大作戦がしおさい公苑で開催され多くの議員とともに参加しました。

同日、石平家人衆会桜小路まつりが開催され多くの議員とともに参加しました。

16日、2020沖縄マラソン開会式が開催され出席しました。

23日、北中城村文化協会第22回文化祭「舞台部門」が開催され出席しました。

25日、中部広域市町村圏事務組合例月出納検査が中部市町村会館で開催され出席し、検査を行いました。

同日、北中城村教育の日記念式典及び演奏会が開催され多くの議員とともに出席し、祝辞を述べました。

以上をもって会務の報告を終わります。

次に、諸般の報告事項として、令和元年12月定例会以降に受理しました請願・陳情はお手元に配付しました請願・陳情一覧表のとおりとなっておりますので、御承知おきください。

村監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和元年12月から令和元年2月までの例月現金出納検査報告書が提出され、お手元にお配りしてありますので御参照ください。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（名幸利積）

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、比嘉義弘議員及び山田晴憲議員を指名します。

日程第2．会期決定の件

○議長（名幸利積）

日程第2．会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から3月24日までの19日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。会期は、本日から3月24日までの19日間に決定しました。

日程第3．行政報告

○議長（名幸利積）

日程第3．行政報告を行います。村長から行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、行政報告をいたします。

令和元年12月から令和2月までの間であります。

12月1日、安谷屋若松会創立50周年記念式典及び祝賀会が開催をされ参加をしております。

12月12日、北中城村商工会設立40周年記念式典・祝賀会が中央公民館で開催され参加をいたしました。

12月15日、第43回全国育樹祭式典行事が宜野湾コンベンションセンターで開催をされ参加しております。

12月26日、第69回沖縄県振興審議会が那覇のホテルのほうであり参加しております。

明けまして1月6日、消防出初め式が開催され参加をしております。

1月9日、村民新年会及び村功労者表彰式が中央公民館で開催されて参加しております。

1月12日、村の成人式が開催されました。

1月24日、村役場第一庁舎改築事業の安全祈願祭が執り行われました。

1月30日、沖縄振興会議及び沖縄振興市町村協議会が自治会館のほうで開催され参加をしております。

2月に入りまして2月2日、第6回ちゅーぶ広域産業まつり、中城村の護佐丸資料館の駐車場で盛大に行われております。

2月7日、アーサの初摘み式が美崎海岸で行われ、参加をしてきました。

2月12日、村まつり活性化委員会が役場で開催をされ、今回のひまわり北中城は中止という決定をしております。

2月14日、株式会社ゼンリンとの災害時における地図製品供給等に関する協定締結式を執り行いました。

同日、那覇広域都市計画区域における区域区分検討協議会、第2回が開催をされ参加し、中城村・北中城村においては土地利用の見直しをぜひやっていきたいという意見を申し添えてきました。

2月19日、平成31年度全国高等学校総合体育大会、北中城村実行委員会第3回総会が行われました。これは解散総会ということで、実行委員の皆さんに大変御苦労さまということを申し添えました。

2月23日、第1回琉球メディカルラリー in 北中城、これは中部徳洲会病院で行われたんですが、全国から医療チームを編成して医療の競技をするという催しでした。こういう時期だったんですが、あえて徳洲会さんがやろうということで、全国から医療関係者が集ってメディカルラリーを実施しております。激励の挨拶をさせていただきます。

以上、行政報告といたします。

○議長（名幸利積）

以上で、村長の行政報告を終わります。

日程第4．令和2年度施政方針

○議長（名幸利積）

日程第4．令和2年度施政方針を行います。
村長から施政方針の申し出がありますので、これを許可します。
村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、令和2年度施政方針を申し述べます。

初めに、令和2年第1回北中城村議会定例会の開会に当たり、提案いたしました議案等の説明に先立ち、令和2年度の村政運営の基本方針と主な新規施策及び重要施策の概要を申し述べ、村民の皆様を初め、議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

新しい時代の幕開けとなった令和元年度は、明るい未来の到来が期待される一方で、県民の心のよりどころとも言える首里城の焼失や新型コロナウイルスの感染拡大など、沖縄観光への影響が危惧される年でもありました。

この状況は依然として解決されたものではありません。しかし、本年度は東京オリンピック・パラリンピックが開催されるとともに那覇空港第2滑走路が供用開始されることから、国内外から多くの観光客が沖縄を訪れることが予想されます。また、中城城跡が世界遺産登録20周年を迎え、多くの観光客が本村に来訪する機会が増加するものと期待しています。これらの機会を通じ、北中城村を世界へ発信する好機と捉え、オリンピックホストタウンとしての取組や世界遺産登録20周年関連事業等について、関係機関と連携・協力し取り組んでいきます。

明るい展望もある中、国の施策等の影響で財政負担が増大する傾向にあります。昨年始まった幼保無償化や今年4月に施行される会計年度任用職員制度及び扶助費の増加により事業の選択と集中、経費節減及び業務の効率化が必要不

可欠であります。しかし、このような状況下にあっても北中城村は成長・発展を続けていかなければなりません。教育や福祉、健康長寿対策などの重要課題にしっかりと取り組みます。

これらを踏まえ、総合計画6つの目標に基づき、令和2年度の主な新規施策及び重要施策の概要を申し上げます。

1点目であります。全村植物公苑づくり。

秩序ある土地利用ということで、駐留軍用地跡地利の全国的なモデルケースとして注目されてきたアワセ土地区画整理事業が完了を迎え、広域交流拠点としての土地利用が順調に進んでおります。今後はロウワー・プラザ住宅地区や喜舎場住宅地区といった返還予定地の円滑な跡地利用に向け、地権者組織の立ち上げ等の支援を行います。

また、公営墓地の整備は、進入路整備を進め、墓地造成に取り組みます。

2点目に、生涯健やかで笑顔あふれる健康づくりということで、1点目に地域での健康づくりの推進であります。

疾病全体に占める生活習慣病の割合が増加傾向にある中、人間ドック助成等を通し各種健康診査の受診率向上に努め、生活習慣病の発症・重症化予防に取り組みます。また、麻疹等の感染症の蔓延防止と患者の発生減少を図るため、予防接種対象者の接種しやすい環境づくりに取り組みます。

2点目に、次世代の健康づくりの推進であります。

妊娠期から出産まで安全に安心して過ごせるよう保健指導や栄養指導を実施するとともに、乳幼児の健やかな育ちを支援するため、乳幼児健診や歯科検診等の充実を図ります。

3点目に、国民健康保険の安定運営であります。

全ての村民が心身ともに健康な生活が送れるよう特定健康診査並びに特定保健指導の取組強

化に努めます。また、地域の運動施設等を活用し、食生活や運動の習慣化が図られるよう各世代に応じた健康づくりに関する保健指導等による支援に取り組みます。

3番目に、人と文化を育み時代を担う人づくりですが、1点目に、総合学習、キャリア教育など生きる力を育む多様な教育の充実に取り組みます。

小学校では新学習指導要領によりプログラミング教育が実践されます。児童・生徒の情報活用能力を育成するためコンピューター指導員及び情報活用機器等を効果的に運用します。

2点目に、学校施設等の環境整備であります。

北中城中学校の外構整備及び島袋小学校の空調設備の更新を引き続き実施します。また、北中城小学校の空調設備の機能復旧を図るとともに、特別支援教室を増築して多様な教育環境の充実に取り組みます。

3点目に、地域の文化活動や交流活動に対する支援です。

昨年度に制作した「北中城音頭」が村民の交流活動等に反映できるよう普及に努めます。また、ライカム地区の村道ネーミングライツの契約が更新されたことから、引き続き村伝統芸能等の後継者育成を支援いたします。

4点目に、国際交流・国際協力の促進であります。

2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とする新たな国際交流の機会創出に向け、サントメ・プリンシペ民主共和国、アフリカですが、ホストタウンとしてスポーツや文化、伝統芸能による交流に取り組みます。

大きな4点目であります。

ゆいまーる（相互扶助）で築く安全・安心な地域づくり。

1点目に、地域ぐるみで子育てしやすい環境づくり。

島袋小学校区内に整備を進めてきた放課後児

童クラブが4月に開園いたします。施設を活用した児童の遊びや生活の場を確保することで、引き続き子育てしやすい環境づくりに努めます。

2点目に、就学前教育・保育など多様な保育ニーズへの対応であります。

保育における待機児童解消に向け、ライカム地区での認可園整備を引き続き支援します。また、喜舎場保育所の空調設備を改修し、保育環境の改善を図ります。

3点目に、災害に強い環境整備です。

近年多発する自然災害などの災害事案に備え、デジタル式防災行政無線の整備を進めています。本年度も引き続き村内各所に子局を設置し、災害時に迅速な情報提供が行える環境整備を図ります。

また、島袋地区の浸水被害対策の早期解決に向け、貯水施設等の整備工事を継続して進め、本年度内の一部供用開始を目指しております。

4点目、自助・共助・公助による地域防災力の向上であります。

本村小学生による訪問団を結成し、東日本大震災の被災地である福島県内各地との交流を通すことで被災・復興状況をじかに学び、防災意識の向上に取り組みます。

5点目、地域の魅力を生かしたにぎわいある産業づくりであります。

その中の1点目ですが、北中城村の強みを生かした観光資源開発です。

アーサやパッションフルーツといった既存特産品の充実に加え、新たに冬瓜を活用した特産品開発に取り組むことで、本村の観光資源の開発を推進します。

2点目に、生産基盤の強化と生産性向上であります。

安谷屋第二地区におけるかんがい施設の整備は、本年度より配管等の布設を順次行うことで安定した農業用水の確保に向け、引き続き取り組みます。

3点目に雇用の創出と就業支援ですが、本村ではライカム地区の誕生により、医療や商業施設等が集積し雇用が生まれています。本年度より当該地区の民間企業と連携し、コワーキングスペースを活用した創業支援に取り組みます。

大きな6点目として、村民とともに創造する夢のある村づくり。

1点目に効率的な行政の運営ですが、現在、老朽化した役場第一庁舎の建て替え工事に着手しています。本年度内の新庁舎竣工を目指し、業務の効率化並びに防災機能の向上に努めます。また、姉妹町村である葛巻町との人事交流を実施し、両町村のおおのの施策を学ぶことで職員の質向上を図ります。

2点目に、計画的な財政の運営であります。適正な課税及び時代に即した納税環境の拡充に取り組むだけでなく、ふるさと納税制度を有効活用することで自主財源の確保に取り組みます。

終わりに、これまで申し上げました施策並び諸事業を実施するため、令和2年度当初予算規模は次のとおりとなります。

一 般 会 計	8,211,000千円
国民健康保険特別会計	2,270,409千円
後期高齢者医療特別会計	207,990千円
公共下水道事業特別会計	643,660千円
水道事業会計	750,207千円
合 計	12,083,266千円

以上、令和2年度の村政運営の基本方針と主

な新規施策及び重点施策の概要について申し上げますが、これらの実施に当たっては、本村の将来像である「平和で緑が輝く健康長寿と文化のむらきたなかぐすく」の実現を目指し、職員とともに施策を推進まいりますので、議員各位を初め村民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和2年3月6日

北中城村長 新垣 邦男

よろしくお願いたします。

○議長（名幸利積）

以上で、村長の施政方針を終わります。

日程第5. 議案第1号 北中城村税条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第5. 議案第1号 北中城村税条例の一部を改正する条例についてから日程第23. 議案第19号 令和2年度北中城村水道事業会計予算についてまでの19件を一括議題といたします。

本案について村長の説明を求めます。

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは議案第1号です。北中城村税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案第1号

北中城村税条例の一部を改正する条例について

北中城村税条例（昭和47年北中城村条例第49号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年3月6日 提出

提案理由

北中城村税条例の一部に、字句を地方税法の表現や条例（例）及び用字・用語等と揃え、元号を平成から令和に改めて整備をする等の改正をする必要が生じたため。

北中城村税条例の一部を改正する条例

北中城村税条例（昭和47年北中城村条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正条例	現行条例
<p>目次</p> <p>第1節 通則（第1条—<u>第6条</u>） （課税の根拠）</p> <p>第1条 村税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については、法令その他別に<u>定めがあるもの</u>のほか、この条例の定めるところによる。</p> <p><u>（定義）</u></p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2） 省略</p> <p>（3） 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、村が作成するものに納税者の住所及び氏名又は名称並びに<u>その納付すべき徴収金額</u>その他納付について必要な事項を記載するものをいう。</p> <p>（4） 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる文書で、村が作成する<u>ものに特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称並びにその納入すべき徴収金額</u>その他納入について必要な事項を記載するものをいう。</p> <p><u>（北中城村行政手続条例の適用除外）</u></p> <p>第4条 <u>北中城村行政手続条例（平成11年北中城村条例第30号）第3条又は第4条に定めるもの</u>のほか、この条例又はこの条例に基づく</p>	<p>目次</p> <p>第1節 通則（第1条—<u>第6条の2</u>） （課税の根拠）</p> <p>第1条 村税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については、法令その他別に<u>定があるもの</u>のほか、この条例の定めるところによる。</p> <p><u>（用語）</u></p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2） 省略</p> <p>（3） 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、村が作成するものに納税者の住所及び氏名又は名称並びに<u>納税すべき徴収金額</u>その他納付について必要な事項を記載するものをいう。</p> <p>（4） 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる文書で、村が作成する<u>ものに、特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称並びにその納入すべき徴収金額</u>その他納入について必要な事項を記載するものをいう。</p> <p><u>第4条及び第5条 削除</u></p>

規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、北中城村行政手続条例第2章（第8条を除く。）及び第3章（第14条を除く。）の規定は、適用しない。

2 北中城村行政手続条例第3条、第4条又は第33条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第33条第3項及び第34条の規定は、適用しない。

第5条 削除

（条例施行の細目）

第6条 この条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、この条例で定めるもののほか、規則で定める。

（課税漏れ等に係る村税の取扱い）

第7条 課税漏れに係る村税又は偽りその他不正の行為により免れた村税があることを発見した場合においては、課税すべき年度（法人税割にあつては、その課税標準の算定期間の末日現在）の税率によってその全額を直ちに徴収する。

（条例施行の細目）

第6条 この条例実施のための手続その他その施行について必要な事項は、この条例で定めるもののほか規則で定める。

（北中城村行政手続条例の適用除外）

第6条の2 北中城村行政手続条例（平成11年条例第30号）第3条又は第4条に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、北中城村行政手続条例第2章（第8条を除く。）及び第3章（第14条を除く。）の規定は、適用しない。

2 北中城村行政手続条例第3条、第4条又は第33条第3項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第33条第2項及び第34条の規定は、適用しない。

（課税洩等に係る村税の取扱）

第7条 課税洩に係る村税又は詐偽その他不正の行為により免かれた村税があることを発見した場合においては、課税すべき年度（法人税割にあつては、その課税標準の算定期間の末日現在）の税率によってその金額を直ちに徴収する。

(徴収猶予に係る村の徴収金の分割納付又は分割納入の方法)

第8条 省略

- 2 村長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項及び第4項において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る村の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。
- 3 村長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。
- 4 村長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。
- 5 村長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変

(徴収猶予に係る村の徴収金の分割納付又は分割納入の方法)

第8条 省略

- 2 村長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項及び第4項において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る村の徴収金を分割して納付し、または納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。
- 3 村長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。
- 4 村長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は納入期限及び各納付期限又は納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は納入期限及び各納付期限又は納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。
- 5 村長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は納入期限及び各納付期限又は納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受

更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき村の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2)～(5) 省略

(6) 猶予を受けようとする金額が50万円を超え、かつ、猶予期間が6月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

2～8 省略

(職権による換価の猶予の手続等)

第11条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、第8条第1項に規定する方法とする。

2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 省略

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第12条 省略

2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、第8条第1項に規定する方法とする。

3 省略

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で

けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法第15条第1項の各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事業に基づき村の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2)～(5) 省略

(6) 猶予を受けようとする金額が50万円を超え、かつ、猶予期間が6月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保障であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

2～8 省略

(職権による換価の猶予の手続等)

第11条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、第8条第1項に掲げる方法とする。

2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する、法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 省略

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第12条 省略

2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、第8条第1項に掲げる方法とする。

3 省略

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例に

定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)・(2) 省略

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5～8 省略

(公示送達)

第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、北中城村公告式条例（昭和47年北中城村条例第12号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

(災害等による期限の延長)

第18条の2 村長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下この条において「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。

2～5 省略

(納税証明事項)

第18条の3 省略

(納税証明書の交付手数料)

第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付手数料は、北中城村手数料条例（平成12年北中城村条例第13号）に定めるところによる。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、手数料を徴しない。

2 省略

(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用す

定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)・(2) 省略

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5～8 省略

(公示送達)

第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、北中城村公告式条例（昭和47年条例第12号）第2条に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

(災害等による期限の延長)

第18条の2 村長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下本条中「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。

2～5 省略

(納税者証明事項)

第18条の3 省略

(納税証明書の交付手数料)

第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付手数料は、北中城村手数料条例（平成12年条例第13号）に定めるところによる。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、手数料を徴しない。

2 省略

(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用す

る場合を含む。以下この条において同じ。) 、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。) 、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条又は第139条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額
当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項及び第4項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項並びに第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割

る場合を含む。以下この条において同じ。) 、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。) 、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額
当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項及び第4項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項並びに第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割

合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（村民税の納税義務者等）

第23条 村民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によって、第5号の者に対しては法人税割額によって課する。

（1）～（3） 省略

（4） 村内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下「寮等」という。）を有する法人で当該村内に事務所又は事業所を有しないもの

（5） 省略

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設（法第292条第1項第14号に規定する恒久的施設をいう。）をもって、その事務所又は事業所とする。

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の村民税に関する規定を適用する。

（個人の村民税の非課税の範囲）

第24条 省略

2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額

合は、潤年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（村民税の納税義務者等）

第23条 村民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によって、第5号の者に対しては法人税割額によって課する。

（1）～（3） 省略

（4） 村内に寮、宿泊所、クラブ、その他これらに類する施設（以下「寮等」という。）を有する法人で当該村内に事務所又は事業所を有しないもの

（5） 省略

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）に対する本節の規定の適用については、恒久的施設（法第292条第1項第14号に規定する恒久的施設をいう。）をもって、その事務所又は事業所とする。

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の村民税に関する規定を適用する。

（個人の村民税の非課税の範囲）

第24条 省略

2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額

(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に168,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。

(村民税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第26条 前条第2項の認定を受けていない村民税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 省略

(均等割の税率)

第31条 省略

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
(1) 次に掲げる法人	年額 5万円
ア <u>法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。)</u>	
イ <u>人格のない社団等</u>	
ウ <u>一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除</u>	

(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8千円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。

(村民税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第26条 前条第2項の認定を受けていない村民税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 省略

(均等割の税率)

第31条 省略

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
(1) 次に掲げる法人	年額 5万円
イ <u>法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。)</u>	
ロ <u>人格のない社団等</u>	
ハ <u>一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。)</u> 及び <u>一般財団法人(非営利型法人に該当するも</u>	

く。)及び一般財団法人
(非営利型法人に該当す
るものを除く。)

エ 保険業法(平成7年法
律第105号)に規定する
相互会社以外の法人で資
本金の額又は出資金の額
を有しないもの(アから
ウまでに掲げる法人を除
く。)

オ 資本金等の額(法第
292条第1項第4号の5
に規定する資本金等の額
をいう。以下この表及び
第4項において同じ。)
を有する法人(法人税法
別表第2に規定する独立
行政法人で収益事業を行
わないもの及びエに掲げ
る法人を除く。以下この
表及び第4項において同
じ。)で資本金等の額が
1,000万円以下であるも
ののうち、村内に有する
事務所、事業所又は寮等
の従業者(俸給、給料若
しくは賞与又はこれらの
性質を有する給与の支給
を受けることとされる役
員を含む。)の数の合計
数(次号から第9号まで
において「従業者数の合
計数」という。)が50人
以下のもの

(2) 資本金等の額を有する 年額 12万円
法人で資本金等の額が
1,000万円以下であるも
ののうち、従業者数の合

のを除く。)

ニ 保険業法(平成7年法
律第105号)に規定する相互
会社以外の法人で資本金の額
又は出資金の額を有しないも
の(イからハマまでに掲げる法
人を除く。)

ホ 資本金等の額(法第
292条第1項第4号の5に規
定する資本金等の額をいう。
以下この表及び第4項におい
て同じ。)を有する法人(法
人税法別表第2に規定する独
立行政法人で収益事業を行わ
ないもの及びニに掲げる法人
を除く。以下この表及び第4
項において同じ。)で資本金
等の額が千万円以下であるも
ののうち、村内に有する事務
所、事業所又は寮等の従業者
(俸給、給料若しくは賞与又
はこれらの性質を有する給与
の支給を受けることとされる
役員を含む。)の数の合計数
(次号から第9号までにおい
て「従業者数の合計数」とい
う。)が50人以下のもの

(2) 資本金等の額を有する 年額 12万円
法人で資本金等の額が千万円
以下であるもののうち、従業
者数の合計数が50人を超える
もの

(3) 資本金等の額を有する 年額 13万円
法人で資本金等の額が千万円
を超え1億円以下であるもの
のうち、従業者数の合計数が
50人以下であるもの

(4) 資本金等の額を有する 年額 15万円

<p>計数が50人を超えるもの</p> <p>(3) 資本金等の額を有する 法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの</p>	年額	13万円	<p>法人で資本金等の額が千万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの</p> <p>(5) 資本金等の額を有する 法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの</p>	年額	16万円
<p>(4) 資本金等の額を有する 法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの</p>	年額	15万円	<p>(6) 資本金等の額を有する 法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの</p>	年額	40万円
<p>(5) 資本金等の額を有する 法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの</p>	年額	16万円	<p>(7) 資本金等の額を有する 法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの</p>	年額	41万円
<p>(6) 資本金等の額を有する 法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの</p>	年額	40万円	<p>(8) 資本金等の額を有する 法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの</p>	年額	175万円
<p>(7) 資本金等の額を有する 法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの</p>	年額	41万円	<p>(9) 資本金等の額を有する 法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が合計数が50人を超えるもの</p>	年額	300万円
<p>(8) 資本金等の額を有する 法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの</p>	年額	175万円			
<p>(9) 資本金等の額を有する 法人で資本金等の額が50</p>	年額	300万円			

億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの

3 省略

4 資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

（所得割の課税標準）

第33条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。

2～6 省略

（調整控除）

第34条の6 所得割の納税義務者については、その者の第34条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1) 当該納税義務者の第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金

3 省略

4 資本金の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

（所得割の課税標準）

第33条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額とする。

2～6 省略

（調整控除）

第34条の6 所得割の納税義務者については、その者の第34条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1) 当該納税義務者の第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額

イ 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

ロ 当該納税義務者の合計課税所得金額

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額（当該金

額が5万円を下回る場合には、5万円とする。)の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額から200万円を控除した金額

(外国税額控除)

第34条の8 所得割の納税義務者が、法第314条の8に規定する外国の所得税等を課された場合においては、法第314条の8及び令第48条の9の2に規定するところにより控除すべき額を、第34条の3及び前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(所得の計算)

第35条 第23条第1項第1号の者に対して所得割を課する場合においては、次に定めるところによって、その者の第33条第1項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を算定する。

(1)・(2) 省略

第36条 村民税の納税義務者に係る所得税の基礎となった所得の計算が一般に著しく適正を欠くと認められる場合においては、各納税義務者について、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、所得税法その他の所得税に関する法令に規定する所得の計算の方法に従ってその所得を計算し、その計算したところに基づいて村民税を課する。

(村民税の申告)

第36条の2 省略

2 前項の規定により申告書を村長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申

額が5万円を下回る場合には、5万円とする。)の100分の3に相当する金額

イ 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

ロ 当該納税義務者の合計課税所得金額から200万円を控除した金額

(外国税額控除)

第34条の8 所得割の納税義務者が、法第314条の8に規定する外国の所得税等を課された場合においては、法第314条の8及び令第48条の9の2に規定するところにより控除すべき額を、第34条の3及び前2条の規定を適用した場合の所得割額から控除する。

(所得の計算)

第35条 第23条第1項第1号の者に対して所得割を課する場合においては、次の各号に定めるところによって、その者の第33条第1項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を算定する。

(1)・(2) 省略

第36条 村民税の納税義務者に係る所得税の基礎となった所得の計算が一般に著しく適正を欠くと認められる場合においては、各納税義務者について、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、所得税法その他の所得税に関する法令に規定する所得の計算の方法に従ってその所得を計算し、その計算したところに基づいて村民税を課する。

(村民税の申告)

第36条の2 省略

2 前項の規定により申告書を村長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申

告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により、村長の定める様式による。

3～9 省略

第36条の3 第23条第1項第1号の者が前年分の所得税につき所得税法第2条第1項第37号の確定申告書（以下この条において「確定申告書」という。）を提出した場合には、この節の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日に前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書が提出されたものとみなす。ただし、同日前に当該申告書が提出された場合は、この限りでない。

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を付記しなければならない。

（個人の村民税の納期）

第40条 普通徴収の方法によって徴収する個人の村民税の納期は、次のとおりとする。

省略

2 村長は、特別の事情がある場合において前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内において別に納期を定めることができる。

（個人の村民税の納税通知書）

第41条 個人の村民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の村民税額及び県民税額の合算額（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収す

告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により、村長の定める様式による。

3～9 省略

第36条の3 第23条第1項第1号の者が前年分の所得税につき所得税法第2条第1項第37号の確定申告書（以下本条において「確定申告書」という。）を提出した場合には、本節の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日に前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書が提出されたものとみなす。ただし、同日前に当該申告書が提出された場合は、この限りでない。

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により附記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を附記しなければならない。

（個人の村民税の納期）

第40条 普通徴収の方法によって徴収する個人の村民税の納期は、次のとおりである。

省略

2 村長は特別の事情がある場合において前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内において別に納期を定めることができる。

（村民税の納税通知書）

第41条 個人の村民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の村民税額及び県民税額の合算額（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収す

る場合にあつては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなつた金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあつては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなつた日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(個人の村民税の納期前の納付)

第42条 個人の村民税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を併せて納付することができる。

(普通徴収に係る個人の村民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収)

第43条 普通徴収の方法によって徴収する個人の村民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定により閲覧し、その賦課した税額を変更し、又は賦課する必要を認めた場合には、既に第35条第1号ただし書若しくは第2号又は第36条の規定を適用して個人の村民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうちその決定があつた日までの納期に係る分(以下この条において「不足税額」という。)を追徴する。

2 省略

3 所得税の納税義務者が修正申告書(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があつたことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。)を提出し、又は国の

る場合にあつては特別徴収の方法によって徴収されないことになつた金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあつては特別徴収の方法によって徴収されないこととなつた日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(個人の村民税の納期前の納付)

第42条 個人の村民税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。

(普通徴収に係る個人の村民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収)

第43条 普通徴収の方法によって徴収する個人の村民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定により閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合には、既に第35条第1号ただし書若しくは第2号又は第36条の規定を適用して個人の村民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうちその決定があつた日までの納期に係る分(以下この条において「不足税額」という。)を追徴する。

2 省略

3 所得税の納税義務者が修正申告書(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得についての調査があつたことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。)を提出し、又は国の税

税務官署が所得税の更正（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除く。）をしたことに基因して、第40条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から同項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

4 省略

（給与所得に係る個人の村民税の特別徴収）

第44条 個人の村民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。

（1）省略

（2）外国航路を航行する船舶に乗り組む船員で不定期に給与の支払を受けるもの

2 省略

3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により

税務官署が所得税の更正（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除く。）をしたことに基因して、第40条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から同項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

4 省略

（給与所得に係る個人の村民税の特別徴収）

第44条 個人の村民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。

（1）省略

（2）外国航路を航行する船舶に乗り組む船員で不定期に給与の支払を受ける者

2 省略

3 前項本文の規定によつて給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により

徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、村長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 第1項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第47条の2第1項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者である場合における前2項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると村長が認めるとき

徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、村長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 第1項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払いを受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第47条の2第1項に規定する老齢等年金給付の支払いを受けている年齢65歳以上の者である場合における前2項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払いをする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると村長が認めるとき

は、この限りでない。

6 特別徴収の方法によって個人の村民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によって徴収する。

（給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例）

第46条の2 第45条第1項の特別徴収義務者は、その事務所、事業所その他これらに準ずるもので給与の支払事務を取り扱うもの（給与の支払を受ける者が常時10人未満であるものに限る。以下この条、次条及び第46条の4において「事務所等」という。）につき、村長の承認を受けた場合には、6月から11月まで及び12月から翌年5月までの各期間（当該各期間のうちその承認を受けた日の属する期間については、その日の属する月から当該期間の最終月までの期間）に当該事務所等において支払った給与について徴収した給与所得に係る特別徴収税額を、前条の規定にかかわらず、当該各期間に属する最終月の翌月10日までに納入することができる。

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

は、この限りでない。

6 特別徴収の方法によって個人の村民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以後の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によって徴収する。

（給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例）

第46条の2 第45条第1項の特別徴収義務者は、その事務所、事業所その他これらに準ずるもので給与の支払事務を取り扱うもの（給与の支払を受ける者が常時10人未満であるものに限る。以下この条、次条及び第46条の4において「事務所等」という。）につき、村長の承認を受けた場合には、6月から11月まで及び12月から翌年5月までの各期間（当該各期間のうちその承認を受けた日の属する期間については、その日の属する月から当該期間の最終日までの期間）に当該事務所等において支払った給与について徴収した給与所得に係る特別徴収税額を、前条の規定にかかわらず、当該各期間に属する最終月の翌月10日までに納入することができる。

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

第47条 個人の村民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 省略

(公的年金等に係る所得に係る個人の村民税の特別徴収)

第47条の2 個人の村民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収す

第47条 個人の村民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 省略

(公的年金等に係る所得に係る個人の村民税の特別徴収)

第47条の2 個人の村民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

る。

(1) 当該年度分の老齢等年金給付の年額が18万円未満である者その他の村の行う介護保険の介護保険法（平成9年法律第123号）第135条第5項に規定する特別徴収対象被保険者でない者

(2) 省略

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の村民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務)

第47条の4 省略

2 省略

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合には、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の村民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合には、前々年中の公的年金等に係る

(1) 当該年度分の老齢等年金給付の年額が18万円未満であるものその他村の行う介護保険の介護保険法（平成9年法律第123号）第135条第5項に規定する特別徴収対象被保険者でない者

(2) 省略

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の村民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額の納入義務)

第47条の4 省略

2 省略

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合には、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の村民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合計額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収した場合には、前々年中の公的年金等に係る

所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額をいう。次条第2項において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2 当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において前項の規定による特別徴収が行われた特別徴収対象年金所得者については、第47条の2第1項の規定の適用がある場合における同項並びに第47条の3及び前条の規定の適用にあつては、第47条の2第1項中「の2分の1に相当する額」とあるのは、「から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額」とし、同条第2項の規定は、適用しない。

3 第47条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第47条の3中「前条第1項」とあるのは「第47条の5第1項」と、「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税

所得に係る所得割額)の2の分1に相当する額をいう。次条第2項において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2 当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において前項の規定による特別徴収が行われた特別徴収対象年金所得者については、第47条の2第1項の規定の適用がある場合における同項並びに第47条の3及び前条の規定の適用にあつては、第47条の2第1項中「の2分の1に相当する額」とあるのは、「から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額」とし、同条第2項の規定は適用しない。

3 第47条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第47条の3中「前条第1項」とあるのは「第47条の5第1項」と、「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税

額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 省略

(法人の村民税の申告納付)

第48条 省略

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3～5 省略

6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、偽りその他不正の行為により村民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において

額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 省略

(法人の村民税の申告納付)

第48条 省略

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事務所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3～5 省略

6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により村民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において

「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る村民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。))が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。))があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(偽りその他不正の行為により村民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る村民税又は令第48条の16の2第3項に規定する村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告書に係る村民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。))である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。))によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修

「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る村民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。))が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。))があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により村民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る村民税又は令第48条の16の2第3項に規定する村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告書に係る村民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。))である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。))によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申

正申告書の提出期限) までの期間

8・9 省略

(法人の村民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 省略

2 省略

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、偽りその他不正の行為により村民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があつたとき(当該増額更正に係る村民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出によ

告書の提出期限) までの期間

8・9 省略

(法人の村民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 省略

2 省略

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により村民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があつたとき(当該増額更正に係る村民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出によ

り納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽りその他不正の行為により村民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき村民税又は令第48条の15の5第4項に規定する村民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) 省略

(村民税の減免)

第51条 村長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、村長において必要があると認めるものに対し、村民税を減免する。

(1)～(4) 省略

(5) 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等

(6) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、収益事業を行わないもの

2 前項の規定によって村民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

3 省略

(法人の村民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 省略

り納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により村民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき村民税又は令第48条の15の5第4項に規定する村民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) 省略

(村民税の減免)

第51条 村長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち村長において必要があると認めるものに対し、村民税を減免する。

(1)～(4) 省略

(5) 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第8条に規定する政党又は政治団体

(6) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する収益事業を行わない特定非営利活動法人

2 前項の規定によって村民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

3 省略

(法人の村民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 省略

2 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽りその他不正の行為により村民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る村民税又は令第48条の16の2第3項に規定する村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽りその他不正の行為により村民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき村民税又は令第48条の15の5第4項に規定する村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

4 省略

5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽りその他不正の行為により村民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る村民税又は令

2 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐欺その他不正の行為により村民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る村民税又は令第48条の16の2第3項に規定する村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐欺その他不正の行為により村民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき村民税又は令第48条の15の5第4項に規定する村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

4 省略

5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐欺その他不正の行為により村民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る村民税又は令

第48条の16の2第3項に規定する村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

- 6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽りその他不正の行為により村民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき村民税又は令第48条の15の5第4項に規定する村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

（退職所得の課税の特例）

第53条の2 退職手当等（所得税法第199条の規定によりその所得税を徴収して納付すべきものに限る。以下同じ。）の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において村内に住所を有する者が当該退職手当等の支払を受ける場合には、当該退職手当等に係る所得割は、第33条、第34条の3及び第37条の規定にかかわらず、当該退職手当等に係る所得を他の所得と区分し、次条から第53条の12までに規定するところによって課する。

（特別徴収税額）

第53条の8 第53条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に

第48条の16の2第3項に規定する村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

- 6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐欺その他不正の行為により村民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき村民税又は令第48条の15の5第4項に規定する村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

（退職所得の課税の特例）

第53条の2 退職手当等（所得税法第199条の規定により、その所得税を徴収して納付すべきものに限る。以下同じ。）の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において村内に住所を有する者が当該退職手当等の支払を受ける場合には当該退職手当等に係る所得割は、第33条、第34条の3及び第37条の規定にかかわらず、当該退職手当等に係る所得を他の所得と区分し、次条から第53条の12までに規定するところによって課する。

（特別徴収税額）

第53条の8 第53条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に

掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。

(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下この条、次条第2項及び第53条の10第1項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額

(2) 省略

2 省略

(退職所得申告書)

第53条の9 退職手当等の支払を受ける者でその退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において村内に住所を有するものは、その支払を受ける時まで、施行規則第5号の9様式による申告書を、その退職手当等の支払をする者を經由して、村長に提出しなければならない。この場合において、支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき法第328条の14の規定により交付される特別徴収票を添付しなければならない。

2 省略

(分離課税に係る所得割の普通徴収)

第53条の12 その年において退職手当等の支払を受けた者が第53条の8第2項に規定する分離課税に係る所得割の額を徴収された又は徴収されるべき場合において、その者のその年中における退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額が当該退職手当等につき第53条の7の

掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。

(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下本条、次条第2項及び第53条の10第1項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額

(2) 省略

2 省略

(退職所得申告書)

第53条の9 退職手当等の支払を受ける者でその退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において村内に住所を有する者は、その支払を受ける時まで、施行規則第5号の9様式による申告書をその退職手当等の支払をする者を經由して、村長に提出しなければならない。この場合において、支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき法第328条の14の規定により交付される特別徴収票を添付しなければならない。

2 省略

(分離課税に係る所得割の普通徴収)

第53条の12 その年において退職手当等の支払を受けた者が第53条の8第2項に規定する分離課税に係る所得割の額を徴収された又は徴収されるべき場合において、その者のその年中における退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額が当該退職手当等につき第53条の7の

規定により徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額を超えるときは、第53条の5の規定にかかわらず、その超える金額に相当する税額を直ちに、普通徴収の方法によって徴収する。この場合には、第40条から第43条までの規定は、適用しない。

- 2 前項の場合には、同項の規定によって徴収すべき税額に第53条の7又は第53条の7の2において準用する第46条の2の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下この項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（納期限までの期間又は納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。

（固定資産税の納税義務者等）

第54条 固定資産税は、固定資産（土地、家屋及び償却資産を総称する。以下固定資産税について同じ。）に対し、その所有者（質権又は100年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同じ。）に課する。

- 2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有

規定により徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額を超えるときは、第53条の5の規定にかかわらず、その超える金額に相当する税額を直ちに、普通徴収の方法によって徴収する。この場合には、第40条から第43条までの規定は適用しない。

- 2 前項の場合には、同項の規定によって徴収すべき税額に第53条の7又は第53条の7の2において準用する第46条の2の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下本項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（納期限までの期間又は納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。

（固定資産税の納税義務者等）

第54条 固定資産税は、固定資産（土地、家屋及び償却資産を総称する。以下固定資産税について同様とする。）に対し、その所有者（質権又は100年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地についてはその質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同様とする。）に課する。

- 2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳簿若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は登録されているものをいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しく

者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

3～5 省略

6 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定によって使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定によって使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定によって使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の2に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす。

7 省略

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2

は所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

3～5 省略

6 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定によって使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定によって使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定によって使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の2に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす。

7 省略

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2

若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付し

若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項のに規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条に同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、村長に提

て、村長に提出しなければならない。

(1)～(6) 省略

第57条 法第348条第2項第10号から第10号の10までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の10までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1) 省略

(2) 社会福祉事業等の開始又は設立及び当該社会福祉事業等の用に供する土地の区域変更の年月日

(3)～(6) 省略

第58条 法第348条第2項第11号の3及び第11号の4の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号に、家屋については第2号及び第3号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。

(1)～(5) 省略

第58条の2 法第348条第2項第11号の5の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号に、家屋については第2号及び第3号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が社会医療法人の所有に属しないものである場

出しなければならない。

(1)～(6) 省略

第57条 法第348条第2項第10号から第10号の10までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の10までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1) 省略

(2) 社会福祉事業等の開始若しくは設立及び当該社会福祉事業等の用に供する土地の区域変更の年月日

(3)～(6) 省略

第58条 法第348条第2項第11号の3及び第11号の4の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号に、家屋については第2号及び第3号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を、村長に提出しなければならない。

(1)～(5) 省略

第58条の2 法第348条第2項第11号の5の固定資産について同項本文の規定を受けようとする者は、土地については第1号に、家屋については第2号及び第3号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が社会医療法人の所有に属しないものである場合に

合においては、当該固定資産を社会医療法人に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1)～(5) 省略

(非課税の固定資産に対する有料貸付者の納税義務)

第60条 固定資産を有料で借り受けた者がこれを法第348条第2項に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に対し固定資産税を課する。

(固定資産税の課税標準)

第61条 省略

2 省略

3 基準年度の土地又は家屋に対して課する第3年度(第2年度の翌年度をいう。以下同じ。)の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格(第2年度において前項ただし書に掲げる事情があったため、同項ただし書の規定によって当該土地又は家屋に対して課する第2年度の固定資産税の課税標準とされた価格がある場合には、当該価格とする。以下この項において同じ。)で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、基準年度の土地又は家屋について第3年度の固定資産税の賦課期日において地目の変換、家屋の改築若しくは損壊その他これらに類する特別の事情があるため、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入したため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格によることが不相当であるか又は村内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると村長が認める場合においては、当該土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

合においては、当該固定資産を社会医療法人に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1)～(5) 省略

(非課税の固定資産に対する有料貸付者の納税義務)

第60条 固定資産を有料で借り受けた者がこれを法第348条第2項に掲げる固定資産として使用する場合には当該固定資産の所有者に対し固定資産税を課する。

(固定資産税の課税標準)

第61条 省略

2 省略

3 基準年度の土地又は家屋に対して課する第3年度(第2年度の翌年度をいう。以下同じ。)の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税課税標準の基礎となった価格(第2年度において前項ただし書に掲げる事情があったため同項ただし書の規定によって当該土地又は家屋に対して課する第2年度の固定資産税の課税標準とされた価格がある場合には、当該価格とする。以下本項において同じ。)で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、基準年度の土地又は家屋について第3年度の固定資産税の賦課期日において地目の変換、家屋の改築若しくは損壊その他これに類する特別の事情があるため、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入したため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格によることが不相当であるか又は村内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると村長が認める場合においては、当該土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

のとする。

4 省略

5 第2年度の土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る第2年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、第2年度の土地又は家屋について第3年度の固定資産税の賦課期日において地目の変換、家屋の改築若しくは損壊その他これらに類する特別の事情があるため、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入したため、第2年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格によることが不相当であるか又は村内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると村長が認める場合においては、当該土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

6 省略

7 償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、賦課期日における当該償却資産の価格で償却資産課税台帳に登録されたものとする。

8 法第349条の3又は第349条の3の4から第349条の5までの規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にかかわらず、法第349条の3又は第349条の3の4から第349条の5までに定める額とする。

9・10 省略

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第61条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

る。

4 省略

5 第2年度の土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る第2年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、第2年度の土地又は家屋について第3年度の固定資産税の賦課期日において地目の変換、家屋の改築若しくは損壊その他これらに類する特別の事情があるため、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入したため、第2年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格によることが不相当であるか又は村内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると村長が認める場合においては、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

6 省略

7 償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、賦課期日における当該償却資産の価格で償却資産税台帳に登録されたものとする。

8 法第349条の3又は第349条の3の4から第349条の5までの規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にかかわらず、法第349条の3又は第349条の3の4から第349条の5までに定める額とする。

9・10 省略

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第61条の2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

(固定資産税の税率)

第62条 固定資産税の税率は、100分の1.4とする。

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあっては30万円、家屋にあっては20万円、償却資産にあっては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を村長に提出して行わなければならない。

(1)～(4) 省略

2 省略

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の按分の申出)

第63条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の按(あん)分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を村長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又

2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

(固定資産税の税率)

第62条 固定資産税の税率は100分の1.4とする。

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となすべき額が土地にあっては30万円、家屋にあっては20万円、償却資産にあっては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を村長に提出して行わなければならない。

(1)～(4) 省略

2 省略

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の按分の申出)

第63条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を村長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(当該書類を提出する者の個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又

は名称)

(2)～(5) 省略

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災
共用土地（以下この項及び次項において「特
定被災共用土地」という。）に係る固定資産
税額の按分の申出は、同条第6項に規定する
特定被災共用土地納税義務者（第5号及び第
4項において「特定被災共用土地納税義務
者」という。）の代表者が法第349条の3の
3第1項に規定する被災年度（第3号及び第
74条の2において「被災年度」という。）の
翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第
1項に規定する避難の指示等（第74条の2に
おいて「避難の指示等」という。）が行われ
た場合において、法第349条の3の3第1項
に規定する避難等解除日（以下この項及び第
74条の2において「避難等解除日」とい
う。）の属する年が法第349条の3の3第1
項に規定する被災年（第74条の2において
「被災年」という。）の翌年以後の年である
ときは、当該被災年度の翌年度から避難等解
除日の属する年の1月1日から起算して3年
を経過する日を賦課期日とする年度までの各
年度とし、法第349条の3の3第1項に規定
する被災市街地復興推進地域（第74条の2に
おいて「被災市街地復興推進地域」とい
う。）が定められた場合（避難の指示等が行
われた場合において、避難等解除日の属する
年が被災年の翌年以後の年であるときを除
く。第74条の2において同じ。）には、当該
被災年度の翌年度から被災年の1月1日から
起算して4年を経過する日を賦課期日とする
年度までの各年度とする。）の初日の属する
年の1月31日までに次に掲げる事項を記載
し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類
を添付した申出書を村長に提出して行わなけ

は法人番号（個人番号又は法人番号を有し
ない者にあつては、住所及び氏名又は名
称）

(2)～(5) 省略

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災
共用土地（以下この項及び次項において「特
定被災共用土地」という。）に係る固定資産
税額の按分の申出は、同条第6項に規定する
特定被災共用土地納税義務者（第5号及び第
4項において「特定被災共用土地納税義務
者」という。）の代表者が法第349条の3の
3第1項に規定する被災年度（第3号及び第
74条の2において「被災年度」という。）の
翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第
1項に規定する避難の指示等（第74条の2に
おいて「避難の指示等」という。）が行われ
た場合において、法第349条の3の3第1項
に規定する避難等解除日（以下この項及び第
74条の2において「避難等解除日」とい
う。）の属する年が法第349条の3の3第1
項に規定する被災年（第74条の2において
「被災年」という。）の翌年以後の年である
ときは、当該被災年度の翌年度から避難等解
除日の属する年の1月1日から起算して3年
を経過する日を賦課期日とする年度までの各
年度とし、法第349条の3の3第1項に規定
する被災市街地復興推進地域（第74条の2に
おいて「被災市街地復興推進地域」とい
う。）が定められた場合（避難の指示等が行
われた場合において、避難等解除日の属する
年が被災年の翌年以後の年であるときを除
く。第74条の2において同じ。）には、当該
被災年度の翌年度から被災年の1月1日から
起算して4年を経過する日を賦課期日とする
年度までの各年度とする。）の初日の属する
年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を
記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する
書類を添付した申出書を村長に提出して行わ

ればならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(6) 省略

3・4 省略

(固定資産税の納税管理人)

第64条 固定資産税の納税義務者は、村内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、村の区域内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を村長に提出し、又は村の区域外に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を村長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。

2 省略

(固定資産税の納期)

第67条 省略

2 村長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内において別に納期を定めることができる。

なければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（当該書類を提出する者の個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(6) 省略

3・4 省略

(固定資産税の納税管理人)

第64条 固定資産税の納税義務者は、村内に住所、居所、事務所又は事業所（以下本項において「住所等」という。）を有しない場合においては、村の区域内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を村長に提出し、又は村の区域外に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を村長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。

2 省略

(固定資産税の納期)

第67条 省略

2 村長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定する期間内において別に納期を定めることができる。

3 固定資産税額が4,000円未満の金額であるものについては、前2項の規定にかかわらず、当該各項の規定によって定められた納期のうち納税通知書で指定する一の納期において、当該固定資産税額の全額を徴収する。

4 省略

(固定資産税の徴収の方法)

第68条 省略

2 法第364条第5項の固定資産について同条第2項の納税通知書の交付期限までに当該固定資産に係る法第389条第1項の規定による通知が行われなかった場合においては、当該固定資産に係る法第364条第5項の仮算定税額（以下この項において「仮算定税額」という。）を当該年度の納期の数で除して得た額（村長が必要と認める場合においては、当該仮算定税額を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲内において村長が定める額とする。）を、それぞれの納期において、当該固定資産に係る固定資産税として徴収する。

3 前項の規定によって固定資産税を賦課した後において法第389条第1項の規定による通知が行われ、当該通知に基づいて算定した当該年度分の固定資産税額（以下この項において「本算定税額」という。）に既に賦課した固定資産税額が満たない場合においては、当該通知が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した固定資産税額が本算定税額を超える場合においては、法第17条又は第17条の2の規定の例によって、その過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 固定資産税額（次条第4項の規定によって都市計画税をあわせて徴収する場合においては、固定資産税額と都市計画税額との合算額とする。）が、4,000円未満の金額であるものについては、前2項の規定にかかわらず、当該各項の規定によって定められた納期のうち納税通知書で指定する一の納期において、当該固定資産税額の全額を徴収する。

4 省略

(固定資産税の徴収の方法)

第68条 省略

2 法第364条第5項の固定資産について同条第2項の納税通知書の交付期限までに当該固定資産に係る法第389条第1項の規定による通知が行われなかった場合においては、当該固定資産に係る同法第364条第5項の仮算定税額（以下本項において「仮算定税額」という。）を当該年度の納期の数で除して得た額（村長が必要と認める場合においては、当該仮算定税額を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲内において、村長が定める額とする。）を、それぞれの納期において、当該固定資産に係る固定資産税として徴収する。

3 前項の規定によって固定資産税を賦課した後において法第389条第1項の規定による通知が行われ、当該通知に基づいて算定した当該年度分の固定資産税（以下本項において「本算定税額」という。）に既に賦課した固定資産税額が満たない場合においては、当該通知が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した固定資産税額が本算定税額を超える場合においては、法第17条又は第17条の2の規定の例によって、その過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

4 第1項の規定によって固定資産税を賦課し、及び徴収する場合においては、当該納税者に係る都市計画税をあわせて賦課し、及び

(固定資産税の納税通知書)

第69条 第67条第3項の規定により固定資産税額の全額を一の納期において徴収する場合を除き、固定資産税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の固定資産税額をその納期の数で除して得た額とする。

(固定資産税の納期前の納付)

第70条 固定資産税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を併せて納付することができる。

(固定資産税の減免)

第71条 村長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、村長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

(1)～(3) 省略

(4) 前3号に掲げるもののほか、公益上の事由により特に必要があると認められる固定資産

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 減免を受けようとする事由及び前項第3号の固定資産にあつては、その被害の状況

3 省略

(申請又は申告をしなかったことによる固定資産税の不足税額及び延滞金の徴収)

第72条 不動産登記法（平成16年法律第123号）第36条、第37条第1項若しくは第2項、

徴収する。

(固定資産税の納税通知書)

第69条 第67条第3項の規定により固定資産税額の全額を一の納期において徴収する場合を除き、固定資産税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の固定資産税額及び都市計画税額をその納期の数で除して得た額とする。

(固定資産税の納期前の納付)

第70条 固定資産税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。

(固定資産税の減免)

第71条 村長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、村長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

(1)～(3) 省略

(4) 前号に定めるもののほか、公益上の事由により特に必要があると認められる固定資産

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとするものは、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 減免を受けようとする事由及び第1項第3号の固定資産にあつては、その被害の状況

3 省略

(申請又は申告をしなかったことによる固定資産税の不足税額及び延滞金の徴収)

第72条 不動産登記法（平成16年法律第123号）第36条、第37条第1項若しくは第2項、

第42条、第47条第1項、第51条第1項（共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記がある建物の場合に係る部分を除く。）、第2項若しくは第3項若しくは第57条の規定によって登記所に登記の申請をする義務がある者又は法第383条の規定によって村長に申告をする義務がある者がそのすべき申請又は申告をしなかったこと又は虚偽の申請又は申告をしたことにより法第417条第1項の規定によって当該固定資産の価格を決定し、又は修正したことに基づいてその者に係る固定資産税額に不足税額があることを発見した場合及び法第417条第2項及び法第743条第2項の規定によって通知を受けた場合においては、直ちにその不足税額のうちその決定があった日までの納期に係る分（以下この条において「不足税額」という。）を追徴する。

2 省略

（固定資産に関する地籍図等の様式等）

第73条 固定資産に関する地籍図、土地使用図、土壌分類図及び家屋見取図並びに固定資産売買記録簿その他固定資産の評価に関して必要な資料の様式及びその記載事項については、規則で定める。

（固定資産課税台帳の閲覧の手数料）

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧の手数料は、無料とする。

（住宅用地の申告）

第74条 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、そ

第42条、第47条第1項、第51条第1項（共用部分である旨の登記がある建物の場合に係る部分を除く。）、第2項若しくは第3項若しくは第57条の規定によって登記所に登記の申請をする義務がある者又は法第383条の規定によって村長に申告する義務がある者がそのすべき申請又は申告をしなかったこと又は虚偽の申請又は申告をしたことにより法第417条第1項の規定によって当該固定資産の価格を決定し、又は修正したことに基づいてその者に係る固定資産税額に不足税額があることを発見した場合及び法第417条第2項及び法第743条第2項の規定によって通知を受けた場合においては、直ちにその不足税額のうちその決定があった日までの納期に係る分（以下本条において「不足税額」という。）を追徴する。

2 省略

（固定資産に関する地籍図等の様式等）

第73条 固定資産に関する地籍図、土地使用図、土地分類図及び家屋見取図並びに固定資産売買記録簿その他固定資産の評価に関して必要な資料の様式及びその記載事項については規則で定める。

（固定資産課税台帳の閲覧の手数料）

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧の手数料は無料とする。また、法第416条第3項又は、第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合には、手数料を徴しない。

2 前項の閲覧の回数の計算については、閲覧に供する事項等を基準として規則で定める。

（住宅用地の申告）

第74条 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、そ

の申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。

(1)～(4) 省略

- 2 当該年度に係る賦課期日において住宅用地から住宅用地以外の土地への変更があり、かつ、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該土地を所有している場合には、当該土地の所有者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までにその旨村長に申告しなければならない。

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第75条 省略

2 省略

- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(固定資産評価審査委員会の設置)

第77条 固定資産課税台帳に登録された価格(法第389条第1項、第417条第2項又は第743条第1項若しくは第2項の規定によって知事又は総務大臣が決定し、又は修正し、村長に通知したものを除く。)に関する不服を審査決定するために、固定資産評価審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

の申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に各号に掲げる事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。

(1)～(4) 省略

- 2 当該年度に係る賦課期日において、住宅用地から住宅用地以外の土地への変更があり、かつ、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該土地を所有している場合には、当該土地の所有者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までにその旨村長に申告しなければならない。

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第75条 省略

2 省略

- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書の指定すべき期限は、その発付の日から10日以内とする。

(固定資産評価審査委員会の設置)

第77条 固定資産課税台帳に登録された価格(法第389条第1項、第417条第2項又は第743条第1項若しくは第2項の規定によって知事又は総務大臣が決定し、又は修正し、村長に通知したものを除く。)に関する不服を審査決定するために、村固定資産評価審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。） 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2)・(3) 省略

(種別割の賦課期日及び納期)

第83条 省略

2 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。ただし、村長は、特別の事情がある場合には、当該年度内において別に納期を定めることができる。

(種別割に関する申告又は報告)

第87条 省略

2・3 省略

4 第81条第1項に規定する軽自動車等の売主は、村長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求のあった日から15

イ 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（三に掲げるものを除く。） 年額 2,000円

ロ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ハ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

三 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2)・(3) 省略

(種別割の賦課期日及び納期)

第83条 省略

2 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。

3 村長は特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、当該年度内において別に納期を定めることができる。

(種別割に関する申告又は報告)

第87条 省略

2・3 省略

4 第81条第1項に規定する軽自動車等の売主は、村長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求があった日から15

日以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を村長に提出しなければならない。

(1)～(5) 省略

(種別割の減免)

第89条 省略

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを村長に提出しなければならない。

(1)～(8) 省略

3 省略

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 村長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1)・(2) 省略

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、村長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで

日以内に次の各号に掲げる事項を記載した報告書を村長に提出しなければならない。

(1)～(5) 省略

(種別割の減免)

第89条 省略

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを村長に提出しなければならない。

(1)～(8) 省略

3 省略

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 村長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1)・(2) 省略

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、村長に対して、身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限

構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6) 省略

3・4 省略

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第91条 省略

2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、村内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、村長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3 村長は、前2項の規定により標識を交付する場合においては、その標識に表示する標識番号を指定するとともに、併せて、その旨を記載した証明書を交付するものとする。

4 省略

5 第1項又は第2項の規定により交付を受けた標識は、次項の規定により返納するまでの

る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件

(6) 省略

3・4 省略

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第91条 省略

2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、村内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、村長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割を課さないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3 村長は、前2項の規定により標識を交付する場合においては、その標識に表示する標識番号を指定するとともに、あわせて、その旨を記載した証明書を交付するものとする。

4 省略

5 第1項又は第2項の規定により交付を受けた標識は、次項の規定により返納するまでの

間は、村長の指示に従い、これを当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の車体の見やすい箇所に常に取り付けていなければならない。

6 省略

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車の主たる定置場が村内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、村長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8 第1項又は第2項の標識の交付を受けた者は、その標識を毀損し、若しくは亡失し、又は摩滅したときは、直ちに、その旨を村長に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識の毀損又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償金として300円を納めなければならない。

9 省略

(たばこ税の徴収の方法)

第97条 たばこ税は、申告納付の方法によって徴収する。ただし、第93条第4項ただし書の規定によって卸売販売業者等とみなされた者に対したばこ税を課する場合には、普通徴収の方法によって徴収する。

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第100条の2 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなく第98条第1項又は第2項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

間は、村長の指示に従い、これを当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の車体の見易い箇所

6 省略

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が村内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、村長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8 第1項又は第2項の標識の交付を受けた者は、その標識をき損し、若しくは亡失し、又はま滅したときは、直ちに、その旨を村長に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識のき損又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償金として300円を納めなければならない。

9 省略

(たばこ税の徴収の方法)

第97条 たばこ税は、申告納付の方法によって徴収する。ただし、第93条第4項ただし書きの規定によって卸売販売業者等とみなされた者に対したばこ税を課する場合には、普通徴収の方法によって徴収する。

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第100条の2 たばこ税の申告納税義務者が正当な事由がなく第98条第1項又は第2項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 省略

(鉱産税の税率)

第104条 鉱産税の税率は、100分の1とする。
ただし、鉱物の掘採の事業の作業場において次条に定める期間内に掘採された鉱物の価格の合計額が200万円以下である場合においては、当該期間に係る鉱産税の税率は、100分の0.7とする。

(鉱産税の申告納付等)

第105条 鉱産税の納税者は、毎月15日から同月末日までに、前月1日から同月末日までの期間内において掘採した鉱物について、その課税標準額、税額その他必要な事項を記載した申告書を村長に提出し、及びその申告した税金を納付書によって納付しなければならない。

(鉱産税に係る不申告に関する過料)

第105条の2 鉱産税の納税者が正当な理由がなくて前条の規定による申告書を同条に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 省略

(鉱産税の納税管理人)

第106条 鉱産税の納税義務者は、村内に住居、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、村の区域内に住居等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を村長に提出し、又は村の区域外に住居等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を村長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければなら

2・3 省略

(鉱産税の税率)

第104条 鉱産税の税率は100分の1とする。ただし、鉱物の掘採の事業の作業場において次条に定める期間内に掘採された鉱物の価格の合計額が200万円以下である場合においては、当該期間に係る鉱産税の税率は、100分の0.7とする。

(鉱産税の申告納付等)

第105条 鉱産税の納税者は、毎月15日から同月末日までに、前月1日から同月末日までの期間内において掘採した鉱物について、その課税標準額、税額その他必要な事項を記載した申告書を村長に提出し、及びその申告した税金を納付しなければならない。

(鉱産税に係る不申告に関する過料)

第105条の2 鉱産税の納税者が正当な理由がなくて前条の規定による申告書を同条に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 省略

(鉱産税の納税管理人)

第106条 鉱産税の納税義務者は、村内に住居、居住、事務所又は事業所（以下本項において「住所等」という。）を有しない場合においては、村の区域内に住居等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を村長に提出し、又は村の区域外に住居等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を村長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければなら

ない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。

2 省略

(鉱産税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第107条 前条第2項の認定を受けていない鉱産税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 省略

(特別土地保有税の納税義務者等)

第131条 特別土地保有税は、土地又はその取得に対し、当該土地の所有者又は取得者に課する。

2～5 省略

6 第54条第6項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第131条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。

(特別土地保有税の納税管理人)

第132条 特別土地保有税の納税義務者は、村内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、村の区域内に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。）のうちから納税管理人を定

ない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。

2 省略

(鉱産税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第107条 前条第2項の認定を受けていない鉱産税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 省略

(特別土地保有税の納税義務者等)

第131条 特別土地保有税は、土地又はその取得に対し、当該土地の所有者又は取得者（以下本節において「土地の所有者等」という。）に課する。

2～5 省略

6 第54条第6項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第131条第1項の土地の所有者等」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。

(特別土地保有税の納税管理人)

第132条 特別土地保有税の納税義務者は、村内に住所、居所、事務所又は事業所（以下本項において「住所等」という。）を有しない場合においては、村の区域内に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。）のうちから納税管理人を定め、

め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を村長に提出し、又は村の区域外に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を村長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。

2 省略

（特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料）

第133条 省略

2 前項の過料の額は、情状により、村長が定める。

3 省略

（特別土地保有税の免税点）

第136条 同一の者について、法第599条第1項第1号の特別土地保有税にあってはその者が1月1日に所有する土地（法第586条第1項若しくは第2項、第587条第1項又は第587条の2第1項本文の規定の適用がある土地を除く。）の合計面積が、法第599条第1項第2号の特別土地保有税にあってはその者が1月1日前1年以内に取得した土地（当該土地の取得について法第586条第1項若しくは第2項又は第587条第2項の規定の適用がある土地を除く。以下この条において同じ。）の合計面積が、法第599条第1項第3号の特別土地保有税にあってはその者が7月1日前1年以内に取得した土地の合計面積が、それぞれ5,000平方メートルに満たない場合には、特別土地保有税を課さない。

これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を村長に提出し、又は村の区域外に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を村長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。

2 省略

（特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料）

第133条 省略

2 前項の過料の額は、情状により村長が定める。

3 省略

（特別土地保有税の免税点）

第136条 同一の者について、法第599条第1項第1号の特別土地保有税にあってはその者が1月1日に所有する土地（法第586条第1項若しくは第2項、第587条第1項又は第587条の2第1項本文の規定の適用がある土地を除く。）の合計面積が、法第599条第1項第2号の特別土地保有税にあってはその者が1月1日前1年以内に取得した土地（当該土地の取得について第586条第1項若しくは第2項又は第587条第2項の規定の適用がある土地を除く。以下本条において同じ。）の合計面積が、法第599条第1項第3号の特別土地保有税にあってはその者が7月1日前1年以内に取得した土地の合計面積が、それぞれ5,000平方メートルに満たない場合には、特別土地保有税を課さない。

(特別土地保有税の税額)

第137条 特別土地保有税の税額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 省略

(2) 法第599条第1項第2号又は第3号の特別土地保有税 それぞれ、同条第2項第2号又は第3号の課税標準額に第135条の税率を乗じて得た額から、当該額を限度として、同項第2号又は第3号の土地の取得に対して県が課すべき不動産取得税の課税標準となるべき価格(法第599条第1項第2号若しくは第3号に掲げる日までに当該不動産取得税の額が確定していない場合又は第131条第6項の規定の適用がある場合には、令第54条の38第1項に規定する価格)に100分の4を乗じて得た額の合計額を控除した額

(特別土地保有税の徴収の方法)

第138条 省略

(特別土地保有税の申告納付)

第139条 省略

2 法第600条第2項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る法第599条第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第140条において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付しなければならない。

(特別土地保有税に係る不申告に関する過料)

第139条の2 特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がなくて前条第1項の規定による

(特別土地保有税の税額)

第137条 特別土地保有税の税額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 省略

(2) 法第599条第1項第2号又は第3号の特別土地保有税 それぞれ、同条第2項第2号又は第3号の課税標準額に第135条の税率を乗じて得た額から、当該額を限度として、同項第2号又は第3号の土地の取得に対して県が課すべき不動産取得税の課税標準となるべき価格(法第599条第1項第2号若しくは第3号に掲げる日までに当該不動産取得税の額が確定していない場合又は、第131条第6項の規定の適用がある場合には、令第54条の38第1項に規定する価格)に100分の4を乗じて得た額の合計額を控除した額

(特別土地保有税の徴税の方法)

第138条 省略

(特別土地保有税の申告納付)

第139条 省略

2 法第600条第2項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る法第599条第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第140条において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付しなければならない。

(特別土地保有税に係る不申告に関する過料)

第139条の2 特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がなくて前条第1項の規定による

申告書を同項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 省略

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 省略

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)・(2) 省略

(3) 減免を受けようとする事由及び前項第2号の土地にあつては、その被害の状況

3 省略

(特別土地保有税に係る不足税額等の納付手続)

第140条 特別土地保有税の納税義務者は、法第607条、第609条又は第610条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、納付書によって納付しなければならない。

2 前項の場合には、その不足税額に法第599条第1項の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限(法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。))、法第603条第3項又は法第603条の2第5項の規定により徴収を猶予した税額にあつては、当該猶予した期間の末日。以下この項において同じ。)までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

申告書を同項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 省略

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 省略

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)・(2) 省略

(3) 減免を受けようとする事由及び前項第2号の土地にあつてはその被害の状況

3 省略

(特別土地保有税に係る不足税額等の納付手続)

第140条 特別土地保有税の納税義務者は、法第607条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、納付書によって納付しなければならない。

2 前項の場合には、その不足税額に法第599条第1項の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限(法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。))、法第603条第3項又は法第603条の2第5項の規定により徴収を猶予した税額にあつては、当該猶予した期間の末日。以下本項において同じ。)までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

(遊休土地に対して課する特別土地保有税の納税義務者等)

第140条の2 都市計画法(昭和43年法律第100号)第10条の3第1項に規定する遊休土地転換利用促進地区の区域内に所在する土地で同一の者が法第625条第1項の規定により申告納付すべき日の属する年の1月1日に所有する一団の土地の面積が1,000平方メートル以上であるもの(以下この節において「遊休土地」という。)に対しては、土地に対して課する特別土地保有税のほか、当該遊休土地の所有者に特別土地保有税を課する。

(遊休土地に対して課する特別土地保有税の課税標準)

第140条の3 省略

2 前項に規定する遊休土地の時価及び遊休土地である土地の取得価額は、令第54条の50に定めるところにより算定した金額とする。

3 省略

附 則

第2条及び第3条 削除

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)及び第140条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの

(遊休土地に対して課する特別土地保有税の納税義務者等)

第140条の2 都市計画法(昭和43年法律第100号)第10条の3第1項に規定する遊休土地転換利用促進地区の区域内に所在する土地で同一の者が法第625条第1項の規定により申告納付すべき日の属する年の1月1日に所有する一団の土地の面積が1,000平方メートル以上であるもの(以下本節において「遊休土地」という。)に対しては、土地に対して課する特別土地保有税のほか、当該遊休土地の所有者に特別土地保有税を課する。

(遊休土地に対して課する特別土地保有税の課税標準)

第140条の3 省略

2 前項に規定する遊休土地の時価及び遊休土地である土地の取得価額は、令第54条の50に定めるところにより算定した金額とする。

3 省略

附 則

第2条 削除

(延滞金の割合等の特例)

第2条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)及び第140条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特別基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの

割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

2 省略

（納期限の延長に係る延滞金の特例）

第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる村民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該村民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する村民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業

割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

2 省略

（納期限の延長に係る延滞金の特例）

第2条の2の2 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる村民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合には、当該村民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する村民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日にお

手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。

2 省略

（公益法人等に係る村民税の課税の特例）

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る村民税の所得割を課する。

（個人の村民税の所得割の非課税の範囲等）

第5条 省略

2 省略

3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第5条第2項」とする。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の村民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34

ける当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。

2 省略

（公益法人等に係る村民税の課税の特例）

第2条の3 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る村民税の所得割を課する。

（個人の村民税の所得割の非課税の範囲等）

第2条の4 省略

2 省略

3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第2条の4第2項」とする。

（特定一般用医療品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第2条の5 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の村民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における

条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（個人の村民税の配当控除）

第7条 省略

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条第1項」とする。

第7条の2 省略

（個人の村民税の住宅借入金等特別税額控除）

第7条の3 省略

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする。

3 第1項の規定は、村民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び村民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した村民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、村長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。

第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

第2条の6及び第2条の7 削除

（個人の村民税の配当控除）

第3条 省略

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは、「前2条並びに附則第3条第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第3条第1項」とする。

第3条の2 省略

（個人の村民税の住宅借入金等特別税額控除）

第3条の3 省略

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは、「前2条並びに附則第3条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第3条の3第1項」とする。

3 第1項の規定は、村民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び村民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した村民税の住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、村長に提出した場合（を含む。）に限り、適用する。

第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける村民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額と

第3条の3の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第3条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第3条の3の2第1項」とする。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第3条の4 第34条の7の規定の適用を受ける村民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第12条の3第1項、附則第12条の4第1項、附則第13条第1項、附則第14条第1項、附則第14条の2第1項、附則第14条の2の2第1項又は附則第14条の3第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計

する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和3年度までの各年度分の個人の村民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る村民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の村民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る村民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第8条第2項」とする。

(個人の村民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

第9条 省略

算した金額とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例)

第4条 57年度から平成33年度までの各年度分の個人の村民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る村民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の村民税に限り、法附則第6条5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る村民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項、附則第3条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第4条第2項」とする。

(個人の村民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

第5条 省略

2～4 省略

第9条の2 省略

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

4 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第30項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第30項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第31項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第31項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設

2～4 省略

第5条の2 省略

(読替規定)

第6条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

4 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第30項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第30項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第30項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第31項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第31項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設

備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

13 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

14 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

15 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

16 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

17 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

18 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

20 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

21 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。

22 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 省略

2～12 省略

(土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 次条から附則第14条までにおいて、次

備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

13 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

14 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

15 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

16 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

17 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

18 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

20 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

21 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、0とする。

22 法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の3 省略

2～12 省略

第6条の4 削除

(土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第7条 次条から附則第10条までにおいて、次

の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1)～(5) 省略

(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額
法附則第18条第6項（附則第13条の場合には、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項）

(7) 省略

（令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例）

第11条の2 村の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、村長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、

の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1)～(5) 省略

(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額
法附則第18条第6項（附則第9条の場合には、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項）

(7) 省略

（平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例）

第7条の2 村の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地下が下落し、かつ、村長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第8条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、

当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に

当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に

10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」とい

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税に関する経過措置)

第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律

(平成30年法律第3号) 附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る平成30年度から令和2年度

までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

省略

(市街化区域農地に対して課する固定資産税の課税の特例)

第13条の2 省略

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する前条の規定の適用については、同条中「当該農地に係る当該年度分の固定資産税

う。)とする。

第8条の2 削除

(平成30年度から平成32年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する課する固定資産税に関する経過措置)

第8条の3 地方税法等の一部を改正する法律

(平成30年法律第3号) 附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第9条 農地に係る平成30年度から平成32年度

までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

省略

(市街化区域農地に対して課する固定資産税の課税の特例)

第9条の2 省略

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する前条の規定の適用については、同条中「当該農地に係る当該年度分の固定資産税

額」とあるのは、「次条第1項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の固定資産税額」とする。

(免税点の適用に関する特例)

第14条 附則第12条、第13条又は前条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第63条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第12条又は第13条の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、前条の規定の適用を受ける市街化区域農地（同条第2項の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については同条第1項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

(特別土地保有税の課税の停止)

第14条の2 省略

2 省略

3 平成15年以後の各年の1月1日において土地の所有者が所有する第140条の2に規定する遊休土地（以下この項において「遊休土地」という。）に対しては、第140条の2から第140条の7までの規定にかかわらず、当分の間、平成15年度以後の年度分の遊休土地に対して課する特別土地保有税を課さない。

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となる

額」とあるのは「次条第1項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の固定資産税額」とする。

第9条の3 削除

(免税点の適用に関する特例)

第10条 附則第8条、第9条又は第9条の2の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第63条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第8条又は第9条の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第9条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地（同条第2項の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については同条第1項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

(特別土地保有税の課税の停止)

第10条の2 省略

2 省略

3 平成15年以後の各年の1月1日において土地の所有者が所有する第140条の2に規定する遊休土地（以下本項において「遊休土地」という。）に対しては、第140条の2から第140条の7までの規定にかかわらず、当分の間、平成15年度以後の年度分の遊休土地に対して課する特別土地保有税を課さない。

(特別土地保有税の課税の特例)

第11条 附則第8条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となる

べき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

- 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3 省略

- 4 前項の「修正取得価額」とは、施行規則附則第8条の5第1項に規定する額（当該額が、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない場合にあつては、当該各号に掲げる額）をいう。

(1) 省略

- (2) 宅地評価土地以外の土地 当該宅地評価土地以外の土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に当該年度の初日の属する年の前年分の当該宅地評価土地以外の土地に係る評価倍率（土地評価審議会に係る土地の評価についての基本的事項等に関する省令（平成3年大蔵省令第33号）第2条の規定により国税局長が国税局及び税務署において閲覧に供するものとされている土地の評価に関する事項において定められている倍率をいう。以下同じ。）を乗じ、更に1.25を乗じて得た額

べき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第8条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

- 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3 省略

- 4 前項の「修正取得価額」とは、施行規則附則第8条の5第1項に規定する額（当該額が、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない場合にあつては、当該各号に掲げる額）をいう。

(1) 省略

- (2) 宅地評価土地以外の土地 当該宅地評価土地以外の土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に当該年度の初日の属する年の前年分の当該宅地評価土地以外の土地に係る評価倍率（土地評価審議会に係る土地の評価についての基本的事項等に関する省令（平成3年大蔵省令第33号）第2条の規定により国税局長が国税局及び税務署において閲覧に供するものとされている土地の評価に関する事項において定められている倍率をいう。以下同じ。）を乗じ、さらに1.25を乗じて得た額

(評価倍率の定めのない宅地評価土地以外の土地にあっては、村長が適当であると認める率を乗じて得た額)

5 省略

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2の2 省略

2 省略

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自

(評価倍率の定めのない宅地評価土地以外の土地にあっては、村長が適当であると認める率を乗じて得た額)

5 省略

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第11条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第11条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第11条の2の2 省略

2 省略

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第11条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自

動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 省略

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 省略

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 省略

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 省略

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 省略

2・3 省略

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 省略

2～4 省略

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 省略

2・3 省略

(上場株式等に係る配当所得等に係る村民税の課税の特例)

第16条の3 当分の間、村民税の所得割の納税

義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等(以下この項において「上場株式等の配当等」という。)を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額(上場株式等に係る配当所得等の金額(第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、

動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 省略

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第11条の3 省略

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第11条の4 省略

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第11条の5 省略

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第11条の6 省略

2・3 省略

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第12条 省略

2～4 省略

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第12条の2 省略

2・3 省略

(上場株式等に係る配当所得等に係る村民税の課税の特例)

第12条の3 当分の間、村民税の所得割の納税

義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等(以下この項において「上場株式等の配当等」という。)を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額(上場株式等に係る配当所得等の金額(第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、

その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する村民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第7条第1項の規定は、適用しない。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、村民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の村民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、村民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(1)・(2) 省略

- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による村

その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する村民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第3条第1項の規定は適用しない。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、村民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年4月1日の属する年度分の村民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、村民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(1)・(2) 省略

- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第12条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の3第1項の規定による村

民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る村民税の課税の特例)

第16条の4 省略

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第

民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の3第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の3第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第12条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(4) 附則第2条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第12条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の3第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る村民税の課税の特例)

第12条の4 省略

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第12条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第3条第1項、附則第

7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは租税特別措置法第28条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で法附則第33条の3第8項に規定するものについては、適用しない。

(長期譲渡所得に係る個人の村民税の課税の特例)

第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得に

3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の4第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項中「所得割りの額」とあるのは「所得割りの額並びに附則第12条の4第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の4第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第12条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第28条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(4) 附則第2条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第12条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の4第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

(長期譲渡所得に係る個人の村民税の課税の特例)

第13条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得に

については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）の100分の3に相当する金額に相当する村民税の所得割を課する。

2 前項に規定する長期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第3項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。）をいい、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第35条第5項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による村民税

については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）の100分の3に相当する金額に相当する村民税の所得割を課する。

2 前項に規定する長期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第3項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。）をいい、附則第14条第1項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第35条第5項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第13条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則13条第1項の規定による村民税の

の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和2年度までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡を

所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、34条の9第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第13条第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割額の額」とあるのは「所得割の額及び附則第13条第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第13条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(4) 附則第2条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第13条第1項に規定する長期譲渡所得金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第13条第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例)

第13条の2 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡を

いう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する村民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

- (1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額
- (2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額
 - ア 48万円
 - イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額

2 前項の規定は、昭和63年度から令和2年度までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する村民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 省略

(居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の村民税の課税の特例)

第17条の3 村民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条の3第1項に規

いう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する村民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

- (1) 課税長期譲渡所得金額が2千万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額
- (2) 課税長期譲渡所得金額が2千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額
 - イ 48万円
 - ロ 当該課税長期譲渡所得金額から2千万円を控除した金額の100分の3に相当する金額

2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する村民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 省略

(居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の村民税の課税の特例)

第13条の3 村民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条の3第1項に規

定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、附則第17条第1項の規定により当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対し課する村民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

- (1) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額
- (2) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額
 - ア 144万円
 - イ 当該課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額

2 省略

(短期譲渡所得に係る個人の村民税の課税の特例)

第18条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第32条第1項に規定する譲渡所得(同条第2項に規定する譲渡による所得を含む。)を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額(短期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第5項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の5.4に相当する金額に相当する村民税の所得割を課する。

定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、附則第13条第1項の規定により当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対し課する村民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

- (1) 課税長期譲渡所得金額が6千万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額
- (2) 課税長期譲渡所得金額が6千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額
 - イ 144万円
 - ロ 当該課税長期譲渡所得金額から6千万円を控除した金額の100分の3に相当する金額

2 省略

(短期譲渡所得に係る個人の村民税の課税の特例)

第14条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第32条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額(短期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第5項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の5.4に相当する金額に相当する村民税の所得割を課する。

2 前項に規定する短期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第3項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。）をいい、附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。

3・4 省略

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、「若し

2 前項に規定する短期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第3項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。）をいい、附則第13条第1項に規定する長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。

3・4 省略

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第14条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第14条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、「若し

くは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。

- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の村民税の課税の特例)

第19条 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

- (3) 第35条の規定の適用については、同条

くは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。

- (4) 附則第2条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の村民税の課税の特例)

第14条の2 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第14条の2第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の2第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の2第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の2第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

- (3) 第35条の規定の適用については、同条

中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の村民税の課税の特例)

第19条の2 省略

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第19条第1項」とあるのは「附則第19条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「第37条の10第1項」とあるのは「第37条の11第1項」と読み替えるものとする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の村民税の課税の特例)

第20条 省略

- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34

中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第14条の2第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

- (4) 附則第2条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の2第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の2第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の村民税の課税の特例)

第14条の2の2 省略

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第14条の2第1項」とあるのは「附則第14条の2の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の村民税の課税の特例)

第14条の3 省略

- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第14条の3第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34

条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第41条の14第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例)

第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規

条の9第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は附則第14条の3第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第41条の14第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第2条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の3第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例)

第14条の3の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項

定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する村民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は、外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する村民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第14条の3の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3の2第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3の2第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3の2第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用し

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第14条の3の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子にかかる利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得の金額」とする。

(4) 附則第2条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の3の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3の2第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払いを受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用

ない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する村民税の所得割を課する。

4 省略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する村民税の所得割を課する。

4 省略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第14条の3の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3の2第3項後段の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3の2打3項後段の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3の2第3項後段の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による村民税の所得割の額」とする。

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例）

第20条の3 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第14条の3の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 附則第2条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の3の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3の2第3項後段の規定による村民税の所得割の額」とする。

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例）

第14条の3の3 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第14条の3の3第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3の3第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並

附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわら

びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3の3第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3の3第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第14条の3の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法、及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 附則第2条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の3の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3の3第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわら

ず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する村民税の所得割を課する。

4 省略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条

ず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する村民税の所得割を課する。

4 省略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第14条の3の3第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3の3第3項後段の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3の3第3項後段の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条

中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による村民税の所得割の額」とする。

- 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法

中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第14条の3の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

- (4) 附則第2条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の3の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3の3第3項後段の規定による村民税の所得割の額」とする。

- 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第14条の3の2第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法

律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)

第21条 省略

第21条の2 法附則第41条第8項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる書類を村長に提出しなければならない。

(1) 省略

(2) 次に掲げる事項を記載した書類

ア 法附則第41条第8項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

イ 法附則第41条第8項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

ウ 法附則第41条第8項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途

(3)・(4) 省略

(5) 当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園、図書館又は博物館を設置するものの所有に属しないものである場合にあっては、前各号に掲げるもののほか、当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類

第22条 削除

(個人の村民税の税率の特例)

第23条 平成26年度から令和5年度までの各年

律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)

第14条の4 省略

第14条の5 法附則第41条第8項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を村長に提出しなければならない。

(1) 省略

(2) 次に掲げる事項を記載した書類

イ 法附則第41条第8項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

ロ 法附則第41条第8項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

ハ 法附則第41条第8項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途

(3)・(4) 省略

(5) 当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園、図書館又は博物館を設置するものの所有に属しないものである場合にあつては、第1号から前号までに掲げるもののほか、当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類

(個人の村民税の税率の特例等)

第15条 平成26年度から平成35年度までの各年

度分の個人の村民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

度分の個人の村民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(北中城村税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 北中城村税条例等の一部を改正する条例（平成26年北中城村条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正条例			現行条例		
<p>附 則</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る北中城村税条例第82条及び<u>附則第16条</u>の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>附 則</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る北中城村税条例第82条及び<u>附則第12条</u>の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
省略			省略		
<u>附則第16条第1項</u>	第82条	北中城村税条例等の一部を改正する条例（平成26年北中城村条例第6号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条	<u>附則第12条第1項</u>	第82条	北中城村税条例等の一部を改正する条例（平成26年北中城村条例第6号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
<u>附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項</u>	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定によ	<u>附則第12条第1項の表第2号ア(イ)の項</u>	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定によ

		り読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)			り読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)
		3,900円		3,900円	3,100円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ) a の項	第2号ア(ウ) a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ) a		平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ) a	
		6,900円		6,900円	5,500円
		10,800円		10,800円	7,200円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ) b の項	第2号ア(ウ) b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ) b		平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ) b	
		3,800円		3,800円	3,000円
		5,000円		5,000円	4,000円
附則第12条第1項の表第2号ア(ウ) a の項	第2号ア(ウ) a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ) a		平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ) a	
		6,900円		6,900円	5,500円
		10,800円		10,800円	7,200円
附則第12条第1項の表第2号ア(ウ) b の項	第2号ア(ウ) b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ) b		平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ) b	
		3,800円		3,800円	3,000円
		5,000円		5,000円	4,000円

第3条 北中城村税条例等の一部を改正する条例（平成30年北中城村条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正条例	現行条例
<p>附 則 （施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>（1） 省略</p> <p>（2） 第3条並びに附則第5条及び第6条の規定 <u>令和2年10月1日</u></p> <p>（3） 第4条並びに附則第7条及び第8条の規定 <u>令和3年10月1日</u></p>	<p>附 則 （施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>（1） 省略</p> <p>（2） 第3条並びに附則第5条及び第6条の規定 <u>平成32年10月1日</u></p> <p>（3） 第4条並びに附則第7条及び第8条の規定 <u>平成33年10月1日</u></p>

(4) 第5条の規定 令和4年10月1日

(5) 省略

(手持品課税に係る村たばこ税)

第6条 令和2年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には村の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には村の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、村たばこ税を課する。この場合における村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該村たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第8条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を令和2年11月2日までに村長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和3年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により村たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の北中城村税条例（以下この項及び次項において「2年新条例」と

(4) 第5条の規定 平成34年10月1日

(5) 省略

(手持品課税に係る村たばこ税)

第6条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には村の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には村の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、村たばこ税を課する。この場合における村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該村たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第8条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに村長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により村たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の北中城村税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」と

いう。)第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる2年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

5 2年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、村の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により村たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により村たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る村たばこ税)

第8条 令和3年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には村の区域内に

いう。)第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

5 32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、村の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、同項の規定により村たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により村たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る村たばこ税)

第8条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には村の区域内に

所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には村の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、村たばこ税を課する。この場合における村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該村たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を令和3年11月1日までに村長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和4年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により村たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の北中城村税条例(以下この項及び次項において「3年新条例」という。)第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる3年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

5 3年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、村の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により村たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条

所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には村の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、村たばこ税を課する。この場合における村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該村たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに村長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により村たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の北中城村税条例(以下この項及び次項において「33年新条例」という。)第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

5 33年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、村の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により村たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条

の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により村たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により村たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(北中城村税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 北中城村税条例の一部を改正する条例(平成30年北中城村条例第14号)の一部を次のように改正する。

第34条の6の改正規定を次のように改める。

(調整控除)

第34条の6 前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、その者の第34条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1) 当該納税義務者の第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 省略

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額(当該金

(調整控除)

第34条の6 所得割の納税義務者については、その者の第34条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1) 当該納税義務者の第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 省略

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額(当該金

<p>額が5万円を下回る場合には、5万円とする。)の100分の3に相当する金額</p> <p>ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する<u>場合には</u>、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>イ 省略</p>	<p>額が5万円を下回る場合には、5万円とする。)の100分の3に相当する金額</p> <p>ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する<u>場合においては</u>、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>イ 省略</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附則第2条の4の改正規定を削り、附則第6条の2の改正規定の前に次のように加える。

<p>(個人の村民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、村民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に<u>10万円を加算した金額</u>（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、村民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2・3 省略</p>	<p>(個人の村民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、村民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、村民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2・3 省略</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附則を次のように改正する。

改正条例	現行条例
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成31年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 第23条第1項の改正規定（同項に1号を加える改正規定を除く。）、同条第3項及び第48条第1項の改正規定並びに同条に8項を加える改正規定並びに次条第3項の</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成31年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 第23条第1項の改正規定（同項に1号を加える改正規定を除く。）、同条第3項及び<u>同条例</u>第48条第1項の改正規定並びに同条に8項を加える改正規定並びに次条第</p>

規定 令和2年4月1日

- (3) 第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分を除く。）並びに第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 令和3年1月1日

(村民税に関する経過措置)

第2条 省略

- 2 前条第3号に掲げる規定による改正後の北中城村税条例の規定中個人の村民税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、令和2年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

3 省略

3項の規定 平成32年4月1日

- (3) 第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分を除く。）並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例附則第2条の4の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日

(村民税に関する経過措置)

第2条 省略

- 2 前条第3号に掲げる規定による改正後の北中城村税条例の規定中個人の村民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成32年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

3 省略

(北中城村税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 北中城村税条例等の一部を改正する条例（平成31年北中城村条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正条例	現行条例						
<p>附 則 (村民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 新条例第34条の7並びに附則第3条の4及び第5条の2の規定は、<u>令和2年度</u>以後の年度分の個人の村民税について適用し、<u>令和元年度</u>分までの個人の村民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 新条例第34条の7第1項及び附則第5条の2の規定の適用については、<u>令和2年度</u>分の個人の村民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>附 則 (村民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 新条例第34条の7並びに附則第3条の4及び第5条の2の規定は、<u>平成32年度</u>以後の年度分の個人の村民税について適用し、<u>平成31年度</u>分までの個人の村民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 新条例第34条の7第1項及び附則第5条の2の規定の適用については、<u>平成32年度</u>分の個人の村民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="183 1915 279 1998">第34条 の7第</td> <td data-bbox="282 1915 406 1998">特例控除 対象寄附</td> <td data-bbox="410 1915 758 1998">特例控除対象寄附金又は同 条第1項第1号に掲げる寄</td> </tr> </table>	第34条 の7第	特例控除 対象寄附	特例控除対象寄附金又は同 条第1項第1号に掲げる寄	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="821 1915 917 1998">第34条 の7第</td> <td data-bbox="920 1915 1045 1998">特例控除 対象寄附</td> <td data-bbox="1048 1915 1396 1998">特例控除対象寄附金又は同 条第1項第1号に掲げる寄</td> </tr> </table>	第34条 の7第	特例控除 対象寄附	特例控除対象寄附金又は同 条第1項第1号に掲げる寄
第34条 の7第	特例控除 対象寄附	特例控除対象寄附金又は同 条第1項第1号に掲げる寄					
第34条 の7第	特例控除 対象寄附	特例控除対象寄附金又は同 条第1項第1号に掲げる寄					

1 項	金	附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第5条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は北中城村税条例等の一部を改正する条例（平成31年北中城村条例第9号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の北中城村税条例附則第5条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

4 省略

1 項	金	附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第5条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は北中城村税条例等の一部を改正する条例（平成31年北中城村条例第9号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の北中城村税条例附則第5条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

4 省略

第6条 北中城村税条例等の一部を改正する条例（令和元年北中城村条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中附則の改正規定を削り、第24条の改正規定の次に次のように加える。

<p>附 則</p> <p>（軽自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
省略

<p>附 則</p> <p>（軽自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
省略

2～4 省略

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 村長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2・3 省略

2～4 省略

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 村長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2・3 省略

この条例はかなり長いんですが、新旧対照表を次ページから添付してございます。右が現行で左が改正ですが、下線部分が改正部分となっております。

この条例の1ページから92ページであります。主な改正理由は、1点目に北中城村税条例の条名及び字句を地方税法や国から示された条例の表現を整えるための改正、2点目に常用漢字表等に基づく用字・用語の整備、3点目に元号の整備、平成32年度を令和2年度に改めると、そういう改正になっております。お目通しをお願いしたいと思います。

そして、92ページをお開きください。

附則といたしまして、第1条、施行期日ですが、この条例は、公布の日から施行するということになっております。

第2条、これも対照表を添付しているんですが、ちょっと長いんですが、この附則第2条以下の主な改正理由は、本則の改正の影響を受けての条のずれや元号表記及びその他所要の整理を要するものとなっております。お目通しをお願いしたいと思います。

続きまして、議案第2号であります。

北中城村手数料条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案第 2 号

北中城村手数料条例の一部を改正する条例について

北中城村手数料条例（平成 12 年北中城村条例第 13 号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 2 年 3 月 6 日 提出
北中城村長 新垣 邦男

提案理由

現在交付している平成 24 年版「航空写真」を、平成 30 年版の「衛星写真」へと更新するため、手数料条例の改正が必要である。

北中城村手数料条例の一部を改正する条例

北中城村手数料条例（平成 12 年北中城村条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

改正条例			現行条例		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
省略			省略		
28 地籍図等の写の交付	地籍図等の写しに関する交付手数料	省略 <u>衛星写真</u> を重ねた地籍併合図 A 3 判（モノクロ）1 件につき 400 円 <u>衛星写真</u> を重ねた地籍併合図 A 3 判（カラー）1 件につき 800 円	28 地籍図等の写の交付	地籍図等の写しに関する交付手数料	省略 <u>航空写真</u> を重ねた地籍併合図 A 3 判（モノクロ）1 件につき 400 円 <u>航空写真</u> を重ねた地籍併合図 A 3 判（カラー）1 件につき 800 円
省略			省略		

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

次ページに、条例の新旧対照表で示されております。下線部分が改正となっております。

附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

続きまして、議案第3号です。

北中城村一般廃棄物処理施設建設等基金条例の制定についてを御説明申し上げます。

議案第3号

北中城村一般廃棄物処理施設建設等基金条例の制定について

北中城村一般廃棄物処理施設建設等基金条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月6日 提出
北中城村長 新垣 邦男

提案理由

現在浦添市が進めている浦添市一般廃棄物処理施設の建設計画に伴い、事務を委託している本村負担分の建設費等について、基金条例を制定し担保として基金を積み立てていく必要があるため。

北中城村一般廃棄物処理施設建設等基金条例（案）

（設置）

第1条 一般廃棄物処理施設の建設等に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、北中城村一般廃棄物処理施設建設等基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算をもって定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（処分）

第4条 村長は、一般廃棄物処理施設の建設等のために基金を処分しようとするときは、一般会計歳入歳出予算に計上しなければならない。

（運用益金の処理）

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入しなければならない。

(繰替運用)

第6条 村長は、財務上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

次に、基金条例(案)が添付をされております。

第1条、設置から第6条、繰替運用までであります。

附則といたしまして、この条例は、令和2年

4月1日から施行するというふうになっております。

続きまして、議案第4号であります。

北中城村放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例についてを御説明申し上げます。

議案第4号

北中城村放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例について

北中城村放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和2年3月6日 提出
北中城村長 新垣 邦 男

提案理由

令和2年4月供用開始予定の北中城村放課後児童クラブの設置及び管理について、地方自治法第244条の2第1項の規定により条例を定める必要があるため。

○北中城村放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童の放課後の育成及び指導することにより、児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブを設置する。

(施設の名称)

第2条 放課後児童クラブ施設の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。

名 称	位 置	定 員
しまぶく学童クラブ	北中城村字島袋1099番地 1	61人

(事業)

第3条 放課後児童クラブは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 児童の健康管理、安全確保及び情緒の安定に関すること。
- (2) 遊びの活動への意欲及び態度の形成に関すること。
- (3) 遊びを通しての自主性、社会性及び創造性の向上に関すること。
- (4) 児童の遊びの状況の把握及び家族への連絡に関すること。
- (5) その他の児童の健全育成上必要な事業に関すること。

(指定管理者による管理)

第4条 村長は、北中城村公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年北中城村条例第18号）の規定により、法人その他の団体であつて村長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に放課後児童クラブの施設の管理を行わせるものとする。

(利用できる者)

第5条 放課後児童クラブを利用できる者は、保護者等が労働等により昼間家庭にいない児童で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 北中城村内に住所を有し、かつ北中城村内の小学校に就学している児童
- (2) その他村長が必要と認める児童

2 指定管理者は、前項の規定する者の利用に支障がないと認めるときは、それ以外の者に放課後児童クラブの施設を利用させることができる。

(休所日)

第6条 放課後児童クラブの休所する日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は特に必要があると認めるときは、これらの日に開所し、又は別に休所日を定めることができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(開所時間)

第7条 放課後児童クラブの開所時間は、正午から午後6時30分までとする。ただし、学校の休業日（その日が前条に規定する休所日に当たる日を除く。）にあつては、午前8時から午後6時30分までとする。

2 前項の規定に関わらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、開所時間を変更することができる。

(入所の承認)

第8条 放課後児童クラブに入所しようとする児童の保護者は、別に指定管理者が定める入所の申請に係る書面により指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の承認をしないことが

できる。

- (1) 当該児童が心身に著しい障害を有し、集団における指導に耐えることができないとき。
- (2) 当該児童が疾病その他の理由により、入所に適さないとき。
- (3) 前2項に掲げるもののほか、その他管理運営上支障があるとき。

3 指定管理者は、前項により入所の承認をしないときは、当該入所の承認を受けられなかった者に対し、指定管理者が別に定める入所の不承認に係る書面にその理由を記載して通知しなければならない。

4 指定管理者は、第2条の表の右欄に定める定員を超えて児童を入所させてはならない。ただし、村長が特に必要と認めるときは、北中城村放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年北中城村条例第16号）第9条の規定の範囲において定員を超えて児童を入所させることができる。

（保育料等）

第9条 放課後児童クラブに入所した児童（以下「入所児童」という。）の保護者は、指定管理者に放課後児童クラブの利用に係る料金（以下「保育料」という。）を納付しなければならない。この場合において、保育料は、指定管理者の収入とする。

2 保育料は、入所児童1人につき別表第1に掲げる額を超えない範囲内において、指定管理者があらかじめ村長の承認を得て定めるものとする。

3 指定管理者は、前2項に掲げる保育料のほか、おやつ代、昼食代、教材費、保険料等児童の健全育成を図るために必要な費用を保護者から徴収することができる。この場合において、指定管理者は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、当該必要な費用の額を定めなければならない。

（指定管理者が行う業務）

第10条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条に規定する事業に関する業務
- (2) 第8条に規定する入所の承認に関する業務
- (3) 放課後児童クラブの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) その他村長が必要と認める業務

（利用の許可等）

第11条 第5条第2項の規定により利用しようとする者は、別に指定管理者が定める利用の許可申請に係る書面により指定管理者に申請し、あらかじめその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

（許可の基準）

第12条 指定管理者は、前条の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可しないことができる。

- (1) 感染性疾患が疑われるとき。
- (2) この条例及びこれに基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (4) 施設を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(5) 集团的又は常習的に暴力等不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(6) 施設の管理運営上支障があると認めるとき。

(7) その他指定管理者がその利用が不相当であると認めるとき。

2 指定管理者は、前項により利用の許可をしないときは、当該利用の許可を受けられなかった者に対し、指定管理者が別に定める入所の不許可に係る書面にその理由を記載して通知しなければならない。

(許可の決定等)

第13条 指定管理者は、第11条の許可の申請があったときは、許可をする旨又は許可をしない旨の決定をし、当該申請をした者に対し通知するものとする。

(許可の条件)

第14条 指定管理者は、管理運営上必要があると認めるときは、前条の許可に条件を付することができる。

(利用の制限等)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対して、利用を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある者

(2) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者

(3) 施設を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者

(4) その他施設の管理上必要な指示に従わない者

(目的外利用の禁止等)

第16条 第11条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可を受けた目的以外に施設を利用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第17条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用の許可を取消し、若しくは許可の条件を変更し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 第12条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) この条例若しくはこれに基づく規則に違反し、又は指定管理者の指示に従わなかったとき。

(3) 利用目的以外の利用又は利用の許可に付した条件に違反したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により第13条の許可を受けたとき。

(5) 災害その他の避けることのできない理由により必要があるとき。

(6) 公益上必要があるとき。

(7) その他管理運営上支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 前項の規定によりその利用の許可を取消し、若しくは許可の条件を変更し、又は利用を制限し、若しくは停止した場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。

(利用料金)

第18条 利用者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第2に定める額を超えない範囲において、指定管理者があらかじめ村長の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とすることができる。

4 指定管理者は、特別な理由があるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 前項の規定により減額又は免除を受けようとする者は、第11条の申請時に、指定管理者が別に定める利用料金減免に係る書面により指定管理者に提出し、その承諾を受けなければならない。

(利用者の現状に回復の義務)

第19条 利用者は、学童クラブの利用が終了したとき、又は第17条の規定により利用できなくなったときは、速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第20条 指定管理者が、故意又は重大な過失により放課後児童クラブの施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を村に賠償しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第21条 指定管理者は、その保有する個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報を正当な理由がなく、他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(村長による管理)

第22条 第4条の規定に関わらず、村長は、指定管理者が放課後児童クラブの管理に係る業務を行うことができないと認めるときは、当該業務を行うことができる。

2 前項の規定により村長が放課後児童クラブの管理に係る業務を行う場合におけるこの条例の適用については、第6条から第9条第1項までの規定中「指定管理者」とあるのは「村長」と、第9条第2項中「指定管理者があらかじめ村長の承認を得て」とあるのは「村長が」と、第9条第3項及び第10条中「指定管理者」とあるのは「村長」と読み替えるものとする。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定及び入所の承認に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、

この条例の施行前においても行うことができる。

別表第1（第9条関係）

区 分		単位期間	金 額	長期休業期間の利用加算
年間を通して利用する場合 (年度途中の利用又は中止を含む。)		1月	8,000円	夏 季 5,000円 冬 季 2,000円 学 年 末 1,000円 学 年 始 1,000円
学校休業日の 期間中に限り 利用する場合	夏季休業日	夏季休業日の期間	18,000円	
	冬季休業日	冬季休業日の期間	4,500円	
	学年末休業日	学年末休業日の期間	3,000円	
	学年始休業日	学年始休業日の期間	3,000円	
第6条に定め る休所日に開 所がある場合	年間を通して 利用している 利用者	1日	1,500円	
	上記以外	1日	2,000円	
一時利用（月7日以内）		1日	500円	500円

別表第2（第18条関係）

区 分	単位期間	金 額
施設利用料	1時間	1,000円
施設利用料冷房使用加算	1時間	500円

別添、北中城村放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例が添付をされております。

第1条、設置から第23条、委任までとなっております。お目通しをお願いしたいと思います。

附則といたしまして、1項、施行期日が、この条例は、平成2年4月1日から施行する。

2項、準備行為、指定管理者の指定及び入所の承認に関する手続その他この条例の施行に必

要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができるということで、別表第1と別表第2を添付してございます。お目通しをお願いしたいと思います。

続きまして、議案第5号です。北中城村都市公園条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案第5号

北中城村都市公園条例の一部を改正する条例について

北中城村都市公園条例（昭和53年7月7日条例第16号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月6日 提出
北中城村長 新垣 邦 男

提案理由

字ライカム地番の決定により、区域の位置記載の変更、及び北中城村アワセ土地区画整理組合による第6回事業計画変更による緑地部の一部について公民館予定地、保留地として変更したことにより、ライカム公園区域の変更をする必要があるため。

北中城村都市公園条例の一部を改正する条例

北中城村都市公園条例（昭和53年北中城村条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正条例	現行条例
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）
省略	省略
ライカム公園 街区 北中城村字ライカム6 94番地	ライカム公園 街区 北中城村字比嘉127 番地
省略	省略

附 則

（施行期日）

1 この条例は公布の日から施行し、令和元年11月11日から適用する。

附則といたしまして、施行期日、この条例は、公布の日から施行し、令和元年11月11日から適用するというふうになっております。

公園区の変更前と変更後の図を添付してございますので、お目通しをお願いしたいと思います

す。

続きまして、議案第6号 北中城村立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案第6号

北中城村立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村立幼稚園の保育料等に関する条例（平成19年条例第9号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月6日 提出
北中城村長 新垣 邦 男

提案理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の改正に伴い、預かり保育料に関して条例の一部を改正する必要がある。

北中城村立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

北中城村立幼稚園の保育料等に関する条例（平成19年条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正条例	現行条例
<p>(保育料等の額)</p> <p>第2条 保育料等の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 預かり保育料 園児ひとりにつき<u>日額</u> <u>300円に月の利用日数を乗じた額</u>とする。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(納付)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 省略</p> <p><u>3</u> 省略</p>	<p>(保育料等の額)</p> <p>第2条 保育料等の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 預かり保育料 園児ひとりにつき<u>月額</u> <u>5,000円</u>とする。<u>ただし、8月の預かり保育料については、保育料並びに預かり保育料の合算額とする。</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(納付)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 省略</p> <p><u>3 前項の規定は、月の中途中で預かり保育を開始又は中止した場合の預かり保育料について準用する。</u></p> <p><u>4</u> 省略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

これも新旧対照表を添付してございます。下 線部分が改正となっております。お目通しをお

願いたいと思います。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用するというふうになっております。

続きまして、議案第7号 北中城村立体育施設設置及び使用料に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案第7号

北中城村立体育施設設置及び使用料に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村立体育施設設置及び使用料に関する条例（昭和61年条例第11号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67条）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月6日 提出
北中城村長 新垣邦男

提案理由

行政区ライカム開始に伴い、所在地の地番変更及び使用料金等に改定が生じたため北中城村立体育施設設置及び使用料に関する条例の一部を改正する必要がある。

北中城村立体育施設設置及び使用料に関する条例の一部を改正する条例

北中城村立体育施設設置及び使用料に関する条例（昭和61年条例第11号）の一部を次のように改正する

改正条例	現行条例
(使用許可の制限) 第5条 教育委員会は次の各号のいずれかに該当するときは体育館の使用は許可しない。 (1)～(3) 省略 (4) 前各号に掲げるもののほか、体育館の管理上支障があり教育委員会において不適當であると認めるとき。 別表第1（第2条関係） 省略	(使用許可の制限) 第5条 教育委員会は次の各号のいずれかに該当するときは体育館の使用は許可しない。 (1)～(3) 省略 (4) 前3号に掲げるもののほか、体育館の管理上支障があり教育委員会において不適當であると認めるとき。 別表第1（第2条関係） 省略
北中城村民 沖縄県中頭郡北中城村字ライカ	北中城村民 北中城村字アワセ土地区画整理

体育館	△638番地
-----	--------

別表第2（第8条関係）

使用料金		午前	午後	
専用使用		9時～13時	13時～17時	17時～22時
入場料を徴収しない場合	村外団体	7,000	11,000	20,000
	村内団体	5,000	7,000	13,000
入場料を徴収する場合	村外団体	12,000	17,000	26,000
	村内団体	7,000	10,000	15,000
通常使用料金 半コート（照明料込）／時間 2階部分は無料開放（専用使用時開放無し） 中学生以下のみの使用は認めない				
一般	村外在住者	1,000		
	村内在住者	500		
(削除)		(削除)		
(削除)	(削除)	(削除)		
	(削除)	(削除)		
	(削除)	(削除)		
	(削除)	(削除)		
冷房設備（1時間）専用使用のみ村内は半額		2,000		
シャワー		100		
(削除)		(削除)		

体育館	事業区域内5街区・6街区・34街区の一部
-----	----------------------

別表第2（第8条関係）

使用料金		午前	午後	
専用使用		9時～13時	13時～17時	17時～22時
アマチュアスポーツ・レクリエーションの催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合	4,000	6,000	10,000
その他の催し物等に専用する場合	入場料を徴収する場合	6,000	9,000	15,000
	入場料を徴収しない場合	5,000	7,500	13,500
通常使用	入場料を徴収する場合	10,000	15,000	27,000
	入場料を徴収しない場合	2階部分は無料開放（専用使用時開放無し）		
一般学生	村外	500		
	村内	250		
児童生徒		100		
照明料（1時間）村内は半額	全点灯	1,000		
	全点灯（300点灯）	700		
	半点灯	500		
	半点灯（300点灯）	300		
冷房設備（1時間）専用使用のみ村内は半額		2,000		
シャワー		100		
※ 村外→村外に住所を置く者 村内→村内に住所を置く者				

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年7月1日から適用する。

これも新旧対照表を添付してございます。左のほうが改正条例となっております。下線部分が改正事項であります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、令和2年7月1日から適用すると

なっております。

続きまして、議案第8号です。北中城村あやかりの杜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案第8号

北中城村あやかりの杜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村あやかりの杜の設置及び管理に関する条例（平成19年条例第22号）の一部を改正

したいので、地方自治法（昭和22年法律第67条）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月6日 提出
北中城村長 新垣 邦 男

提案理由

あやかりの杜の施設の利用率については、現在の社会情勢を鑑み改正する必要があるため、北中城村あやかりの杜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する。

北中城村あやかりの杜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北中城村あやかりの杜の設置及び管理に関する条例（平成19年条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正条例							現行条例								
別表第2（第11条関係）							別表第2（第11条関係）								
1. 施設使用料							1. 施設使用料								
施設名	区分	午前		午後		冷房使用料1時間当たり	備考	施設名	区分	午前		午後		冷房使用料1時間当たり	備考
		9:00~12:00	12:00~17:00	17:00~22:00						9:00~12:00	12:00~17:00	17:00~22:00			
あやかり スコア	会議室	村内	1,100円	1,700円	2,300円	500円		会議室	村内	1,000円	1,500円	2,000円	500円		
		村外	1,700円	2,400円	3,600円				村外	1,500円	2,000円	3,000円			
	研修室	村内	1,100円	1,700円	2,300円			研修室	村内	1,000円	1,500円	2,000円			
		村外	1,700円	2,400円	3,600円				村外	1,500円	2,000円	3,000円			
	和室	村内	1,100円	1,700円	2,300円			和室	村内	1,000円	1,500円	2,000円			
		村外	1,700円	2,400円	3,600円				村外	1,500円	2,000円	3,000円			
	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)			(削除)	研修室	村内	1,000円	1,500円			2,000円
		(削除)	(削除)	(削除)	(削除)					村外	1,500円	2,000円			3,000円
	多目的 ホール	村内	2,100円	3,200円	4,300円			多目的 ホール	村内	2,000円	3,000円	4,000円			
		村外	3,200円	6,400円	8,600円				村外	3,000円	6,000円	8,000円			
	工芸室	村内	1,100円	1,700円	2,300円			工芸室	村内	1,000円	1,500円	2,000円			
		村外	1,700円	2,400円	3,600円				村外	1,500円	2,000円	3,000円			
	ボランテ ィア室	村内	1,100円	1,700円	2,300円			ボランテ ィア室	村内	1,000円	1,500円	2,000円			
		村外	1,700円	2,400円	3,600円				村外	1,500円	2,000円	3,000円			
マルチメ ディア室	村内	1,100円	1,700円	2,300円	マルチメ ディア室	村内	1,000円	1,500円	2,000円						
	村外	1,700円	2,400円	3,600円		村外	1,500円	2,000円	3,000円						
喫茶室	村内	月額1,500円/m ² の賃貸			喫茶室	村内	月額1,500円/m ² の賃貸								
	村外					村外									
あやかり ドミトリー	宿泊の場 合	村内	16,000円（定員8名1泊に付き）			宿泊の場 合	村内	15,000円（定員8名1泊に付き）							
		村外	23,000円（定員8名1泊に付き）				村外	21,000円（定員8名1泊に付き）							
(離座敷 を含む)	宿泊しな い場合	村内	1,100円	1,700円	2,300円	(離座敷 を含む)	宿泊しな い場合	村内	1,000円	1,500円	2,000円				
		村外	2,200円	3,400円	4,600円			村外	2,000円	3,000円	4,000円				
あやかり の社図書 館	展示コー ナー	村内	2,200円/日			展示コー ナー	村内	2,000円/日							
		村外	4,400円/日				村外	4,000円/日							
屋外活動	メイン	村内	500円	1,000円	1,500円	-	屋外活動	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		

施設	コート	村外	1,000円	1,500円	2,000円	
			キャンプ場(宿泊の場合)	村内	テントサイト500円/1区画/日 テント貸出 1張 1,000円 (4~8人用)	
		村外	テントサイト1,000円/1区画/日 テント貸出 1張 1,500円 (4~8人用)			
キャンプ場(宿泊しない場合)	村内	テントサイト200円/1区画/日 テント貸出 1張 1,000円 (4~8人用)				
	村外	テントサイト500円/1区画/日 テント貸出 1張 1,500円 (4~8人用)				
シャワー室	村内	100円/1回				
	村外					
管理棟(兼売店)	村内	月額1,500円/m ² の賃貸		実費		
	村外					

施設			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
			キャンプ場(宿泊の場合)	村内	テントサイト 100円/人 テント貸出 1張 1,000円 (4~8人用)	
	村外	テントサイト 100円/人 テント貸出 1張 1,500円 (4~8人用)				
キャンプ場(宿泊しない場合)	村内	テントサイト 100円/人 テント貸出 1張 1,000円 (4~8人用)				
	村外	テントサイト 100円/人 テント貸出 1張 1,500円 (4~8人用)				
シャワー室	村内	100円/1回				
	村外					
管理棟(兼売店)	村内	月額1,500円/m ² の賃貸		実費		
	村外					

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年7月1日から適用する。

これも新旧対照表を添付してございます。金額が改正をされていますので、お目直しをお願いしたいと思います。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用すると

いうふうになっております。

次に、議案第9号です。中頭地方視聴覚協議会規約を廃止する規約について御説明申し上げます。

議案第9号

中頭地方視聴覚協議会規約を廃止する規約について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、別紙のとおり規約を廃止することについて、議会の議決を求める。

令和2年3月6日 提出
北中城村長 新垣 邦男

提案理由

中頭地方視聴覚協議会の関係市町村にて視聴覚に関する機材及び機材の整備が進み、同協議会の設置目的が達成されたことから、令和2年9月30日をもって同協議会を廃止することの協議について、議会の議決を経る必要があるため、この案を提出する。

中頭地方視聴覚協議会規約を廃止する規約

中頭地方視聴覚協議会規約（昭和49年2月8日届出）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和2年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規約による廃止前の中頭地方視聴覚協議会規約第28条第2項及び第3項に規定する精算の事務については、この規約の施行後も、なおその効力を有する。

別紙、廃止する規約ということで、中頭地方視聴覚協議会規約は廃止をするということになっております。

附則といたしまして、この規約は、令和2年10月1日から施行する。

2号が、経過措置として、この規約による廃止前の中頭地方視聴覚協議会規約第28条第2項

及び第3項に規定する精算の事務については、この規約の施行後も、なおその効力を有するというふうになっております。

次に、議案第10号です。北中城村放課後児童クラブの指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案第10号

北中城村放課後児童クラブの指定管理者の指定について

北中城村放課後児童クラブの指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年3月6日 提出
北中城村長 新垣 邦男

1 施設の名称及び所在地

（名 称） 北中城村放課後児童クラブ（しまぶく学童クラブ）

（住 所） 北中城村字島袋1099番地1

2 指定管理者

（名 称） 一般社団法人 千和

(代表者) 代表 神 田 慎 也
3 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

提案理由

令和2年4月供用開始予定の北中城村放課後児童クラブを指定管理者に管理運営させるため。

続きまして、議案第11号 令和元年度北中城 申し上げます。
村一般会計補正予算（第7号）について御説明

議案第11号

令和元年度北中城村一般会計補正予算（第7号）について

令和元年度北中城村の一般会計補正予算（第7号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和2年3月6日 提出
北中城村長 新 垣 邦 男

令和元年度北中城村一般会計補正予算（第7号）

令和元年度北中城村の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ245,138千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,335,932千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 村 税		2,432,457	4,451	2,436,908
	2 固定資産税	1,385,217	4,451	1,389,668
3 利子割交付金		1,600	△638	962
	1 利子割交付金	1,600	△638	962
4 配当割交付金		3,700	△251	3,449
	1 配当割交付金	3,700	△251	3,449
5 株式等譲渡所得割交付金		4,100	△1,639	2,461
	1 株式等譲渡所得割交付金	4,100	△1,639	2,461
6 地方消費税交付金		267,000	△14,974	252,026
	1 地方消費税交付金	267,000	△14,974	252,026
7 ゴルフ場利用税交付金		7,600	△140	7,460
	1 ゴルフ場利用税交付金	7,600	△140	7,460
8 環境性能割交付金		6,400	676	7,076
	1 環境性能割交付金	6,400	676	7,076
16 国庫支出金		1,659,326	△46,821	1,612,505
	2 国庫補助金	848,842	△46,821	802,021
17 県支出金		1,060,761	1,751	1,062,512
	1 県負担金	396,527	347	396,874
	2 県補助金	632,603	3,827	636,430
	3 委託金	31,631	△2,423	29,208
18 財産収入		44,162	525	44,687
	1 財産運用収入	44,160	525	44,685
20 繰入金		321,772	△473	321,299
	2 基金繰入金	321,530	△473	321,057
22 諸収入		114,993	6,895	121,888
	3 雑収入	79,643	6,895	86,538
23 村債		607,058	△194,500	412,558
	1 村債	607,058	△194,500	412,558
歳入	合計	8,581,070	△245,138	8,335,932

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		96,316	△68	96,248
	1 議 会 費	96,316	△68	96,248
2 総 務 費		1,712,848	△232,008	1,480,840
	1 総 務 管 理 費	1,554,107	△231,172	1,322,935
	2 徴 税 費	101,190	412	101,602
	3 戸籍住民基本台帳費	46,194	△825	45,369
	4 選 挙 費	9,021	△423	8,598
3 民 生 費		2,919,987	13,394	2,933,381
	1 社 会 福 祉 費	1,370,387	11,582	1,381,969
	2 児 童 福 祉 費	1,549,600	1,812	1,551,412
4 衛 生 費		1,036,368	427	1,036,795
	1 保 健 衛 生 費	671,216	△1,668	669,548
	2 清 掃 費	365,152	2,095	367,247
5 農 林 水 産 業 費		218,790	19,093	237,883
	1 農 業 費	212,047	19,093	231,140
	2 林 業 費	3,947	0	3,947
6 商 工 費		198,304	△3,392	194,912
	1 商 工 費	198,304	△3,392	194,912
7 土 木 費		712,006	△33,567	678,439
	1 土 木 管 理 費	50,821	△672	50,149
	2 道 路 橋 梁 費	196,583	△29,219	167,364
	3 都 市 計 画 費	464,602	△3,676	460,926
8 消 防 費		236,633	△380	236,253
	1 消 防 費	236,633	△380	236,253
9 教 育 費		961,460	△7,161	954,299
	1 教 育 総 務 費	120,138	△3,179	116,959
	2 小 学 校 費	197,524	2,705	200,229
	3 中 学 校 費	131,819	△5,238	126,581
	4 幼 稚 園 費	56,169	△220	55,949
	5 社 会 教 育 費	188,348	△2,552	185,796
	6 保 健 体 育 費	267,462	1,323	268,785
11 公 債 費		452,508	△1,476	451,032
	1 公 債 費	452,508	△1,476	451,032
歳 出 合 計		8,581,070	△245,138	8,335,932

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	保育所等整備事業費補助金	213,477
		沖縄県放課後児童クラブ支援事業	3,518
4 衛生費	1 保健衛生費	公営墓地整備事業	141,408
5 農林水産業費	1 農業費	安谷屋第2地区かんがい施設整備事業	39,403
7 土木費	2 道路橋梁費	村道北中城高校127号線整備事業	1,481
		中城公園アクセス線整備事業	17,089
	3 都市計画費	南部延伸線地区外用地購入事業	1,636
合 計			418,012

第3表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共施設等 適正管理推 進事業債 (村役場第 一庁舎改築 事業)	272,800	(借入方法) 証書借入又は 地方証券発行 による。 (借入先)	5%以内(ただ し、利率見直し 方式で借入れる 財政融資資金及 び地方公共団体 金融機構資金に	30年以内の償 還、その他借 入先の融資条 件による。た だし、村財政 の都合により	77,900	変更なし	変更なし	変更なし
公共事業等 債 (村道北中 城高校127 号線整備事 業)	20,300	財政融資資 金、地方公共 団体金融機構 資金、その他	ついて、利率の 見直しを行った 後においては当 該見直し後の利 率)	繰上償還また は低利債に借 換えること ができる。	19,000			
一般補助施 設整備等事 業債 (公営墓地 整備事業)	35,700				37,200			
一般事業債 (沖縄県放 課後児童ク	13,000				13,200			

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
ラブ支援事業)								
計	341,800				147,300			

詳細については副村長のほうに説明をさせていただきます。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（比嘉 聡）

では、議案第11号 令和元年度北中城村一般会計補正予算（第7号）につきまして御説明いたします。

今回の補正は、歳入につきましては、各種交付金の見込みによる補正や事業執行状況に応じた国・県支出金の補正です。歳出におきましては、5万円以上の執行残が見込まれるものについての補正となっております。

初めに、5ページをお願いします。

第2表 繰越明許費につきましては、一般会計予算で計上しました事業について、年度内の完了が見込めないことから繰越明許費として設定したものでございます。

事業名、金額の順で御説明いたします。

保育所等整備補助金、繰越金額が2億1,347万7,000円、沖縄県放課後児童クラブ支援事業351万8,000円、公営墓地整備事業1億4,140万8,000円、安谷屋第2地区かんがい施設整備事業3,940万3,000円、村道北中城高校127号線整備事業148万1,000円、中城公園アクセス線整備事業1,708万9,000円、南部延伸線地区外用地購入事業163万6,000円の繰越明許費の設定でございます。

6ページをお願いします。

第3表 地方債補正の変更です。

起債の目的、限度額の順に御説明いたします。

公共施設等適正管理推進事業債、村役場第一庁舎改築事業、限度額が2億7,280万円から7,790万円の変更となります。公共事業等債、村道北中城高校127号線整備事業、限度額が2,030万円から1,900万円への変更です。一般補助施設整備等事業債（公営墓地整備事業）、限度額が3,570万円から3,720万円への変更です。一般事業債（沖縄県放課後児童クラブ支援事業）、限度額が1,300万円から1,320万円への変更です。

起債の方法、利率、償還の方法は変更がございません。

続きまして、歳入について事項別明細書で主な補正について御説明いたします。

なお、歳出事業費の確定に合わせた国・県支出金の減額については説明を省略させていただきます。

9ページをお願いします。

1款村税、2項固定資産税、1目固定資産税445万1,000円につきましては、調定実績に合わせた増額補正でございます。

3款利子割交付金から次の10ページの8款環境性能割交付金につきましては、県からの交付決定通知及び見込額通知に基づいた補正でございます。

10ページから13ページまでの国庫支出金及び県支出金につきましては、歳出事業費の実績に合わせた補正でございます。

14ページをお願いします。

20款繰入金、3目財政調整基金繰入金1,521万9,000円につきましては、財源不足を補うた

めの繰入金でございます。

なお、基金取崩し後の残高は4億8,916万9,000円となります。

その他の基金繰入金につきましては、各事業の執行状況に応じた基金への戻入れ等の補正でございます。

15ページをお願いします。

23款村債、1項村債の各目につきましては、事業の実績に合わせた補正でございます。

次に、歳出につきまして主な補正について御説明いたします。

なお、事業執行残等による減額補正は説明を省略させていただきます。

19ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、35目庁舎建設費1億9,000万円の減額補正につきましては、村役場第一庁舎改築工事の今年度分事業実績に合わせた減額補正でございます。

23ページをお願いします。

3款の民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、28節繰出金、その他の繰出金4,000万円につきましては、国民健康保険特別会計への赤字補填繰出金でございます。

27ページをお願いします。

2項の児童福祉費、2目保育所費、19節負担金、補助及び交付金、保育士正規雇用化促進事業補助金210万円につきましては、村内の認可保育所で新規・正規雇用者数が増えたことによる増額補正でございます。

30ページをお願いします。

5款農林水産業費、1項農業費、5目の農地費1,768万1,000円につきましては、安谷屋第2地区かんがい施設用地について、地権者との交渉で用地購入が見込まれる分の追加で増額補正をしております。

44ページをお願いします。

11款公債費、1項公債費、2目利子174万2,000円の減額補正につきましては、低金利の

影響で起債の借入れや利率見直しにより利子が低くなったことによるものです。多くの借入れが元利均等方式のため1目元金が増額補正をしております。

37ページ以降の9款教育費につきましては、教育委員会のほうから御説明をいたします。

私からは以上でございます。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川恵重）

引き続き議案第11号 令和元年度北中城村一般会計補正予算（第7号）、教育費予算の主な内容について御説明申し上げます。

37ページをお願いいたします。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、3節職員手当等から18節の備品購入費の減額補正につきましては、昨年10月から実施された幼児教育・保育無償化に伴う予算の執行残でございます。

19節負担金、補助及び交付金の45万9,000円につきましては、私立幼稚園が実施する事業に対する補助金ですが、利用する村内在住の児童数の実績に基づき減額補正してございます。

38ページをお願いします。

2項小学校費、1目学校管理費、11節需用費の101万2,000円につきましては、両小学校における光熱水費の不足分及び新年度、教室が増えるための空調設備設置に伴う増額補正でございます。

13節委託料及び15節の工事請負費につきましては、防音機能復旧工事に関する執行残でございます。

18節備品購入費につきましては、次年度の教室増に伴う机、椅子等の備品購入のための増額補正でございます。

2目教育振興費、18節の備品購入費935万2,000円につきましては、次年度から実施されます新学習指導要領実施に伴う教師用指導書の

購入費として増額補正しています。

続きまして、41ページをお開きください。

生涯学習課の主な補正予算（第7号）について説明いたします。

41ページの9款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費の19節負担金、補助及び交付金の減額につきましては、青年・婦人国内研修への派遣で、今年度は鹿児島県での開催でしたが、青年会、婦人会への参加を呼びかけましたが、希望者がいなかったための減額でございます。

42ページをお願いします。

9款6項の保健体育費、1目保健体育総務費の9節の旅費につきましては、全国スポーツ推進員三重大会及び九州スポーツ推進員佐賀大会の差額分です。費用弁償等による差額が出ていますので補正してございます。

以上です。

○村長（新垣邦男）

続きまして、議案第12号 令和元年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

議案第12号

令和元年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

令和元年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和2年3月6日 提出
北中城村長 新垣邦男

令和元年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和元年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13,623千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,296,467千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		380,381	14,589	394,970
	1 国民健康保険税	380,381	14,589	394,970
4 使用料及び手数料		160	140	300
	1 手数料	160	140	300
6 県支出金		1,522,039	△7,582	1,514,457
	1 県負担金・補助金	1,522,038	△7,582	1,514,456
10 繰入金		231,796	31,362	263,158
	1 他会計繰入金	216,795	31,362	248,157
12 諸収入		118,416	△24,886	93,530
	1 延滞金、加算金及び過料	3	329	332
	4 雑入	118,411	△25,215	93,196
歳入合計		2,282,844	13,623	2,296,467

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		68,727	△687	68,040
	1 総務管理費	57,156	30	57,186
	2 徴税費	11,300	△717	10,583
2 保険給付費		1,428,214	20,850	1,449,064
	1 療養諸費	1,192,815	20,850	1,213,665
3 国民健康保険事業費納付金		683,873	△6,550	677,323
	1 医療給付費分	486,697	△3,150	483,547
	2 後期高齢者支援金等分	148,650	△3,400	145,250
6 保健事業費		45,914	10	45,924
	1 保健事業費	45,914	10	45,924
歳出合計		2,282,844	13,623	2,296,467

詳細については健康保険課長のほうに説明させていただきます。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（安里直彦）

それでは、議案第12号 令和元年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の主なものについて御説明いたします。

今回の補正につきましては、主に実績等を見込んでの補正となっております。

まず歳入でございますが、事項別明細書をもって御説明させていただきます。

5ページをお開きください。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税1,469万2,000円の増につきましては、令和元年1月末現在の調定額及び収納率等を参考に見込

んだ額となっております。

当初予算時の徴収率は95%で見込んでおりましたが、収納率が上がっているということから、今回96.5%に修正したことによるものとなっております。

下段、2目の退職者被保険者等国民健康保険税10万3,000円の減につきましては、被保険者数の減少による影響となっております。

続きまして、6ページをお開きください。

6款県支出金、1項県負担金・補助金、1目保険給付費等交付金、1節保険給付費等交付金（普通交付金）の2,000万円の増でございますけれども、これは後に説明いたします歳出側の医療給付費の不足の請求に備えた措置額2,000万円に対応する県交付金につきましては、今回、同額を仮計上させていただいているところでございます。

2節の特別交付金の2,758万2,000円の減でございますけれども、これは、毎年国から間接的に交付されておりましたその他特別の事情による交付金というものがございました。これは、北中城村民の国保被保険者の1人当たりの総所得が全国平均の総所得よりも下回った場合に交付される仕組みとなっておりますが、今回、その基準年度となります平成30年中に不動産売買による所得が大幅増となった方が多数いらっしゃったということがございまして、結果的に1人当たりの所得金額を押し上げたことによりまして、全国平均の所得金額よりも高くなってしまったということから、今年度については、約2,600万円が交付されない形となったことによる減額となっております。

続きまして、10款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、5節の財政安定化支援事業繰入金863万8,000円の減でございますけれども、これは普通交付税の算定項目であります保健衛生費として一般会計に交付された額をそのまま繰り入れる形となっておりますけれども、

今回、その交付税の決定額が減額されたことによるものとなっております。これは、主に北中城村の軽減世帯7割、5割、2割の世帯数が減少したことが主な要因となっております。

次に、6節その他一般会計繰入金4,000万円につきましては、これは今回、財政担当部局との調整の結果、決定された額というふうになっております。

7ページをお開きください。

12款諸収入、4項雑入、9目1節歳入欠かん補填収入2,736万5,000円の減となっております。結論としましては、赤字欠かん補填収入の残額であります9,104万1,000円、この分の全額を埋めることは今年度は難しくなっておりまして、結果的に5,000万程度の赤字が見込まれております。

続きまして、歳出の主なものについて御説明をいたします。

10ページをお開きください。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費2,000万円の増につきましては、残り2カ月の請求に対する支払額について不足分が生じる可能性がございまして、今回2,000万程度を仮計上することとした額となっております。財源につきましては、先ほど御説明いたしました県支出金となります。

続きまして、11ページから12ページをお願いいたします。

3款の国民健康保険事業納付金、1項医療給付費分、総計で315万円の減及び12ページの2項後期高齢者支援金等分の340万円の減につきましては、これは県の決定通知によるものとなっております。

以上で説明を終わります。

○村長（新垣邦男）

続きまして、議案第13号であります。令和元年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案第13号

令和元年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

令和元年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和2年3月6日 提出
北中城村長 新垣 邦男

令和元年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和元年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,199千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ209,237千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		165,244	4,417	169,661
	1 後期高齢者医療保険料	165,244	4,417	169,661
2 使用料及び手数料		2	35	37
	1 手数料	2	35	37
5 繰入金		36,216	463	36,679
	1 一般会計繰入金	36,216	463	36,679
7 諸収入		8	284	292

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 延滞金、加算金及び過料	2	10	12
	2 償還金及び還付加算金	2	274	276
歳入	合計	204,038	5,199	209,237

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		1,982	0	1,982
	1 総務管理費	871	155	1,026
	2 徴収費	1,111	△155	956
2 後期高齢者医療広域連合納付金		201,092	5,164	206,256
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	201,092	5,164	206,256
4 予備費		100	35	135
	1 予備費	100	35	135
歳出	合計	204,038	5,199	209,237

これも健康保険課長のほうに詳細を説明させたいと思います。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（安里直彦）

それでは、議案第13号 令和元年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の主なものについて御説明いたします。

今回の補正につきましては、主に実績等を見込んだ補正となっております。

まず、歳入でございますけれども、5ページをお開きください。

1款1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料155万9,000円の増及び2目普通徴収保険料285万8,000円の増につきましては、令和元年1月末現在の調定額で見込んだ額となってお

ります。

次に、5款繰入金、1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金46万3,000円の増につきましては、これも交付決定に基づいての補正となっております。

続きまして歳出でございます。

9ページをお開きください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金516万4,000円の増でございますが、これは保険料の収納見込みの増額分等によるものとなっております。

以上で説明を終わります。

○村長（新垣邦男）

続きまして、議案第14号 令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

議案第14号

令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を別添のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和2年3月6日 提出
北中城村長 新垣 邦男

令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,040千円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ511,372千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
7 村 債		115,040	△1,040	114,000
	1 村 債	115,040	△1,040	114,000
歳入合計		512,412	△1,040	511,372

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公共下水道費		357,177	△970	356,207
	2 下水道事業費	201,479	△970	200,509
3 予備費		5,038	△70	4,968
	1 予備費	5,038	△70	4,968
歳出合計		512,412	△1,040	511,372

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 公共下水道費	2 下水道事業費	島袋浸水対策事業	99,644
合 計			99,644

第3表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業債	80,000	(借入方法) 証書借入又は	5%以内	40年以内の償還、その他借	80,000	(借入方法) 変更無し	変更無し	変更無し
流域下水道建設負担金事業債	20,040	地方証券発行の方法による		入先の融資条件による。ただし、村財政	19,000			
公営企業会計適用債	15,000	(借入先) 財政融資資金、機構資金、その他		の都合により繰上償還または低利債に借替えることができる。	15,000	(借入先) 変更無し		
計	115,040				114,000			

詳細については上下水道課長のほうに説明させていただきます。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

それでは、議案第14号 令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）に

ついて御説明いたします。

1表につきましては、後ほど事項別明細書のほうで御説明いたします。

3ページをお開き願います。

第2表 繰越明許費、1款公共下水道費、2項下水道事業費、事業名、島袋浸水対策事業、金額のほうで9,964万4,000円。これは今年度、

3号調整池の1期工事を行ってまいりました。それに引き続き2期工事を今年度内で実施する予定としておりましたが、1期工事のほうで不測の日数が生じまして、その影響で2期工事の必要な工期が不足するということから、繰り越して実施したいと考えているものでございます。

なお、この繰り越しにつきましては本議会、あと県との繰り越しの手続きがございますけれども、その手続きが完了次第、発注手続きに入りたいというふうに考えております。

続いて、4ページをお願いします。

第3表 地方債補正。

この中の表の中段になりますけれども、流域下水道建設負担金事業債、当初の限度額が2,004万円となっておりますけれども、これにつきましては実績の変更がございまして、104万円減をいたしまして1,900万円とするものでございます。

続いて、事項別明細のほうで内容を御説明いたします。

7ページをお願いします。

歳入、7款村債、1項村債、1目下水道事業債、こちらが、その実績を踏まえた形で104万円の減となっておりますけれども、内容といた

しましては流域下水道建設負担金事業債、これは沖縄県が行っております流域下水道の汚水処理場の整備、これが実績として減額となったことを受けたものとなっております。

これと関連いたしまして、歳出についてでございますけれども、8ページをお願いいたします。

1款公共下水道費、2項下水道事業費、1目下水道事業費、補正額としまして97万円の減となっております。先ほどの流域下水道の負担金につきまして、19節のほうの負担金、補助及び交付金といたしまして、流域下水道建設負担金の中の中城湾流域が251万5,000円の減、もう一つ中部流域のほうが150万4,000円増となっております。それと3節のほうで職員手当等、実績に応じて4万1,000円の増がございまして。

続きまして、9ページをお願いいたします。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、こちらのほうで7万円の減をしておりますけれども、これは歳入と歳出の金額の調整によるものでございます。

以上です。

○村長（新垣邦男）

続きまして、議案第15号 令和2年度北中城村一般会計予算について御説明申し上げます。

議案第15号

令和2年度北中城村一般会計予算について

みだしのことについて、地方自治法第211条第1項の規定により議会の議決を求めます。

令和2年3月6日 提出
北中城村長 新垣邦男

令和2年度北中城村一般会計予算

令和2年度北中城村の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,211,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 村 税		2,395,490
	1 村 民 税	863,638
	2 固 定 資 産 税	1,382,701
	3 軽 自 動 車 税	54,779
	4 村 た ば こ 税	94,371
	5 特 別 土 地 保 有 税	1
2 地 方 譲 与 税		35,910

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
	1 地方揮発油譲与税	9,300
	2 自動車重量譲与税	26,000
	5 森林環境譲与税	610
3 利子割交付金		940
	1 利子割交付金	940
4 配当割交付金		3,400
	1 配当割交付金	3,400
5 株式等譲渡所得割交付金		3,010
	1 株式等譲渡所得割交付金	3,010
6 法人事業税交付金		12,890
	1 法人事業税交付金	12,890
7 地方消費税交付金		303,780
	1 地方消費税交付金	303,780
8 ゴルフ場利用税交付金		7,370
	1 ゴルフ場利用税交付金	7,370
9 環境性能割交付金		3,230
	1 環境性能割交付金	3,230
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金		78,000
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	78,000
11 施設等所在市町村調整交付金		245,000
	1 施設等所在市町村調整交付金	245,000
12 地方特例交付金		5,160
	1 地方特例交付金	5,160
13 地方交付税		1,148,000
	1 地方交付税	1,148,000
14 交通安全対策特別交付金		2,408
	1 交通安全対策特別交付金	2,408
15 分担金及び負担金		111,435
	1 負担金	111,435
16 使用料及び手数料		41,938
	1 使用料	14,063
	2 手数料	27,875
17 国庫支出金		1,143,457
	1 国庫負担金	871,148
	2 国庫補助金	267,835

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
	3 委託金	4,474
18 県支出金		1,177,376
	1 県負担金	421,767
	2 県補助金	717,548
	3 委託金	38,061
19 財産収入		46,397
	1 財産運用収入	46,395
	2 財産売却収入	2
20 寄附金		50,001
	1 寄附金	50,001
21 繰入金		497,112
	1 特別会計繰入金	1
	2 基金繰入金	497,111
22 繰越金		20,000
	1 繰越金	20,000
23 諸収入		73,796
	1 延滞金、加算金及び過料	2,000
	2 村預金利子	1
	3 雑収入	71,795
24 村債		804,900
	1 村債	804,900
歳入	合計	8,211,000

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		96,213
	1 議会費	96,213
2 総務費		1,628,143
	1 総務管理費	1,464,526
	2 徴税費	98,017
	3 戸籍住民基本台帳費	41,768
	4 選挙費	14,494
	5 統計調査費	7,961
	6 監査委員費	1,377
3 民生費		2,718,691

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
	1 社会福祉費	2,718,691
	2 児童福祉費	1,343,292
4 衛生費	1 保健衛生費	750,866
	2 清掃費	380,520
5 農林水産業費	1 農業費	296,498
	2 林業費	4,209
	3 水産業費	2,804
6 商工費	1 商工費	178,499
		178,499
7 土木費	1 土木管理費	53,859
	2 道路橋梁費	77,616
	3 都市計画費	270,842
8 消防費	1 消防費	249,646
		249,646
9 教育費	1 教育総務費	125,014
	2 小学校費	291,073
	3 中学校費	139,515
	4 幼稚園費	66,289
	5 社会教育費	189,448
	6 保健体育費	234,823
10 災害復旧費	1 災害復旧費	1
	2 公共土木施設災害復旧費	1
11 公債費	1 公債費	440,695
		440,695
12 諸支出金	1 普通財産取得費	2
		2
13 予備費	1 予備費	15,734
		15,734
歳出	合計	8,211,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
防災無線整備事業	令和3年度 ～ 令和3年度	148,893
北中城小学校防音機能復旧事業	令和3年度 ～ 令和3年度	103,423

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緊急防災・減災事業債 (防災無線整備事業)	6,400	(借入方法) 証書借入または地方証券発 行の方法による。 (借入先) 財政融資資金、地方公共団 体金融機構資金、その他	5%以内(ただし、利率見 直し方式で借入れる財政融 資資金及び地方公共団体金 融機構資金について、利率 の見直しを行った後におい ては当該見直し後の利率)	30年以内の償還、その他借 入先の融資条件による。た だし、村財政の都合により 繰上償還または低利債に借 換えることができる。
公共施設等適正管理推進事業債 (村役場第一庁舎改築事業)	576,100			
一般補助施設整備等事業債 (公営墓地整備事業)	59,100			
一般補助施設整備等事業債 (安谷屋第2地区かんがい施設整備事 業)	11,600			
一般事業債 (渡口地区雨水排水路整備工事)	10,700			
臨時財政対策債	141,000			
計	804,900			

以下、詳細については副村長のほうから説明
させたいと思います。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（比嘉 聡）

では、議員第15号 令和2年度北中城村一般
会計当初予算につきまして御説明いたします。

また、令和2年度の北中城村一般会計予算書
の次に一般会計予算の説明資料を添付しており
ますので御参照ください。

では、予算書の6ページをお願いします。

第2表の債務負担行為でございます。

防災無線整備事業、期間が令和3年度、限度
額が1億4,889万3,000円、北中城小学校防音機
能復旧事業、期間が令和3年度、限度額が1億
342万3,000円でございます。

7ページをお願いします。

第3表の地方債でございます。

起債の目的、限度額の順に御説明いたします。

緊急防災・減債事業債（防災無線等整備事
業）640万円、公共施設等適正管理推進事業債
（村役場第一庁舎改築事業）5億7,610万円、
一般補助施設整備等事業債（公営墓地整備事
業）5,910万円、一般補助施設整備等事業債

(安谷屋第2地区かんがい施設整備事業)
1,160万円、一般事業債(渡口地区雨水排水路整備工事)1,070万円、臨時財政対策債1億4,100万円となっております。

起債の方法及び利率、償還の方法は記述のとおりでございます。

次に、主な歳入につきまして事項別明細書で御説明いたします。

11ページをお願いします。

1款村税、1項村民税、1目個人7億5,425万2,000円につきましては、対前年度比較7,013万4,000円の増額を見込み、計上しております。

2項固定資産税、1目固定資産税13億7,718万2,000円につきましては、対前年度比較242万5,000円の減額を見込み、計上しております。

主な要因は、償却資産の減価償却の影響によるものです。

12ページをお願いします。

4項村たばこ税、1目村たばこ税9,437万1,000円は、売渡本数の減少により対前年度比較1,044万8,000円の減額を見込み、計上しております。

2項地方譲与税から15ページの12款地方特例交付金までの各種の交付金につきましては、区市町村課の資料に基づいて予算計上を行っております。

なお、14ページの6款法人事業税交付金につきましては、県が納付された法人の事業税の額の一部に相当する額を県内の市町村に対して、その従業者数で案分して交付するものとして、税制改正により新設をしております。

16ページをお願いします。

13款の地方交付税、1項1目地方交付税11億4,800万円につきましては、県からの資料により対前年度比較4,200万円の減として計上しております。

15款の分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金1億1,110万6,000円につきましては

は、対前年度比較2,671万8,000円の減となっております。これは、保育所利用者負担金の保育料、法人が昨年度より増となったことによるものです。幼児教育無償化により保育所利用者負担金が減となったことによるものです。

17ページをお願いします。

16款使用料及び手数料、1項使用料、3目教育使用料954万6,000円につきましては、対前年度比較696万7,000円の減となっております。これは、3節の幼稚園使用料が幼児教育無償化の影響で減となったことによるものです。

次に、18ページをお願いします。

17款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金8億5,438万円につきましては、対前年度比較7,603万5,000円の増となっております。

3節児童福祉費国庫負担金の子育てのための施設等利用交付金につきましては、幼児教育無償化による国の2分の1負担分を新たに計上しております。

19ページをお願いします。

2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金5,477万6,000円につきましては、対前年度比較1億7,490万7,000円の減となっております。主な要因は、昨年度予算計上のあった新規認可保育所整備の交付金が終了したことによりです。

20ページをお願いします。

5目防衛施設周辺障害防止事業費補助金9,197万4,000円につきましては、小学校空調整備に係る補助金で、補助率は90%となっております。

6目の民生安定施設整備事業補助金2,030万3,000円につきましては、防災無線整備事業への補助金で、補助率は75%となっております。

7目特定防衛施設周辺整備調整交付金5,516万6,000円につきましては、4事業に係る交付金を計上しております。

8目の地方道路改修費国庫補助金1,149万

6,000円につきましては、対前年度2億6,240万6,000円の減となっております。これは、昨年度予算計上のあったアワセ土地区画整理事業及び村道の北中城高校127号線整備補助事業が終了したことによるものです。

21ページをお願いします。

26目総務費国庫補助金、8節沖縄県観光防災力強化支援事業費補助金1,786万円につきましては、災害時に備えた防災力強化のための備蓄品や備蓄庫、多言語化防災マップ作成のための補助金を新たに計上しております。

次に、22ページをお願いします。

18款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、3節の児童福祉費県負担金におきましては、子育てのための施設等利用交付金1,367万2,000円を新たに計上しております。これは、幼児教育無償化による県の4分の1の負担分でございます。

23ページをお願いします。

2項県補助金、2目民生費県補助金9,934万8,000円につきましては、対前年度比較5,657万4,000円の減となっております。これは、昨年度予算計上のあった島袋放課後児童クラブ整備の補助金が終了したことによるものです。

24ページをお願いします。

7目の沖縄振興特別推進交付金4億3,674万3,000円につきましては、対前年度比較1億3,933万1,000円の増となっております。一括交付金につきましては、各市町村への配分額は減少しましたが、本村では特別枠の公営墓地整備事業の影響で前年度より増額となっております。

続きまして25ページをお願いします。

9目の沖縄振興公共投資交付金1億5,470万円につきましては、安谷屋第2地区畑地かんがい施設整備事業の交付金で、県の91%補助でございます。

28ページをお願いします。

20款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金

5,000万1,000円につきましては、ふるさと納税寄附金の実績が増加したことにより、対前年度比較3,000万円の増を見込み計上しております。

21款繰入金、2項基金繰入金、2目の青少年交流基金繰入金170万円につきましては、青少年姉妹町村交流事業へ充当しております。

3目の財政調整基金繰入金2億8,665万1,000円につきましては、財源不足を補うための繰入金でございます。取り崩した基金は、年度内の財政運営で村税等の歳入増に合わせて戻入れを行う予定です。

5目ふるさと応援基金繰入金7,099万3,000円につきましては、ふるさと納税の寄附者への返礼品代や事務経費及び教育、福祉等の各事業に充当をしております。

29ページをお願いします。

7目の庁舎建設基金繰入金6,903万8,000円につきましては、役場第一庁舎改築事業に係る費用へ充当をしております。

10目あやかりの杜基金繰入金300万円につきましては、あやかりの杜の空調整備費へ充当しております。

15目の伝統芸能振興基金繰入金200万円につきましては、村内各種団体や伝統芸能活動への補助金に充当をしています。

16目の特定駐留軍用地内土地取得事業基金繰入金4,572万円につきましては、ライカム・ロウワー地区用地取得費へ充当しております。

17目特定防衛施設周辺整備調整交付金事業の基金繰入金1,743万1,000円につきましては、学校給食調理場の厨房機器購入費へ充当しております。

18目の森林整備促進基金繰入金57万8,000円につきましては、森林環境保全のための事業費へ充当しております。

33ページをお願いします。

24款の村債、1項村債、1目総務債、7節の公共施設等適正管理推進事業債5億7,610万円

につきましては、村役場第一庁舎改築事業によるもので、約22.5%が交付税措置されます。村債の総額は8億490万円で、前年度と比較し2億9,210万円の増となっております。

次に、歳出について御説明いたします。

初めに、令和2年度より会計年度任用職員制度がスタートすることに伴い、7節賃金が廃止となっております。また、令和元年度の臨時職員賃金及び嘱託職員報酬は、令和2年度より1節の会計年度任用職員報酬と2節の会計年度任用職員給与へ計上しています。また、新たに会計年度任用職員の期末手当も計上しておりますので御確認のほどお願いします。

それでは、歳出の新規事業を中心に御説明いたします。

44ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、5目企画費の各節におきまして、オリンピック・パラリンピックのホストタウン交流事業に係る費用を新たに計上しております。

48ページをお願いします。

8目の電算費、12節委託料におきまして、新庁舎移転に伴う電子サーバー室構築支援業務及びネットワークインフラ基盤整備業務を新たに計上しております。

50ページをお願いします。

10目の防災諸費におきまして、新たに観光防災力強化支援事業の予算を10節需用費の消耗品及び12節委託料の防災マップ多言語化業務として計上しております。

53ページをお願いします。

35目庁舎建設費6億4,513万8,000円につきましては、村役場の第一庁舎改築事業に係る費用を計上しております。財源につきましては、22.5%が交付税で返ってくる地方債及び庁舎整備基金の充当をしております。

60ページをお願いします。

4項の選挙費、3目の村議会議員選挙及び村

長選挙費602万6,000円につきましては、村長選挙に伴う予算を新たに計上しております。

61ページをお願いします。

4目県議会議員選挙及び県知事選挙費643万5,000円につきましては、県議会議員選挙に伴う予算を計上しております。

63ページをお願いします。

5項統計調査費、2目指定統計費におきましては、令和2年度は5年に一度の国勢調査の年となることに伴い、予算にも計上しております。

66ページをお願いします。

3款の民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、12節委託料におきまして、福島交流事業委託料を新たに計上しております。

69ページをお願いします。

3目の老人福祉費、12節委託料におきまして、高齢者保健福祉計画策定業務を新たに計上しております。

89ページをお願いします。

2項の児童福祉費、2目保育所費、14節工事請負費におきまして喜舎場保育所空調整備更新工事を新たに計上しております。同じく89ページの19節扶助費におきまして、子育てのための施設等利用給付金として幼児教育無償化に伴う給付金を新たに計上しております。

次に、103ページをお願いします。

4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、12節委託料におきまして、北中城村植物資源化ヤード運営業務及び北中城村災害廃棄物処理計画策定業務、資源ごみ収集運搬業務が新たに計上しております。

110ページをお願いします。

5款農林水産業費、1項農業費、5目農地費1億7,763万9,000円におきましては、対前年度比較7,963万1,000円の増でございます。主な要因は、安谷屋第2地区かんがい施設工事の開始による事業費が増となったことによります。

121ページをお願いします。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、12節委託料におきまして、道路台帳作成業務及び主要村道予備設計業務を新たに計上しております。14節工事請負費におきましては、島袋地区排水路整備工事を新たに計上しております。また、21節の補償補填及び賠償金におきましては、移設補償費を新たに計上しております。

127ページ以降の9款教育費につきましては、教育委員会から御説明をいたします。私からは以上でございます。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川恵重）

議案第15号 令和2年度北中城村一般会計予算、教育費の予算の主な内容について御説明申し上げます。

129ページをお開けください。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の7節及び11節、それから130ページ、13節に関しましては、各自治会で実施されるちむあぐみ塾の関係予算として計上しております。

18節負担金、補助及び交付金につきましては、子ども・子育て支援制度に基づき特定教育・保育施設運営費負担金として2,894万5,000円、それから131ページの葛巻町との交流事業として、青少年姉妹町村交流事業補助金として170万円を計上しております。

それから、19節扶助費といたしまして619万8,000円につきましては、昨年10月にスタートしました幼児教育・保育の無償化に伴い新規に計上しております。

136ページをお願いいたします。

2項小学校費、1目学校管理費、13節の使用料及び賃借料、それから校務用パソコンシステム賃借料573万8,000円につきましては、小学校教師用パソコン賃借費として計上しております。

138ページをお願いいたします。

2目教育費、19節扶助費の準要保護児童扶助費2,071万9,000円につきましては、就学援助制度に基づく扶助費として計上しております。

142ページをお願いいたします。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費の13節使用料及び賃借料は、校務用パソコンシステム賃借料316万8,000円につきましては、教師用パソコン賃借料として計上しております。

144ページをお願いいたします。

9款教育費、3項中学校費、2目教育振興費の19節扶助費は、準要保護児童扶助費の2,021万6,000円につきましては、小学校費と同じく就学援助制度に基づく扶助費として計上しております。

3目の学校建設費、12節委託料及び13節の工事請負費につきましては、中学校外構整備工事関連費用として計上しております。

続きまして、164ページをお願いいたします。

9款教育費、6項保健体育費、学校給食管理費、3目のほうです。17節の備品購入費2,395万5,000円につきましては、自動油揚げ機及び給食用コンテナ、フードスライサー、自動皮むき器の購入費として計上しております。18節負担金、補助及び交付金の2,605万5,000円につきましては、学校給食費半額補助金として計上しております。

続きまして、生涯学習課のほうですが、151ページをお願いいたします。

9款教育費、5項社会教育費の1目社会教育総務費の12節委託料につきましては、前年度同額ですが、令和2年度より英語の教育が改定となり、小学校3年生から授業が開始されることを受け、これまで5年生以上で2クラス編成だったものを3年生以上、3クラス編成に変更となります。そのほかは、前年度と同様の計上となっております。

以上です。

○村長（新垣邦男）

続きまして、議案第16号です。令和2年度北

中城村国民健康保険特別会計予算について御説

明申し上げます。

議案第16号

令和2年度北中城村国民健康保険特別会計予算について

令和2年度北中城村国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和2年3月6日 提出

北中城村長 新垣邦男

令和2年度北中城村国民健康保険特別会計予算

令和2年度北中城村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,270,409千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- （1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- （2）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		382,916
	1 国民健康保険税	382,916
2 一部負担金		1
	1 一部負担金	1
3 分担金及び負担金		1
	1 分担金	1
4 使用料及び手数料		160
	1 手数料	160
5 国庫支出金		1,677
	2 国庫補助金	1,677
6 県支出金		1,500,544
	1 県負担金・補助金	1,500,543
	2 財政安定化基金支出金	1
8 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
10 繰入金		204,540
	1 他会計繰入金	204,539
	2 基金繰入金	1
11 繰越金		1
	1 繰越金	1
12 諸収入		180,567
	1 延滞金、加算金及び過料	3
	2 預金利子	1
	3 受託事業収入	1
	4 雑収入	180,562
13 市町村債		1
	1 財政安定化基金貸付金	1
歳入	合計	2,270,409

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		71,323
	1 総務管理費	58,616
	2 徴税費	12,436
	3 運営協議会費	56

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
	4 趣 旨 普 及 費	215
2 保 險 給 付 費		1,434,736
	1 療 養 諸 費	1,212,225
	2 高 額 療 養 費	200,810
	3 移 送 費	101
	4 出 産 育 児 一 時 金	21,000
	5 葬 祭 費	600
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		681,965
	1 医 療 給 付 費 分	489,037
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	137,484
	3 介 護 納 付 金 分	55,444
4 共 同 事 業 拠 出 金		1
	1 共 同 事 業 拠 出 金	1
6 保 健 事 業 費		50,373
	1 保 健 事 業 費	50,373
7 基 金 積 立 金		1
	1 基 金 積 立 金	1
8 公 債 費		3
	1 公 債 費	1
	2 広 域 化 等 支 援 基 金 償 還 金	1
	3 財 政 安 定 化 基 金 償 還 金	1
9 諸 支 出 金		2,007
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	2,007
10 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出	合 計	2,270,409

内容の詳細については、健康保険課長のほうから説明させたいと思います。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（安里直彦）

それでは、議案第16号 令和2年度北中城村国民健康保険特別会計予算の主なものについて御説明いたします。

まず、歳入でございますけれども、事項別明細書をもって御説明させていただきます。

7ページをお開きください。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税は3億8,291万2,000円で、前年度より266万3,000円の増となっております。調書見込みのほうは、当初予算では95%で見込んでおります。

2 目の退職被保険者等国民健康保険税は 4,000円で、前年度より12万8,000円の減となっております。こちらは退職被保険者が北中城村にはゼロ人となったことによるものとなっております。

続きまして、8ページをお開きください。

5 款国庫支出金、2 項国庫補助金、9 目社会保障・税番号システム整備費補助金167万6,000円の増でございますが、これは令和2年度より全国的に展開されるオンライン資格確認業務、その関連に伴う自庁電算の改修費用、これに対する補助金となっております。補助率は100%でございます。

続きまして、9ページをお開きください。

6 款県支出金、1 項県負担金・補助金、1 目保険給付費等交付金15億54万3,000円で前年度より2,149万5,000円の減となっておりますが、これは先ほどの補正の際にも御説明いたしましたが、不動産売買等による高額所得者がいたことにより1人当たりの所得水準を押し上げて、全国水準よりも高くなってしまったことにより特別交付金が約2,600万円交付されなかったことが主な要因となっております。令和2年度については、その流れを注視することになり、この交付金が交付されるかは、現時点では不確定要素となっております。

続きまして、9ページの10款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金は2億453万9,000円で、前年度より896万5,000円の減となっております。これは主に10ページの5目の交付税算定項目であります財政安定化支援事業繰入金、対前年度863万8,000円の減が要因となっております。

次に、11ページをお開きください。

12 款諸収入、4 項雑入、9 目の歳入欠かん補填収入は1億8,055万7,000円で、前年度から4,251万4,000円の増となっておりますが、こちらは歳入歳出間の調整をしているものでござい

ます。増額になっている主な要因としましては、先ほど御説明いたしました県交付金及び一般会計繰入金の減額が影響となっております。

続きまして、歳出の主なものでございますが、19ページをお開きください。

2 款保険給付費、1 項療養諸費につきましては、令和2年度総計で12億1,222万5,000円と対前年度より1,941万円の増額計上としております。これは沖縄県全体の動向や北中城村の近年の動向等を勘案した計上額となっております。

続きまして、20ページの2 項高額療養費につきましても、これも近年の動向を勘案した計上となっておりますが、こちらのほうは合計で2億81万円と、対前年度と比べますと1,287万9,000円の減額計上となっております。

続きまして、24ページから26ページを御覧ください。

3 款の国民健康保険事業費納付金でございますけれども、これは広域化に伴い県に納めることとなる納付金でございますが、それぞれ県の試算資料により計上しております。

まず24ページの1 項医療給付費分は、総額で4億8,903万7,000円、対前年度234万円の増、25ページの2 項後期高齢者支援金等分は、総額で1億3,748万4,000円、前年度より1,116万6,000円の減、26ページの3 項介護納付金分は5,544万4,000円で、対前年度691万8,000円の増と積算されております。

続きまして、28ページを御覧ください。

6 款1 項1 目保険事業費については3,757万7,000円と、前年度より473万4,000円の増となっておりますが、これは、主に令和2年度より実施されることとなります会計年度任用職員等に移行されたことによる人件費の増となっております。

説明は以上でございます。

○村長（新垣邦男）

それでは、続きまして議案第17号 令和2年

度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

議案第17号

令和2年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について

令和2年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和2年3月6日 提出
北中城村長 新垣 邦男

令和2年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算

令和2年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ207,990千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		171,641
	1 後期高齢者医療保険料	171,641
2 使用料及び手数料		2
	1 手数料	2
4 寄付金		1
	1 寄付金	1
5 繰入金		36,337
	1 一般会計繰入金	36,337
6 繰越金		1
	1 繰越金	1

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
7 諸 収 入		8
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	2
	3 預 金 利 子	1
	4 貸付金元利収入	1
	5 雑 入	2
歳 入 合 計		207,990

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		1,982
	1 総 務 管 理 費	950
	2 徴 収 費	1,032
2 後期高齢者医療広域連合納付金		205,286
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	205,286
3 諸 支 出 金		622
	1 償還金及び還付加算金	621
	2 繰 出 金	1
4 予 備 費		100
	1 予 備 費	100
歳 出 合 計		207,990

これも詳細については健康保険課長のほうに説明させたいと思います。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（安里直彦）

それでは、議案第17号 令和2年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算の主なものについて御説明いたします。

まず、歳入でございますけれども、事項別明細書をもって御説明させていただきます。

5ページをお開きください。

1款1項後期高齢者医療保険料につきましては、後期高齢者医療広域連合が各市町村ごとに

算出した資料に基づき計上しております。

1目の特別徴収保険料につきましては6,907万円と、前年度に比べ263万1,000円の増となっております。2目の普通徴収保険料につきましては1億257万1,000円で、前年度440万6,000円の増となっております。合計で703万7,000円の増となっておりますが、これは、主に75歳到達者の増加等に伴うものとなっております。

続きまして、5款の繰入金、1項一般会計繰入金、2目の保険基盤安定繰入金は3,435万7,000円で、前年度より12万1,000円の増となっております。こちらは歳出、10ページの2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金に充当

しております。

続きまして歳出でございますけれども、10ページをお開きください。

2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金でございますけれども、本年度は2億528万6,000円で、前年度に比べ715万8,000円の増となっております。これも被保険者の増等が主な

要因となっております。

説明は以上でございます。

○村長（新垣邦男）

続きまして、議案第18号です。令和2年度北中城村下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

議案第18号

令和2年度北中城村下水道事業会計予算について

地方公営企業法第24条第2項の規定により、令和2年度北中城村下水道事業会計予算を提出し、議会の議決を求めます。

令和2年3月6日 提出
北中城村長 新垣邦男

令和2年度北中城村下水道事業会計予算

（総則）

第1条 令和2年度北中城村下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|---|--------------|-----------|----------------|
| 1 | 排水戸数 | 2,200 | 戸 |
| 2 | 年間総給排水量 | 1,307,098 | m ³ |
| 3 | 一日平均排水量 | 3,582 | m ³ |
| 4 | 主要な建設改良事業 | | |
| | ・補助工事 | | |
| | ・北中城村内汚水枝線工事 | | |
| | ・島袋浸水対策事業 | | |

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		<u>収 入</u>	
第 1 款	下水道事業収益	353,110	千円
第 1 項	営業収益	99,690	千円
第 2 項	営業外収益	251,420	千円
第 3 項	特別利益	2,000	千円

		<u>支 出</u>	
第 1 款	下水道事業費用	346,443	千円
第 1 項	営業費用	308,981	千円
第 2 項	営業外費用	34,430	千円
第 3 項	特別損失	2,032	千円
第 4 項	予備費	1,000	千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入が資本的支出に対し不足する額 51,975 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,418 千円、引継金 27,313 千円、当年度分損益勘定保資金 16,816 千円及び当年度利益剰余金処分額 5,428 千円で補填するものとする。）。

		<u>収 入</u>	
第 1 款	資本的収入	290,550	千円
第 1 項	企業債	101,500	千円
第 2 項	他会計補助金	96,300	千円
第 3 項	県補助金	92,750	千円

		<u>支 出</u>	
第 1 款	資本的支出	342,525	千円
第 1 項	建設改良費	221,730	千円
第 2 項	企業債償還金	119,795	千円
第 3 項	予備費	1,000	千円

(特例的収入及び支出)

第 4 条の 2 地方公営企業法施行第 4 条第 4 項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ 11,612 千円及び 13,565 千円である。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 75,500	(借入方法) 証書借入又は地方証券発行	5%以内	40年以内の償還、その他借入先の融資条件による。ただし、村財政の都合により繰上償還又は低利債に借替えることができる。
流域下水道事業	26,000	(借入先) 財政融資資金、機構資金、その他		

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失との間
- (2) 建設改良費、企業債償還金

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 23,101千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、191,311千円と定める。

(利益剰余金の処理分)

第10条 当年度利益剰余金のうち、5,428千円は次のとおり処分するものと定める。

- (1) 減債積立金 5,428千円

詳細については上下水道課長のほうに説明をさせたいと思います。

○議長(名幸利積)

上下水道課長。

○上下水道課長(安次嶺正春)

それでは、議案第18号 令和2年度北中城村

下水道事業会計予算について御説明いたします。

まず初めに、下水道事業につきましては令和2年度から地方公営企業法の適用を受けた会計制度になりますので、そこに移行しますので、これまでの特別会計の調書とは異なる様式、内容となっておりますので、あらかじめ御承知お

き願います。

まず、1ページをお願いいたします。

第2条、業務の予定量といたしましては、排水戸数を2,200戸、年間総給排水量として130万7,098立方メートル、1日平均の排水量として3,582立方メートル、これを現在の実績と、また来年の今後伸びるだろうということを推計しまして、この値としております。

続いて、主な建設改良事業につきましては、補助工事としまして北中城村内汚水枝線工事、それと島袋浸水対策事業を予定しております。

続いて第3条 収益的収入及び支出について、まず第1款の収入でございますけれども、下水道事業収益としまして3億5,311万円、内容としまして営業収益、これが通常の下水道料金などの手数料とか、そういった収益になります。こちらのほうが9,969万円、営業外収益としまして2億5,142万円、この営業外収益の中には一般会計からの繰り入れなどが含まれます。その他特別利益としまして200万円、これは消費税の還付を見込んでおります。

続いて支出、第1款下水道事業費用としまして3億4,644万3,000円、その内訳としまして営業費用が3億898万1,000円、営業外費用として3,443万円、特別損失として203万2,000円、予備費として100万円を計上してございます。

続いて、2ページをお願いいたします。

第4条 資本的収入及び支出について、その予定額につきましては、次のとおりと定める。また、資本的収入が資本的支出に対し不足する額5,197万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額241万8,000円、引継金2,731万3,000円、当年度分損益勘定留保資金1,681万6,000円及び当年度利益剰余金処分別542万8,000円で補填するものといたします。

収入、第1款資本的収入については2億9,055万円、主な内容といたしましては、企業債で1億150万円、他会計の補助金、これは一

般会計からの補助となりますけれども、9,630万円、県からの補助金として9,275万円を見込んでおります。

支出、第1款資本的支出につきましては、3億4,252万5,000円として、内訳といたしましては建設改良費が2億2,173万円、企業債償還金が1億1,979万5,000円、予備費としまして100万円を計上してしております。

続きまして第4条の2 特例的収入及び支出につきまして、これは公営企業会計のほうに移行するため、従来ですと年度をまたいだ収入、支出があったんですけれども、それを打ち切り決算をしなければならないということで、3月末日までの状況を見込んで、その時点での未収金、あと未払金、それを債権、債務として処理するものでございます。その金額については、債権といたしまして1,161万2,000円、それと債務としまして1,356万5,000円を見込んでおります。

第5条 企業債につきまして、起債の目的、限度額といたしましては、公共下水道事業として7,550万円、流域下水道事業といたしまして2,600万円を限度額として定めております。その他起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表に示すとおりでございます。お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

続いて、3ページをお願いいたします。

第6条 一時借入金、その限度額につきましては1億円と定める。

第7条 予定支出の各項の経費の金額の流用としまして、(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失との間、(2) 建設改良費、企業債償還金としております。

第8条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費2,310万1,000円が、これに当たるものでございます。

第9条 他会計からの補助金としまして、一

般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億9,131万1,000円と定める。

第10条 利益剰余金の処理分といたしまして、当年度利益剰余金のうち542万8,000円、これは全て減債積立金として処分する予定でございます。

説明は以上ですけれども、あと資料のほうとしまして4ページ以降に予算に関する説明書、

実施計画の明細書等を添付してございます。御参照願います。

以上です。

○村長（新垣邦男）

続きまして、議案第19号 令和2年度北中城村水道事業会計予算について御説明申し上げます。

議案第19号

令和2年度北中城村水道事業会計予算について

地方公営企業法第24条第2項の規定により、令和2年度北中城村水道事業会計予算を提出し、議会の議決を求めます。

令和2年3月6日 提出
北中城村長 新垣邦男

令和2年度北中城村水道事業会計予算

（総則）

第1条 令和2年度北中城村水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|---|----------------------------|-----------|----------------|
| 1 | 給水戸数 | 7,465 | 戸 |
| 2 | 年間総給水量 | 2,475,590 | m ³ |
| 3 | 一日平均給水量 | 6,7838 | m ³ |
| 4 | 主要な建設改良工事 | | |
| | ・単独事業 | | |
| | ・北中城村内配水管改良工事 | | |
| | ・県道宜野湾北中城線道路改良工事に伴う配水管移設工事 | | |

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		<u>収 入</u>	
第1款	水道事業収益	573,422	千円
第1項	営業収益	528,993	千円
第2項	営業外収益	44,427	千円
第3項	特別利益	2	千円

		<u>支 出</u>	
第1款	水道事業費用	563,115	千円
第1項	営業費用	558,237	千円
第2項	営業外費用	1,876	千円
第3項	特別損失	2	千円
第4項	予備費	3,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		<u>収 入</u>	
第1款	資本的収入	176,785	千円
第1項	企業債	1	千円
第2項	出資金	1	千円
第3項	他会計からの長期借入金	1	千円
第4項	固定資産売却代金	1	千円
第6項	工事負担金	3,000	千円
第7項	その他資本的収入	173,781	千円

		<u>支 出</u>	
第1款	資本的支出	77,720	千円
第1項	建設改良費	63,574	千円
第2項	企業債償還金	11,782	千円
第3項	国庫補助金返還金	1,364	千円
第5項	予備費	1,000	千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
自動車賃貸借	令和2年4月1日～令和7年3月31日	2,284千円

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失との間
- (2) 建設改良費、企業債償還金及び国庫補助金返還金との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 44,861千円
- (2) 交際費 20千円

(たな卸資産購入限度額)

第13条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

これも詳細については上下水道課長のほうに説明をさせたいと思います。

○議長(名幸利積)

上下水道課長。

○上下水道課長(安次嶺正春)

議案第19号 令和2年度北中城村水道事業会計予算について御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

第2条 業務の予定量といたしまして、給水戸数7,465戸、前年度に比べて165戸のプラスとなっております。年間総給水量は247万5,590立方メートル、こちらにつきましては、前年度に比べて9万3,010立方メートルの減となっております。これは現時点での実績を基に推定したものでございます。それと、1日平均給水量が6,783立方メートル、こちら前年度に比べますと255立方メートルの減となっております。

主な建設改良工事としまして、単独事業でございますけれども、北中城村内配水管改良工事、それと県道宜野湾北中城線道路改良工事に伴う

配水管の移設工事を予定しております。

第3条 収益的収入及び支出につきまして、収入、1款水道事業収益としまして5億7,342万2,000円を計上しております。これは、前年度に比べますと1,632万5,000円の減となっております。現在、その減少が見込まれるというところでございますけれども、このところちょっと基地給水が、今は以前と比べて低くなっているということを踏まえて、減少としての計上を予定しております。

続いて支出、第1款水道事業費用でございますけれども、こちらは5億6,311万5,000円を見込んでおります。前年度に比べて1,882万5,000円の減、先ほどの収入に応じた内容として支出のほうも、それと関連した計上としております。

続いて、2ページをお願いいたします。

第4条 資本的収入及び支出について、収入第1款資本的収入1億7,678万5,000円、こちらは前年度に比べて1億6,078万1,000円の増となっております。その主な要因としましては、第

7項その他資本的収入、こちらのほうで1億7,378万1,000円を計上してございますけれども、これは現在加入しております建物共済のほうが来年度満期を迎えるということで、基本的な預入れ金がそのときに戻ってくるということで、このおよそ1億7,000万円が返納されるということ踏まえて、収入が一時的に増える形となります。

続いて支出、第1款資本的支出について、こちらは7,772万円、前年度と比べて3,445万1,000円の減となっております。この主な要因としましては、補助事業を来年度につきましては、来年度の単独としては今予定がございません。といいますのが、今まで計画的に耐震化を進めていたところがございますけれども、元々の計画のものが既に完了するというので、来年度につきましては、一時的にその作業がない、今現在、新たな更新計画の立案をしているところでございます。

続いて第6条 債務負担行為としまして、これは自動車の賃貸借の契約となっております。令和2年4月1日から令和7年3月31日、限度額として228万4,000円を見込んでおります。これは、今現在使用している車がもう老朽化して、新しくリース契約に切り替えて実施していきたいということでございます。

続きまして、第8条 一時借入金について、一時借入金の限度額は5,000万円と定める。

続いて、3ページをお願いします。

第9条 予定支出の各項の経費の金額の流用としまして、(1) 営業費用、営業外費用及び

特別損失との間、(2) 建設改良費、企業債償還金及び国庫補助金返還金との間。

第10条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費としまして、1点目が職員給与費の4,486万1,000円、それと交際費2万円となっております。

13条 たな卸資産購入限度額といたしましては、300万円と定めるところでございます。

水道事業についても4ページ以降に予算に関する説明書、実施計画の細部資料等を添付してございます。お目通しのほどよろしく願います。

以上です。

○議長(名幸利積)

以上で村長の説明を終わります。

日程第24. 承認第1号 専決処分の承認について(令和元年度北中城村一般会計補正予算(専決第1号))

○議長(名幸利積)

日程第24. 承認第1号 専決処分の承認について(令和元年度北中城村一般会計補正予算(専決第1号))を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長(新垣邦男)

承認第1号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

承認第1号

専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決

処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和2年3月6日 提出
北中城村長 新垣 邦 男

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する暇がないと認め専決処分する。

令和元年度北中城村一般会計補正予算（専決第1号）：別紙

理 由

令和2年1月着工の村役場第一庁舎改築工事に伴い実施する磁気探査業務について、令和2年1月20日に磁気探査業務に係る補助金増額の変更交付決定が認められたこと、及び、令和元年12月のふるさと納税寄附額が見込み額を大幅に上回り、返礼品等に係る予算額が不足するため、執行経費を緊急に補正する必要があるが、議会を招集する時間的な暇がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年1月21日
北中城村長 新垣 邦 男

令和元年度北中城村一般会計補正予算（専決第1号）

令和元年度北中城村の一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23,439千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,581,070千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 県支出金		1,052,746	8,015	1,060,761
	2 県補助金	624,588	8,015	632,603
19 寄附金		25,031	25,000	50,031
	1 寄附金	25,031	25,000	50,031
20 繰入金		331,348	△9,576	321,772
	2 基金繰入金	331,106	△9,576	321,530
歳入合計		8,557,631	23,439	8,581,070

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,689,409	23,439	1,712,848
	1 総務管理費	1,530,668	23,439	1,554,107
歳出合計		8,557,631	23,439	8,581,070

別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和2年3月6日提出。

北中城村長、新垣邦男。

専決処分書であります。

詳細については副村長のほうに説明させたいと思います。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（比嘉 聡）

それでは、令和元年度北中城村一般会計補正予算（専決第1号）につきまして説明いたします。

歳入について御説明いたします。

5ページをお願いします。

17款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金801万5,000円の補正につきましては、役場第一庁舎建築工事に伴う磁気探査業務の補助金で、県の95%補助でございます。

19款の寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金

2,500万円の補正につきましては、ふるさと納税において返礼品の新規開拓や新たなポータルサイトの活用を図ったことにより、寄附金が大幅に増となったことによる補正でございます。

20款繰入金、2項基金繰入金、3目の財政調整基金繰入金957万6,000円につきましては、歳入歳出差額を基金へ財政調整基金に戻し入れるための補正でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

6ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1,500万円につきましては、ふるさと納税寄附金が増となったことによる返礼品や事務経費についての補正でございます。

35目の庁舎建設費843万9,000円につきましては、役場第一庁舎建設に伴う磁気探査業務委託料の補正でございます。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認について(令和元年度北中城村一般会計補正予算(専決第1号))を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。承認第1号 専決処分の承認について(令和元年度北中城村一般会計補正予算(専決第1号))は、承認することに決定しました。

日程第25. 同意第1号 北中城村固定資産
評価審査委員会委員の選任につ
いて

○議長(名幸利積)

日程第25. 同意第1号 北中城村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長(新垣邦男)

それでは、同意第1号 北中城村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを御説明申し上げます。

同意第1号

北中城村固定資産評価審査委員会委員の選任について

北中城村固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。

記

住 所 沖縄市

氏 名 大 城 博

昭和29年生

任 期 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

令和2年3月6日 提出
北中城村長 新垣 邦 男

提案理由

北中城村固定資産評価審査委員会委員が令和2年3月31日任期満了となるため。

略 歴 書

住 所 沖縄市
氏 名 大 城 博
生年月日 昭和29年生

学 歴

昭和54年 3月 琉球大学法文学部法政学科 卒業

職 歴

昭和58年 4月 北中城村教育委員会 採用
平成 元年 4月 北中城村役場企画課
平成 8年 4月 税務課
平成12年 4月 総務課職員係長
平成16年 4月 総務課電算係長
平成20年 4月 教育委員会生涯学習課係長
平成23年 4月 教育委員会生涯学習課長
平成27年 3月 北中城村役場 退職

別添、大城氏の略歴書を添付してございます。
よろしく願いいたします。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

す。

お諮りします。本案についての委員会付託は、
会議規則第39条第3項の規定によって省略する
ことにしたいと思います。御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を
省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第1号 北中城村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本案は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。同意第1号 北中城村固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定されました。

日程第26. 同意第2号 北中城村固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長(名幸利積)

日程第26. 同意第2号 北中城村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(新垣邦男)

同意第2号 北中城村固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

同意第2号

北中城村固定資産評価審査委員会委員の選任について

北中城村固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。

記

住 所 北中城村字和仁屋

氏 名 眞榮城 守 明

昭和24年生

任 期 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

令和2年3月6日 提出
北中城村長 新垣邦男

提案理由

北中城村固定資産評価審査委員会委員が令和2年3月31日任期満了となるため。

略 歴 書

住 所 北中城村字和仁屋
氏 名 眞榮城 守 明
生年月日 昭和24年生

学 歴

昭和46年 3月 沖縄国際大学 卒業

職 歴

昭和47年 6月 北中城村役場 採用
総務課
昭和52年11月 税務課主事
昭和57年 4月 総務課職員係長
平成 2年 4月 社会教育課社会教育係長
平成 8年 4月 健康福祉課社会福祉係長
平成11年 4月 保険対策課介護保険係長
平成16年 7月 健康保険課長
平成17年 4月 沖縄県介護保険広域連合へ派遣
平成20年 4月 税務課長
平成22年 3月 北中城村役場 退職

別添、眞榮城氏の略歴書も添付をしてご
ますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありま
せんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終
ります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、
会議規則第39条第3項の規定によって省略する
ことにしたいと思ひます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認め、本案は委員会の付託を省略
します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終
ります。

これから同意第2号 北中城村固定資産評価
審査委員会委員の選任についてを採決
します。

お諮りします。本案は同意することに御異議

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

同意第2号 北中城村固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定されました。

日程第27. 同意第3号 北中城村固定資産
評価審査委員会委員の選任につ
いて

○議長(名幸利積)

日程第27. 同意第3号 北中城村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長(新垣邦男)

同意第3号 北中城村固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

同意第3号

北中城村固定資産評価審査委員会委員の選任について

北中城村固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。

記

住 所 北中城村字安谷屋

氏 名 棚 原 克 也

昭和51年生

任 期 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

令和2年3月6日 提出

北中城村長 新垣邦男

提案理由

北中城村固定資産評価審査委員会委員が令和2年3月31日任期満了となるため。

略 歴 書

住 所 北中城村字安谷屋
氏 名 棚 原 克 也
生年月日 昭和51年生

学 歴

平成 7年 3月 沖縄県立北中城高等学校 卒業

職 歴

平成 8年 4月 沖縄コカ・コーラボトリング 入社
平成16年10月 一身上の都合により退社
平成17年 4月 北中城村役場臨時職員 採用
平成18年 3月 契約満了に伴い退社
平成18年12月 (有)海邦セキュリティ 入社
平成22年10月 一身上の都合により退社
平成22年12月 日本総合整備(株) 入社
平成26年 8月 一身上の都合により退社
平成26年10月 (株)沖縄環境開発 入社
平成28年 5月 一身上の都合により退社
平成28年 6月 北中城村安谷屋自治会会長 就任

これも棚原氏の略歴書を添付してございます。
よろしく願いいたします。

○議長(名幸利積)

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第3号 北中城村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本案は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。同意第3号 北中城村固定資産評価審査委員会委員の選任については

同意することに決定されました。

日程第28. 報告第1号 専決処分の報告について（村道北中城高校127号線橋梁上部工工事変更契約）

○議長（名幸利積）

日程第28. 報告第1号 専決処分の報告につ

いて（村道北中城高校127号線橋梁上部工工事変更契約）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（新垣邦男）

報告第1号 専決処分の報告について（村道北中城高校127号線橋梁上部工工事変更契約）であります。

報告第1号

専決処分の報告について
（村道北中城高校127号線橋梁上部工工事変更契約）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和2年3月6日 提出
北中城村長 新垣邦男

議会の議決を経た工事請負契約に関する専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分する。

令和2年3月6日
北中城村長 新垣邦男

記

- 1 工 事 名：村道北中城高校127号線橋梁上部工工事
- 2 原請負契約額：¥83,248,000－
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：¥7,568,000－）

3 改定契約額：¥84,920,000-

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：¥7,720,000-)

請負契約額を1,672,000円増額する。

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：¥152,000-)

4 契約の相手方：うるま市大田321番地

有限会社 尚建設

代表取締役 大 城 正 文

別添、工事請負改定契約書を添付してご
います。よろしくお願いいたします。

(第1期)変更契約)

○議長(名幸利積)

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。

日程第29. 報告第2号 専決処分の報告に
ついて(3号調整池整備工事

○議長(名幸利積)

日程第29. 報告第2号 専決処分の報告につ
いて(3号調整池整備工事(第1期)変更契
約)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長(新垣邦男)

報告第2号 専決処分の報告について(3号
調整池整備工事(第1期)変更契約)でありま
す。

報告第2号

専決処分の報告について

(3号調整池整備工事(第1期)変更契約)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処
分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和2年3月6日 提出
北中城村長 新垣邦男

議会の議決を経た工事請負契約に関する専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分する。

令和2年3月6日

北中城村長 新垣邦男

記

- 1 工 事 名：3号調整池整備工事（第1期）
- 2 原請負契約額：¥81,636,120－
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：¥6,047,120－）
- 3 改定契約額：¥85,068,500－
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：¥7,733,500－）
請負契約額を3,432,380円増額する。
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：¥1,686,380－）
- 4 契約の相手方：北中城村字島袋274番地4 102号室
有限会社 美島開発
代表取締役 比 嘉 毅

工事請負改定契約書、第2回ですが、これも添付してございます。よろしくお願いたします。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。

日程第30．報告第3号 令和2年度沖縄県
町村土地開発公社事業計画書の

報告について

○議長（名幸利積）

日程第30．報告第3号 令和2年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書の報告についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
村長。

○村長（新垣邦男）

報告第3号 令和2年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書の報告について、御説明申し上げます。

報告第3号

令和2年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、令和2年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書を別紙のとおり提出いたします。

令和2年3月6日 提出
北中城村長 新垣 邦 男

令和2年度の事業計画書を添付してごさいます。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。
比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

この明細表で4ページ、5ページ、スポーツ交流施設用地取得のところの金額が9億5,000万処分になって次期繰越ゼロになっているんですけども、間違いではないですか。これはゼロなんていうことは、村が買い取るということですよ。いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

これは令和2年12月27日で借入期間の満期となることから、そうっております。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

これ満期になるからゼロになって、また借入れを新たにし直してということなんですか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

満期になりましたら新たに借り換えを行い、

次年度中に事業計画の変更申請を行う予定でございます。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 0時16分 散会

令和2年第1回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 2 年 3 月 6 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和2年3月9日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令和2年3月9日 午前10時58分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜屋武 すま子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番	天 久 朝 誠	出
	3 番	伊 集 守 吉	出	10 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	11 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	12 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	13 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	14 番	名 幸 利 積	出
会議録署名議員	10 番 議 員		比 嘉 義 弘			
	11 番 議 員		山 田 晴 憲			
職務のため議場 に出席した者の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	新 垣 邦 男	教 育 長	砂 川 惠 重		
	副 村 長	比 嘉 聰	教 育 総 務 課 長	喜 納 克 彦		
	総 務 課 長	仲 本 正 一	生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏		
	総 合 調 整 監 兼 企 画 振 興 課 長	石 渡 一 義	建 設 課 長	瀬 上 恒 星		
	会 計 課 長	米 須 清 喜	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	楚 南 兼 二		
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳	健 康 保 険 課 長	安 里 直 彦		
	税 務 課 長	奥 間 かほる	農 林 水 産 課 参 事	鹿 島 直 昭		
	上 下 水 道 課 長	安 次 嶺 正 春	学 校 教 育 指 導 主 事			
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第2号

令和2年3月9日（月曜日）

1. 開議 午前10時00分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第1号	北中城村税条例の一部を改正する条例について	質疑、委員会付託 省略、討論、決定
2	議案第2号	北中城村手数料条例の一部を改正する条例について	〃
3	議案第3号	北中城村一般廃棄物処理施設建設等基金条例の制定について	〃
4	議案第4号	北中城村放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例について	質疑、委員会付託
5	議案第5号	北中城村都市公園条例の一部を改正する条例について	質疑、委員会付託 省略、討論、決定
6	議案第6号	北中城村立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例について	〃
7	議案第7号	北中城村立体育施設設置及び使用料に関する条例の一部を改正する条例について	〃
8	議案第8号	北中城村あやかりの杜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	〃
9	議案第9号	中頭地方視聴覚協議会規約を廃止する規約について	〃
10	議案第10号	北中城村放課後児童クラブの指定管理者の指定について	質疑、委員会付託
11	議案第11号	令和元年度北中城村一般会計補正予算（第7号）について	質疑、委員会付託 省略、討論、決定
12	議案第12号	令和元年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について	〃
13	議案第13号	令和元年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	〃
14	議案第14号	令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について	〃
15	議案第15号	令和2年度北中城村一般会計予算について	質疑、委員会付託
16	議案第16号	令和2年度北中城村国民健康保険特別会計予算について	〃

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
17	議案第17号	令和2年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について	質疑、委員会付託
18	議案第18号	令和2年度北中城村下水道事業会計予算について	〃
19	議案第19号	令和2年度北中城村水道事業会計予算について	〃

○議長（名幸利積）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．議案第1号 北中城村税条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第1．議案第1号 北中城村税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論は終わります。

これから議案第1号 北中城村税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第1号 北中城村税条例の一部を改正する条例については原案の

とおり可決されました。

日程第2．議案第2号 北中城村手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第2．議案第2号 北中城村手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

議案第2号の北中城村手数料条例の一部を改正する条例について質問いたします。

今回、これまでの航空写真から衛星写真に改正するというので提案されておりますが、これまで航空写真の撮影は莫大な費用がかかることから、恐らく数年ごとに撮影をされて、その写真を使用してきたと思えます。それは年月がたつにつれて、その現況物であったり、例えば区画整理であったり、いろんな建物が建ったりということで、変化が生じて、この地籍併合図を利用するときに支障を来す場合があります。これから衛星写真に改正した場合は、そういうことがないのか。それとも常に新しい写真で更新されていくのか、それを伺います。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

衛星写真の場合も契約ごとに使える衛星写真が決まっております。この衛星写真を更新するのであれば、その都度この契約をし直さないといけないということがあります。

ただ、先ほどもお話があったように、航空写真に比べたら、全然金額も安くなっていると思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

例えば、じゃ村でですね、この更新時期は何年ごとに更新していこうというお考えを持っているのか。そして、衛星写真、これを何年ごとに更新していこうと思っているのか。それと、これまでは航空写真は何年ごとに更新していたのか伺います。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

できれば年度ごとの更新が必要であると思いますが、予算も見ながらできるだけ早めの更新をやっていききたいなと思っています。

それと、航空写真については5年をめどにやっていたけれども、なかなか予算がずっと通らない部分があったものですから、そのまま何カ年か少し据置きしたという経緯がございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号 北中城村手数料条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第2号 北中城村手数料条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第3．議案第3号 北中城村一般廃棄物処理施設建設等基金条例の制定について

○議長（名幸利積）

日程第3．議案第3号 北中城村一般廃棄物処理施設建設等基金条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

3号議案について、基金の積立金に関連して3点ほどお伺いしたいと思います。

1点目は、村の負担金額をもう一度確認をしたいと思えます。これは以前にも説明があったような気がいたします。

そして2点目は、補正予算に計上されているか、その数字がですね。その目標があれば伺いたいと思えます。

3点、令和2年度の当初予算に計上されていないが、それでよいのでしょうかという3点の質問です。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

比嘉義弘議員の御質問にお答えします。

まず、補正予算についてですけれども、3番目ですね、2年度の予算に計上されているかということですが、令和2年度の予算には、一応計上しておりません。これに関しましては、令和2年度までは中城村・北中城村清掃事務組合の負担金という形で、その清掃事務組合のほうでこの予算を積み立てるという形になっております。

それから、補正予算にも組みれていないということですね。

負担金額については、今まで清掃事務組合に負担していた額、約4,000万程度の額をあと二、三年ほど積み立てていくような形を取っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

条例と、いわゆるその委託金の数字は同時出発ではないのかな。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

本来であれば同時出発のほうがいいかと思うんですが、準備としては去年12月にこの条例を制定して、新年度予算にのせようかという計画で進めておりましたけれども、今回は浦添、北中城、それから中城の3市村との新しいクリーンセンターの設立のための基金ですので、浦添市さんのほうは既に基金がありました。中城村とうちはまだ基金がなかったので、調整しながらやっ払いこうということで、ちょっと中城のほうは少し待ってくれということもありましたので、今回、条例の提案はしているんですが、予算が間に合わなくて、今回同時並行で予算には上げておりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

理由も分かりましたけれども、基本的には、やっぱり同時進行ですね。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

そのほうが望ましいということで、よろしいでしょうか。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

第3号議案ですけれども、この題名の中に北中城村一般廃棄物処理施設建設等とありますけれども、等と入れる理由は何かお伺いします。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

お答えいたします。

等というのは、建設だけではなくて、その前に実施設計とかございますので、そういった設計の委託料等も含むので、等という形を取っております。この工事が進みますと、それからまた何年後かには基幹改良とか、そういった修繕とかの大きい工事も出てくるので、それも見据えたことでの建設等という形の等を入れてございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

それでは、確認なんですけれども、この建物ができてから後も、こういった基金はどんどん積み立てて、できるだけ積み立てていって、修繕とかに充てたいということによろしいですか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

そのとおりでございます。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

この条例にある第6条、繰替え運用があるんですけども、こういう繰替え運用のような規定を決めておくと、この基金自体が逆に何か、財政不足だ、はい、これ使っておこう。これやってしまうと、後々必要なときにこの基金が全然残高なかったということないのかなど。それで、この6条を削ったほうがいいんじゃないですか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

お答えいたします。

この繰替え運用に関しましては、もしもの場合ですね、これを崩して別の予算に充てて、あと、その分はまた戻すということですので、基本的には、この基金は建設等のために積み立てるわけですから、基本的には特別なことがない限り、ほかで使うとかそういったことは想定していませんので、そのまま残していこうかなど思っております。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

使うことを想定していなければ、最初からもうつくりたくないわけですよ。これをもし使ってしまったらね、いざ、はいもう支払いが始まった。いや、今使っているのをちょっと待ってください、基金使っていますということになったら非常に問題でしょう。だから、この基金であれば、やっぱりこれだけに使って、もうほかのものに

使わないということにしたほうが私はいいと思います。意見です。質問じゃないです、今は。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

あくまでもこれは万が一の場合です。大きな災害があつて、ここに集中しなければならぬというときはいろんな基金をかき集めて対応しなければいけないという場合が出てくる可能性があるわけですね。当然、議員がおっしゃっており、これはこれで積み立てなければいけないんじゃないかというのは基本原則ですが、当然それは戻入れもします。

ですから、いろんな目的基金があるんですが、その運用の仕方で弾力的にやっていかないと、それは何かあつた場合は大変だろうということの想定でありますので。ぜひその辺を御理解いただいて、着実にその建設基金として、万が一そういうときにはまた戻すということですから、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

それで終わろうと思つていたんですけども、今、村長の答弁があつたんで、もう一度ですね。

財政上必要があると認めるときは、大災害があつたときは、これは当然かもしれませんが、こういうとき、つくっておかないとできないかもしれないんですけども、これを財政上必要であると認めた基金にすると、小さなことでも使える可能性があるんですよ。だから、これを使ってしまうと、いざとなつたときに困りますよということを言っているんです。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

基本的に小さい予算のやりくりには、ほとんどこういうのは使いません。ですから、基金と

というのはここに縛られると、金があるのに、万が一のときにということで使えないという状況ですから、そうじゃなくて、弾力的に、基本的ないろんな基金があるんですが、それは寄せ集めたり、また戻したり、そういう運用の仕方です。それは特段これだけが縛っているということではありませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時12分 休憩

午前10時13分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号 北中城村一般廃棄物処理施設建設等基金条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第3号 北中城村一般廃棄物処理施設建設等基金条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第4号 北中城村放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例について

○議長（名幸利積）

日程第4. 議案第4号 北中城村放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号 北中城村放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例については、総務厚生常任委員会に付託いたします。

日程第5. 議案第5号 北中城村都市公園条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第5. 議案第5号 北中城村都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は

会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号 北中城村都市公園条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第5号 北中城村都市公園条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第6号 北中城村立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第6．議案第6号 北中城村立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

議案第6号 北中城村立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例について質問いたします。

現行の条例では、園児1人につき5,000円の

月額ですね、費用をもらっているんですが、今度改正に当たり、1日の額が300円に月の利用者数を乗じた額となっておりますが、これは日数を誰が計算して、どういう形でこの園児の1日の、今まで月まとめてもらっていたと思うんですよ、1日が300円になると、これどのようにした計算になるのかちょっと疑問がありましたので、質問します。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

月額300円の決定理由についてなんですが、今まで1年を通して計算した額5,000円掛ける11カ月になりますかね。夏休みの場合はちょっと多くなるんですが、それを合わせた額と大体同等になるように計算すると月額300円という根拠で、この300円を決定します。

ちょっと余談ではございますが、なぜ今これ改定が必要かという点、昨年10月に始まった保育・幼児教育の無償化に伴い、国が月額450円を上限に補助するというのがあるんですね。私たち今まで月額というのは定めていなかったため、利用者に負担がかかると困るので、月額という設定を新たに追加したためでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号 北中城村立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。議案第6号 北中城村立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第7号 北中城村立体育施設設置及び使用料に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(名幸利積)

日程第7. 議案第7号 北中城村立体育施設設置及び使用料に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

金城高治議員。

○6番(金城高治議員)

議案第7号 北中城村立体育施設設置及び使用料に関する条例の一部を改正する条例についてお伺いいたします。

入場料の徴収についてですが、前回、委員会でも現行の条例のときに村内の団体は、表示が上になるようなことで前も話をし、今回また村内の団体が下になっていますが、何かこれ理由があってそういうふうになったのかお伺い

いたします。

あと、この徴収の料金が大きく変わっているのは、結構、村外の団体からの料金がかかなり差が見えるんですが、その辺の理由をお聞かせください。

○議長(名幸利積)

生涯学習課長。

○生涯学習課長(與儀光敏)

ただいまの金城議員の質問にお答えします。

確かに金城議員おっしゃるとおり、村内を上にして村外ということがあったんですけども、すみません、ちょっと忘れていた点があって、そういう形になっています。

あと、利用料の設定なんですけれども、約1年ぐらい村立体育館を利用してきて、利用状況等がある程度見えてきたものですから、そこで、今回の主な改正点として、現行はアマチュアスポーツとその他の興行とかに分けていたんですけども、去年1年間通して、入場料を取っての利用は1件しかありませんでした。これがスポーツで、音楽を聞かせながらスポーツをやるということがありました。それ以外がなかったものですから、それとあと、管理者を置いて1人で、1日朝9時から夜10時までで見ているんですけども、どうしても券売機を使って向こうでは支払いとかをしているものですから、管理している人ですね、これまで電気料とか全部、半灯とか設定してあったんですけども、それを一律に、1コート借りるときの料金を500円に設定して、電気をつけることを前提です。それによって、村民に対しては特段の変化はありませんけれども、特に変わったところは、これまで入場料を子供料金まで設定していたんですけども、そういった場合、子供たちの名義を使って指導者が何名か来て楽しんだりとかがあったものですから、今回、一般、学生ということで、村内、村外のくくりにしてあります。

後は、照明料は当初からセットになるもんですから、照明料については消してあります。一律に、安全上とかのことを考えて、電気はつけて利用するという形で設定をしてあります。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

以前にもね、委員会でやったときに、やっぱり村内のほうが上に来るべきじゃないかということで議員の指摘があって、そういう形で現行は直したと思いますんで、できれば村内を上を持ってきてですね、村体育館ですので、村内の方が見やすいような形で持っていきたいなと思っていますんで、よろしくをお願いします。

あと、これ村外からの利用者の徴収の料金ですね、どうしてもちょっと高くないのかなど私は思ったりして。電気料を含めた形で17時から22時はこれだけの電気の外灯は必要なのかなと思うんですけれども。その倍額になっている、何かこういった計算の仕方とか根拠があるんでしょうか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

お答えします。

費用の村内と村外の件なんですけれども、また決裁を取り直して、この表の上下の段については検討したいと思います。

あと、料金の設定については、そういう計算は、以前のときにも出したんですけれども、LEDの使用で大分安くなっているということでもありますけれども、当初に借用の段階で電気料を含む計算にしてあるのは、村内の利用、村民が使った場合は割安になる計算なんです。村外を設けたのは、やっぱり村民がそういう設定することによって、優位性というんですかね、村民が借りやすくなるようにということで設定

をしてあります。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

ちょっとお聞きしたいんですが、これは今、村内で大分利用して、村外からの利用が多いもんだから上げて、村内優先という形で取る形で考えているのか。それとも、村内の団体が常に使っていて、村外はそんな、何ですかね、利用回数が少ないという判断でよろしいんですかね。余り上げると、村外も来なくなるし、村内の利用者が今までどおり使うことは、この値段から見えるんですけども。村外からのこの利用数というんですかね、頻度というのはどのぐらいなんでしょうか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

お答えします。

今回、専用利用と通常利用という形があるんですけれども、通常利用の場合は8割方は村民です。専用利用の場合が村外の、全フロア貸切りという形が多いもんですから、そういったのは料金にも見えますけれども、村外のほうが割と高めに設定はしてあります。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

先ほど金城議員からも質問がありましたけれども、やはりこの表記の仕方ですね、別表第2の表記の仕方なんかは、村外、村内になっているんですけれども、これはきちんと訂正するというをおっしゃっていただきたいと思いません。

それから、この金額なんですけれども、金額

のこの設定なんですけれども、村内、村外にせよですね。これはどこか団体等のものを聴取して、あるいは検討して、そういう金額になったのか。しばらく北中城村の体育館はなかったの、ちょっと判断が迷っているところなんですけれども。この適正価格ということで提示はしたと思うんですけれども、何かを参考にしたのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

喜屋武すま子議員の質問にお答えします。

今おっしゃられた、もし議決が得られれば、また再度、決裁を取りまして、表の村内と村外の上下の欄を変更したいと思います。

あと、電気料の設定については、うちの村民体育館、LEDライトを使用しております、全部ですね。それで、計算はその消費電力を勘案してやっています。料金の全体的な設定にしては、近隣市町村を参考にして、開館前のときに計算を示しましたので、そのとおりです。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号 北中城村立体育施設設置及び使用料に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第7号 北中城村立体育施設設置及び使用料に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第8号 北中城村あやかりの杜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第8. 議案第8号 北中城村あやかりの杜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

新設でメインコートというのがありますが、それは何でしょうか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

比嘉盛一議員の質問にお答えします。

今回、メインコートを新しく設けているんですけれども、これはドミトリー施設、キャンプ場のところに行く、何ていうんですかね、ロッジ形式、30名から40名ぐらい入れる、ちょっとした広場があるんですけれども、そこの利用が

当初、開館のときは考えていなくて、現実、ここ数年はここでバーベキューをしたりとか、レクをしたりとかという利用がかなりあるということで、ここも設定しないといけないということで、新しく設定している状況です。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号 北中城村あやかりの杜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第8号 北中城村あやかりの杜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第9．議案第9号 中頭地方視聴覚協議

会規約を廃止する規約について

○議長（名幸利積）

日程第9．議案第9号 中頭地方視聴覚協議会規約を廃止する規約についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号 中頭地方視聴覚協議会規約を廃止する規約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第9号 中頭地方視聴覚協議会規約を廃止する規約については原案のとおり可決されました。

日程第10．議案第10号 北中城村放課後児童クラブの指定管理者の指定について

○議長（名幸利積）

日程第10、議案第10号 北中城村放課後児童クラブの指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

議案第10号、今回、島袋の放課後児童クラブの指定管理ということで、指定管理者が一般社団法人千和さんということになっております。その今、提案されたものにつきまして、委託料金が掲載されていないんですが、その運営については、その施設を利用する利用料金をもってやるのか、村からの持ち出しはないのか確認します。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

議員御指摘のように指定管理料の設定はございません。あくまで指定管理者が徴収する保育料と、あと使用料をもって委託料をなしております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

その児童クラブの定員が61名ということになっておりますが、もしその定員に満たないとき、例えばそういう利用する子供たちが少ない場合には、どういう考えを持っているのかお聞きします。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

あくまで61名というのは面積基準をもつての

定員でございます。初年度も含め定員に満たないことは想定しておりますので、その辺につきましては、また指定管理者と協議の下に行っていく予定でございますので、特に現時点では財政の補填等は考えておりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

ほかにですね、例えば61名の定員となっていて、ここを利用する子供たちは小学校の低学年から高学年が利用されると思います。そういう中で、何名の職員が配置されるのか。その辺の記載が全く見えてこないんですね。ですから、それを恐らくこの議会で可決すれば、これが本契約になると思いますが、そういうもろもろの仮契約ですか、先方との。そういうものの資料がございましたら提供してもらいたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

議員のおっしゃっている職員の配置等につきましては、また放課後児童クラブの基準を定めた条例等がございますので、その基準に基づいて適切にやれば特に問題ございませんので。特にあえてこの今回の指定管理者の指定の中では取り決める必要のないもの、既に条例で定められているものということとなっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

指定管理、いきなり5カ年なんですけれども、その企業はどんな企業か分からないですよ。その説明をちょっとしていただけますか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

今回の指定管理者の候補者につきましては、一般社団法人千和ということでございます。法人の概要といたしましては、事業所の所在地につきましては、北中城村字喜舎場となっております。現在、放課後児童クラブにつきましては、沖縄市で事業を実施している実績がございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

実績があればまだ少しはいいかもしれませんが。

それとですね、4月1日からですよ。今、聞いてみたら、何か40名ぐらいもう申込みがあるということですよ。条例によると、指定管理者に申請し、その承認を受けて初めて決定しますよね。それで、指定管理者は4月1日からだけでも、今40名というのは決定なんですか、それとも福祉課か学校あたりが申し込んで受け付けているんですか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

先ほど議案第4号で提案いたしました北中城村児童クラブの設置及び管理に関する条例の附則の第2項のところに、指定管理者の指定及び入所の承認に関する手続、その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができるという形で、4月1日施行ではあるんですけども、そういった準備行為、そういった入所手続については、その条例の施行前に行うことができるという附則を付してございますので、それで適用できるものと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

結局、承認になる前にもう動いているわけですね、そこはね。承認になる前に動いているわけですよ。

それと、結局、条例の中には、これ条例でやるべきだったかもしれませんが、子供を見る家庭、見る人がいない家庭と、そういう基準があるんですけども、これはこの条例からすると、指定管理者の丸投げみたいな形ですよ。指定管理者が承認したら入れるということで、その指定管理者は、その家庭事情というのが分からないんじゃないですか。これはどうしますか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

通常、放課後児童クラブにつきましても同じように村に申し込んでやるという手続はございませんので、あくまで事業実施者のほうでその判断して受入れを決定する、そういった事業でございまして、特段、家庭状況等の調査につきましては、指定管理者の業務ということで設定しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号 北中城村放課後児童クラブの指定管理者の指定については総務厚生常任委員会に付託いたします。

日程第11. 議案第11号 令和元年度北中城村一般会計補正予算（第7号）

について

○議長（名幸利積）

日程第11. 議案第11号 令和元年度北中城村一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

まず、10ページの地方消費税交付金なんですけれども、これは予算で2億6,700万組んだんですよ。前年は2億5,700万で、1,000万増やしました。そして、今度は補正で1,497万4,000円減ったんですけども、10月から税率上がっているのに、何で減ったのかなということが1つです。

それから、23ページ、3目19節ですけれども、各字老人クラブ育成補助金が10万5,000円減っています。これは各字の老人クラブ育成補助金というのは毎年決まった額のはずなんですけれども、何でこの10万5,000円が減ったのかどうか、その理由をお願いいたします。

以上です。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

10ページの地方消費税交付金ですけれども、これは県等の通知によってこの額にしております。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

23ページの老人クラブの補助金についてでございますけれども、当初見込んだ団体数より少なかったということでの実績に基づいての減額でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

老人クラブ、団体が1つ減ったんですね、もしかしたら。いや、減っていなくてずっと一緒であれば、金額も一緒なはずなんですよね。何か団体が少なかったと今おっしゃっていたんですけれども、老人クラブの団体が減ったのかどうかお聞きします。

それともう一つ、地方消費税なんですけれども、そういう連絡がきたから減らされました、理由は分からないんです、理由は分からない。消費税が上がったのに、上がったのに、これ下がっている。とすると、上がったから1,000万上がるという予算組んでいますよね。じゃ、来年度はさらに上がる予算を組まれているんですよ。来年度の予算は3億378万組まれています。とすると、これはもう未達ですよ、間違いなく。これが分からなかったら、どういう計算の下にそうなったかというのが分からなかったらおかしくないですか。言われたとおりですか。分かるのであれば、その2つ、もう1回お願いします。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（比嘉 聡）

お答えします。

先ほど企画課長からも話があったとおり、答弁のあったとおり、この件に関しては、県の通知でしか予算計上しておりません。というのは、国の事情によって、増減はある可能性はあります。ただ、その理由はですね、市町村まで下りてきません、分かりません。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

老人クラブについての補助金でございますけれども、当初、予算の段階では13団体のほうを予定しておりましたけれども、その実績としては、ないということで、減ったというよりは、13までは申請がないということでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

今、おかしいんですね。老人クラブが13のつもりだったけれども、13ないというの。何でおかしいとかということ、29年度も30年度も68万6,400円組まれているんです、同じように。とすると、もしかしたら31年度も同じ68万6,400円組まれていたのなら、老人クラブが廃止にならないかぎり金額は一緒でしょう。だから、減額になること自体もおかしいし、じゃ何で多めに予算計上したかというのもおかしいんですよ。

それと、もう一つの消費税のこともですね、消費税の計算は、地方消費税の計算は、何%は地方に行ってそのまた何%は市町村に行くという計算じゃなくて、地方というのはあくまでも県単位ですか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

福祉課といたしましても、老人クラブの設置は推奨するという目的で、当初予算では13団体を計上してございますけれども、実際にはその数には至っていないというような現状でございますので、今回の減額となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

今、盛一議員がおっしゃるとおりなんですね。

交付金というのは積算基準が示されないんですよ。だから、地方自治体が非常に困っています、今。実は、今回から始まる会計年度任用制度、そして幼保無償化、これも国は交付税措置すると言っているんですね。するといったら、当然増えてくるだろうと思います。ところが、財政、一方が増えて一方が減ることになると、余り変わらないという話になるわけですよ。これ持ち出しは市町村がやらなければいけない。それで今、みんな全市町村が非常にこれに困っている。制度はどんどんつくるけれども、金は後でやりますよと言っているんですけれども、これが明確に見えてこないんですね。

特別交付税で確実に、教育にこれだけやりますよとかいうんだったらまだ分かるんですが、交付税で埋めますというものだから、じゃ、その積算基準どうなっているのといっても、分からないんですよ、市町村は。だから、これで非常に、全市町村が新年度予算つくるといっても、非常に四苦八苦しているという状況があります。

ですから、ぜひ我々としても示してくれと。交付税、当然措置するんだったら、どのぐらいやるのかということ踏まえて提示してもらいたいという話をするんですが、制度はつくるけれども、金が後で追いついてこないということで。国はやっていると言っているんですよ。やっていると言っているけれども、全体的な交付税が増えていないわけですよ、今。

だから、これ非常に問題だなということで、今、町村会でもそういう提案をしたいと。ちゃんと財政的な基準を示してくれと。そうじゃないと、これからの地方自治体、ほとんどもたないですよという話はしています。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

ページ41ページの9款5項の1目社会教育総

務費の中で、19節の負担金・補助金及び交付金なんですけれども、これが10万円減額されておりますけれども、これは青年・婦人国内研修費補助金なんですけれども、せっかくの補助金でありながら、先日説明もあつたんですけれども、希望する方がいらっしゃらないということの減額という説明がありましたけれども、非常にもったいない話だと思うんですね。やっぱり青年とか女性、婦人、そういう方たちを派遣して、人材の育成も図るべきだと思うんですけれども、なぜその希望者がいないのか。あるいは、広報の活動とか募集方法とか、あるいは対象者がどういうふうになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

喜屋武すま子議員の質問にお答えします。

今ありました青年・婦人国内研修の10万円の減については、補正予算の全体的な説明でもお話ししたとおりなんですけれども、今年度は鹿児島県を予定しておりました。それを受けて私たち、青年連合会、村の婦人会のほうに投げかけて参加者を募ったんですけれども、参加者がいないということでありましたので、減しておりますけれども、理由についてはですね、各団体に任せている手前、そこまでは把握しておりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

団体に呼びかけて、これまでは募集をしていたということだと思うんですけれども、やはりこれは公募とか、一般村民への公募とかの方法はないのでしょうか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

お答えします。

確かに村のホームページとか広報に載せるのもあると思うんですけれども、せっかくしっかりした組織が、青年会、婦人会、あるものですから、そこで活動している人の質の向上を目指したほうがより効率的にお金を利用できるんじゃないかということで、予算を利用できるんじゃないかということで、その団体に投げかけております。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

一応、募集するには、やはり募集要項とか資格要件とかあると思うんですね。ですから、やはりこれ広く村民に呼びかけて募集をする方法もあるのかなと思うんですけれども、再度御答弁をお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

では、私のほうから少し答弁させていただきます。

今、担当課長からあつたように、あえて青年、婦人ということでの補助制度ですので、これは一般公募を呼びかけても、対象も限定されているわけですね。ですから、今、担当課からあつたように、当然、その青年、婦人の団体には呼びかけをします。ただ、今回たまたまそういう団体の事情もあつたのかどうか分かりませんが、応募がないという現状ですから、当然こちらもですね、ぜひ行ってもらいたい、せっかく制度があるんでということで、当然また次年度あれば、これはちゃんと復活していきたいと思っているんですが。

ただ、一般公募となると、みんなオーケーなのかという話になると、また混乱するんじゃない

いかなと思っていますんで、あくまで青年、婦人という限定の団体に限っていますんで、なかなか一般公募ということにはならんのかなというふうに思っております。

○議長（名幸利積）

もう終わりです。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号 令和元年度北中城村一般会計補正予算（第7号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第11号 令和元年度北中城村一般会計補正予算（第7号）については原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第12号 令和元年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（名幸利積）

日程第12. 議案第12号 令和元年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論は終わります。

これから議案第12号 令和元年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第12号 令和元年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第13号 令和元年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

正予算（第4号）について

○議長（名幸利積）

日程第13. 議案第13号 令和元年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号 令和元年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第13号 令和元年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第14号 令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計補

○議長（名幸利積）

日程第14. 議案第14号 令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号 令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第14号 令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第15号 令和2年度北中

城村一般会計予算について

○議長（名幸利積）

日程第15. 議案第15号 令和2年度北中城村一般会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については議長を除く13人の委員で構成する令和2年度北中城村一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。したがって、本案は議長を除く13人の委員で構成する令和2年度北中城村一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました令和2年度北中城村一般会計予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条の規定によって、お手元にお配りした名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。したがって、令和2年度北中城村一般会計予算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りした名簿のとおり選任することに決定しました。

令和2年度北中城村一般会計
予算審査特別委員会名簿

①	安里道也	⑧	喜屋武すま子
②	稲福恭秀	⑨	天久朝誠

③	伊集守吉	⑩	比嘉義弘
④	大城律也	⑪	山田晴憲
⑤	上間堅治	⑫	比嘉義彦
⑥	金城高治	⑬	比嘉次雄
⑦	比嘉盛一		
委員長	天久朝誠	副委員長	稲福恭秀

日程第16. 議案第16号 令和2年度北中城村国民健康保険特別会計予算について

○議長（名幸利積）

日程第16. 議案第16号 令和2年度北中城村国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号 令和2年度北中城村国民健康保険特別会計予算については、総務厚生常任委員会に付託いたします。

日程第17. 議案第17号 令和2年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（名幸利積）

日程第17. 議案第17号 令和2年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号 令和2年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算については、総務厚生常任委員会に付託いたします。

日程第18. 議案第18号 令和2年度北中城村下水道事業会計予算について

○議長（名幸利積）

日程第18. 議案第18号 令和2年度北中城村下水道事業会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号 令和2年度北中城村下水道事業会計予算については、建設文教常任委員会に付託いたします。

日程第19. 議案第19号 令和2年度北中城村水道事業会計予算について

○議長（名幸利積）

日程第19. 議案第19号 令和2年度北中城村水道事業会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第19号 令

和2年度北中城村水道事業会計予算については、建設文教常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前10時58分 散会

令和2年第1回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 2 年 3 月 6 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和2年3月17日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令和2年3月17日 午後3時10分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜屋武 すま子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番	天 久 朝 誠	出
	3 番	伊 集 守 吉	出	10 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	11 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	12 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	13 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	14 番	名 幸 利 積	出
会議録署名議員	10 番 議 員		比 嘉 義 弘			
	11 番 議 員		山 田 晴 憲			
職務のため議場 に出席した者の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	新 垣 邦 男	教 育 長	砂 川 惠 重		
	副 村 長	比 嘉 聰	教 育 総 務 課 長	喜 納 克 彦		
	総 務 課 長	仲 本 正 一	生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏		
	総合調整監兼企画振興課長	石 渡 一 義	建 設 課 長	瀬 上 恒 星		
	会 計 課 長	米 須 清 喜	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	楚 南 兼 二		
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳	健 康 保 険 課 長	安 里 直 彦		
	税 務 課 長	奥 間 かほる	農 林 水 産 課 参 事	鹿 島 直 昭		
	上 下 水 道 課 長	安次嶺 正 春	学 校 教 育 指 導 主 事	玉 城 有		
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第3号

令和2年3月17日（火曜日）

1. 開議 午前10時00分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
1	比 嘉 次 雄	1. 美崎地区の海岸の砂堆積について 2. 北中城村の3大まつりについて
2	比 嘉 盛 一	1. 新型コロナウイルス 2. 財政問題 3. 体育館契約書
3	大 城 律 也	1. 豚熱拡散防止対策対応 2. 新型コロナウイルス拡散防止対策対応 3. 村政運営の基本方針について 4. 次期衆議院選挙の決意
4	喜屋武 すま子	1. 新型コロナウイルスの肺炎の拡大防止等の対応について 2. 待機児童対策について 3. 幼稚園の預かり保育について

○議長（名幸利積）

皆さん、おはようございます。
これから本日の会議を開きます。
開 議（午前10時00分）

日程第1．一般質問

○議長（名幸利積）

日程第1．一般質問を行います。
順次発言を許します。
比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

おはようございます。
一般質問事項ではありませんが、新垣邦男村長が3月定例会を迎えるのは今回が最後かなと思われまので、できれば後で一言ございましたらよろしく願いいたします。

質疑事項1つ、美崎地区海岸の砂堆積についてでございます。

この質問は、昨年の3月定例議会にも質問したものです。美崎地区海岸は、北中城高校から県総合運動公園まで約750メートルあり、特に北中城高校から200メートル一帯への砂の堆積が物すごい状況であります。美崎地区への台風時、高潮時の潮害、塩害、砂じん被害、そして万が一の津波被害への助長も考えられ、様々な考えから砂堆積の除去、ならし等考えられないか、当局の所見を伺います。

2点目、令和元年度北中城村3大まつりについて。

例年、北中城村3大まつりは、住民サービス、そして地域活性化を伴い、貢献度はそれなりに高い位置にあると思われま。

9月1日の開催の村青年エイサーまつりは、若者たちの活力ある力の結集と地域伝統芸能を守りつつ、効果は抜群であると思われま。

また、村まつり、しおさいまつりも第34回を数え、10月13日に開催されました。村内各種団

体バザーやテナント、それぞれの自治会の特色ある漆喰シーサー体験、オオゴマダラ蝶々ハウス展示、飲食テナント等などが盛り上がってきました。子供から大人、老人クラブの踊り等、地域参加型で楽しませたまつりでもありました。

ひまわり in 北中城も冬に咲くひまわり、サブタイトルが真夏のひまわり真冬に咲かせと銘打って脚光を浴びてきました。当初の目的は、中学校周辺の土地改良区の遊休化した土地が目立ち、遊休化した土地を開墾してヒマワリを植え、緑肥を育てることによって、肥沃な土地へとよみがえらせてきました。農地の復元を目指す目的でしたが、余りにも冬のひまわりとして脚光を浴び、マスコミにも取り上げられ、桜祭りとも重なって一大イベントに発展してきました。大型バスまで乗り入れ、観光コースにもなり、交通渋滞も重なり、生徒等への危険性も危惧され、平成27年からの今の熱田浜原北中城団地前へと場所を移してきました。

その後5カ年が経過して、余りいい成果が私にはどうも出せていないのかなとも思っております。どうかこうにか今までまつり開催までこぎ着けたというイメージでしかありません。しかも今年度は開催不可能という事態に陥ってしまいました。多額の予算を費やして計画し、ここに来て中止とはいかがなものか。このようなことを踏まえて、次のことについて伺います。

1つ、村青年エイサーまつりが中城城跡から若松公園多目的広場への変更の経緯を伺います。

2つ、北中城しおさいまつりが今までの2日間開催が1日間への変更の経緯を伺います。

3、ひまわりまつりが開催不可能になった経緯を伺います。

そして、各祭りの予算の配分、最後に、まつりの今後の開催について伺います。

以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、比嘉次雄議員の御質問にお答えいたします。

冒頭、村長が3月議会が最後じゃないかということですが、そのとおりでありまして、最後の3月議会になります。任期はまだありますので、ぜひお手やわらかによりしくお願いしたいと思っております。

1点目の美崎地区の海岸の砂堆積についてですが、これは担当の課長のほうで詳細については答弁させたいと思っております。

2点目の村の村内祭りについてということですが、御質問の中に中城城跡から若松公園への変更の経緯はということですが、これは平成31年度、中城城跡受入基盤機能強化整備事業に伴う馬場広場の排水性を高める工事のため、若松公園へ会場を変更しております。

2点目、しおさいまつりが今までの2日から1日に短縮されたということですが、これは昨年度は、しおさい公苑を会場に土曜日はしおさいまつり、日曜日を青年エイサーまつりとして開催をした経緯がございます。今年度については、青年連合会から単独開催の申し出がありまして、しおさいまつりのプログラム構成を北中城村まつり活性化委員会にお諮りをして日曜日1日のみの開催と決定をしたところであります。

ただ、これまでも1日は村の青年エイサーまつり、1日は村の各種団体のまつりということですから、これをエイサーがなくなった場合、2日間、また元に戻して1日だけ村の団体で、2日目はまたイベントというんですかね、プロのイベントを呼んで盛り上げるよりは、そういう意味では村民中心の祭りを考えたほうがいいんじゃないかという御意見等々もありまして、まず1日開催をやってみようということで、どうしても2日間がいいんだという御意見があれば、またそれも次年度考えていいんじゃないかということで、委員会のほうでそういう意見交

換をしながら決定した経緯がございます。

3点目のひまわりまつりですが、おっしゃるとおり、今回は中止という非常に残念な結果になりました。これもヒマワリの生育不良のため、逆にほとんど咲いていないという状況の中で開催をして、これはイメージダウンになるんじゃないかという心配もございまして、思い切って今回は中止という決定をさせていただきました。

ただ、幸いに荻道自治会がしっかりひまわり祭りを開催して、多くの皆さんが御来場いただいたということもありますので、その辺は非常によかったのかなというふうに思っております。ただ、3大まつりとしてのひまわりまつりをどうするかということに関しては、これからまつり活性化委員会でも議論をいただいて、方向性を確認をしていきたいなというふうに思っております。

それから、予算の配分がございました。予算の配分については、青年エイサーまつりが100万、北中城しおさいまつりが1,080万、ひまわり in 北中城が284万ということになっております。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

比嘉次雄議員の御質問に関しまして、建設課の立場としまして、お答えいたしたいと思いません。

建設課としましては、以前、平成27年頃、今から5年前程度ですね、ぐらいの頃、台風の襲来後に美崎地区の海岸沿いにある、村道美崎157号線という路線が海岸沿いがございます。こちらに砂が堆積したということで、自治会長からも緊急の要請もございまして、緊急対応で砂の撤去を行った事例はございます。

現在におきましては、美崎自治会の協力的な活動もございまして、道路の管理等も自治会で

しっかり管理されておられますので、村としましては、定期的な高木の剪定、こういったものに対して対応しているところでございます。

また、建設課の担当業務でもございます、この村道部分の砂の堆積につきまして、不具合があるなど等の連絡、ないし報告等は現在は受けておりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

私より美崎地区の海岸の砂堆積について、アーサの養殖への影響はないかについてお答えいたします。

海岸の砂堆積についてですが、堆積すると潮の流れが変わります。何らかの形でアーサの養殖に影響が出ると組合員からは聞いております。現在は、現状に合わせた養殖漁法を行って対応を図っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

答弁をもらっておりますけれども、まず、砂の堆積についてでございます。建設課の中では、防風林の剪定等、伐採事業ですとかそういうのをやっている。あるいは27年度に砂が側溝とか道に散らばっているのを除去した経緯はあるということですよ。

現在、美崎地区からの要請を私受けたんですけども、やはり台風時には、この海岸に積もった砂堆積が2階まで上がってくると。砂じんが降ってくる状況ですね。当然、塩害というのはどこでも沖縄県は暴風時にはどこでもあると思われましても、その砂じんについて、ひどいような状況であるということをおっしゃっております。防潮林、防風林では賄い切れないということで要請を受けております。

ですから、この海岸線にたまった砂堆積を除去する考えはないのかということ伺いたいたいであります。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時10分 休憩

午前10時10分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

県への要請について、私のほうからお答えいたします。

この砂の堆積について、県に対して平成29年度に一度、土砂管理ということで要請をした経緯がございます。その際の県の感触としましては、砂自体、海域の砂、これは自然のものであるということ。それと、砂自体は海岸保全の観点からは保護する、要は陸域の保護につながるものであるということで、海岸管理者としては、そのまま現存したいというふうなことでございました。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

去年の3月定例議会の中で村長の答弁にですね、こういうことがあります。これは取り除いたほうがいいのか、あるいはそれもあつたほうがいいのかということも踏まえて、専門家を交えて研究してみたいという、あるいは研究するという報告を受けておりますけれども、村長、そのことについて、その後はどうなっているか伺います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

今の御質問ですが、美崎自治会から特段、村にどうかしてくれという要請がないんですよ、

議員にはあったということですが。その辺、もし自治会がどうしてもそれに対して苦慮しているんだということであれば、当然、県と調整をしながらやっていきたいなというふうに思っています。

ただ、これは単独で、砂の件に関してはですね、村がやるわけにはいかないんで、どういう被害があってどういう状況なのかを少し詳細にですね、自治会のほうから要請があればぜひ対応していきたいなというふうに思っております。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時12分 休憩

午前10時13分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

私が言うのは、村長の答弁の中で、そのことについて踏まえて、いわゆるこの砂堆積を除去したほうがいいのか、そのまま置いたほうがいいのか、専門家を交えて検討しますということがありますので、このことについて検討なされたかどうかというのを伺いたいわけです。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

自治会から要請がないので、具体的に専門家に相談することはしておりません。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

では、次の点ですね。これも前回の答弁であったんですけども、家具屋さんの、係争中、裁判中の件について、家具屋さんは海の砂が堆積しているから、上流から水が大雨のときですね、海に流れていかない。それに伴って氾濫したという、村長からの答弁もありましたけれど

も、この件についてはどうなっているか伺います。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

大川家具との訴訟の関係についてお答えいたします。

そもそもその原因と言われているのが海岸の砂、これが堆積して排水路の口をふさいだと。その結果、大雨が流れずに大川家具の地下店舗ですね、駐車場と連動している地下店舗がありますけれども、その部分が浸水被害に遭ったということですが、今、係争中ですので、詳細はちょっと控えたいんですが、まずそもそも原因として、砂の堆積が特定されるのかどうか。それともう一つは、砂の管理者、排水路の管理者ですね。これが県なのか北中城村なのかというものが今、係争の案件となっているところでございます。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

村長の答弁の中で、美崎自治会からこの要請、要望がありませんので、今、検討もしなければ、どうというふうな答えられないということがありましたけれども。じゃ、本当に自治会からそういう要請があれば実際的に行動を起こすということでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

当然、自治会からこういう要請があれば、村としてどういう対応ができるのか、当然、村独自で対応というのは難しいんで、県と相談しながら対応の方法を考えていくことはやっていきたいなというふうに思っております。

○議長（名幸利積）

次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

それでは、この砂堆積に関連して、アーサ養殖について伺います。

影響ないかということで質問したら、現状に合わせた養殖漁法を取っている、いわゆるアーサの生育等についてですね、合わせた漁法を行っているということがありますけれども、具体的にそれに合わせたやり方、漁法というのはどうということでしょう。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

お答えいたします。

砂の変動でですね、このアーサの養殖網が砂で埋まっている箇所もありますので、今、組合員はその網の高さの位置を砂の現状に合わせてながら、高さで調整を行いながら養殖を行っております。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

先ほどの関連しまして、やはりその砂堆積が、あるいは養殖場に砂が多く流れ着いたということで、この生産高、これから質問するんですけれども、よくないという状況を組合員は判断しているということですよ。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

生産高に影響しているかどうかはちょっと一概にまだこういう原因究明ができませんけれども。やっぱり現状に合わせた、場所によってはもう砂が埋もっているところもあれば、その場所において、高さの調整をしながら養殖を行っているということでございます。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

今、アーサ養殖で出荷の最盛期だとも思うんですけれども、今年の生育区状況、あるいは生産予想を含めて。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

お答えいたします。

今年の生育状況ですね、いつもですと1月の中旬からそういう収穫も始まるんですけれども、今年は2月の中旬ぐらいから収穫を行っております。生育状況についても、伸びが余りないで、そして全体的に色もついていないと聞いております。生産量については、昨年が29トンでしたが、今年度は組合の話によると15トンから20トンいけばいいのではないかと伺っております。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

総合的に言わせれば、生育が余りよくないということで、最終的の生産量というのはまだ分からないことなんですけれども、今回は15トンから20トンぐらいということで、前年は29トン。やはり生産量が落ちてくる、あるいは生育不良というのは、私たちが思えば、以前も申し上げたように、アワセ埋立てとか、あるいは海水の流れが変わっている、砂の堆積異常であるということも含まれていると思うんですけれども、どなたもまだ判断できないということでありますので、できればそういうのを早めに解決の方向に向けたほうがよいかと思われま。

美崎地区海岸の砂堆積については以上で終わります。

次、3大まつりについて、村青年エイサーまつりが令和元年9月1日に行われております。中城城跡での青年エイサーまつりは約600年前、護佐丸が第3の郭を築城してから、その石積みやバックにエイサー演舞というシチュエーション

ンはすばらしいものがあります。個人的にもその広場が最適に思うところであります。

答弁の基盤機能強化整備事業、馬場広場の排水整備という工事、どういったものなのか教えてください。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

大変すみません。中城村がこの工事自体を執行しているということで、詳細については、工事の内容は私のほうで把握しておりませんので、後ほどちょっと調査をして資料を報告したいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

ただ、ここには排水性を高めるための工事で、変更であるというような答弁もありますけれども、この前、管理協、あるいは馬場のほうに上がってみたら、きれいになっていますね。確かにその整備事業だと私も思うんですけども、広場が排水性もいいような状況に私も思いました。

管理協に聞いてみますと、この工事は去年の前半に行われて、そしてその後、イベントも多数開催されているということを知りましたので、この事業はスムーズにいつているのかなとも思っております。

青年エイサーがですね、この整備事業によって若松公園に移動したということは理解できます。できればですね、青年会が決めることではあるんですけども、また元に戻して、城壁の前でエイサー演舞ができることを本当に祈っております。

次、しおさいまつりについて、昨年、第34回10月13日にしおさい公苑で行われております。青年エイサーまつりが後半でした、日曜日でしたかな。そこで移動があって単独で開催すると

いうことであつたということでありましてけれども、ただ、1,080万円もかけて、この1日だけ。準備は確かに3日ぐらいかかっていると思います。一番の申し上げたいところは、そこに出店するバザーとかテナント、各種団体等のテナント等に相当な影響がないのかなと思います。聞きたいのはですね、テナント料、出店業者、あるいは各種団体等、自治会等については、どれぐらいの出店料をもらっているのか伺いたいと思います。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

すみません、今、手元に資料がないので、後ほどお答えしたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

では、後でお願いします。

多分にですね、以前聞いたことがあるんですけども、定かではありませんので、言わないでおきましょうね、幾ら幾らというのは。ただ、それだけに見合った今回の1日だけのテナント料に対しての見返り、いわゆる売上げがあつたのかなと思うんですけども、その辺、業者からの申入れとか、そういうクレーム等についてはなかったでしょうか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

特に私のほうは聞いておりませんし、そもそもまつり活性化委員会の中でも、お店のことを考えれば2日のほうがいいんじゃないかという議論もありました。それも踏まえて、ただ、プログラムの内容等もありますので、活性化委員会のほうで議論して1日になったということでございます。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

一番出店業者が危惧するところでありませけれども、それに見合った採算取れたケースだったのかなと、一番危惧するところでありませ。

以前は、土曜日というのは、やはり2日間かけての祭りというのは、綱引きとか、子供相撲はまだやっていますね。そういったいろんな催しがあったと思うんですよ。カラオケやら何やらですね。その辺、プログラムが組めなかったというのがちょっと私には不可解なところもあるんですけれども、いま一度、精査してこの2日という中での費用対効果というのを求めてほしいと思っておりますけれども、村長いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

確かにまつり活性化委員会でも2日やったほうがいいんじゃないかとか、1日でもいいんじゃないかとかという議論がありました。今、議員の御指摘の出店店舗の収益にも影響あるんじゃないかというようなことも議論がありました。ただ、やっぱりそういう議論の中で、じゃ1日開催したらどうなるのと、やってみたらどうだと。青年エイサーまつりがなくなって、それをまたプログラムを新たにつくっていくということになると、恐らく出演者依頼とか、そういう構成も極めて厳しいんじゃないかということもありましたんで、じゃまず無理せず、1日やってみて、いろんな影響が出るのであれば、また2日に戻してもいいんじゃないかという柔軟な対応をしようということで、活性化委員会では結論が出ましたので、1日やってみました。

それは検証しないといかんだらうと思っております。そういう意見を集約しながら、次年度はどうしても2日だということであるならば、

2日に戻しても私はよろしいんじゃないかなというふうな考え方をしております。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

それを受けまして、一応アンケートをやりました。そうしたら、「1日でもいいよ」という方が約45.6%ですね。「2日」を希望された方が17.1%となっています。そのほかとしては、前のように「1日が普通のお祭りでもう1日はエイサーがいいんじゃないか」という方が35%という結果になっています。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

1日だけがいいというのが45%というので、私も意外だと思うんですけれども。そういうアンケートは来場者にとったわけですよ。それはもう正確だと思っております。

じゃですね、今後の祭りというのが、このしおさいまつりがですね、「1日だけでいいよ」というアンケートも取るんでしたら、隔年とか3カ年に一度とかという、そういうのもありましたか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

そこまで踏み込んだアンケートは取っておりませ。ただ、言えることは、もう一度、村の祭りというのはどういうことなのかということだろうと思います。当然、エイサーがあつて、村内の各種団体のイベントがあつてということだったらいいんだけど、エイサーがないときは2日目はプロが出て、村外からたくさん来ているんじゃないかという御指摘もあつたわけですね。ですから、村内の皆さんがどう楽しめるのかということは、工夫が必要だらうと思っております。

もう1点は、祭り自体がマンネリ化していかという反省点もございましたので、こういことを踏まえて総合的にこれからの祭りをどう活性化していくかということは、十分なる議論が必要だろうと思っております。当然、2日楽しければ、村民が多く参加をして非常に満足する祭りであれば、2日でもいいだろうと思っておりますので。ただ、議員からの御指摘のとおり、これまでの祭りが内容も踏まえてどうだったのかという検証は、どうしても必要だろうというふうに思っております。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

そうですね。ぜひともこの検証をしてほしいと思っております。

実際、数字的には45%の1日開催が好ましいというのがあるんですけれども、いま一度、多分に出されたアンケートの中では、1日がいいのか、2日がいいのかという取り方とか、あるいは漠然として何日がいいですかというアンケートの取り方、いろいろあると思いますけれども、村民の住民サービスも踏まえてしっかりした検証を望むものであります。

次、ひまわりまつりについて、生育不良で開催中止ということがありますけれども、具体的にこの生育不良とはどういうことなのでしょう。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

一つには、目標としていた時期にぱっと咲くのではなくて、咲きの時期が散らばってしまったということになります。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

この咲く時期が違ったというのが不思議でた

まらないんですけれども、これ違うものなのでしょうかね。基準が一緒じゃない、いわば種の問題でしょうね、品種の問題。前も申し上げたことがあるんですけれども、咲く時期が45日から、あるいは長いので85日というのがありますので。

この前、ヒマワリ・イン・ラブということで、審査というのが、いわゆる回って、この優秀賞を決めるために審査をしてくださいというのがありました。そういうので行ってみたら、基準がないものですから、どれにつけたらいいのか、誰が悪くて、どれがいいのかも全く分かりません。ですので、その一番の問題は品種であると思われま。きれいなものもあります、小さいもの、長いもの。一番気になったのはですね、村が抱えている東側と南側、広大な面積、多分1,000坪ぐらいあると思いますけれども、そこにも種をまいたのでしょうか、聞きたいと思えます。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

まいております。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

雑草にしか見えませんでしたけれどもね。とてもじゃないけれども、ヒマワリの苗があるような畑ではなかったということなんですね。やはりその祭りを目的として開催するんでしたら、皆さんが見て、わあすごいな、おおすばらしい、北中城すごいぞというぐらいまでやらないといけないと思うんですけれども、統一性がない、まず。

じゃ、オーナー制度というのもありましたけれども、何区画あって何区画が参加なされたでしょう。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

25区画があって、22オーナーですね、3オーナーが2区画を管理しておりますので。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

とりあえず25区画は全部埋まっていたわけではありますよね。それを見てみたら、ないところがある。いわゆる区画の中で、ヒマワリという形がないところも、全くないところもあります。枯れかかったものもあります。今、万事咲こうというものもあります。咲いているものもあります。これをですね、どう基準としてヒマワリ・イン・ラブを最優秀賞を決めるといのがですね、とてもじゃないけれども、難しい。あるいは、その採点に当たっては、不可能かとも思いますけれども、いかがですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

そうなんですよ。議員がおっしゃるとおり、咲いていないところが多いということで、それが生育不良という判断なんです。

ただ、せっかくオーナー制を設けてやったにも関わらず、何カ所かはしっかり毎日手入れをしているところもあるわけですね。そういうところは咲いているということがあって、かなりばらばらな状況です。おっしゃるとおり統一性がないと、御指摘のとおりであります。

ですから、そういうことも鑑みて、せっかく頑張っているところについては、賞も設けていいんじゃないかというまつり活性化委員会でのそういう御意見があったものですから、それは検討してもいいんじゃないかということで、咲いているところ、そして手入れをしているところ、やっぱり努力の見られるところは賞を与えていいんじゃないかという、その程度の

基準です。ですから、明確にそれ全体を見て基準が決められるものでは恐らくないだろうとっております。ですから、咲いているところをどう評価していくかと、手入れしているところをどう評価していくかということは、努力の跡をたたえようということで、活性化委員会では賞をどうでしょうということに取り決めたわけです。

ですから、ここ二、三年、四、五年、その地域で非常に生育不良だと言われてきました。ですから一時期、私はもうこれやめていいんじゃないかということで思ったんですけれども、ただ、やっぱり観光協会、そして若い人たちがぜひそれを続けて、何らかの改善をしていこうじゃないかということで、ここ2カ年ぐらい来たんですが、果たしてこれ継続してやっていいものかどうなのかということは、今後まつり活性化委員会でも議論があるところでしょう。その場所の問題、土の問題、いろんな問題があるかと思えます。そういうことを本当に改善できるのかどうなのかですね。ここ二、三年なかなか厳しいという状況があるんで、その辺はもう一度原点に戻って、本当にこのひまわりまつり、村単独で開催していいものかどうなのかという議論も必要だろうと思っております。

その代わり、萩道自治会であれだけ見事に咲かせているわけですから、2つある必要もないですし、どうするかという議論はぜひまつり活性化委員会で重ねていきたいなというふうに思っております。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

費用が284万円もかかっております。これは担当課の職員の費用というのは全然かかっていないですよ。これを現金、一括交付金の中から出ているものですから。それに費やした一番の大きな費用というのはお分かりですか。いわ

ば種代なのか、あるいは肥料代なのか、農薬代なのかということ、一番多くかかっているのは何でしょうか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

ちょっと今、内訳までは持っていないので、それも後ほど提出させていただきます。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

私が考えるに、私たちも今やっていますので、一番多くかかっているのは、この畑づくりだと思うんですね。トラクターで畑を耕運して、3回ぐらい耕していきますね。それが一番のこの広大な面積、3,000坪、4,000坪の面積ですから、これが一番かかっているんだろうなと私は思っております。

あと1つですね、種代は緑化推進から助成を受けていますというのがありましたけれども、それは村なんですか、県なんですか、種代の助成は。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

種代の助成については県の緑化推進委員会から頂いております。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

すみません、ちなみにいかほどの金額でしょうか。あの面積ですからね。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

すみません、金額についてはちょっと今把握してございません。後ほどまた報告していきたいと考えております。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

村長もですね、この祭りを今後も開催していただけるのかどうかというのも活性化委員会に諮っていきたいという考えもあります。もしですね、この284万円、萩道のひまわりまつりに幾らか贈呈じゃなくて、あげられることはできないのかどうか伺います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

それをですね、ここであげましょうという話にはならんだろうと思っております。それは萩道自治会は萩道自治会でしっかり取り組んでいるわけですから、村の祭りがなくなったから、その分を萩道にというわけには簡単にはいかんと思っております。その辺は十分な議論が必要だろうと思っておりますので、逆にこれは萩道の皆さんに失礼な話だろうと思っておりますので、村長として、今そういう考えはございません。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

官民両用、村長がよく使う言葉ではあるんですけども、その辺も含めて、場所はそこじゃなくて、萩道周辺とか、そういうこともあろうかとも考えられないこともないと思っておりますので、多分この284万、私たちは100万あればいいと思っております。私は失敗しませんので、村長、もう一度、これを検討できるかどうかですね。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

ただですね、この予算を簡単に萩道にというわけにはいかんだろうと思っております。私が一番懸念しているのは、そのひまわりまつり自体をで

すね、もう職員が片手間にやっているわけですよ、それは非常に大変なんですね。ですから、こういう祭りは職員でやるもんじゃないだろうと私は思っているわけです。ですから、これは当初、民間でした。荻道自治会中心になってやっていたわけですから。それを村に移管をしたんですが、やっぱりこれは無理があるということで私は考えております。

ですから、どうするかというのは、これは荻道とまた連携できるのか、そして、逆にまた来年も開催するのかということ踏まえて少し議論を深めていきたいなというふうに思っております。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

最大のこの生育不良の原因は、私は品種の問題、これ一つだと思っておりますので、いわば、どの品種でもいいですよ、統一する。あるいはいろんな品種が欲しければ、これは展示するという形の中で進めたほうが成功につながっていくと思います。後は、そのどこが、費用分配じゃないですね、この荻道にも少し助成してくださいというのも後で踏まえて、そのときには私たちも参加させてくださいということで、ひまわりまつりについての質問を終わります。

以上です。

○議長（名幸利積）

順次発言を許します。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

質問の前に少しだけお断りしておきたいと思っております。

これまでの質問ですと、通告書を短くして、再質問で長くしていたんですけれども、これをしますと、言いたい分の半分も言えないということもありましたので、今回は通告文を長くしまして、再質問を短めにとすることを考えてい

ます。時間も私の持分でやりますから、皆さんに迷惑はかけないかもしれませんが、最初ちょっと長いんですね、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、質問いたします。

世界中で感染拡大を続ける新型コロナウイルスについて、本村の対応を伺ひます。

2月26日、総理大臣は、今後2週間は全国的なスポーツや文化イベントの中止、延期、規模縮小を要請しました。そして、27日には、全国全ての小中高校、特別支援学校の休校を要請したことで、様々な業界で混乱が続きました。身近なところでは、小学校1、2年生の保護者の混乱です。小さな子供を1人留守番をさせて仕事に行けない。仕事は急に休めないなどです。

3月3日の新聞によると、中部町村では本村を除く他の町村は条件付ながら学校での受入れを表明しました。しかし、本村は学校の休校、図書館、児童館の閉鎖を決めながら、最も優先して対策をすべき休校になった場合の子供の居場所について、まだ検討中となっております。対応の遅さを感じました。

その後、教育委員会に問い合わせたところ、3月4日より学校での受入れを始めるとのことが分かりまして、それは安心しました。

今回の休校問題で本村の対応を質問いたします。

まず1番目に、小学校、中学校での授業日数の不足は発生しなかったか。発生する場合の対策はあるのか。

2番目に、給食センターで不要となった食材をどのように処理したか。

3番目に、食材の損害額は幾らか。

4番目に、令和2年度の施政方針に新年度における新型コロナウイルスの対策について全く触れられておりません。その理由を伺ひます。

次に、前回は引き続き財政についての質問をいたします。

私は、過去3度、逼迫する財政について質問をしてきましたが、いずれの場合も的確な答弁ではなかったとっております。過去3度の質問に対し、財政力があることを理由にごまかした感があります。財政逼迫と財政力とは直接的には関係ないと思っております。財政力指数が高いこと、健全化比率に問題がないことと財政逼迫は別物です。小さな本村に大型ショッピングセンターができ、大型病院ができ、高層マンションが建ち並んでいくと、当然に財政力指数はよくなります。

本村の税収は、平成27年度比、イオンの税収が発生する前の年ですけれども、その比で令和2年度は5億5,000万円増額しております。前年度比で30%増加です。そんな好景気と思われる中での財政逼迫は、今後のためにも要因を明確にする必要があります。平成29年度の国保5億6,000万円の一括処理は一つの要因かもしれませんが、30年度の一括交付金の返戻2億円は理由になりません。なぜならもらいすぎた分を返すだけですから、プラマイゼロです。

答弁では、さらに、国の政策で各市町村とも予算編成は四苦八苦しているとのことでしたが、しかし、他市町村と本村とは状況が違います。なぜならこれだけの財政力がアップしている中での財政逼迫は、他市町村とはわけが違います。

結論を言えば、経常収支率の悪化の根本的な要因は、収入は増えたのにそれ以上に支出が増えたからです。それを見通せなかったのは、行政の落ち度と考えざるを得ません。今の状態を続けていくと、いずれ健全化比率にも悪影響が出てくるんじゃないかと危惧しております。

村長は、財政力指数がいいことで、資金繰りの悪化は全く問題にしていけないのではないかと思います。資金繰りの悪化は、住民サービスの低下につながります。村長にはそれを自覚してもらわないと、今後ますます資金繰りは悪化していき、経常収支比率は100%を超えてしまい

ます。100%を超えるということは、実質赤字です。財政逼迫を改善するには、財政力指数がいいことに甘えることなく、行政の姿勢や予算の執行方法を根本的に見直していくしかありません。

村長は、今、私が言いたい放題な発言をしていると思っているかもしれませんが、過去の答弁を見ると、そうでもないということが理解できると思います。それで、過去の答弁を書いてみました。

平成28年度予算では多目的アリーナ工事請負費8億2,000万円が議会で可決されました。そのとき私が指摘した大きな問題点は、収支計画もできないまま予算を計上したことです。現実を見詰めないで夢だけを追っかけた予算編成だったと、今でも私はそう思っております。今になって思えば、ラッキーだったのが土地を取得できなかったことです。あのときもし建築工事を始めていたら、今の本村の財政はどうなっていたのか、考えただけで恐ろしくなります。そういう意味では、地主に感謝したいと思います。

予算成立後の平成28年9月議会での一般質問でアリーナ建設について質問いたしました。私が財政上無理があると言ったことに対し、財政力指数は0.5まで上がり、10年前では考えられないくらいである。税収もアワセ全体で10億円以上になる。近隣市町村からもうらやましがられているというような答弁がありました。目の前の税収増だけに目がくらみ、普通交付税の減少や扶助費等経費が増えていくことは全く念頭にないという状況でした。

平成30年6月議会で緊縮財政を指摘したときも、本村は財政力指数もよいし、悪くはない。将来の財政計画上はそんなに悲観するものではないと答弁しております。また、30年度の緊縮財政は国保の5億6,000万円の処理が影響しており、来年度通常に戻りますという答弁もありました。やはり財政力しか念頭にありません。

令和元年12月議会では、経常収支比率の悪化原因について質問したところ、財政力指数や健全化比率に問題がないことを言い訳にしているように聞こえました。私の質問は、財政力を聞いているのではなく、なぜここまで資金繰りが悪化したのかをお尋ねしていたわけです。そこで、私は経常収支比率と財政力指数の関連を質問いたしましたが、回答が得られませんでした。そのときの答弁は、財政力指数は県内6位であることを強調していましたが、経常収支比率は、これ新聞にも載ってございましたけれども、離島を除く県内町村で3番目に悪い数値です。両者とも収入と支出の割合が基本でありながら、真逆の数値となっている。その理由をしっかりと把握し対策していかなければ、今後も財政の改善はできないものと思います。

平成28年9月、他人名義の土地にアリーナの建築予算の計上は問題ないのかという質問に対し、何が問題なのか分からない、問題ないと思っていると答弁しました。その後、28年度中に実施設計業務4,500万円、土地購入1億3,000万円が支出されています。アリーナ建設をやめた場合、この1億7,500万円は無駄金となります。本村の損失になります。誰が責任を取るのでしょうか。

平成28年12月、ないよりはあったほうがいいと発言した横断歩道橋の予備設計業務の1,000万円の支出も無駄となる可能性があります。病院が架橋を前提にしたつくりをしていることから、損害賠償責任を取らされる可能性もあります。

平成29年4月8日、1人の反対する議員が病欠となるや、その隙間を突いた臨時議会で、村民体育館建設が議長裁決で決定しました。私は今でもそのやり方に疑問を持っています。当時、私たちは一括交付金の活用を提案しましたが、一括交付金は活用できないの一点張りで、真剣に取り合ってもらえませんでした。その結果が

12億円の債務を抱え、リース代ですね。その後の財政逼迫の大きな要因の一つになっていると私は思っています。

以上、前置きは少々長くなりましたが、ここで財政に関する質問をいたします。

1、令和元年度決算における経常収支比率の見込み値は幾らか。見込み値が悪化しているのであれば、その要因もお答えください。

2番目に、前回の質問で逼迫は長くは続かないとの答弁でありましたが、長くとはいつまでなのか、具体的にお答えください。

3番目に、財政力指数と経常収支比率の違いについて説明してください。

次に、村民体育館賃貸借契約について質問いたします。

1番目に、改正後の賃貸借契約書はいつまでにできるのか。

2番目に、前回の一般質問で体育館賃貸借契約書について、決裁はしたが、中身は一々チェックしていないと、めくら判の押印を認め、最終的な責任は当然村長が取ると答弁いたしました。今、猛烈な台風が来て体育館の屋根が吹き飛ばされたとき、契約書を持ち出されると本村が修理を持つことになりかねません。その場合、村長の責任の取り方を説明してください。

以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、比嘉盛一議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目です。新型コロナウイルスということで、本当にこの問題はいつ終息するのかということ、非常に不安を持っています。国も必死になってやっているようですが、まだ沖縄県内に関しては拡大をしていないので、よかったなというふうに思っています。

1点目から3点目については、それぞれ担当

課のほうに答弁をさせたいと思います。

4点目の令和2年度の施政方針に新年度に新型コロナウイルス対策が全く触れられていないということですが、あくまで施政方針は原則新年度予算を計上したものを記載をしておりますので、また、それについては、新型コロナウイルスについては、役場でも対策会議を開いて対応していこうということになっておりますので、あえて施政方針に記載をしていないという状況であります。

2点目の財政問題です。議員もおっしゃっていましたが、大変申し訳ないんですが、本当に言いたい放題だなという感は、私はしております。そして、これまで過去3回質問したんだけど、ごまかし感があると。ごまかし感ではなくて、これは議員の思い込みじゃないかなと、聞いてですね、そう思っております。

ですから、確かに地方自治体の財政というのは非常に難しいんですよ。難しいというか捉え方がですね。用語も難しいし、確かにそうです。ただ、言えることは、これまで言ってきたことは、財政力指数で経常収支比率、そして将来負担比率や実質公債費比率、これは各市町村、その枠があります。その中で大丈夫かという枠がありますので、うちは全てそれに入っているわけですね。大丈夫ですよという、これは毎回公表しているんですが、そういう枠の中で大丈夫ですよということを申し上げます。そして、逼迫という定義がなかなか難しいんですが、恐らく議員は、新年度予算大変厳しいんじゃないかと、いつもそうやっているじゃないかということなんですが、確かに各市町村、新年度予算をつくる時にはですね、7月に交付税が決定するわけですね、国からの交付税が。それを見込んでいます。当然、それをぎりぎりに積算をして組むものですから、新年度予算は無理がきかない、そして予算割れしちゃいけないということがあって、かなりぎゅうぎゅうに予算編成

をします。ですから、最優先の事業、継続事業等々を盛り込んでいきます。新規事業という、なかなか厳しい。それは交付税が決定した後、あるいは前年の予算を見て、それを遍歴があれば、またそれを充てていくと、補正で対応していくということになるだろうと思っております。

ですから、今の非常に困っているのは、政府はいろんな制度をつくってきています。当然、これには予算つけますよと言っているんですが、それがどれぐらいつくか分からないんですね。今回の会計年度任用制度、幼保無償化等々も予算つけますよと言っているんですが、これは後々にしか分かりません。新年度は会計年度任用制度で約8,000万使います。そういうことをやると、予算組んで非常に厳しいもんですから、念頭に置いてですね、その1年間で精査をしていくということになります。

ただ、分かりやすくいうと、一般家庭でいうと、給料をもらって、当然、ローンとかいろいろ払っていく、教育費とか払っていきます。それを当然、子供が大きくなったり、住宅資金が返済しなければいかんということは、予算取りがあります、給料がもらえないとか、給料が減っていくということじゃないんですね、うちは。今徐々に給料上がっていますよと、その中で、生活するには大丈夫ですよと。ただ、年度年度、それをどう割り振りしていくかということは考えましょうということです。ですから、逼迫という定義はなかなか当たらないんじゃないかなと思っております。

そして、経常収支比率が91%だったんじゃないか。これは平成30年、令和2年は85%下がります、これは。一過性のものでありましたんで、それは心配ないだろうというふうに思っております。

そして、財政力指数と経常収支比率は何かということですが、財政力指数は財政力を示す数値、当然これはもう御承知かと思うんですが。

経常収支比率は、財政構造の弾力性を示す測定値、要するに経常収支比率は自由に使えるお金です。恐らくうちの村としては経常収支比率が85%に戻ります。残り15%が自由に使えるお金。自由に使えるお金といっても、これは一括交付金の持ち出し分とかそういうのに使っていかなければならないということになっております。ですから、全体的にいうと、北中城村の財政力というのはそんなに厳しいということにはならないだろうと思っております。ですから、その辺はですね、もう少ししっかり検証しながらやっていただけたらいいなというふうに思っております。

ただ、民生委員、福祉・教育の予算が私が就任した平成16年の3倍ぐらいになっています、予算が。当初10億でした、今28億になっています。そういう意味ではどんどん膨れていっていると。特に教育、福祉の部分がですね。そういうことも踏まえて、ぜひ財政についてはしっかり取り組んでいきたいと思っておりますので、いいかげんにやっているというわけではございませんので、その辺はぜひ御理解いただきたいと思っております。

財政の②の改善理由ですね。財政逼迫と言っているんですけども、経常収支比率は令和元年度決算で改善されます、これは。改善理由は、交付税が対前年度比で比較で2.5億円の増となるので、ですから、経常収支比率が85%に下がりますよという話です。

3点目です。体育館の契約書についてですが、これは以前にも答弁を申し上げているんですが、後ほど担当課長のほうに答弁をさせたいと思っております。

台風で吹き飛ばされたらどうするかという話ですが、これはしっかり保険にも加入しておりますので、これは問題ないだろうというふうに思っております。

私からは以上です。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川恵重）

比嘉盛一議員の御質問にお答えします。

休校に伴い、授業時数に不足が生じた場合の対応に関する御質問についてですが、小中学校、3月4日から15日までの12日間、臨時の休校ということになりました。その間、各教科、それから学年によって多少違いはありますが、御質問の標準授業時数と比較すると若干不足します。しかし、その不足時数については、国や県の方針に沿って未就がないように対応する予定です。昨日から執行になっていきますので、時間的余裕はまだありますので、その対応は可能だと考えています。

2番から4番までは喜納課長のほうでお答えさせていただきます。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

それでは、私のほうから2番と3番について回答を申し上げます。

まず、この休校に伴って食材の不要が発生したか、損害額についてですが、今回の休校に伴って、実際、給食センターでは全ての食材がキャンセルできたため、まず不要になった食材はございません。それに伴って損害額もありません。

以上です。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

私のほうからは3番の①のほうにつきまして、村長の答弁を補足したいと思います。

現在、北中城村のほうから相手方のほうに、比嘉盛一議員が申入れ、要請を行われました契約書の文言の修正の件について、申入れは既にやっているところでございますけれども、現在

まだ向こうからの明確な回答がいただけていないということも含めまして、この契約書の修正については急ぎ何らかの回答をしてほしいということで、現在要請しているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

再質問に行きたいと思います。

まず、新型コロナウイルス対策の一つである一斉休校については、学校の開放もあり、子供の居場所づくりからすると何の問題もなかったのかなということ、一安心をしております。約2週間、学業の遅れや家に閉じ込められた子供たちの心理的ストレスが今後影響しないのかどうかということですが、これはしっかりフォローをお願いしたいと思います。

世界的に蔓延する新型コロナウイルスに対して、WHOは世界的流行を示すパンデミックを宣言し、各国に対し対策の強化を訴えております。そんな中で村長の施政方針の中には一言の対策も触れておりません。それどころか今の回答も、村長がおっしゃっていたんですけれども、施政方針は原則新年度予算の計上分を記載していると答弁を今なさいましたよね。この施政方針というのは、この予算の説明なんですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

基本的には新年度の予算、事業の説明だと思えます。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

私が思うには、施政方針というのは、新年度の行政の方向性、主要の施策の説明をするのが施政方針であって、予算の説明であれば、予算

説明書でいいじゃないですか。施政方針という大した名前をくっつけないで、予算書の説明をしますというようなもんですよ。だから、施政方針というのは、やっぱり新年度の方向性をやるのが当たり前じゃないかと思うんです。私は順序が逆だと思うんですけれども、どうなんですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

当然、新年度事業をやるには予算がつくわけですから、事業と予算の説明になると思いますね。これは間違っていないんじゃないかと思いますが。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

いや、予算にある分をやるというのは間違っていますよ。やっぱり予算を組めなくても、施政方針でやるべきもたくさんあると思うんですよ。今、抜きだしたので、後で言いますけれども。だから、予算つくったから、その説明するんじゃないで、やっぱり施政方針をつくって、その中の重要なものを予算をつけると。だから、順序が逆じゃないですか。だから、施政方針というのは最初につくって、その後に予算書をつくるべきだと私は思っております。そう思いませんか、もう一度。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

恐らくあれですか、各事業は全部記載しろという話なのか、そういうことなのか。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

主要な。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

だから、これが今回主要なんですよ。主要なものを入れたわけです。当然、行政ですから、各課にまたがっている色々な事業が入っています。でも、その中でも主な事業、目新しい事業を施政方針として入れてあるわけですね。これ全部書くとすると、これはもう1日では終わらないかもしれませんよ。ですから、要約をしてやっているという話です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

私が言うのは、余りにも要約しすぎなんですよ。この施政方針をですね、過去のを見ましたら、今回4ページ弱なんですよ。昨年も4ページ弱なんですよ。30年度は7ページ、29年度も7ページ、28年度は12ページでした。じゃ近隣市町村はどうかということで見てみたんですけども、嘉手納町はまだネット入っていませんので、分かりませんが、一応ページ数だけ。内容は別にしてね、ページ数。中城村10ページ、北谷町23ページ、宜野湾市33ページ、西原町11ページ、沖縄市32ページ、うるま市49ページ。だから、施政方針が長ければ長いほどいいというものじゃないですが、今回余りにもコンパクトにしすぎと私は思うんですけども、この今回の施政方針4ページ弱でね、それで十分おっしゃっていますか、自分の施政方針を。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

施政方針はページ数で勝負するものじゃないと思います。長く書こうと思えば書けますよ、うんと。50ページでも。だから、そういう話ではなくて、あくまでも村長として新年度こういう事業をやりたいんだと。特に特化したものについては予算がこれでつきますよということを

書いてあるわけです。私はこれでいいんじゃないかなと。これまでが長すぎるんじゃないの？とずっと指摘をしてきました。ですから、コンパクトにしろと。コンパクトにしたほうが分かりやすいし、議論が活性化するんじゃないかと思っているわけです。

ですから、次年度から長く書けという御要望があれば、私は書いてもいいと思うんですが、逆にそうなる視点でぼやけてくるんじゃないかと思っているものですから、主な事業としてコンパクトに記載をさせていただきました。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時05分 休憩

午前11時06分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

広報担当のほうから一言お話をさせていただきます。

施政方針、どこの市町村も丸々広報紙に載せております。しかし、実際には、読んでもらえなければどうしようもないわけで、できるだけ読んでいただけるように分かりやすくすることを考えてやっております。じゃ、村民の方は何を知らたいのかといたら、今年役場はどんなことをするのか、どういうことを主にやるのかというのを簡潔に知りたいわけですから、普通にやっていることをだらだら書くよりは、村民の方が知りたい部分を提示したほうがいいんじゃないかというふうに思っています。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

村民は簡潔に何々しますと簡条書きにしたものを望んでいるんでしょうかね。

例えばですよ、新庁舎を今度造りますと。造

ってから、事務の効率化を図る、それから防災機能を向上させる。これどうにして造るのというのが分からないですよ。新庁舎をどうなっているから事務の効率化を図れるのか、何があるから防災機能が向上するのかというのは全く分かりません。それから、納税環境の拡充とありますけれども、何なのか意味が分からない。それから、3番目にふるさと納税をどう活用するかというのがありますが、自主財源を確保するというのがあるんですけども、どう活用するのかと。

それで、30年度の決算が終わっていますから、それを見たら寄附は1,500万。そうすると、返礼の額はちょっと確認していませんけれども、これ25%で300万ぐらい返礼になりますね。その後、今度、ふるさと納税で出ていく分があるんです。税額が減る分。その分が幾らだったかな、600万あるんですよ。それで900万。1,500万増えて900万減らされたら600万実質増えないですよ。だから、こういうことを考えてこういうことを言っているのかと。これもちょっと説明不足。

それから、4番目に、コワーキングスペースを生かした創業支援とは何かも分からない。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時08分 休憩

午前11時09分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

じゃ、健康づくりのところの施政方針について、感染症は麻疹だけしか書いていないですよ。コロナウイルスも感染症ですよ。それから、インフルエンザも感染症です。風疹もそうです。それから、健康づくりであれば、人間ドックだけじゃなくて脳ドックもあるし、集団健診もあ

ります。こういうことも抜けていますということですね、新型コロナウイルスに戻りますけれども、沖縄県では2月20日以来感染者が出ていません。非常にいいことではあるんですけども、これで安心してやっているわけにいかないわけですよ。潜在的感染者がいないとも限らないということですから。他の地域では、地域からクラスターを発生させないために病院や保育園などに不足ぎみのマスクや消毒液を配布する動きがあります。

それで、今日の新聞にも、保育園にマスクや消毒液を、一般からね、そういうのが寄贈とかがあったということが載っていましたけれども。

それで、北中城村は今のところどういうことを考えているのか。その対策を知りたい。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

今回のコロナウイルスの件は、市町村で判断をして作業を進めることはできないんですよ。これは国が指示をして、国から下りてくる指示に従って、市町村は行動をすることなんです。だから、勝手に村長があれもやる、これもやる、予算つけてやりますよという話にはなりませんよと、これは。ですから、当然、村としては対策本部を立ち上げて、各公共施設には、アルコールの消毒液とかそういうことをやっております。

ただ、これを一々ですね、村の事業だという関係にはならんもんですから。国から指示を受けて、国の指導の下にやるということですから、施政方針には記載をしていませんよという話です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

国の方針が決まるはずですけども、不足分は村が考えるべきじゃないかなと思うんですよ。

村にも病院もたくさんあるし、保育園もあるし、そういうところにもマスクの不足分があれば、例えば縫製業者にマスク作れんかとかね、そういうものも、やっぱり村民を思う気持ちがあれば、村としてもある程度関わるべきじゃないかなと私は思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

不足分は村がやるということです。これ不足分とは何ですか。今、意味が分からんのは、今、不足……。

○7番（比嘉盛一議員）

不足分じゃない、不足ぎみだから、少しでも応援してあげる。

○議長（名幸利積）

発言は挙手にて許可をもらって発言してください。

今の答弁です、村長。

○村長（新垣邦男）

すみません。

今の御質問の中で、不足分は村が補えということですが、具体的に何を補うのか。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

村が補えじゃなくて、そのくらい考えてあげてもいいんじゃないですかと。マスクを増やすとか、その消毒液どうにかならんかと。ある程度考えてあげたほうが、じゃ、国からのもので全部足りるかといったら、多分足りませんよ、今の状況からすると。だから、足りなければ、村で考えてあげてもいいんじゃないかなということを私は言っているわけです。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

マスクが村が単独です、マスク準備でき

たらやりますよ。今どこへ行ってもないんですから、国もないと言っているんだから、医療機関もないと言っているわけですよ。それを村がどこに頼めばいいかと。これはですね、村が単独でやることじゃないもんだから、やれないわけですよ。当然マスクがいろんなところにあって余っているマスクをどうにかするというんだったら分かりますけれども、今どこにもない状況の中で、村がどうやって動くの。村ができることは限られています、これは。その辺を御理解いただかないと、村がいかにも何もやっていないんじゃないかというような御発言に聞こえるので、それはそうじゃないですよということを御理解いただきたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

国からの指示以外にはやらないということですよ、今の話はね。じゃ、これはもうこれでよろしいです。

次、財政問題に行きます。

先ほども言ったんですけれども、財政力指数は県内6番目にいいと。それから、経常収支比率は離島を除く県内町村で3番目に悪いということになっておりますけれども、その真逆になった理由は何でしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

経常収支比率が3番目に悪いというのは、恐らく30年度じゃないですか。30年度のことを言っているんです。

○7番（比嘉盛一議員）

31年度はまだ出ませんから。

○議長（名幸利積）

挙手にて許可をもらって、2人だけで一般質問しないでください。

○村長（新垣邦男）

すみません、失礼しました。

ですから、これは今91%なんですけど、令和2年は85に戻るんですよ。これは弾力性がありますから。ただ、イレギュラーだったのは、2億5,000万が減らされた分、これはまた戻ってきますから、85に戻りますよという話です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

減らされたのは2億5,000万じゃないです、1億9,000万です。前回の答弁に2億ぐらいと書いてあったんですけども。

だから、今戻ってくるんだけど、じゃ何で30年度は財政力指数は6番目、経常収支比率は悪い、何ですか。何でこれ聞くかといいますとね、さっき村長答弁でおっしゃってましたけれども、やっぱり財政力はすばらしいとおっしゃっていますよね、健全化比率もすばらしいと。だけれども、資金繰りが悪化していることが経常収支比率ですから、だから、それを置いておいて財政力を言っているんで、じゃ何でこの逆の現象が出てくるんですかというのを聞いております。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

経常収支比率が91になったのは、先ほど申し上げたんですが、交付税が後づけでやって、それを使ったんですが、その後で指摘されて、2億5,000万を返したと。だから、経常収支比率がぱっと上がってしまったんですね、91に。

これは、今回、だから、その30年度だけです。だから、令和2年度は85に下がっていきますので。当然、経常収支比率というのはその時々に応じて変動があります。それでですね、今、県内で市はほとんど90%です。町村が低いところで80、85、大体そういうふうになります。

ですから、北中城村が突出して91になったという年だけ押さえて、これはひどいじゃないかという話にはならないと思うんですよ。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

私が言うのは、財政の逼迫があるから言っているんですよ。経常収支比率だけの数字だけじゃなくて、予算がいろいろカットされているじゃないですか。だから、それだから言っているんであって、予算がカットなければいいですよ。予算がカットということは、住民サービスの低下ですよ。だから、それがあるから、じゃ何をやるかといったら、経常収支比率が悪化も一つの原因ですから。それでそれを聞いているんです。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

再三申し上げますが、逼迫と、財政厳しいじゃないかということは、当初予算をつくるときに、先ほど申し上げました、当然、先が見えないんで厳しいんですよ。抑えなければいけない、全て。当然出るものは決まっています。出るものは決まっていて、それをまず抑えていくと。継続事業は継続してやらなければいけないんで、やります。ただ、新規事業というのはなかなか組めない。これは、後ほど後でまた財政から交付税が幾ら入ってくるかと、そして、去年の決算でどのぐらい返ってくるかということ踏まえて勘案しながらやっていかなければならないというふうに思っています。

今困っているのは、どの市町村も困っているのは、国が制度をころころ変えるわけですよ、特に福祉関係の制度は。貧困の問題、そして待機児童の問題、これを早くしろと、どうにかしろということになると、当然単独で予算を出さなければいけない部分もあります。補助もあり

ますが、補助づけは後で来ますと、交付税で措置すると言っているけれども、明確に、この事業の交付税は幾らですよということが分かればいいんですけども、それはプールにやってきます。だから、交付税がプールに来るものですから、一体どのぐらいの交付税が措置されているのかよく分からんわけですよ。そこで、各市町村、今、非常に困っているのは、制度設計が余りにもスピードが速すぎる。だから、非常にその手当をしなければいけないんで、みんな新年度予算をつくるのに逼迫していますよと。新年度予算をつくるのに逼迫をしているんですが、村の財政力がまだあるから、その辺は対応していきますよという話です。

それらの性格を御理解いただかないと、もうこの村は明日にでもパンクするんじゃないかというようなことを言われると、村民も誤解をするんで、そうじゃないですよということを言っているんです。その辺ぜひ御理解いただきたいと思います。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

せっかく後ろに聴講されている方がいるんで、ちょっと話を整理しましょうね。

地方公共団体の財政状況については、毎年、財政健全化法という法律があって、それに基づいて国の調査が入ります。本村の状況は、9月の議会でも御報告したとおり、国が定める4つの基準とも大きく下回っている状況でございます。

また、国の調査である決算統計、これは9月に付される決算と言われるものですが、そのときの財政力指数や経常収支比率、今回、経常収支比率が平成30年度決算で90%を超えましたが、これはさきの議会でも説明したとおり、これは交付税の返還による影響のもので、令和元年度からは例年どおりになると考えておりま

す。

一方、当初の予算編成というのは、予算割れ、これは歳入の不足になりますけれども、防ぐために厳しく査定し、歳入は低め低めに見積っています。また、決算統計、精算ですね。そのときは決算余剰金を標準財政規模、本村では約40億円ですけれども、これの3%から5%残すように指導されています。ということは、本村では約1.2億から2億円余剰金が出るように予算組みをしなければいけません。

ですから、当初の予算査定というのは厳しくなっています。しかし、本村では会計任用職員制度に移行しても、その人たちの人数を減らしたりとかいうこともしておりません。他市町村ではしているところもありますので、御承知おきください。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

ある意味では考え方が違って、もうかみ合わないんですけども。私は、今現在の、とにかく予算が足りない、どんどんカットカットしていくと、住民にしわ寄せが来ますよということ言っているんです。だから、これが続くんですね、あと、財政力の問題が出てくるんじゃないかなと。それから、他市町村はみんな同じように四苦八苦しているということなんですけれども、北中城村はこれだけ大きな財源がありますでしょう。だから、小さな村にあれだけの税収があったら、財政力というのがつくのは当たり前ですよ。財政力指数の出し方、村長御存じですか。いろんなものがありますよね。この収入だけじゃなくて、あるいは面積とか人口とか、生活保護費とか道路延長とか。そういういろんなものがかさんできますから、小さな村にこれだけの財力が入ってくると財政力指数というのは高くなるんです。

ただ、この問題じゃなくて、何で予算が組め

ないんだということを私は問題にしているわけです。これだけ収入がありながら、他市町村からですね、みんなうらやましがられていますよ。私も何度も言われます。自分たちは困っているけれども、北中城村はいいねと。これだけ財政力があってと言われるんですよ。

聞きたいのは、今年予算編成で、当然、予算はですね、入ってくる時は低めに、出ていくのを高めにしておかないと、私は自治会長をしていましたので、そのぐらい知っています。いつも低めにやりましたからね、予算はね。今年度の予算編成で問題ありませんでしたか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

何が問題なのかよく分かりませんが、組むのには精査をしました、当然。当初予算ですから、しっかり精査をしながらやってきました。ただ、予算が組めないというわけでもないわけですよ。ちゃんと組んでやっていますし、問題じゃないかというんですが、何が問題なのかはよく分かりません。当然、新年度組めなかったんですけども、交付税やら決裁やら見て、やれるものは補正でやろうという対応をいたしますので。

そういう意味では、職員の給与カットしたり、会計年度任用制度の職員をばしっと減らしたり、そういうことは今うちはしていないわけですよ。だから、しっかり予算を組んでいますので。今、議員が何を心配なさっているかが私はよく分かりませんが、ぜひその辺はもう少し精査をしていただきたいなと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

今、人員カットとかしていないということだったんですけども、この資源ごみ収集運搬業務について、6名の職員がいましたよね。この6名の中には20年ぐらい勤めている方もいらっ

しゃるらしいんですけども、この6名を解雇しているんです。解雇してですね、他市町村の業者にこれを委託してあるんです。自分たちの仲間を切って、他市町村にこの仕事を持っていくなんて、問題ないのか、ここを説明をお願いします。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時23分 休憩

午前11時27分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

これは分かったんですけども、私が言っているのは、もう財政逼迫であるだろうということで、何で逼迫かということを説明しようとかくさん書いてきてあるんですよ、こういうことがあるじゃない、こういうこともあるじゃないかということで。その中の一つが今のものだったんです。これ駄目だというんだったら止めてくださいね、議長でね。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時27分 休憩

午前11時28分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

本村が財政逼迫であることはもう間違いないということなんですけれども。

（発言する者あり）

○7番（比嘉盛一議員）

いや、私が思うには間違いないと。

じゃ、村長、財政逼迫について見解をお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

だから、先ほどから言っているように、これは、財政逼迫という考え方は、議員の思い込みじゃないですかという話ですよ。もう御本人がそう思っているんだったら、もうしようがないんだけど、幾ら説明しても、そうじゃないよと言っても、いやそうなんだと決めつけると議論にならないじゃないですか。ですから、もう私は何も言いませんが、財政は今の状況の中で逼迫はしていませんよということだけは申し上げたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

じゃ、もう止められてしまったんで、次へ行きます。

次は村民体育館契約問題について質問いたします。

一刻も早くね、訂正契約をすべきであるが、まだできておりません。不備のまま放置している理由がもう理解できないと。2月に再度、公文書開示請求しましたところ、現在相手方と、さっき答弁があったんですけども、調整中のため開示できませんという回答が来ました。この件は絶対、私は見過ごすことはできないと思っているんですよ。

それで、去年の3月27日に、こういう問題がありますよということを提出いたしました。だけれども、いまだにこれができないということは、村長、これ訂正しようという気はありますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

先ほど担当課長からあったように、修正と言って、向こうと協議をするということです。向こうがいまだに返事がないということですから。

議員御指摘のとおり、何で返事がないのかということは、私もちょっとルネサンスの役員に会って、私もちょっと確認しようかなと思っています。何が問題で今出せないのということですね。私、急ぎ議員から御指摘あるんで、調整していきたいと思っています。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

今の件は大急ぎでお願いしたいと思います。

それで聞きたいのは、去年3月27日に問題提起をしたんですけども、ルネサンスに出したのはいつだったのか。ルネサンスに、これ訂正してください、検討してくださいと言ったのはいつだったか教えてもらえますか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

お答えいたします。

比嘉盛一議員から、去年の3月議会の後にこの訂正依頼という文書をお預かりいたしました。この件の内容の確認も含めまして、私どもで中身を精査して、その後、うちの顧問弁護士のほうにもこの内容を相手に伝えても特に問題はないかということも、内容も確認いたしまして、先方には去年の6月18日に、まずはメールで、内容も含めて問合せをしているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

前にもそうだったんですけども、その問題を弁護士と相談しているということだったんですけども、契約している内容については、弁護士じゃなくて、まだ問題が起きていませんから、行政書士とかそういうところに相談すべきじゃないですか。こういう書き方でいいのかど

うかというのは。弁護士の問題じゃないと思うんですけども。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

行政書士というよりは弁護士じゃないですか、基本的には。弁護士に相談、その契約というのは。弁護士に相談すべきだと思いますけれども。行政書士という意味がよく分からないんですが。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

契約書の作り方というのは、弁護士じゃなくて行政書士じゃないかなと私は思うんですよ。けれども、その前にも言ったんですけども、この契約書の中身は、本当にもう全然これなっていませんよ、私が見てですよ。けれども、それじゃなくて、土地賃貸していますよね、貸していますよね。それについてはしっかりとできているんですよ。これ何でかという、何でしたか、公正証書をつくらんといけないから、だから、これをつくるのは公証人役場でつくっている。しっかりしていたんですけども、だけれども、この賃貸借契約書については全くなっていませんから。だから、弁護士に見せると、やっぱりこういう文書関係というのは弁護士じゃなくて行政書士じゃないですか。

（発言する者あり）

○7番（比嘉盛一議員）

じゃ、もうこれはいいです。

村長は、もう長くて12月までと、もしかしたら6月頃、失礼しました。もしかしたら12月と、勇退か中退か分かりませんが。それで、どうしてもこれやらんといけないことですから。もう一度聞きますけれども、村長、これ提出してやる気ありますよね。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

はい。ただ、恐らくルネサンスは全国でこれやっております、この契約はね、彼らは。彼らは彼らなりにその言い回しがあるのかよく分かりませんが、その辺をちょっと確認をしたいと思っております。逆にこっちを直せと言われるのが彼らが不信感を持っているかどうか分かりませんが、その辺を少し役員の皆さんとちょっと会って話をしていきたいなと思っておりますので。早めにやります。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

ルネサンスさんが全部それでやっているかどうか分かりませんが、この契約書を見るとね、ルネサンスの下請に北中城村があるというところが見られるんですよ。これは前にも話しても、村長覚えていらっしゃるかどうか分かりませんが、村長が代わったら速やかに連絡してくださいよと、向こう側がそれを言っているんです。

だから、私はあのときに、去年の3月、村長、プライドはありますかと聞いたのは、それだったんです。村長が代わると、速やかにルネサンスに連絡してくださいという条項が入っているし、北中城村が銀行取引停止処分になったときには契約破棄しますよとかね、銀行取引停止処分になるはずがないんですよ。そういうことも入っているんです。それから、瑕疵担保責任はルネサンスじゃなくて、我々瑕疵担保責任、彼のところに請求しますけれども、ルネサンスは瑕疵担保責任の請求権はあげますから、直接造ったところに請求してくださいと、そういうことが書かれてるんです。だから、ぜひ村長御覧になって、ぜひどうにかしてほしいんですけども。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

しっかり確認をしていきたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

よろしくをお願いします。

今日はもう早めに終わろうと思ったら、ちょっと終わらなくなってしまったんですけれども、体育館の屋根が飛ばされたらどう責任取るんですかと私書きましたけれども、体育館は災害ですから、台風が来たら、これは保険が利くかもしれないかもしれませんが、保険で対応できない、劣化によるものが起きた場合、劣化による修繕はどうしますか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

その比嘉盛一議員がおっしゃる例えばというもののちょっと意味が図りかねるんですけれども、恐らくその内容につきまして確認して、どちらが負担すべきかは判断すべきかと考えております。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

劣化により、例えば今じゃなくて15年後に劣化により屋根が飛んだ、あるいは床が剥がれた、壁が剥がれた、これ劣化によるものだった場合、保険利きますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

15年後、20年後、劣化かどうか分かりません。ひょっとしたら30年、40年もつかもかもしれません。ただ、今、議員が言っているのは、こういう災害でやった場合はちゃんと保険適用しますよという話です。ですから、20年リースが切れたら、当然、村がまた管理運営しなければならないん

で、それは村が劣化だろうと建て替えだろうと、どう考えるかは村がやらなければいけないだろうとっております。

ですから、今、仮にですよ、20年以内で体育館の屋根が吹き飛ばすような災害があると、体育館だけじゃ収まらないと思います。これは大変な災害になるだろうと思っております。当然、その20年間のそれはリースでやっておりますので、保険は適用されるだろうと思っておりますが、恐らくそれが劣化とか何とかというのは、もう20年、30年の話じゃないかなと思っておりますので、今ここで15年後に劣化してどうするかという話を言われても、いや、しないかもしれませんがよと、私はそういう答弁しかできないと思っております。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

私が言いたいのは、早くこの契約書を変えないと、じゃ劣化で床が剥がれた、誰が修繕するんですかと問題になった場合ですよ、すんなり決まればいいですよ。問題になった場合、じゃ契約書どうですかと。契約書は北中城村がやることになっていきますよね。これ御存じですよ、村長ね。だから、これは契約書を直さないで、全部北中城村が修繕しないといけなくなりますよということを私は言いたいんです。

それで、うちの体育館の床ですけれども、直貼りとか根太張りとかあるらしいんですけれども、村長、何で造ってあるか分かりますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

ネーミングは分からないんですが、最新式のものでやっているという話は聞いております。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

体育館を造るときの説明書に直貼りと書いてあるんですよ。直貼りというのは根太張りよりは、湿気の問題とかいろいろあって、耐久性がちょっと弱いんだということを書かれているんですけども。それともう一つは、12月に義弘議員が言ったことで、弾力が全くないと。だから、バレー、バスケットを専門的にやっている人は使えないと、硬くてね。だから、これが直貼りの欠点なんですよ。だから、耐久性もどのぐらいなのかというのが私これまだ調べていませんけれども、ただ、耐久性は弱くなるというのは言われていますから、そういうときどうなるのかなという心配があるわけです。

もう時間ありませんから、ぜひ村長、退官なさる前までには必ず済ましてください。私は忘れませんからね。もう比嘉盛一もいつか忘れてしまって、もう質問もしないだろうと思っているかもしれませんが、私はもう最後まで粘り、あと村長が辞めてしまうと課長たちが困りますから。ぜひよろしくお願いします。

以上、終わります。

○議長（名幸利積）

休憩します。午後1時半再開します。

午前11時39分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

一般質問を続けます。

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

こんにちは。一般質問を行います。

まず先に、北中城小学校、北中城中学校、島袋小学校、卒業式に参加をできなかったわけがあります。そして、今日は北中城幼稚園修了式なんですね。この子供たちの門出に参加できなかったこと。議会の議員の一人として誠に残念であります。こういう状況であります。

これまで子供たちにお教えいただいたそれぞ

れの学校の先生方、子供たちにいただきましたこの愛情と情熱と熱意、心から感謝を申し上げるところであります。風薫る弥生の空に夢託す皆の願い花咲かせようであります。

質問いたします。

1、豚熱拡散防止対策対応、2、新型コロナウイルス拡散防止対策対応、3、村政運営の基本方針、4、次期衆議院選挙の決意についてお聞きをしていきたい、そのように思っております。

安全確保の重要性について。

住民の安全を守るということは行政の基本である。外部よりの侵略は国防、人間相互間の安全は警察、あるいは都道府県の責任とされている。火災、その他の自然災害に対して住民の安全を維持することは、第一次的に市町村の責務とされているわけであります。感染症に対して、豚熱、新型コロナウイルス指定感染症、これをコントロールする仕組みも高度であり複雑である。

豚熱発生以来、役場職員は通常の業務を抱えながら豚の殺処分作業、また、畜産関係車両がウイルス拡散の原因とならないように、早朝から消毒作業に従事した。役場職員の皆さんには改めて感謝を申し上げます。

まだまだ作業が続くようではありますが、沖縄県及び関係市町村と連携をして、終息に向けて引き続き頑張っていたいただきたい。豚は沖縄の歴史・伝統・文化そのものである。一日も早い豚熱の原因究明と終息を願うものであります。

沖縄戦後、ふるさとの復興を支援するためにハワイから550頭の豚を運んだことで知られる比嘉太郎さん。県系人らの活動取材してきた作家の下嶋哲朗さん、「沖縄の豚は幾度の悲劇に見舞われながらも立ち上がった」と地元紙の取材に答えています。比嘉太郎さんは北中城村島袋で育ち、ふるさと沖縄を心に生きたハワイ2世である。戦後ハワイですぐに沖縄救済会を

立ち上げ、県系人子弟が寄附で集めた5万ドルで豚を買い付け、1948年9月、現在の養豚業発展の礎となった豚550頭が海を渡ったと、村中央公民館で比嘉太郎さんの「ふるさとシンポジウム」でパネリストとして講演した下嶋哲朗さんは、当時の比嘉太郎さんの思いを語っております。

豚熱、新型コロナウイルスの拡散防止の取組について伺います。また、村長の4期16年の集大成であります令和2年度の村政運営の基本方針について伺います。次期衆議院選挙に関連して質問をさせていただきます。

1、豚熱拡散防止対策対応について。

①本島中部で34年ぶりの感染が確認された豚熱。沖縄の食文化は豚抜きには語れない。日頃から沖縄の豚を守っていく衛生環境整備を強力に推進する必要があります。豚熱の感染拡大で苦悩する養豚農家の声が報じられています。本村の感染拡大防止対策の取組について伺います。

②村内での養豚経営農家数及び飼育頭数について伺います。

村内の野生イノシシの生息実態、人的被害、農作物の被害届がないか伺います。

2、新型コロナウイルス拡散防止対策対応について。

きめ細かな対応が求められている。それぞれの自治体の役割を果たしていくことが重要である。国は、現在のコロナウイルスの感染状況は、水際対策による国内侵入防止の時期は既に過ぎ、全国各地で経路不明な感染が相次いでいると現状を発表している。防疫体制も水際対策から、既に国内に存在する感染症へと根本的な変更を余儀なくされている。いずれにしても本村も市中感染を前提に備える必要があると思います。取組を伺います。

②村民の生活に関連して、感染期を問わず、手洗い、せきエチケットが推奨されている。また、不要不急の外出や人が集まる集会の自粛を

要請することが求められている。感染症対策への協力をお願いするチラシを作成して各家庭に配布する。学校や公共施設、各公民館、村内の会社、大型商業施設等、人の集まる場所での掲示で周知を図る必要があります。その取組を伺います。

③安倍首相は、2月27日全国の小中高と特別支援学校について、3月2日から春休みまで臨時休校を要請した。厚生労働省は、小学生を預かる放課後児童クラブなどは原則として開所するように都道府県に通知をしている。ちぐはぐな対応との声もあります。見解を伺います。

④特別支援学校も休校要請がある。共働きの家庭状況で手厚い支援や見守りが必要な子供の対応について伺います。

⑤近年、子供の貧困対応が注目されています。居場所づくりから食事の提供など、行政の支援が必要である。本村では、北中城小学校、島袋小学校のコーディネーター、婦人会を中心にした夏休み宿題たすけ隊があります。また、昼食の提供もしている。ボランティア活動で取り組んでくれている地域の先生役であります皆さんの力強い支援があり、長期休校で生活のリズムの変化や学校給食がないことで十分食べられない子が増える。休校中の支援の取組を伺います。

3、村政運営の基本方針について。

多目的アリーナ建設について。

市町村の経営に関する管理の分野が次第に重要性を持つようになってきている。用地の取得を初め建設費が問題であることは事実である。建設費は請負契約額の支払いで済むわけですが、運営費は累積して、10年すれば10倍になる。人件費、その他の運営に要する経費の増嵩が問題である。過去の政策決定を見直す、廃止する。新しいことをやるために今やっていることを見直すというのは、高齢化により社会保障に必要な予算が増え続ける中で、何の予算を落として何の予算を残すかである。建設計画の是非について

て村長の決断を伺います。

②那覇広域都市計画区域から中部広域都市計画区域移行実現のために、北中城村、中城村は新年度から区域見直しの諸課題について共同で取り組むための会議体を編成する必要があると考えますが、対応について伺います。

③扶助費の増加により、事業の選択と集中、経費節減及び業務の効率化が必要不可欠ですとありますが、事業の選択と集中とは、具体的な取組を伺います。また、経費節減の取組で得た具体的な成果を伺います。

最後になりますが、4番、次期衆議院選挙の立候補の決意について伺います。

新聞報道によりますと、社民党県連は次期衆議院選挙沖縄2区に照屋寛徳衆議院議員の後継として新垣邦男北中城村長を擁立することを決定とあります。近く新垣邦男村長に要請すると報道されています。衆議院議員の任期も折り返しを過ぎたこともあり、いつ総選挙があってもよいよう、常在戦場の心構えを強くしなければなりません。そこで、村長の立候補の決意をお聞きしたいと思います。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、大城律也議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目です。豚熱拡散防止対策の対応ということでございましたが、3点ほどございます。

確かに豚熱については、もう終息したんじゃないかと思っている矢先、またうるま市で発生したということがございます。ですから、非常にその取組方も、各市町村、ハードな対応になってはいるんですが、早めの終息を、これも我々としても対応をしていかなければならんだろうなというふうに思っております。

これまでの取組経過等については、担当課長のほうに答弁させたいと思っております。

2点目の新型コロナウイルス拡散防止対策の対応であります。

これも5点ほどございますが、それぞれ各課でそれらの対応を今しているところでありますんで、各課にその答弁をさせていきたいと思っております。

3点目の村政運営の基本方針についてということで、1点目、多目的アリーナの建設についてということがございます。建設計画の是非について村長の考え方を伺いたいということですが、アリーナの建設については、まず用地問題を解決させなければなりません。なかなか1筆だけ了承をいただいております。それで、今のところ休止状態というんですかね、暗礁に乗り上げているというような状況であります。

ただ、防災拠点と位置づけておりますんで、村民の避難施設として大きな役割が計画の中にあるわけですから、計画を変更するとなれば、それと代わるものにならなければならないだろうというふうには考えております。

ただ、今もう沖縄市さんが1万人のアリーナを建設しているということがございます。もう既に完成間近ですんで、これについては同じようなものやってもいかがなものかという思いはあります。ただ、その計画を変えるには、また国の了承、あるいは交渉をしながら、どういった計画になっていくのかということもありますので、基本的には防災拠点ということの考え方ですが、これまで考えていたようなアリーナ建設というものが、議員おっしゃるとおり、それでいいのかどうなのかという検証は必要だろうと思っております。まずは用地の問題を解決させながら、今、内々にそれに代わるものとしてどういうのがあるのかなということも踏まえて検討しなければならんだろうというふうに思っております。

当然、これは以前から議会でも御議論いただいている運営の問題等々も踏まえて、当然それは建設、運営、同時ですから。しっかりしたものを提示をしていかなければならぬだろうと思っております。これだけ長期間保留をしているわけですから、しっかりその後の対策というのが極めて重要だろうと思っておりますので、議会や村民の皆さんに御理解いただける施設としてやっていきたいなというふうに思っております。

2点目の那覇広域の都市計画区域の見直しということで、今、中城村と本村で那覇広域から離脱をしたいという旨を委員会で提案を申し上げました。特に両村とも調整区域が多いということですから、企業誘致、そして村民の住宅が建てられないという、これはもう前から指摘がありまして、何とかしたいという思いが長年ありました。ただ、広域の区域の区分というのはなかなか簡単にはいかないという状況は、両村長とも認識をしております。ですから、どうしたらいいのかということで、まず声を出そうということで考えて、マスコミ等々でもしっかりそれを訴えてきているところであります。

ただ、中城村、北中城村、両村で広域離脱をして中部広域に移行するといった場合は、それなりのしっかりした理論構成をしないといかんだろうと思っております。ですから、今後は中城村とも連携をしながら、2村で共同し連携した取り組むべき土地利用、そしてまちづくり、むらづくりをどうするのかということを踏まえて、連携した取組を今後やっていきたいなというふうに思っております。

3点目の扶助費の予算の関係ですが、これは企画振興課長のほうに答弁をさせたいと思っております。

4点目の次期衆議院選挙の立候補の決意ということですが、大変、個人的なお話を質問していただいて、ありがたいんですが、ただ、まだ

まだ先が見えないという状況がございます。経緯としましては、昨年末に打診がございました。ただ、そのときは私もびっくりしました。私に、なぜ私なんだろうということもありまして。ただ、それ以降、社民党员でもないということでもいろいろと御議論があったようであります。ただ、もうじき落ち着くんじゃないかということで、党や関係団体との合意も必要だということですので、それをちょっと見守るしかないだろうと思っております。

正式な要請はまだございませんので、来たときにどうするかということは、後援会や関係の皆さんと相談しながら取り組んでいきたいなというふうに思っています。

ただ、今このコロナウイルスの件で、日本全体の政治日程が非常に微妙であります。ですから、いつになるのか、そしてオリンピックの開催時期も踏まえて、世の中どういう状況になるのかがなかなか見えておりません。そういう意味では、衆議院選挙がいつになるかが分かりませんが、その辺はしっかりまた関係者の皆さんと相談しながらやっていきたいなというふうに思っております。

今の立場で、正式な要請がないもんですから、決意とか、やるとかやらないとかということはなかなか今の私の立場では言えないなと思っておりますので、時期が来たらしっかり対応をやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

私より、豚熱拡散防止対策対応についてお答えいたします。

まず1点目の①本村の感染拡大防止対策ですが、1例目に発生したうるま市の農場から本村は10キロ圏内の搬出制限区域で消毒ポイントに当たり、1月8日から、朝6時半から17時まで

畜産関係運搬車両の消毒を各課より動員を図り、全庁体制で2月末日まで行いました。3月より消毒ポイント業務を沖縄県発注委託業者へ引き継いでいます。

本村の養豚農家に対しましては、消石灰と消毒液を配布し、各感染拡大の防止を行っております。

2点目の村内での養豚経営農家数及び飼育頭数についてですが、1農家28頭となっております。

③の村内の野生イノシシについてですが、本村には野生イノシシは存在しておりません。しかし、イノブタについては、昨年の年末に農家より農作物の被害があるとの通報を受け、沖縄県自然保護課より捕獲許可を得て、沖縄県猟友会に依頼を行い捕獲しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（安里直彦）

大城律也議員の御質問にお答えいたします。

私のほうからは、2点目の新型コロナウイルス拡散防止対策対応の中の①番目と②番目についてお答えいたします。

まず、①番目についてでございますけれども、沖縄県内ではこれまで3例の患者が確定しております。そのうち1例は感染経路が明らかではなく、確かに市中感染が否定できないという状況であるとされておりますが、いずれにしても現時点で把握している事実としては、新型コロナウイルスの感染経路については、飛沫感染と接触感染、この2種類が考えられておまして、空気感染自体は起きていないと考えられております。

今後、動向等を注視して、新たな感染経路の可能性もあるかもしれませんが、どのような感染経路があったとしても、村としてできる取組としては、正しい情報提供を継続して行うこと

だというふうに示されております。

なお、感染ルートの追跡調査ですとか、あと、感染者への接触、原因の調査等々に関しましては、国や県のほうで行うこととなっております。

2点目についてでございますが、議員御指摘のとおり、こういった情報提供や共有につきましては、感染拡大防止のためにも重要な取組として認識しております。村の対策本部も設置しまして、そこからの情報ですとか、各関係省庁等から届いた情報を全ユーザーに発信しております。各課のほうから関係機関や団体等へ情報の発信ができるようにしております。

また、感染症対策や相談機関等について、さった3月の村広報紙にチラシを折り込み、そのほか村のホームページを特設しまして、国や県、村の情報を発信して村民等への対応に努めているところでございます。

また、こうした公的機関以外にも、県のほうから県内企業に対しまして対応、対策等について強力に呼びかけることとしております。

情報は毎日のように更新されることとなりますが、当面の住民への紙ベースでの配布につきましては、恒常的なせきエチケット等の感染症予防対策とし、今後の状況に応じて配布等を行っていきたく思っております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

引き続きまして、2番目の新型コロナウイルスの拡散防止対策についての③番から⑤番についてお答えいたします。

まず、③番の放課後児童クラブにつきましては、放課後児童クラブは親の就労等のために児童を預かる事業でございます。議員御指摘の国の通知による対応につきましては、社会機能を維持するためにはやむを得ないと考えております。各施設において、個々の利用児童の体調把

握に努めながら、感染拡大の防止を図ってもらうよう支援してまいります。

④番の特別支援学校に通われる児童への対応でございますが、特別支援学校は県の管理であり、村教育委員会として何か対応しているものではございませんが、障害児福祉サービスを利用されている児童に関しまして、放課後等デイサービスの利用時間の拡大等、個々の対応を行っているところでございます。

5番目の子供の貧困対策事業につきまして、村では居場所づくりとして、児童館が対応しておりました。学校休止期間中は閉館しておりました。ですが、食事の不安等がある児童に対しては、個別の支援体制を行える、支援を行える体制を整えておりましたが、利用はございませんでした。児童館においては、学校再開に伴い、事業を再開しております。

私からは以上です。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

村政運営の基本方針について、③番ですね。

まず、扶助費につきましては、過去5年間を見ると約2億5,000万円、これは決算額ですね、増加しています。その主な要因は、新規認可保育所や放課後児童クラブへの負担金、補助金の増加や準要保護援助費の増加、障害福祉サービス費の増加などです。

このような状況を踏まえ、令和2年度の予算編成方針では、総合計画や実施計画に沿った事業予算を計上することとしております。また、国の動向に留意した一括交付金事業や地方創生関連事業及び会計年度任用職員への対応並びに村が主要事業として進める子育て環境の充実に係る事業や、さらに健康長寿対策事業及び島袋浸水対策事業の予算を確保することとしております。

一方で、経費節減は、地方自治法の趣旨に沿

って全ての事業において最少の経費で最大の効果を上げるように努めることを示したものです。具体的には、消耗品の一括購入や個々の事業での経費節減により、歳出全体の抑制を図っております。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

今、本当に大変な時期ですね。目に見えない敵と戦っているわけでありますが、行政としても全力を挙げて村民の安全安心をぜひ守っていただきたい、そのように思います。

じゃ、再質問をしてみますので、よろしくお願いします。

2の新型コロナウイルス拡散防止対応ですけれども、マスクの備蓄状況、それからアルコール消毒液の庁舎内含めて公共施設等々、小学校、中学校、保育園等、幼稚園等とですね、含めて、消毒液の公共施設の設置状況をお伺いいたします。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 1時57分 休憩

午後 1時57分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

大城律也議員の御質問にお答えします。

役場の中のお話としまして、今、マスクはですね、もともと新型コロナ対策ではなくて、インフルエンザ対策がございましたんで、その都度、ケースでマスク等を買っていたんで、そのケースの分しかない状態です。もうほぼなくなる状態となっています。

それと、消毒液についても、これも以前から各窓口のほうにはインフルエンザ対策として全部常備しているところです。これも在庫が今も

う買えない状況がありまして、今残っている分で、どのぐらいもつがちよっと分かりませんが、頻繁に、多いというわけではございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

マスクもですね、今、いろんな報道でも、もうありませんね。お店でけんかするぐらいの状況でありますからね。そういう中で、やはり村内にはひとり住まいの方がいっぱいいらっしゃるわけですね。この高齢者の皆さんは、買い物に行けない。マスクをわざわざ買いにあちこちの薬局とか回れるような体力とか、そういうような問題がありましてね、行けない。こういう人たちは、やっぱりね、社会福祉協議会を通じて把握をして、その準備もすべきだろうというふうに思います。

それから、アルコール液、これ大事ですね。例えば庁舎内各課に来客の方がいらっしゃる。そのときに、玄関とかにあればいいんですけども、全ての各課に配置されているのか、これ庁舎内ですね。

それから、小学校、中学校、保育園、幼稚園、それから各公民館、その辺の配置状況を把握していればお聞きしたい。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

すみません。役場の話がありましたので、役場は各フロアというか、各課単位で多分1つか2つを各課で常備していると思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

御質問の高齢者へのマスクの配布、社会福祉協議会が対応できないかという点でございますけれども、現時点で村の社会福祉協議会がそのような配布を予定しているというふうには聞いておりませんので、その辺についてはまた社協のほうに確認してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

村内の幼稚園、両小学校、中学校ともに入り口のほうに消毒液を置いてあります。ただ、これもやっぱり総務課長が申し上げたとおり、在庫がもうないような状況になっています。

以上です。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

お答えします。

生涯学習課では、特にあやかりの杜と、あと各字の自治公民館になるんですけども、中央公民館におきましては、入り口が主に正面のほうの2カ所それぞれに消毒液、配置してあります。しかし、もう在庫があるだけにほぼ限られてきています。あと、あやかりの杜につきましても、玄関口とあと図書の入入口には配置してあります。

各字公民館におかれましては、また公民館の自治会長さんのほうが対応していますので、そのところはちょっと私たちのほうでは把握しておりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

公民館は自分で買いなさいということになるわけですか、課長。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

各字の公民館については、軽微なものについては各字での対応となっていますので、そのところは自治会長さんも理解していると思います。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

それは自治会長会でもそういうお話はされているんですか。この前、島袋公民館も熱田も設置されていないんです、アルコール液ですね。これいろんな方が、地域の方だけじゃなくて、地域外からもいろいろいらっしゃるわけですよ。だから、そういう対応もですね、やはり必要だろうと。

これは教育長、失礼しました。区長会でどういう指示をされているのかお聞きます。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川恵重）

今、律也議員の質問にお答えします。

各公民館に、これは当然もう準備しているものという前提で私は考えていましたけれども、ただ、公民館からの設置してくれという要求とか、どうなっているかということはまだ聞いていないもんですから、当然もう準備されているものという認識ではあったんですが。もし、これまでのそういう取組においても、どうしても村とかそれだとやらなければならないということになれば、本当に予算が全く、公民館でないということは少し考えられないですが、相談はしていきたいとは思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

マスクもアルコール液も、今の段階でもうないんですよ。ほぼ在庫あるだけ。恐らく国はこれから補正予算を組んで、買っていいよということになるはずですが、肝心なのは、その物がないということで非常に困っているわけですね。やっぱりこれは各市町村での対応はできないということです。この辺を国がもう少しちょっと考えてどこからか調達するのか、増産を工場で行うのかということをやらないと、幾ら金があっても買えないという状況です。この辺は、やっぱり村のこの対応というよりも、国全体の対応で考えないとなかなか厳しいなと思っております。当然あれば買って対応していきたいと思っております。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

村長のおっしゃるとおりだろうというふうに思っております。うちも在庫ありませんよ。世界中にないんです。そういう状況の中で何とか手を入れて配置といいますか、設置もしてあげたいなという気持ちだけはお聞きしたかったわけでありまして。そういう中で、僕もあちこち回りましたよ、マスク、マスクしてね。今使っているのやっとなですよ。それでももう10名ぐらい並んでいるところへやっとな僕も後ろに並んで手に入れる状況でしたからね、ラッキーというしかないと思うんですが。そういう状況ですね。

これは、元気なやつは買いに行けるんですよ、あちこち。高齢者はなかなか、車がないひとり住まいの方がいっぱいいらっしゃいますのでね、なかなか町に出てマスク、マスクというわけにはいかないもんですから。その辺の支援も大事だろうというふうに思って質問させていただきました。ありがとうございます。ぜひその辺も手に入り次第、入荷があれば、お願いしたいなというふうに思います。

それから、2の新型コロナウイルス拡散防止対策対

応についてであります、そこから先ほどマスク、アルコールについて再質問させていただきましたけれども、3番ですね。

③安倍首相は2月27日に全国の小中高、特別支援学校について、3月2日から臨時休校を要請したところなんです、この再質問であります。突然のこの臨時休校の要請なんですよ。県内でも休校実施や期間など、対応が分かれています、それぞれの教育委員会です。本村は3月4日から23日まで臨時休校措置を決定したわけですね。それについて、教育長にお伺いしますが、これは教育委員会、あるいは教育現場の合議で決定をしたのか、その辺について、その過程をお伺いしたいと思います。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川恵重）

2月27日に総理から要請があるということで、その直後にまた文部大臣から、またそういう方向で取り組んでほしいというのがありました。そして、緊急に中頭地区の教育長会を開催しまして、どういうふうな対応をするかということをお話ししました。そして、3月2日からはなりますと、急な、いきなりなものですから、これは家庭がまず困るだろうといういろいろな話し合いもなされまして、中頭地区はどうしましょうかということになりまして、じゃ少し余裕を置いて4日からにしましょうということを決めたいと思いますか、そういう方向で統一を取りました。

その後、その案でどうですかということで、村長、それから教育委員の方々に諮って、そして決定をしております。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

これは学校現場も受け入れたということでは

ね。先生方も大変だったと、校長先生を初め大変な取組だったかなというふうには推測するわけですが、

それから、16日をめどに授業再開という方針を決定されたわけですね。その臨時休校措置の撤回をした理由をお聞きします。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川恵重）

理由はですね、県内で3人感染しましたが、最後の3人目が感染したのが20日でありました。その後、その方たちももう全員完治して退院した。その後、一人も感染者がいなかったということがあります、こちらでもまた同じように、同じようにといたしますか、やっぱり23日までということで決定はしましたが、やはり一人も感染者がいなかった状態では、ちょっといろんな学校、子供たちの学業とか、家庭の負担とか、いろいろ考えたところ、これは考えたほうがいいだろうということで、中頭地区の教育長会をまた開きまして、16日からは学校再開という形で統一しました。もちろん村長にも調整しまして、やりまして、その後また、緊急なものですから、教育委員の方たちには電話でもって了解をいただきまして、そして開校ということを決めております。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

大変な判断をしなければならない状況ですね。これについては、教育委員会は大変な時期だったかなというふうには思っています。

今、アルコールもありません、マスクもありませんという状況、子供たちが一斉に登校してくるという状況ですね。学校での衛生管理なんです。手洗いで、石けんはありますよね。石けんもありませんというわけではないだろうけれど

も。石けんをもうあちこちに配布して、できるだけこの手洗い、手の洗い方もいろいろあるようですが。その辺も各クラスの先生方中心にして指導しながら、アルコールがなければ手洗いの徹底はしていただきたいなど。

子供たち、やっぱり学校にもう行くということで、あるいは行動範囲が帰っても広がる可能性がありますんで、細心にして大胆という形で。安心しているわけにはまいりませんのでね、まだ本土のほうでも感染拡大しているわけでありますから。いろんな仕事の関係で、瞬間に飛行機で出入りするわけですから。そういう状況の中、油断することのないように学校管理を徹底していただきたいなどというふうに思っております。

それから、同じく2番の新型コロナウイルス関係、2番ですが、⑤で再質問いたします。

虐待を受けるなどして家庭に居場所がない子供たち、村内、何人かこの虐待を受ける子供がいるという報告を受けておりますので。こういう子供たちに対応とかですね、どのようにされているのかというふうに、もし対策した、ありましたらですね、教えていただきたいというふうに思います。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

児童の虐待につきましては、福祉課のほうで児童家庭相談員等を配置いたしまして対応しているところでございます。個々のケースに応じて、学校休業中の子供の安全の確保であるとか、生活の安定のための見守りの体制であるとか、そういったものについては個別の対応をそれぞれ図っているものでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

ありがとうございました。ぜひその辺も、また休校というようなきが発生する可能性もあるわけですから、その辺の情報を共有しながら対応を間違いないようにやっていただきたいなどというふうに思っています。

それから、次へ行きます。

村政運営の基本方針についての中で、②で再質問をさせていただきます。

現在、那覇都市計画区域に指定されて50年になるわけですね。決定された区域区分制度を再考しなければならないわけですよ。北中城村で独自の用途地域指定ができる中部広域都市計画の移行も、もうこれは、間違いなく両村で取組をすれば、間違いなく変更できる、こういうふうに私も思っておりますので、こういう視野に入れた新たな都市計画の基本方針、これももうそろそろ企画室かどこかにプロジェクトチームみたいなものを編成しながら取り組む、この計画案をですね、これもこの基本方針に私は取り入れるべき項目であるというふうに思っております。

それから、地方公務員法の改正に伴う新たな導入されている会計年度任用職員制度、これも大きな行政上の改革になるわけですね。財政支出も伴うわけでありまして。これも基本方針に取り入れるべきだろうと、だっただろうというふうに思っております。

それから、中城城址の整備の取組ですよ。この基本方針にもう何年も前からですね、観光客、増える、増えるともう言われているわけですね。第2滑走路がとか、あるいは国内から、それから中城城址世界遺産登録20周年とかというようにこの表現をされているわけでありまして、とにかく観光客は増えるんだろうというふうに思います。

そういう中で、お客さんがいらしたときに、観光客がいらしてどうするのと。今の状態でい

いんですかというような取組ですね、整備をして、どうお客さんが、観光客がどれだけ地元で落ちていくかというものですよ。その取組も、この表現の中で取組もしていかなければならないだろうと。今、入園料のみですよ。それじゃ、やっぱり負担率の問題がありますから、そういう中でいくと、微々たるものでありますね、400円掛ける1万人というのは。単純に計算していくわけですが。この負担率、どうなるかと。

やはりこういうものも中城村と北中城村一つになって、観光協会ができて上がっているわけですからね、両村を超えて、消防だってそういう状況。それから、ごみ関係も、もう何十年も前から両村でやってきているわけですから。これも含めて両村で一緒にやっていくと。そうしたら、投資がどうのこうの話がなくなる。もうとにかく一人でも来てもらって消費額を確保しなければならないと思っております。これもやはりね、基本方針にしっかりと取り込むべきだろうと。

それから、平和行政ですよ。平和行政の取組、県民投票の民意というのが。いわばそれを村長を押ししたんですね、辺野古建設反対、それから普天間飛行場の危険性除去、オスプレイがばんばん北中城村を飛び回っているわけですから、その辺も基本方針にですね、取り組むべきではないかなと。今年はまだちょっと遅いかも分かりませんが。次回、次回といたら、もう村長いらっしやらないかもしれない。ある場所から指示をするかも、なっているかも分かりませんし、そういう状況で。僕はそれもやっぱり問題。

それから、児童虐待も施政方針で取り組むべき。子供、貧困の問題も取り組むべき。それから、水道改正法があるわけですね。それもやっぱりね、条例等々もあるわけです。これも基本方針に取り入れてやるべきだろうというふうに

思いますね。

ページ数が4枚とか10枚とかいう話は僕はしていませんよ。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 2時16分 休憩

午後 2時18分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

いろいろとね、お願いしたいのがいっぱい出てきましてね。もしそうであれば、少なくとも那覇広域から中部広域にもう移行しなければならない時期に来ていると思っておりますが、これはまた、よろしいですね、質問して。やっぱり区分するといろんな制約される、村内でも片っ端から開発しなさいというわけにいきませんので。やっぱりもうそろそろその素案もですね、僕は行政として準備をしていく段階に入ってきたなという気がするわけですよ。ですから、このプロジェクトチームみたいなものをつくる必要があるんじゃないかという提案を、これは企画課に入るのかどうか分かりませんがね。それと、中城村とも連携しながら、もうその移行を勝ち取る、この生きがいといいますかね、将来のむらづくりに必要不可欠なこの要素になっておりますから。いかに人口を増やすかというのも、この移行次第だと思っておりますのでね。その辺も含めて庁内で検討していただきたいというふうに思っています。

後は、何ていうんですかね、一般質問通告外だと言われておりますので、最後に、それではですね。

○議長（名幸利積）

答弁、村長。

○村長（新垣邦男）

ただいまの議員の御指摘は、言いたいことは

十分理解をいたしました。要するに施政方針に足らなろうと。もう少し入れなさいよという話だろと思うんですが、これも入っていないのはですね、まだ検討の段階なんですよ。県が主催をして広域離脱というのはなかなか難しいんです。例えば北中城はまだ沖縄市と近いんで、これは将来的には可能性があるんじゃないかと。中城となると、これはどうしても中部広域に入らないんだろと。那覇広域でしょうと。北中城や中城だけの問題じゃなくて、与那原、西原はどうするのという課題が出てくるわけですね。

だから、それは慎重にしないとということで、今、提案されていて、中城と北中城でしっかり基本計画なり、ビジョンをつくって、お互いに議論をして、そして移行しますよと。移行したら、どういう形で残す、乱開発にしちやいかんですよということを指摘を受けていますから、今、共同でむらづくりをやるよというところまでまだ至っていません。ですから、これからです。だから、これを今、安易に施政方針に載せるわけにいかんだろうと思っております。

いろいろありました、清掃組合の問題、城跡の問題。これも今、継続してやっているわけですね、それぞれに。ですから、当然新たな計画じゃないわけですから、施政方針に今回は載せていません。ですから、そういう意味ではしっかり中城村とも協議をしながら、共同できるものはやっていくということで考えております。

ですから、恐らく先ほどの盛一議員もあつたんですが、施政方針が物足りないんだということであるならば、次年度以降考えたいなというふうに思っております。基本は新年度予算、そして新年度の事業計画にかけて、コンパクトにやりましたよということなんです。その辺を御理解をいただきたいなと思っております。

当然、お互い中城村とは常に連携しながら行政に取り組んでいこうという姿勢は変わりありませんので、ぜひ御理解いただきたいと思

ます。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

ありがとうございました。

最後になりますけれども、やっぱり衆議院選挙です、気になるのは。村長の選挙区が拡大するわけですよ、もし立候補するとしたらですよ。もう間違いないんだと思うんですけども。拡大するわけですよ。そうしたらね、オール沖縄のこの絶大なる力、支持をいただけるように頑張ってくださいなと。

それから、大先輩、喜屋武眞榮先生ですよ。あの先生も島袋出身なんですね。あの比嘉太郎さんも島袋ですよ。それから、村長も島袋出身ですけどもね。もう島袋、島袋ですから、オール喜屋武じゃありませんよ。島袋、島袋ですからね。ぜひ全力を挙げて頑張って、もしそういう機会があればですよ、あの喜屋武眞榮先生に続けとエールを送りたいわけですよ。

それで、すばらしい結果が出た暁には、あの城主、護佐丸公にも報告しようじゃありませんか。そういう思いで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（名幸利積）

一般質問を続けます。

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

それでは、通告に従いまして、3点ほど質問をいたします。

1点目は、新型コロナウイルスの肺炎の拡大防止等の対応についてお尋ねします。

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、2月27日安倍総理は、全小中高校、特別支援学校に臨時休校するよとの要請を行いました。突然のことで、学校現場や保護者などに戸惑いが広がりました。一斉休校は、多くの小学校で子供たちを受け入れざるを得ない状況を生み出

してきました。しかし、沖縄県内では新型コロナウイルス感染状況や休校中の保護者や受入れ先の負担、とりわけ子供たちの学業、心理的ストレスなどを考慮し、臨時休校措置を解除し、本村も3月16日、昨日より学校の再開をしております。一応は少しほっとしたところでしょうか。

しかしながら、世界ではもう蔓延をしているというか、感染が広がっております。本村における新型コロナウイルスのこれまでの対応について質問をします。

(1) 村役場やその他の公の施設の窓口に消毒液はどのように用意されていますか。

(2) 仲順児童館、島袋児童館、中央公民館の一部閉館、そしてあやかりの杜の施設が3月4日から休館となり、子供たちの居場所が狭まってきました。だが、3月16日には仲順児童館、島袋児童館が開館、あやかりの杜は今日、17日から開館となりました。これまで子供たちの居場所の確保はどのように対応してきましたか。その現状の詳細と利用者数を伺います。

(3) 保育所や幼稚園、村内の放課後児童クラブへの影響と、その現状の詳細を求めます。

(4) 終息する見通しが立たない中で、庁内関係各課連携し、新型コロナウイルス対策本部でその対策や対応に真剣に当たるべきだと考えますが、現状はどうなっていますか。

(5) 村独自の取組はありますか。

(6) 沖縄でも新型コロナウイルスの感染者が出たとの報道もあり、県内に不安を与えていました。現在、スーパーや薬局等にマスクや消毒液スプレーなどの在庫品がなく、厳しい状況が続いています。本村の防災備蓄倉庫に感染症予防などのマスクや消毒液など、備蓄は保管されていますか、お尋ねします。その実数もお伺いします。

次に、2点目に待機児童の対策についてお尋ねいたします。

令和2年度の保育所等の入所状況について、2月9日現在の待機児童数は100名となっております。子育て家庭にとって深刻な状況です。これまで村は保育園や小規模保育所などを増やしてきましたが、その努力もまだ待機児童の解消の目標には至っていません。幼児教育・保育の無償化も、令和元年10月にスタートし、待機児童の解消は喫緊の課題ではないでしょうか。

そこで伺います。

(1) 認可保育所に入所要件が満たされているにもかかわらず、入所できない児童について、村はどうお考えでしょうか、お尋ねします。

(2) 待機児童が増えた原因について伺います。

(3) 令和2年度の4月1日の保育所等の入所児童数の詳細と待機児童数の予想はどうなっておりますか。

(4) 令和3年4月1日開園予定の法人温和会による保育園の設置により、待機児童数は解消されるのでしょうか。

(5) これまでの現状とこれからの課題、宇ライカム地区を盛り込んだ次期子育てプランの大幅な見直しはありますか。

3点目について、幼稚園の預かり保育についてお尋ねします。

幼稚園の預かり保育の希望者の現状と課題についてお尋ねします。

(1) 幼稚園の預かり保育の過去3年間の希望者数と受入れ人数を伺います。

(2) 令和2年度の預かり保育の希望人数と受入れ人数を伺います。

(3) 幼児教育・保育の無償化により預かり保育への影響はありますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、喜屋武すま子議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の新型コロナウイルスの件ですが、6点ほどありますが、詳細についてはそれぞれ担当課長に答弁させたいと思っております。

ただ、5点目の村独自の取組はあるのかということですが、あくまでもこれは国・県の情報に伴って対応するところでありまして、その独自の取組は、イベントの中止等以外は取り組んでおりません。

2点目ですが、待機児童対策についてということですが、これも詳細については福祉課長のほうに答弁をさせたいと思っております。

3点目、幼稚園の預かり保育についてですが、これも結構細かい数字等がありますので、教育総務課のほうに答弁をさせたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

喜屋武すま子議員の質問にお答えします。

私のほうからは、1点目の新型コロナウイルスについての（1）と（6）についてお答えします。

まず（1）ですね、役場の各々の窓口は、以前よりインフルエンザ対策として、消毒液は窓口へ常備しているところがございます。

次に、6点目ですが、本村の防災備蓄倉庫についてですが、マスクや消毒液などの備蓄品は保管されております。

以上です。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

引き続きまして、私のほうからは1番目のコロナウイルス対策防止と、後の（2）と（3）、それと2番目の待機児童対策についてお答えいたします。

まず1番目のコロナウイルス関連の子供の居場所事業についてですけれども、先ほどの大城

律也議員の答弁でもいたしましたとおり、児童館は学校休校とともに、児童館も閉館しておりました。個別の事案がありましたら、個別に対応するというふうな考えでありましたけれども、特に受け入れたケースはございません。

3番目の保育所への影響でございますけれども、保育所につきましては、各園において感染拡大防止のために園外活動や保護者等が多く集まる行事を取りやめるなどの対策が図られています。また、喜舎場保育所では一時預かり事業を現在休止しております。通常保育につきましては、特段支障は生じておりません。

次に、放課後児童クラブについてですけれども、村内の施設で新規の一時預かり等の受け入れができない状況となっている施設があるとの報告を受けております。

続きまして、2番目の待機児童対策についてお答えいたします。

まず1つ目の待機児童が解消されていない現状についてでございますが、村の子ども・子育て支援事業計画に基づき、待機児童解消に向けて取り組んでまいりましたが、現時点でまだ待機児童の解消には至っておりません。

2番目の待機児童が増えた原因についてでございますが、今年度、第1期村子ども・子育て支援事業計画の検証を行ってまいりました。本計画では、人口推計では計画値に近い推移となっておりますが、保育所等利用希望率の上昇、これは就労者の割合が増えたということと、あと、確保方策、これは施設整備が計画より下回っていることが待機児童解消に至っていない主な要因であると認識しております。

続きまして、3番目の令和2年4月1日の入所児童数と待機児童数についてという御質問でございますが、令和2年度の保育施設の一斉申込者の入所児童数及び待機児童数につきましては、入所申込みが664に対しまして入所内定者が571、一部保留者を除きまして、待機児童が

90名という状況でございます。これは3月11日現在でございます。

年齢別の状況につきましては、別表を御参照ください。

続きまして、4番、5番の待機児童解消に向けてということでございますが、現在、次期子ども・子育て支援事業計画の策定作業中でございます。今月開催される村子ども・子育て会議において、確保方策が決定される予定でございます。同計画では、来年4月開所の認可保育所、これは御質問の温和会の認可保育園でございますけれども、その開所のみでは待機児童が解消される見込みとはなっておりません。

増加する保育ニーズに対応するために、既存保育施設の定員の拡充や分園等により保育の受皿を増やす方向で検討を進めているところでございます。令和2年度末までに待機児童解消を目指しております。

今後もライカム地区を含め村の人口動態や利用希望率等の状況を踏まえ、必要であれば計画の中間見直し等で待機児童対策に引き続き取り組んでいく所存であります。

以上です。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川恵重）

喜屋武すま子議員の御質問にお答えします。

新型コロナウイルスに関する質問の（2）子供たちの居場所に関する御質問ですが、各家庭での安全が確保できない場合において、学校での受入れを実施いたしました。休校中には島袋小学校で3名、北中城小学校で9名の児童を受け入れています。

なお、（3）の幼稚園のほうは休園をしていませんので、影響はありませんでした。

以上です。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（安里直彦）

喜屋武すま子議員の御質問にお答えします。

私のほうからは、1点目の新型コロナウイルス関連の（4）番についてお答えいたします。

先月、令和2年2月25日付で村長を本部長とします北中城村新型コロナウイルス対策本部を設置し、全課長、全課連携し、その対策や対応に真剣に取り組んでいるところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

質問の3点目、幼稚園の預かり保育についての御質問ですが、過去3年間の申込者数と受入れ人数について申し上げます。

平成29年申込者数が66名、受入れ人数が56名、そのうち取下げが10名、不承諾がゼロ、待機がございません。

平成30年度は、申込者数が62名、受入れ人数55名、これ年間で4人に関しましては年度途中で実際受け入れていますので、受入れ人数は正確に言うと59名になります。不承諾が1名、待機が2名。

平成31年度申込者数が52名、受入れ人数52名、待機ゼロとなっております。

次に、令和2年度の預かり保育の希望者数と受入れ人数につきましては、令和2年度申込者数が67名、受入れ人数64名、取下げ2名、待機が1名となっております。

次に、無償化による預かり保育への影響についてですが、特に影響はございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

それでは、質問の順にお尋ねしたいと思いません。

消毒液が窓口に常備しているということなん

ですけれども、これはもうあくまでも公共施設であるわけですよ。各課にそれぞれ置かれているということ、あるいは施設については2カ所に置かれているというお話もありましたけれども、ここは、この管理というのはどこでやっているのかお尋ねしたいと思います。これ全体の管理は総務課ですかね。お願いします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

各課で消毒液は保管と使う管理はしてもらっています。そのなくなった場合の補給等の管理は総務課でやっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

確かに各課に置かれていることは分かるんですけども、村民によってはですね、これ使っているのかな、使っていないのかなという感じで迷っているところも見かけるわけですよ。ですから、やはり職員のほうでこれを促して、どうぞ使ってくださいとかね、そういう案内とか指導とか、そういうのも必要とは思いますが、そこら辺はどうなって、職員の方ですね、についての指導とか協力とか、そういう類いのものはどうなっているかお尋ねします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

消毒液については、前からずっと常備しておりまして、多分、カウンターへ行けば、カウンターのほうに置かれているので、使う方は常時使っていると思うし、あえて職員から、これどうぞどうぞということも、特段考えておりませ

ん。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

やはり1年に1回とか来る方もいるわけですよ、役所の中にはね。ですから、これを使っているのかな、何だろうというね、時々見かけるんですね。だから、そういう人には、それ使っているですよとか、どうぞとかとね、やっぱり声かけも必要かと思うんですけども、再度お尋ねします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

住民の方に対してはいろいろなサービスを提供しております。その中の一つとして、迷っている方がいるのであれば、当然、こういう消毒液についても常時、職員のほうで使っているという答えはしていると思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

ぜひ心の配慮をお願いしたいと思います。

それから次に、子供の居場所についてなんですけれども、先ほど御答弁がありましたけれども、島袋小学校のほうで3名ですね、それから北中城小学校のほうで9名ということがありましたけれども、預かり時間についてはどれぐらいだったんでしょうか、お尋ねします。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川恵重）

時間はですね、普通学校が始まる時間帯から下校時間まで、すなわち8時半から午後の3時までとなっています。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

昼食なんかはどのようになさったんでしょうか。持込みだと思うんですけども、どういふうになさったんでしょうか。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川恵重）

弁当持参となっています。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

大変、学校が自発的にこのように対処していただいたことはとてもよかったと思っております。ただ、数字からしますと、非常に私としては少ないのかなと思ったりするんですけども。やはり児童の中には、ひとり親世帯がいて、親が仕事が休めないとか、そういう方たちもいたのではなかろうかと思っておりますし、それから、子供同士で自宅で待機を余儀なくされたという話も聞いたりしているんですけども、そこら辺の特にひとり親家庭の子供とか、あるいは困窮家庭の子供の様子とかは教育委員会のほうで把握していたのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川恵重）

特に、希望したけれども受け入れなかったということは話を聞いておりません。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

私が聞いているのはそういうことではなくて、受入れしたからどうのこうのじゃなくて、やはりそういう特にひとり親世帯であるとか、親一人子一人とかという方もいらっしゃると思うん

です。そういう子供たちに心の気遣いというのかな、どういふうになっているのかなというのはある程度把握する必要があったのではないかと考えておりますけれども、再度、お尋ねしたいと思います。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（玉城 有）

喜屋武議員の御質問にお答えいたします。

家庭でいろいろな子供たちがどういった様子で過ごしているかというのは、やっぱり先生方も気になるところでございましたので、必要に応じて家庭訪問をさせていただきます。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

きめ細かなサービスをしていただいて、大変いいことだと思っております。本当にそういう子供たちというのは、どうしても気になる子で、皆さん、周辺でも心配しておりますので、よかったと思っております。

それから次に、先ほどコロナウイルスの件の4番なんですけれども、本村でコロナウイルスの対策本部を設置して、真剣に取り組んだとおっしゃっておりますけれども、対策本部というのはどれぐらいの回数で開催され、そして、どういった内容のお話があったのか伺いたしたいと思います。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（安里直彦）

お答えいたします。

2月25日と3月2日、2回開催しております。内容としましては、構成委員のメンバーの設置ですとか、後は情報共有の方法、あと、マスクミ対応をどうするか等についての話し合いで、出先機関等について、どこまで情報発信するか等について話し合いを行ってきているところで

ございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

やはり村内には大変厳しい貧困家庭もあるので、そういう場合の急激なこういう学校からの通知があったりして、子供たちが困ったというものもあると思うんですけれども。そういう話し合いというのはもう庁議なんかではされないのか、各課からそういう話はないのか伺いたいと思います。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

庁議は月に2回、今開催しております。その場合に、各課からの情報を共有するというのももちろんやっているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

今回のコロナウイルスの件で、庁内でそういう各課の悩みというか、そういう対処、どういうふうになっているとか、そういうものはなかったのかどうかをお聞きしております。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

おのおのの課がこの新型コロナの対策の情報については全ユーザー、全職員にですね、メールで周知するということになっております。その中でマスコミ等、住民等、対応できるものについては総務課で対応して、それ以外、対応できないものについては各課対応で取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

それでは、次に、2点目の待機児童の対策について伺いたいと思います。

この待機児童のゼロということで、平成31年度に待機児童の解消をめどにしていきたいという答弁が前にありましたけれども、まだ解消に至っていないということなんですけれども。今回また、令和2年に温和会が計画どおり建設が進められていると思っておりますけれども、その温和会の建設に今回こぎ着けると言うんですけれども、やはり今回出た、平成2年度になった待機児童数というのは、温和会の建設が遅れたということも原因にあるのかなと思いますけれども、担当課としてはどのようにお思いでしょうか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

現在、整備を進めております温和会の認可保育所につきましては90名規模の保育所となっております。この保育所の開園が遅れておりましたので、その影響もかなり大きい状況ではございますけれども、昨今の人口増を含めて利用申込みも増えている状況でございますので、仮に1年前に温和会が開園していたとしても、待機児童数の解消にはまだ至っていない状況が予想されていたと思われま。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

令和3年度の4月1日に温和会の保育所ですね、そこが開園すると思うんですけれども、どれぐらいの待機児童の解消に至るのか、積算は

しているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

現在、子ども・子育て支援事業計画の中で、具体的な数字を踏まえて検討している段階でございます。国が示すように令和2年度末での待機解消に向けたプランを今、検討している段階でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

実際の数字は分からないということの解釈でよろしいですか。大体どれぐらい、この温和会の保育所が建設されたときに、どれぐらいの人数が大体解消されるのかというのは、積算はしているのでしょうか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

各村内にごじます保育施設等、認定こども園も含めて、各施設に応じた入所児童をシミュレーションして、後に温和会も含めた具体的な数字をもって、現在検討している段階でございます。確定した数字ではございませんので、今こちらで答弁は控えさせていただきたいと思いますが、いずれにしても令和2年度末での解消に向けたプランを策定している状況でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

先ほどの令和2年度の認可保育所数の中で、入所申込みを見ますと、ゼロ歳児の待機が13人、それから1歳児が28人、2歳児で38人で、ゼロ

から2歳児が非常に多くて、これで78人ですね。あと、3歳、4歳、5歳児についてはそれほどおりませんが、やはりこの低年齢児、その待機児童を解消するというのが非常に大きな重点になっていると思うんですけれども。温和会については、ゼロ、1、2歳児の人数というのは大体確定しているのでしょうか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

現在整備を進めております温和会による認可保育所でございますが、まず定員でございます。ゼロ歳児が9名、1歳児が12名、2歳児が15名、3歳児が18名の定員を予定しております。あと、四、五歳につきましても18名ずつのクラス、合計90名の定員でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

低年齢児の受入れが多くなるので、常にこの施設としては、やはり90人定員でもありますし、いいと思うんですけれども。この待機児童の解消について、これから温和会ができて待機児童は減らないということなので、そのほかに定員増を図るとか、あるいは分園を進めるとかということのものも盛り込んでおりますけれども、定員の拡充はできるとしても、これまでの計画でも、やっぱり分園ということがありました。しかし、分園については非常に厳しいのではないかと私としては思っておりますけれども、今回のまた計画の中に分園を入れているということだと思うんですけれども、実際にこの分園を希望する保育所というものはあるのでしょうか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

計画策定に当たっては、既存の認可保育所等の意向も踏まえた計画を立てております。具体的に分園にするか、あるいは増築という形で定員を増やすかというようなことを検討している法人もございますので、そういった意見を踏まえた上で計画を策定しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

やはり保育所の経費からいくと、やっぱり分園というのは厳しいかなと思っております。増築だったらまだしも、いいのかなと思っておりますので、ぜひこの分園、あるいはまたこの増築をですね、ぜひ認可園のほうにハッパをかけて、ぜひこれ実現してほしいと思います。それが実現しないと、恐らく待機児童の解消というのは非常に難しいかなと思っておりますので、再度、課長の御意見をお伺いしたいと思います。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

施設整備と併せて、後はまた現時点では保育士の不足等で受入れができていない施設も実際問題ございますので、そういった保育士の確保対策、そういったもろもろを含めて待機児童対策を推進してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

保育所に入所できない児童が今回も90人発生しておりますので、また10月1日になると、増えたり減ったり、どうなるかも分かりませんが、そこら辺も見ていかないといけないんですけれども、やはり待機児童ゼロを目指してぜひ頑張してほしいんですけれども、本当に子

育てしているお父さん、お母さんについては、この保育所で子供が預かれないということは大変もう厳しい状況で、本当に働く環境を整え、子育てが安心してできるような施設を造ってほしいと思います。

やはり認可保育所の園長さんの協力も必要かと思っておりますけれども、そこら辺は理解をさせていただいて、これは非常に微妙な問題ではあるんですけれども。やっぱり協力がないと、どうしてもこれは進められないので、そこら辺はふだんから絆を強めてやっていただければと思っておりますけれども。そこら辺の園長会とかそういうのはどういう状況になっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

定例という形ではございませんけれども、村内の認可保育所の園長会等、集まっていたいて、また、子ども・子育て会議におきましても、全施設ではございませんけれども、そういった認可保育所の方にも委員として参加していただいておりますので、そういった声を反映させた上で待機児童解消に推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

ぜひ頑張って、待機児童というのは深刻な問題で、就労等、あるいは家庭の経済状況、そういうものにも非常に関わってくるので、ぜひ頑張ってほしいと思います。

次に、幼稚園の預かり保育についてお伺いしたいと思います。

この幼稚園の預かり保育についてなんですけれども、平成29年の推移を見ますと、申込者数が66人で受入れが56人、先ほど課長からもあつ

たんですけれども、その29年、30年、31年度、それから令和2年度で申込数が67人で、受入れ数が64人、これまでよりはずっと今回増えているわけですね。一応は60人受けるということではあるんですけれども、取下げが2名いて待機が1名ということなんですけれども、ちょっとこれの説明をお願いしたいと思います。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

教育委員会としましては、できるだけ申込者数受入れを予定していました。取下げに関しましては、恐らく保育所との併願で保育所のほうで受け入れてもらえたから、こちらのほうは取り下げるということになっています。

待機、これ実は1名と書いているんですが、現在この方は休職中ですね、育児休暇のための休職中のございまして、実際にはお家で見れるという状況があります。ただし、復職した場合には、この方も受け入れる用意はできてございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

希望する児童にはぜひ受け入れていってほしいと思います。これまでは待機もいたんですけれども、今回そういう姿勢があるので、ぜひお願いしたいと思うんですけれども。

ただ、この幼稚園については、北中城村立幼稚園管理規則、学級の編制の第4条2項によりますと、同じ年齢に編制し、1学級幼児数が35人以下とするとありますね。実際に今、これまで35人をずっと超えておりまして、大体二クラスずつ、年少、年長組があると思うんですけれども。やはり最高で児童数が35人以下なので、例えば令和元年度だと4歳児でも1つのクラスが28人、もう一つのクラスが29人、それから5

歳児だと、1つのクラスが26人、もう一つのクラスが25人、もう一つのクラスは25人となっております。一クラス35人以下なので、受け入れようと思えば受け入れる容量はあるわけなんです。本来だったら幼稚園教育を受けたいんだけど、やっぱり幼稚園に行くと、預かり保育ができるのかなとか、あるいはまた、預かり時間が今6時までです。そういうものがあるって、あと、給食の問題。給食、今預かり保育は自分で持参する日が、弁当が2日間で、それから後は給食センターからのもので3日間という形になっているんですけれども。そこら辺が非常に何ていうのかな、希望する親にとっては、例えば弁当を持っていくにしても負担感があったり、あるいはまた、申し込んでも本当に午後預かってもらえるかなというのがあるんですけれども。

そこら辺はどういうふうにして教育委員会のほうで、この保護者のですね、本当は本来だったら幼稚園に行きたいけれども、預かりの時間であるとか、あるいはまた給食の問題、食事の問題とかあって、やっぱりもう保育園に行くという方もいるんですね、選択肢としては。そこら辺は幼稚園のほうでどのようにしてこの課題を課題としているのかしていないのかお伺いしたいと思います。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 3時01分 休憩

午後 3時02分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

申込者の保護者さんからそれぞれアンケートを取るとかそういうことはやってはいないんですが、別に、保護者さんには入園の説明会と同時に、預かり保育に関するパンフレットをこう

いった感じですね、お渡ししているんですよ。特段、何ていうんですか、預かれないとかそういう御心配の声、もちろん審査がありますので、保育に欠ける子供の保護者さんは預からないといけない。家庭にいて子供が見れる状況のお子さんも預かってくださいというのは、それはもともと基準に合わないのお断りするようなことはございます。そこら辺がもしかして親御さんが少し気になっているところかなというのはあるんですが。あくまでもやっぱり基準がありますので、それはそれでうちとしては、それを守っていくというか、それを周知していきたいというふうに考えてございます。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

私が言いたいのは、要するに幼稚園の申込みがあって、保育所の申込みがあるわけですよ。そうしたときに、じゃどっちに行こうかなという御父兄もいらっしゃるわけですよ。幼稚園にしようか、あるいは保育所にしようかと。そういうところの、もう門の前で迷うというのかね。いや、幼稚園に行った場合は本当に預かってもらえるのかとか。大体、幼稚園の場合は55名ですよ、預かりがね。あって、60名までですかね、55名までですか。55名まで。だから、自分がその範囲に入れるかどうかというのがあって、本当は教育を受けたいんだけど、やっぱり保育所に行くとかですね、そういう方もいらっしゃるわけなんですね。

幼稚園の場合は、一クラス数、人数が35人以下で、実際にはゆとりがあるわけなんですよ、一クラス。今までのこの入っている人数を見ると。だから、やはり四、五歳、まあ四、五歳は待機は確かに少なくあるんですけども、幼稚園に入っていたら、待機児童が少しでも貢献になるのかなということがあって、質問をしております。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

実は、今、すま子さんから御指摘いただいたとおり、今年度は申込者数全部を受け入れています。これなぜかといいますと、福祉課とのこともありまして、できるだけ村内の待機児童を減らしていきたいというのがございまして、うちらとしては、今ちょうど指摘があったとおり、申込者数、幼稚園では全て受け入れて、待機児童の解消に少しでもつなげていきたいという思いで、今回全て受け入れました。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

ぜひ幼保連携を進めて、少しでも待機児童が減らせるように今後とも、幼稚園を希望して預かりも希望するのであれば、全員預かるという、もちろん該当すればですよ。預かるという姿勢が大事かと思えますけれども、今後そういうふうになさるのかどうか、もう一度お聞きしたいと思えます。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

確かに待機児童の解消は重大です。私どもできる範囲で手助けというか、協力はしていきたいと考えております。

ただ、全て受け入れ、申込者数で該当すれば受入れできるのかというと、職員の問題もございまして。その辺がクリアするのであれば、受け入れていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

職員の問題も確かにありますけれども、やは

り先ほど言ったように、この幼稚園の管理規則にもありますように、1学級35人以下ということもあるので、そこら辺も配慮しながら、どうしても幼稚園に本当は行かせたいというという保護者もいらっしゃるんですよ。だけれども、やっぱり幼稚園のこの預かり保育が時間が短いとか、あるいは食事の問題とかあって、あるいはまた午前は幼稚園教諭で、午後は保育をしてもらうというのがあるって、非常にそこら辺が保護者にとっては何ていうかな、理解が深まっていないのかなというのがあるって、そこが気になって質問しておりますけれども。

依然として午前と午後の教諭というんですかね。担当が違うわけですよ。そこら辺については何も、やはりそのままでいくのか、何か改善の余地があるのかどうか。やっぱりお母さんたちとしては、午前預かって、午後も同じように預かってもらいたいとか、そういうのもありはするんですけども、仕組み上はなかなかできていないんですけども。教育委員会としては、今までどおりずっとこれからもやっていくのかお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

幼稚園の教育の部門と預かりの部門、これそれぞれ個別の問題でございまして、そのクラス編制、先ほどから35名一クラスとおっしゃっていますが、これはあくまでも幼稚園の教育の部門のクラス編制でございまして。午後の預かりはまた別のクラス編制になりますので、その基準がそのままというわけではございません。職員の数もやっぱり減ってきています。

確かに私どもとしてもできるだけ預かりたいんですが、やはり見れる人数に限りがありますので、今現状いるメンバーで見れる人数をこれからは受け入れていきたいと考えてございます。

令和2年度に実施するような方向で以降も進

めていく予定でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

特に担当課の保育を担う課というのは非常に厳しいと思うんですね、やっぱり待機児童が毎年出るものですから。年がら年中、待機児童問題については解消しないので、一般質問も多くなっておりますけれども。ぜひ幼保連携を進めてやっていただきたいと思います。

それから、最後のほうで、気になるところがありまして、質問いたします。

本村の防災備蓄倉庫にマスクとか消毒液などの備品は保管されておられませんということでしたけれども、やはりこれは災害時にもどうしても必要ですし、今回のようなコロナウイルスの緊急事態になったときにも、それはどうしても必要じゃないかと思っております。村民の大事な命と関わることですので、そこら辺は備蓄をしていただけないかと思っております。御質問、お尋ねいたします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

当初予算の説明会でもちょっとお話ししましたけれども、令和2年度の国の90%補助がございまして、その中にマスクと消毒液、たまたま購入予定で、今回、令和2年度、購入する予定となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

ぜひ予算が決まり次第、早めに対処していただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがと

うございました。

○議長（名幸利積）

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 3時10分 散会

令和2年第1回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 2 年 3 月 6 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和2年3月18日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令和2年3月18日 午後4時37分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜屋武 すま子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番	天 久 朝 誠	出
	3 番	伊 集 守 吉	出	10 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	11 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	12 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	13 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	14 番	名 幸 利 積	出
会議録署名議員	10 番 議 員		比 嘉 義 弘			
	11 番 議 員		山 田 晴 憲			
職務のため議場 に出席した者の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	新 垣 邦 男	教 育 長	砂 川 惠 重		
	副 村 長	比 嘉 聰	教 育 総 務 課 長	喜 納 克 彦		
	総 務 課 長	仲 本 正 一	生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏		
	総 合 調 整 監 兼 企 画 振 興 課 長	石 渡 一 義	建 設 課 長	瀬 上 恒 星		
	会 計 課 長	米 須 清 喜	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	楚 南 兼 二		
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳	健 康 保 険 課 長	安 里 直 彦		
	税 務 課 長	奥 間 かほる	農 林 水 産 課 参 事	鹿 島 直 昭		
	上 下 水 道 課 長	安 次 嶺 正 春	学 校 教 育 指 導 主 事	玉 城 有		
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第4号

令和2年3月18日（水曜日）

1. 開議 午前10時00分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
5	稲 福 恭 秀	1. ライカム地区の連絡歩道橋の設置実現に向けて 2. 県道81号線宜野湾北中城線の渋滞解消について
6	比 嘉 義 弘	1. 住民生活課環境係の嘱託員について 2. 待機児童について 3. あやかりの杜の駐車場拡張問題 4. 村民体育館等について 5. 村史編纂の予算
7	伊 集 守 吉	1. 那覇広域都市計画区域の在り方について 2. 村道1号線（仲順、屋宜原線）の道路整備について
8	金 城 高 治	1. 北中城村の新型コロナウイルス感染対策について 2. 全村植物公苑づくりの公営墓地の整備について
9	山 田 晴 憲	1. 選挙公約について

○議長（名幸利積）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．一般質問

○議長（名幸利積）

日程第1．一般質問を行います。

順次発言を許します。

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

皆さん、おはようございます。

先日、新垣邦男村長、今3月定例議会で最後とか、あるいは6月議会まであるかとかということで話がありましたが、私もそれを想定して、一応2点ほど質問したいと思います。

では、通告に従いまして2点ほど、ライカム地区の連絡歩道橋の設置実現に向けて、2点目、県道81号線宜野湾北中城線の渋滞解消について質問します。

4期16年を迎える新垣邦男村政、これまで公約として掲げた政策はしっかりと実行し、今日まで村政に反映されてきたと認識しております。

政策の1つであるライカム地区は、アワセゴルフ場地区総合整備計画により、スピードと手法で災害に強いまちづくりとして形成され、発展してきたことは評価されるべきだと思っております。

ハード事業面では、中学校改築事業を初め、渡口・和仁屋地区公民館建設、村営体育館の建設、役場庁舎の建て替え工事に着手、福祉政策面では、認可保育園増設事業で、保育園の整備により入園児数は大幅増加し、子育て支援を強化、農業分野においては、農地バンク、ハウス栽培推進など農業振興の充実強化と多岐にわたって実行、「女性長寿日本一」を掲げ、全国的なモデル地域として脚光を浴び、村民の健康増

進事業を推進し、住みよいまちづくりとして発展しています。

しかしながら、本村は地形的に起伏に富んでおり、中部地域と北部地域、南部地域、東部地域との分断要素により縦横断の移動が厳しく、自家用車に頼らざる得ない課題は依然として残されております。

まちは開発され発展していきませんが、通過交通の増加により交通渋滞は日増しに増え、問題解決に向けて村議会でも取り上げられ、これまでも諸課題について解決に向けて取り組んできたこと承知をしておりますが、4期16年の節目を迎えた新垣邦男村政の実績を踏まえつつ、公約である2点について所見を伺います。

1点目、アワセゴルフ場地区総合整備計画に基づく、環境を創造する交流地点、健康を増進する交流地点、観光を振興する交流地点、安全・安心を確保する地域防災拠点を理念に、災害に強いまちづくりとしてライカム地区が形成され、発展してきましたが、連絡歩道橋の設置実現に向けてお尋ねします。

1、設置箇所は。

2、詳細設計はできているか。

3、設計料も含めた事業総額は。

4、イオンモール、徳洲会との協議は進んでいるか。

5、村負担分は幾らか。

6、補助メニューですね。

7、県との調整は。

8、事業着手のめどはできているか、事業計画は。

2点目です。

県道81号線宜野湾北中城線の渋滞解消について、以前にも取り上げられていますが、その後の進捗状況について質問いたします。

県道81号線宜野湾北中城線バイパス工事はトンネル工事も完了し、着々と進められており、一部開通については見通しがついたと以前に公

表されておりますが、今なお工事の遅れがあるような気がします。一方、役場庁舎の建て替え工事も始まり、来年完成の見込みですが、4車線になった場合の今の交差点の現状は当然変わってくると思います。役場への進入や駐車場の確保の問題、スマートインターへの進入等を踏まえてどのような影響が出るか不確定要素があり、現況を踏まえて質問します。

1、県道81号線宜野湾北中城線の開通のめどは。

2、平成28年度以降の交通量調査等の実施状況。

3、スマートインターのフルインター化に向けた取組状況。

4、役場から安谷屋までの区間についての着手のめどは。

5、瑞慶覧地区から農協前を結ぶ基地内道路の開通の実現性はあるか。

6、実施に向けて県に対して協議、防衛局に対し再度要請行動はしたか。

7、関連して喜舎場ハウジング地区跡地利用計画についての基本構想等はどうなっているか。

以上、質問します。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、稲福恭秀議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず1点目ですが、ライカム地区の連絡歩道橋の設置実現に向けてということでもあります。

確かに公約に掲げて、いろいろ政府とも交渉してきているんですが、なかなか前に進まないというのが現状であります。なるべく早めに、これはぜひ完成をさせたい、めどをつけていきたいなというふうに思っております。これは以前にも議会で御質問を頂きました。

詳細については、後ほど担当課長のほうに答弁をさせたいと思いますが、いずれにせよ、こ

れは国の補助を頂かないとできない作業ですので、これは国交省、そして防衛省にも当たってやっております。国のほうも認識をしているんですが、どうしても優先順位の問題とかいろいろあって、もう少し強力にプッシュしていきたいなというふうに思っております。

2点目の県道81号線宜野湾北中城線の渋滞解消についてということですが、これもなかなか遅々として進まないなという状況がございます。私も何度か県にも行って、その状況等々を確認しているところなんですけど、トンネルは開通をしたんですが、全ての供用開始がいつなのかということがなかなか見えてこないということで、先般、中部土木事務所にも連絡をして確認をしたんですが、令和3年3月末には供用開始、一部暫定供用ということを行う予定だということでもあります。

ですから、これは確実に言えるかどうかというのは非常に不安なんですけど、毎年いつまでいつまでと言うんですが、それが延び延びになっているという状況を踏まえて、中部土木の所長にもぜひ早めにと村民の皆さんに言われて、いつになるかはっきりしないと非常に私も返事ができないということを常日頃から申し上げていますので、ぜひこれも確実な期日と言うんですかね、そのことを踏まえて、ぜひ随時確認をしていきたいなというふうに思っているところであります。

なお、7点ほどございますが、詳細については、それぞれ担当課長のほうに答弁させたいと思っております。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

それでは、私のほうから稲福議員の御質問にお答えしたいと思います。

1番、ライカム地区の連絡歩道橋の設置実現に向けてということで御質問が8点ございます。

これのまず1番から、設置箇所はということなんですけれども、村道168号及び169号の歩道を村道から村道へを結ぶ。これはちょうど場所的には中部徳洲会の前からイオンモール側の村道部の歩道から歩道へということで架橋を考えております。県道沖縄環状線をまたぐという形で計画をしております。

2番、詳細設計はできているかということでございますけれども、予備設計の段階までは完了しておりますけれども、実際どういった形でやるかという詳細設計ですね、ここの部分まではまだできておりません。

3番の設計料も含めた事業総額はということなんですけれども、現在支出済みでございます平成27年度にまずはこの歩道橋関係の検討業務を一括交付金を利用してやっております。また、翌年度、平成28年度には実際の予備設計ですね、これも一括交付金を利用させていただいて執行しております。

今後まだこれは当時の予備設計の段階での概算ということで計算したものなんですけれども、詳細設計に約2,400万程度、工事費は当時の仕様とか、そういったのも含めまして、約2億3,000万程度という試算で行っております。それでトータル総事業費、概算額計、これでいきますと約2億7,500万程度となっております。

4番、イオンモール、徳洲会との協議は進んでいるのか。まずこれは、先ほど村長も申し上げたとおり、補助金を利用したいということで、今国のほうにも要請しているところではございますけれども、どうしても村の単独負担分というのがございます。この分につきまして、イオンモール及び徳洲会両方にこの負担分についての一部負担ですね、これを村長のほうからお願いしていただいておりますので、現在協議中という段階でございます。

次に、村の負担分は幾らかということがございますけれども、現在、先ほど申し上げたとお

り協議中でもございますので、補助していただいた国から補助金額を除いた分ですね、これで村で実際は単独で負担しないといけない分をそれぞれまた各3分の1ずつの負担ということでお願いする形を今進めているところでございます。

続きまして、補助メニュー、現在国土交通省、これは社会資本整備総合交付金のほうなんですけれども、これで採択をしてほしいということで、今沖縄総合事務局を通して国土交通省側のほうへ要請を進めているところでございます。

7の県との調整はということでございますけれども、この事業自体が県にこれまで要請してきた中で、県としては優先順位が高くないというふうな御判断もございまして、実際これは村が独自でやる事業ということで今現在進めているところでございます。そういった状況もございまして、現在の段階では県との調整というところはございません。

8の事業着手のめどはできているのか、事業計画はということでございますけれども、この事業採択、補助事業として採択されるのであれば、採択していただいた翌年から詳細設計に取りかかって、翌々年には工事着手ができるものかと考えております。

続きまして、2番の県道81号線宜野湾北中城線の渋滞解消についてでございますけれども、これも質問が1から7までございまして、村長から1のほうについては説明がありましたので、私は4と5、6について御説明したいと思います。

4番、役場から安谷屋までの区間についての着手の目途はということでございますけれども、これにつきましては、これも中部土木事務所のほうに確認しております。現在、米軍の喜舎場ハウジングエリアについては返還予定地側に県道は拡幅する予定になっているということで、米軍の再編計画による軍用地の返還、これがま

ず大事ということで、これの返還を待ってから着手をする予定であるということでございます。

5番の瑞慶覧地区から農協前を結ぶ基地内道路の開通の実現性はあるのかということでございますけれども、過去こういった計画があったということは事実でございます。ただし、当時軍用地の返還の予定地とされていなかったことと、この道路計画をする際に、この道路の計画に当たる地主さんの意向を確認したときに、当時ですね、この地主さんの反対があつて、実際にこういったところに道路は通してほしくないというような地主さんの意見がございました。こういったこともありまして、当時こういった計画については現在白紙になっております。そのため、また再度こういった道路の計画をしようとした場合には、当該軍用地の返還が必須であるというのが実情なんですけれども、やはりそういった問題も考えれば、実現は困難だと考えております。

続きまして、6番、実施に向けて県に対しての協議、防衛局に対し再度要請行動はしたのかということでございますけれども、実際当時計画を白紙にしたということもございまして、道路に関する要請等は行っておりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

私のほうからは県道81号線関連の2、3、7を回答します。

2番、交通量調査関係ですけれども、村では交通量等調査については、平成28年度以降は実施しておりませんが、平成29年度に県のほうで実施しているということです。

③スマートインターに関するやつですね。平成29年度までに実施したフルインターチェンジに係るレイアウト案の詳細検討や整備効果分析等の成果品を翌年度に沖縄県のほうへ提供して

おります。その後につきましては、米軍跡地の返還待ちという状態になってます。

7番目、喜舎場ハウジング地区の跡地利用ですね。喜舎場住宅地区の跡地利用計画については、喜舎場スマートインターのフルインター化に向けた検討を中心に行っております。今後は返還時期が定まりましたら、インターチェンジ残地の活用方法等の検討を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

じゃ、再質問いたします。

①番、設置箇所については、徳洲会とイオンモールの県道をまたいで設置するというですけれども、これは1カ所ですかね、今の連絡歩道橋の設置というのは。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

現在計画しておりますのが、県道をまたぐこの歩道橋と、あともう1カ所、多目的アリーナとイオンモールを結ぶ村道をまたぐ歩道橋、2カ所をとりあえず今計画の段階ではやっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

それじゃ、2カ所ということで計画内にあるということで認識していきます。

じゃ、設計料も含めて事業総額はということで、明確な回答がありましたけれども、以前はこれはトータルで支払いも含んで2億7,500万円でしょうか。総事業費。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

ここにお示ししている金額につきましては、ちょうど御説明したとおり、イオンモールと徳洲会の前の村道部分をつなぐ歩道橋のみの金額でございます。事業費といたしましては、これは、とりあえず現段階での見込み金額ということですね。というふうになっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

以前の答弁でいくと、3億3,000万という数字があったんですが、何か事業見直しがあるんでしょうかね。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

この金額につきましては、当時の議会のとくにも御質問がございまして、工事費で約3億3,000万という試算もこの場で答弁したときがございまして。この場合には実際の歩道橋自体にエレベーターをつけたほうがより利用者に対して利用価値が上がるのではないかとということで入れていたものなんですけれども、やはりちょっとぜいたくと言ったらあれなんですけれども、その後の維持管理等、メンテナンス等も考えれば、エレベーターなしの計画で約1億程度逆に安くつくれるんじゃないかという案がございまして、これの工事費につきましても平成28年の6月の議会だったと思うんですけれども、このときにこの2億3,000万という金額については議会のほうで説明させていただいております。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

じゃ、次、4番ですね。イオンモール、徳洲会との協議はということで、この点に関しては

調整中、協議中ということですが、これはもうほぼ調整して固まっているというか、了解というか、取っているかどうかですね。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

内々には両者にお話をして、ぜひ協力していきたいということを申し上げていますので、その節はよろしくということになっております。これも私が目指しているのが国交省の社会資本整備事業、これ約8割補助があります。本来なら県を通してやらなければいけないんですが、県がなかなか県独自で今やるのは難しいということなんで、じゃ、直接国に当たりますよ。それは村でやってもいいんだなということで了解は県にも頂いていますので、ぜひ国にはそういう8割補助をお願いしたいということで今やっておりますので、これは軍用地跡地の整備の一環だということも申し上げますので、ぜひこれからもそういうことでやっていきたいなと思っております。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

じゃ、こういう見通しはついたということで認識しました。

あと、6番の補助メニューですね。社会資本整備総合交付金ということで、8割の補助の採択待ちということでありますけれども、採択のこの交付金の要請と言うんですかね、もう一度要請、いつごろやって、あと、はっきり言えば25年のアワセゴルフ場跡地開発から7年と言うんですかね、大分かかっているんで、いつ要請したのかですね。見通しはどうかをお願いします。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時23分 休憩

午前10時23分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

この事業要請につきましては、一昨年までは県の事業で採択してほしいということでずっと県のほうにお願いしていたんですけども、今回村長の判断もありまして、直接村で事業をするということで、この沖縄総合事務局に相談に昨年度中は行っておりました。実際またこれが事業採択がある程度確定するというふうな内諾が得られましたら、実際こういった要望、この事業採択を概算要望という形で、大体その年度の5月から6月ぐらいに要望して、翌年度に補助額がついてくるというような流れで実際今補助事業としては進めるスケジュールになっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

最初、県の優先順位がなかなか定まらないということで、独自で事業を起こして事業を進めるということでもありますけれども、やはり明確にこの事業実施ができるかどうかはまだ定かでないような気がしますけれども、この辺は、ただ、もう7年とか何年もたっているんで、もちろん県ではちょっと時間かかるということであるんで、この辺はやはり粘り強く交渉してしてもらいたいと思います。

じゃ、次に移ります。関連するんですけども、県との調整はということで、現段階はありませんということです、やはり県独自の事業というのはもう今厳しいということですが、この辺は現段階はないということで理解します。

8番目ですね、事業着手のめどはあるかとい

うことについても、採択されれば翌年、翌々年に事業を開催されるということでもありますので、しばらくまた待ちたいと思います。

あと、以前の議会でも連絡歩道橋の設置の目的、必要性について、平成28年6月定例議会でも出されていますけれども、安全・安心を確保する地域防災拠点として位置づけられ、災害時の物資の運搬とか、医療の運搬、車両運搬によらない、確保するために必要性があるということなんですけれども、昨年徳洲会病院で防災訓練ですかね、実施されたということをちょっと耳にしておりますけれども、これは村も当然関わっているかと思いますが、今連絡歩道橋という関連もあることで、この防災訓練があったのかですね。実際この防災訓練のちょっと内容があればお答えしたいんですけれども、いわゆる歩道橋の必要性というのはやっぱり感じたのか、その辺も含めてお聞きしたいのと、あと、それに関連して、横断歩行者交通量調査を示したいという答弁もあるんで、その辺を実施したかどうか2点ほどお聞きします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

稲福恭秀議員の質問にお答えします。

徳洲会との防災訓練ですが、今年度についてはテロ対策訓練ということで、徳洲会の駐車場を使って、テロがあった想定の中の訓練に我々北中城村も一緒に参加をいたしました。これは高架橋との関連云々という話ではなくて、防災訓練、その前の年は卓上訓練ということで、役場でやった経緯もございますが、あくまでも防災訓練の中の中身はいつも一緒じゃないものですから、その都度徳洲会さんと一緒に、イオンも混ぜてやっているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

稲福議員のご質問にお答えします。

当時予備設計の段階で歩行者の調査はやっております。当時の議会でも御質問にお答えした経緯もございますけれども、当時やはり費用対効果とかとても当時の議員さん心配されておられましたので、このあたりの結果については御報告いたしたところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

分かりました。

次の質問に移ります。①県道81号線北中城線の開通の目途についてお尋ねしました。中部土木事務所整備班に確認したら、令和3年3月末に一部供用開始という返事ですけれども、当時の議会の中でも平成30年末ということで答弁されてますけれども、この3カ年延びたという、遅れた要因というのは聞いてますかね。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

お答えいたします。

直接この理由については何っても、なかなか御説明いただけない部分ではあるんですけれども、やはり県の中でのやっぱり用地の確保、用地買収事業が若干遅れたというお話は聞いております。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

じゃ、供用開始が令和3年末ということですが、じゃ、その区間についてちょっとお尋ねしたいんですけれども、今バイパス工事でトンネル通って役場、旧郵便局前に通ずるんですけれども、その間は村道になると思うんです

けれども、この区間ですね、延長幾らぐらいになるかですね。

あと、分かる範囲内でいいですけども、令和3年3月の運用開始になると、4車線ですよ、新しい県道は。村道、いわゆる和仁屋の近く、トンネルへ向かうところから旧郵便局と言うんですか、手前まで村道は2車線ですけども、いずれまた合流しますよね。ここはまだ安谷屋までは2車線なんで、この辺の車の流れがどうなるのかちょっと分からないので、この2点についてお尋ねします。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時31分 休憩

午前10時31分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

お答えいたします。

実際に県道が供用される延長につきましては、ちょっとはっきりした数字というのは把握できておりませんが、ちょっと大体の目安でいきますと、このバイパス区間、今県が大体バイパスでつくっている区間については約1.7キロ程度というふうにお伺いしております。今現在県道として皆さん御利用されてますこの片側1車線ずつの宜野湾北中城線が旧道に当たるような形、バイパスが開通すると旧道になる形になるんですけれども、これも若干バイパス側のほうが迂回するようなイメージでございますので、延長的には短くなるかと思うんですけれども、このバイパスが完全に供用開始した後は村に対して移管したいということでまた要請が県のほうから来ると考えております。

実際このバイパスが開通した場合に、今の宜野湾北中城線、現道のほうに交差点として接するんですけれども、このあたりにつきまして

細かい計画図につきましては、まだ一部暫定供用ということも聞いておりますので、恐らくある程度の区画線で交通量を絞り込むようなイメージの交差点の計画になっているかと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時33分 休憩

午前10時34分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

追加して、じゃお答えいたします。

現在この一部暫定供用の範囲ということにつきましては、まだどこからどこまでを一部暫定供用するというお話までは具体的には聞いておりません。ただし、今の状況からいたしますと、片側2車線ずつの県道バイパスでもございますので、恐らく片側の2車線を交互対面通行という形で恐らく開放されるものだと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

2番に移ります。平成28年度以降、交通量調査等の実施状況をお尋ねしたんですが、29年度以降は県で実施しているということでもあります。ただ、以前に増して交通量調査は少しは増えていると思うんですが、やはり県が調査した交通量の数値は把握しているのか。

あと、関連して村道喜舎場萩道線と中学校付近のバイパス道路の大きな十字路ができると思うんですけども、この辺は大西ゴルフ場から下って通る通過車両は渡口向けと農協給油所前付近、イオンモールに行くような感じの次の今

の交差点の直進車両があるんですけども、この辺、村道喜舎場萩道線を通る際の新しい十字路と、あと農協がある十字路の直進車両が通るんです。この辺もやはり何か2回信号に引っかけられるので、この辺の車の渋滞が起きないかなというような感じがあるので、それで交通量調査を実施したかということであるんですけども、この辺は建設課と企画になるのかな。その辺をお答え願います。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

先ほど企画振興課長から御説明がありましたとおり、県で平成29年度にこのバイパスを開通した際の交通量予測調査ですね、こういったものをおこなわれますけれども、この資料につきましてはデータが提供いただけるということで、今現在資料の提供を依頼しているところでございます。実際こういったバイパス道路を開通した後に、再度この交通量の流れの変化を見るために、県のほうで交通量調査を実施する予定となっておりますので、私どもは逆にこの資料提供をいただいて、またその開通した後の交通の流れがどうしても変わるものですから、こういったのを見きわめていきたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

私からすれば、今でも大分朝の通勤ラッシュの場合はかなり混むんですよ。新しい十字路で止まって、また直進車両はまた農協給油所前に止まると、どういう形になるのかちょっとイメージできないので、混むのかな。また渡口向けは新しい道に通ればいいんですけども、その辺をちょっと心配しております。

じゃ、次に行きます。3番ですかね。スマー

トインター化に向けて取組状況ということではありますが、今新しいイメージ、レイアウト図を県に出しているということで、その返還待ちということの答弁であります。このフルインターチェンジに係るレイアウト案について、今の県道81号線バイパス工事計画の中に、このフルインターのイメージ図と言うんですか、レイアウトについての用地買収は完了しているのか、その辺の情報があれば。それと、用地面積はどのくらいあるのかお答え願います。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

お答えします。

県道の拡幅部分については、県道の拡幅工事で沖縄県が行います。フルインターについてはルールがありまして、接続する道路管理者が工事をするというふうになっておりますので、今回県道に接続しますので、フルインターチェンジの事業化が認められれば、施工するのは沖縄県ということになります。ただ、まだフルインターについては事業化されてませんので、フルインターの用地についてはまだ確保はされていないということになります。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

村でフルインターチェンジのレイアウト案というのは作成したと思うんですけども、じゃ、この辺の用地買収については、県のほうからの情報がまだ得られてないということでしょうかね。できたら面積どのくらいあるかなというような数字を拾いたいんですが、面積とかありますか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時39分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

フルインターは残地も含めておおむね5ヘクタールぐらいと考えてます。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

じゃ、次、4番目の質問ですね。役場から安谷屋の区間までについての着手のめどはということで、今返還予定地側へ拡幅する工事とあるため、米軍再編成に伴う軍用地の返還を待つからの着手という返事ではありますが、以前と変わってないんですが、そちらも本当はお聞きしたい。この辺は県の事業で何とも言えないんですが、課長、この計画は用地買収も入っているということは確認とか情報はありますか。この拡幅工事、安谷屋までの区間ですね。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

この用地買収等につきましても、やはり県で行われている事業でもございますけれども、この進捗具合につきましては、返還したらすぐ着手できるような準備はしているというような御説明はいただいております。ただし、まだこの用地買収の進捗状況ですね、これの具体的な話についてはちょっと個人情報的なものもあるということで、あまりはっきり申し上げられないということはおっしゃられておられました。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

米軍再編計画によってまだ返還の予定が分らんということと、今個人情報ですので、確か

に用地買収部分的には行われているのかなというふうに、そうしないと工事進まないと思うんで、その辺は今の答弁でいいと思います。

あと、6番目ですね、実施に向けて県に対しての協議、防衛局に対して再度要請したかという質問ですけれども、それについて計画が白紙になったため、この道路に関する要請を行っていないということで、すみませんね、私が聞いているのは、役場から安谷屋までの県道バイパス工事区間について、以前にも村議会が防衛局にも早期実現のため要請をしておるんですけれども、この軍用地返還交渉について、実施に向けて県に対しての協議と防衛局に再度要請したかということをお尋ねいたします。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時42分 休憩

午前10時43分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（新垣邦男）

これは一応県道なんで、村が返還交渉を正式にはできないんですよ。ただ、防衛局には、例えば防衛局長には早めにそれはやってくれと。県と協力して、県も非常に困っていると言うんで、村も早めにこれを開通してほしいということで、口頭では再三やっているんですが、正式には県に要請というのは村ではやっておりません。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

じゃ、正式な行動はしてない。これは前、村議会でも防衛局に対して要請行動したという議事録があるんですよ。村議会でもね。それについて村もどういうふうに対応したかということ聞いていたんですけども、問題はそのもの

です。返還を要請する。いわゆるインターもあるんで、今交通渋滞の解消で、これも早めに村民としてやってほしいと言うから、地元の村長としても個別的に動くという話ももらっているものですから、それを聞いているんです。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

防衛局ということですよ、県じゃなくて。軍転協でもこれは要請をしております。国のほうにですね。当然沖縄防衛局にも早めに返還をして、開通をしてもらいたいということは再三再四申し上げているところであります。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

じゃ、喜舎場ハウジング地区跡地利用計画の基本構想については、今フルインター化に向けて、そこを先に計画を早急にやりたいという返事ですので、それはそれで答弁として受けます。

村長、最後の質問になりますけれども、今回の2件の質問ですけれども、連絡歩道橋については採択待ちですよ。あと、今の県道81号線とかフルインターあるいは瑞慶覧までの道を地主の反対で厳しいようなんですが、今2点の質問について返還待ち、補助採択ということで、かなり今日まで時間かかっていますけれども、やはりこれについて村長もアワセゴルフ場開発を短期間に達成した実績もあるし、あと、太いパイプの持ち主というふうに伺っていますので、その辺なかなかこの2件については進んでないものですから、村民は気にしているんですよ。それで、やはり村長も個人的個別交渉をやっていきたいという返事ももらっているんで、また6月定例議会まで村長いるかどうか分かりませんが、この辺ぜひ精力的に粘り強く働き続けてほしいんですけれども、その辺答弁お願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

1点目のライカム地区の歩道橋に関しては、これは実質県道なものですから、まず、三、四年県にどうかしてほしいと、協力してほしいということで、粘り強くそれは県にも要請してきました。ところが、県は今財政的にも道路に関してはほかにもたくさんあるんだと。緊急性がないだろうということで、なかなか取り合ってもらえませんでした。去年からやっているのは、じゃ、直接国のほうに当たっていいかということで、今交渉をやったんですね。いいですよ。じゃ、国がオーケーして、それは県に回ってきて、その分は北中城で配分を決めてくれと。そうするとやっていいんだなということは了解いただきました。それでオーケーしてもらったんで、徳洲会やイオンにもお願いして、その8割補助が決まったら、残りはお互いでやりましょうということまではやっているんですね。ですから、間に県が入るものですから、国もじゃ、その分は表立って北中城分という配分にはなかなか難しいんで、その辺は今国と交渉をしているところが国も理屈が欲しいと。そして、いろんな資料も欲しいということがあるものですから、なかなか前に進んでないというのが現状であります。

その県道も当然県が中に入っているものですから、北中城村長としてはサブ的なものでしかその要請ができないということなんですね。ですから、その辺は随時やっていきますけれども、これはもう政治的な絡みも入ってくるんで、なかなか目に見えて進捗が厳しいんですが、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

そうですね。ですから、今いろいろ補助メニ

ューで社会資本整備総合交付金、これ採択待ちということですよ。あと県道81号線については防衛局の返還待ちということですので、村長はすごく個別折衝と言うんですが、そういうことで進んではいきますけれども、私からのお願いで、やはり鋭意また働いてくださいということの質問でした。

これで私の質問を終わります。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

一般質問に入る前に、昨日大城律也議員が、私ども出身の喜屋武眞榮元参議員のことが出ましたんで、少し思い出したので、一言だけ申し上げたいと思います。

オール沖縄の先頭に立っている玉城デニー議員の政治理念というか、行政理念というか、そのことの中に1人も落ちこぼれは出さないという1点と、喜屋武眞榮さんの言葉には、小指の痛みは全身の痛みだということを国会でも、あるいは復帰のときもそう使っていたような気がしましたんで、一言申し上げて一般質問を行います。

通告に従い一般質問を行います。

項目別に5点ほど順次質問を進めてまいります。

3月の予算議会ということもあり、少し欲張って多めの質問になります。

まず1点目は、住民生活課の嘱託職員の削減の問題がテーマになります。2点目は、メディアでも取り上げられている待機児童の増減の動きについて議論したいと考えております。3点目は、議員の1期目から取り上げているあやかりの杜の駐車場の拡張の件について聞きたいと思っております。4点目は、村民体育館については、まだ納得がいけない点が残っておりますので、検証も含めてただすつもりであります。最後に、5点目は、2年間村史編纂の予算が計上されな

かったこともあり、委員会のメンバーからも問い合わせがあり、それを確認したいと思います。

では、順次質問に入りたいと思います。

まず、1点目から。1、住民生活課環境係の嘱託職員が削減されるとの話がちまたから聞こえてくるが、それは事実でしょうか。その件については、労働組合とも納得のいく話合いの機会があったかどうか。その対象は何名か。その件が事実であれば、その理由の説明を求めたいと思います。

2、沖縄県では待機児童が若干減少傾向にあるように見えるが、我が村においてはどうか。来年度の4月1日オープン予定の温和会については今度は間違いないのか。温和会の今年度のオープン予定が実現できなかったことで、その影響があると思うが、次年度は待機児童が何名減ることを見込んでいるか。そして、いつ待機児童はゼロに近づくのか。

3、あやかりの杜の駐車場拡張問題については、かなり時間が経過したが、その後の進捗状況を伺いたいと思います。前回の質問の中で、もう1カ所の地主との関係で、若干難航しているとのことでしたが、そのことについて話合いを持ったかどうか。見通しはどうでしょうか。

4、村民体育館については契約書も問題があると考えているが、施設の床についても気になるところがあるが、特に問題はないのか。

次、町村土地開発公社の土地にルネサンスのスポーツクラブの恒及的建物（民間所有）が建設されたが、それは容認できるのか伺う。

次、自治体の立場から考えると、村民体育館は公的施設（行政財産）と考えるが、当該公社所有の土地も行政財産とみなしてよいか。次、もし行政財産であるのであれば、その土地の賃借料については条例事項になると考えるが、いかがかどうか。

5、村史編さんの予算が約束されながら2年間に計上されなかったが、今年度はどうか。委

員会からの要望額は幾らかどうか。

以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、比嘉義弘議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目です。住民生活課の環境係の嘱託が削減されるという話が聞こえてくるというお話ですが、これは今に始まった話じゃなくて、もう四、五年前から議会でも御質問を頂いていますし、しばらく前からこれは民間委託しようということで作業が始まっているわけですね。ですから、削減というか、今の嘱託職員にも連絡をして、話合いを持って、こういうことになるよということでぜひ了解してくれという話をずっとしてきております。

ですから、今日すぐ今始まった話ではなくて、これはもう民間でやれるものは民間でやろうということですから、それをぜひ御理解いただきたいなと思っております。労働組合員ではないんで、彼らは。そういう労働組合との話合いはやっておりません。

2点目、待機児童についてですが、これはもう今議会でも非常に多くの議員から質問がありますけれども、それについては福祉の課長のほうに答弁させたいと思っております。

あやかりの杜の駐車場拡張問題ということですが、これは毎回御質問頂いているんですが、どうしても地主の地権者の借地権の問題が解決されないとなかなか前に進まないなということがあるものですから、現時点で進展はあるのかということですが、進展はございません。

村民体育館についてですが、何か床の不具合があるんじゃないかということですが、担当課のほうにも床の不具合等について足を痛めたという報告はないと聞いておりますんで、昨日の盛一議員からも床の問題だったんですが、特段

具体的な事故があるとかということは聞いておりません。詳細については、後ほど担当課長にもそれを答弁させたいと思っております。

もう1点、法的な面ですが、法的には特に問題は無いと考えております。現在、村民体育館の所有者は民間企業でありまして、村は賃借をしておりますので、行政財産でも今はありません。また、村民体育館が建てられている土地については、こういう公社所有の状況ですので、公的な財産でもありません。公社より買い戻しをし、村名義となった後に公有財産ということになっております。

あと、村史編さんの予算ですが、村史編さん委員及び「戦後編」専門部会の会議開催等についての報償及び費用弁償等はしっかり予算に計上してあります。

以上です。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

引き続きまして、私のほうから2番目の待機児童についてお答えいたします。

待機児童につきまして、社会福祉法人温和会における認可保育所につきましては、令和3年4月開所に向けて整備を行っているところでございます。

令和2年4月の待機児童数につきましては相当数が見込まれております。村では令和2年度末の待機児童解消に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

比嘉義弘議員の質問にお答えしたいと思います。

私のほうからは4番の村民体育館の床に不具合があると考えているということの質問なんで

すけれども、先ほどの村長の答弁にもありましたように、特に利用者からのけがをしたとか足を痛めるという報告は生涯学習課のほうには届いていません。

それに関連して、村立体育館の床材についてはレックスコートによる施工で実施しております。衝撃吸収性やボルノ反発性規格をクリアしております。転倒衝突時の床の硬さ試験においては、木質フローリングよりも安全であると確認されており、スポーツを行う上で基準に適合しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

じゃ、1番目から入りたいと思います。

12月議会においても任用職員制度については質問を行ったが、そのときの答弁では大幅な動きはないとのことでした。不安はありながらも少し安心しました。ところが、その任用職員制度の動きがはっきりとみえたときに住民生活課の嘱託職員の6名が削減されることの情報が入りました。その件は事実でしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

ちょっと問題がすり替わっているかなと思うんですが、これは会計年度任用職員と関係ありません。先ほど申し上げましたが、この資源ごみの回収自体をもう四、五年前から民間委託でやろうということで、方針はあるわけです。前回もそういうこれまでも数回かこういう議論もやって、最初は早めにこういうのはもう民間委託したほうがいいんじゃないかというようなことだったんですね。なかなか本人たちのためにもそれはできないんで、その話合いの中で納得してもらってやろうということになって、これまでやってきているわけです。ですから、会計

年度任用職員の問題が出たからやったという話じゃありませんので、その辺御理解いただきたいなと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

たまたま同時だったのか、なぜまた今の時期だったのか。四、五年前から話があったようですけれども、何でこの時期になったのか、それをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

会計年度任用職員の制度が去年あたりから出て、今年実施ということですね。この問題は我々ずっと前から、政府がそれ言う前からやっているわけですよ。ですから、我々が政府に合わせるんじゃなくて、逆にタイミングが合ってしまったという話だろうと思うんです。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

それでは、比嘉義弘議員の質問にお答えします。

今村長もおっしゃったとおり、会計年度任用制度が令和2年度から始まるということで、それに合わせたわけではなくて、今この資源ごみの回収業務が始まったのが平成12年から行われています。その翌年、平成13年度、実際は14年の3月の、平成13年の3月28日の1年後の議会でも答弁が出てますけれども、そのときにも民間委託に回すということで答弁がなされております。去年3月ですね、それと9月でしたかね、の議会でも月曜日のラッキーマンデーの件で住民に対して不公平があるんじゃないかという質問がございまして、確かにその不公平もあるということで、その中でも解消するために民間委託に回すということで答弁をしている状況でござ

います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

四、五年前からという話で、私も具体的には分かりませんでしたけれども、実際具体的に分かったのはつい最近からでして、次の質問の中に労働組合との話合いは持たれたかと僕は質問しましたけれども、その6名の方が労働組合ではないと。嘱託職員だから労働組合じゃないと。多分そういう意味では話合いを持たれていなかったのかなと思いますけれども、しかし、6名の従業員と、じゃ、逆に直接話したことはありますか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

私が住民生活課に異動しまして、4回そのお話をしております。日にちはちょっと覚えてませんけれども、まず最初に行ったのが平成30年4月、嘱託職員ですので、その委嘱状を交付するときにミーティングを行って、そのときにもお話ししています。それから、その年の年度の31年2月28日にもいろいろ住民からの要望とか、そういったのも含めてミーティングがあって、2月28日に再度そのとき行っています。それから、31年4月12日、このときも委嘱状交付式のために、もう今年度までですよという話も行ってます。ここ最近では今年度2月21日にも本人たちにもその話を行ってます。私が来てから4回お互い向き合って、そのお話ししているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

4回話合いがあったようですが、今最後の御

答弁で気になったのが、申し上げましたと通告みたいな感じで聞こえましたけれども、いわゆる6名の皆さん方が本当に心から納得して承諾したのか、そのあたりはどうですか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

意見もいろいろ聞いているんですが、本人たちからは直接私にもっと雇用してほしいという意見はございませんでした。1人の職員が本当にそれでいいのかという話はあったんですけども、この民間委託に向けて随時業務を進めていたところですので、この2カ年の間、本人たちは説明もないよという話はしてはいたんですけども、ちゃんとミーティングの中で、もし皆さんが希望であるのであれば、会社を立ち上げてやることも可能だよということも話しております。本人たちはそれで納得はしてなかったかもしれないんですけども、ミーティングはそのような感じで終わっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

こういうのも彼らに失礼かもしれませんが、やっぱり説得力とか、あるいは言葉遣いとか、そういったのがあまり上手ではなくて、課長にそういう心の内を説明できなかつたんじゃないかなと思います。というのは、今頃になって我々にも少し声が聞こえたりするんで、そういうことで彼らも渋々承諾したのかなと思いますけれども、いかがですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

この議論は少しおかしいのかなと私は思っています。議員が今聞いたということですが、逆にこれは歴史があるわけですよ。猶予期間を与え

ているわけですね。事業自体をもう民間委託しますよと。自分の身の処し方もやっぱり考えてほしいということもずっと言っているわけです。私が昨日言って、今日、はい、首切りますよと言うと、それは当然な話で、本人も生活があるわけですから、それはできませんよ。ですから、時間をかけてやりましょうと。経緯があるわけですから、今ここに来てですよ、議員が聞いたからかわいそうじゃないかと、いかにもそういう議論になりそうですが、それは議員としてやっぱり説得して、説明すべきじゃないかなと逆にですね。いかにも村長が勝手に切ったよというイメージになると、これは私も心外ですし、そういうことをやったこともないですね。

やっぱり今いろいろ公的なものでやると村民サービスが低下するということであるならば、この事業は民間でやれるんだったら民間に任せましょうということで、ずっと議会からも言われてきたわけですよ。それ実施をするということになって、議員が最近聞いたからおかしいんじゃないかということもこの議会の場で言うこと自体、私もおかしいんじゃないかなと思います。これはしっかり議員も今までそういう経緯があることを認識なさっているわけですから、それはやっぱりそういう職員には説得をするなり、あるいは村長に直接話するなりやってくれということをおアドバイスをさせていただいたほうが逆に賢明じゃないかなと私は思っております。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

正直言って村長にはそうしてもらいたくなかつたというのが本音です。というのは、村長も労働組合の出身であるし、あれは弱者のことをよく知っていると思うんです。そういった意味からすると、今の判断がよかったかどうかにつ

いては私は疑問を持ちます。

そして、この6名は約20年ぐらいやっていらっしやると思うんですね。そうすると子供さんもいらっしやる。そういった御家族もあって、今彼らが次の仕事を求めるとか、あるいはそういったチャンスをつくるとかというのは非常に今の社会環境から厳しいんじゃないかと。そういう意味からすると、村長もそのあたりの状況は彼らの生活環境、家族環境とも知っていたのかな、あるいはどう考えているか、それを伺います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

ますます議論がおかしい方向に行っているなと思いますよ。じゃ、民間委託しないほうがいいと言うんだったら、それは言ってもらえば議会の承認もってやりませんよ。これは個人の生活を守るというのは村長の仕事じゃありませんから、当然お話聞きますよ。昨日、今日それを決めたということではありません。彼らにも提案をして、こういう事業、村民からの要望もあるんで、この事業は民間委託しますよと。しっかり皆さん、今後のこと考えてくれということはあるわけですね。先ほど担当課長が言ったように。逆に民間委託しないでほしいと言うんだったら、議会でもそういう提案をずっとやってくれたらやりませんよ、これはもう。予算かかろうと何しようと議会が承認しないと言うんだったら。当然ですよ、それは。

だから、議員も経緯をしっかり検証しながら、何があったのかということ踏まえてやってもらわないと、今これ決めてから民間委託しないほうがいいとなると、議論のすり替えになってしまって、私の立場がないわけですよ。いかにも村長が首を切ったと、議会で言われかねないんで、そういう話じゃないですよということだけ理解してもらわないと、これは困るわけですよ、我々は。時間かけてやってきたわけですから。当然分かりますよ、労働組合を経験してますし。ですから、時間をかけて話合いをしてきたわけです。だから、それを今ここで弱者を切り捨てかと言わんばかりのことを言われると、非常に困るなと思っておりますんで、その辺はしっかりもう一度検証していただいて御理解いただきたいと思います。

よ、我々は。時間かけてやってきたわけですから。当然分かりますよ、労働組合を経験してますし。ですから、時間をかけて話合いをしてきたわけです。だから、それを今ここで弱者を切り捨てかと言わんばかりのことを言われると、非常に困るなと思っておりますんで、その辺はしっかりもう一度検証していただいて御理解いただきたいと思います。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時12分 休憩

午前11時12分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

議長のおっしゃることはよく理解できません。

じゃ、次へ行きたいと思います。こういった結論に持っていく前に別な方法はなかったのかなと思うんですが、どうですか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

私が住民生活課のほうに異動してから2年になります。その中でも一般質問はありました。私が異動する前からその話はあったかと思えます。なぜかという、私が来る前の年に出された予算の中に、平成30年度になりますけれども、北中城村資源ごみ収集業務委託料積算要領をすするための作成業務ですね、その委託料が3月議会で承認されております。これは何かといいますと、この業務に当たり、どれだけの人件費がかかるか、どれだけの運営費がかかるかというものを細かく1人当たり幾ら、距離にしてガソリン代が幾らとか、そういったのも全部含まれていますけれども、そういった作成業務の委託料が組まれて、平成30年度でその業務のコンサルのほうからでき上がりが出てきてます。それ

を基にして委託するためにはどれぐらいのお金が必要かということを積算して、民間委託に持っていく。その額を出して、入札参加に当たっての積算基礎の根拠としている業務を行ってまでするので、担当課長としても今までの経過も踏まえて、その辺はやってきているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

冷静にいきたいと思いますが、あくまでもこの事業を民間委託するということであって、この職員たちがもし会計年度任用職員に応募したいと言うんだっただけでできるわけでは、それはやってもらって、だから、いろいろ考え方があると思います、やり方は。それをまず個人の処遇をどうするかという話じゃなくて、これまでこの事業は民間委託したほうが住民サービスも踏まえて経費的にもいいからということをやったわけです。本人たちのお話はいく年かかけてやってきているわけです。だから、いろいろな方法は個人個人の生活と言うんですか、仕事のよりどころというのは方法もいろいろあると思うんですね。ですから、その辺は個別的に相談していただければ、またこれは村長として対応していきたいと思っておりますので、だから、その事業自体をなくして、みんな人を切ったということだけでありませんので、その辺を御理解いただきたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

その中で別会社をつくってはどうかという、その提案もされたんですか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

お答えします。

提案というよりも、方法としてこういう方法もありますよということをお伝えしたところでございます。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

この前の予算特別委員会でも話がありましたけれども、さっきの村長がおっしゃったその経費の問題、300万ぐらいの差があるという言葉がありましたけれども、あの説明をもう1回していただいけませんか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

お答えいたします。

せんだっての予算委員会の件で、直接雇用した場合と民間委託した場合、約300万ほどの差がありますよということで、あくまでも概算ということでお答えしましたけれども、その後、住民生活課のほうで見てない、その嘱託職員の社会保険等、そういったのも、これは総務のほうで管轄しているんですけども、そこも一応調べてもらったら、約500万ぐらいの開きが出てきたということでお答えいたしました。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

ということは、経費節減になるということですか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

はい、そのとおりでございます。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

今から村長がおっしゃるように、申し上げてもしようがないんですけれども、それぐらいの300万ぐらいの予算は何とか捻出できなかったのかなと思います。

では、委託が決まったようなんですけれども、村内の企業ですか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

お答えいたします。

今現在ライカム地区の一般廃棄物の収集運搬業務をやっている業者になっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

その企業は村内企業ですか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

お答えいたします。

その企業の所在地は沖縄市となっております。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

我々も常々言ってますけれども、やっぱり村内企業を大事にしよう。それを優先しようということに我々は言うておりますけれども、村外企業になった理由を少し説明してもらえますか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

お答えいたします。

先ほど説明したとおり、その資源ごみの収集業務に当たってどれぐらいの経費がかかるかということで、その積算をやる要領ですね、それに基づいて大体の予定価格をこちらのほうで提

示して、今回入札参加願いを出している村内の委託許可業者3社と、その沖縄市の業者4社に指名競争入札ということで業務を行っていったところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

なぜ村内企業に決まらなかったのかなという印象を持ちますけれども、今後これは何となく尾を引くんじゃないかなという感じもします。

じゃ、次に行きます。待機児童についてですが、アワセ開発地区開所予定の社会福祉法人の温和会は、今度こそ大丈夫と思いますが、課長、どうですか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

冒頭答弁いたしましたとおり、令和3年4月開所に向けて整備を行っているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

やはり2年の開所の遅れは待機児童や保護者には大きな影響があったと思います。それも規模的にも大きなニーズということもあり、いろんな影響があったと思います。その温和会の定員は何名ですか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

温和会が整備を行っております認可保育所ににつきましては90名の定員でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

老婆心ながら温和会自体が保育所が多いという
ことで、有利に働いたという経緯もあります
けれども、企業でなくて、やっぱり福祉である
から心配ないと思うが、ガバナンス、例えば保
育所が今婦仁にもあるということを知っている
ので、ガバナンスの意味では懸念はありません
か。心配ありませんか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

認可保育所選定に当たっては、しっかりとし
たプロポーザルによる選定を行っておりますの
で、問題ないかと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

1月10日の新聞に待機児童の件が載っており
ましたけれども、我が村は少し増えて102名、
これは去年の10月の記事だと思っております、
これは特に今の保育園の遅れの影響ではありま
せんか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

議員がおっしゃっている102名という数字に
つきましては、10月1日現在の待機児童だとい
うふうに考えております。もちろん温和会によ
る保育所の開園が遅れることによって、その影
響は大きいものがございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

北中城村も都市化し、あるいは発展している

ということもあって、人口の増の傾向もあるの
で、保育児も多くなると思います。そういった
意味で待機児童もまた一段と増えるのではない
かなと思いますけれども、そのゼロに近くなる
時期はいつごろを想定していますか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

これにつきましても、冒頭お答えいたしまし
たとおり、令和2年度末の待機児童解消に向け
て現在取り組んでおります。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

じゃ、次に移ります。あやかりの杜の件です
が、僕もしつこく質問して、ちょっと迷惑かな
と思うぐらい質問しておりますけれども、この
中の答弁書に地主の借地権というのは、私がか
つて紹介あるいは相談してできたお2人地主が
いらっしゃるけれども、その2人は売ってもい
い、あるいは貸してもいいという了解をもらっ
て、交渉も進めておる人、その地主、今のこの
地主の借地権というその地主はどなたなのかな。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時24分 休憩

午前11時24分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

質問をお願いします。

○10番（比嘉義弘議員）

答弁をお願いします。

○議長（名幸利積）

質問して休憩に入りましたけれども、この質
問の趣旨に対しての答弁、まとめてできますか。

午前11時25分 休憩

午前11時28分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

前に答弁をもらった時に、この2か所の地主の土地で何台くらい停められますかと聞いた時に70台ということで、僕はそのお2人の土地だけでも間に合うんじゃないかなと思ったんです。だから、それで今複数のまたさらに地権者が増えて、ここまで交渉しているんだったら、やっぱり大変だろうなど。なかなか難しいんだなと思います。

じゃ、その複数の皆さんだったやつ、地権者というのはさっきのお1人がいて、あと何名か地主がいらっしゃるということですよ。構図はね。そこまで逆に広げられますか。僕はそのお二方の土地で十分かなと思いますけれども、当分は。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（比嘉 聡）

あやかりの杜の駐車場の件については、議会からの要請とか要望等もありまして、建設課のほうである程度調査しました。今EMが駐車場として使っていたところと、そこはもう向こうが借りているんで利用できないんで、下のほうを、これは正式に委託したわけじゃないんですけども、想定計画をつくってもらって、防衛のほうに一度行きました、それ持って。これは単独でできるような事業じゃありませんので、どうしてもそれだけの想定した場合には、やっぱり防衛予算なり補助財源を使わんといかんということで、そういった図を描いて持ってきました。その範囲内では、先ほどおっしゃったように70台云々じゃないんですよ。これだけないと、実質はちょっと今記憶にないんですけども、ある程度、そうすると、下のほうが使え

なくなるんですね、前のほうの地主は。

○10番（比嘉義弘議員）

道路沿いの。

○副村長（比嘉 聡）

そうそう、そういうことで、うちが想定した面積には足りなかったという話です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

じゃ、副村長、ひとつ粘り強く交渉してぜひ実現をしてくださいよ。というのは、せんだって二、三名の歴史好きの方が御一緒に話している中で、沖縄で一番いい図書館ですねとお褒めを頂いたんですよ。いや、どうもありがとうございますと言いましたけれども、でも、駐車場のことは言いませんでした、そのときには。御尽力いただいて、実現を早めにしていただきたい。

じゃ、次行きたいと思います。体育館について質問したいと思います。

ちょっと僕の漢字が間違えたか、例の、後で思い出したらやります。体育館の床に問題があると言われましたが、念のためにもう一度資料を見ました。村民体育館の床が直貼りになっていることを知ってますか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

ただいまの質問にお答えします。

直貼りとは具体的にどういったことを指すのでしょうか。例えば私たちのレックスコートにしても、確かに下はセメントではあるんですけども、その中にクッションを入れてフローリングをされています。床の木材の体育館にしても、下についてはセメント張りの形になると思うんですけども、直貼りのちょっと説明をもう一度お願いしたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

皆さん方の説明書に直貼りと載っているんですよ。やっぱり私も分からないものだから、一応調べてもらったんですが、その中にフローリング直貼りはモルタルなどの上に接着剤のみでフローリングを貼り込む方法ですと。スポーツフロアには耐久性や弾力性、安全性だけでなく、品質の高い製品が求められていますと。長年の使用によってはフロア部分に損傷箇所が出たり、あるいは滑りやすくなるというトラブルもよく聞かえてきますということがちょっと調べてもらったら、僕が知ったわけじゃなくて、そういう説明がありましたということです。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時34分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（新垣邦男）

今議員が質問したとおりです、床は。そういうふうになっております。ただ、先ほども担当課であったように、それで足を痛めたとかという報告がないんですね。ですから、もう早速できたものの床のせいで足を痛めたという報告はないので、先ほど来。そういうことで何が問題なのかが少し分からないのでよろしくお願ひします。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

それを僕が言いたくて、さっき漢字を間違えた。不具合と書いてしまったんですよ。これ問題だなと僕も思いました。問題また出てませんけれども、ただ、非常に使いにくいなということを前回言われたんで、一応念のために何で使

いにくいのかなと。この調べたら、皆さん方の説明書にこれが直貼りと書いてあるんで、この直貼りとは何ぞやと僕が今申し上げたように、調べてみたらこういう状況ですということで説明したわけですよ。ということです。

それと、じゃもう1点、この件について、いづれにしても、これは気を留めてくださいよ。やっぱり文句が出なければ別に気を留める必要もないと思うけれども、立派な体育館とします。しかし、直接我々には来ているんで申し上げましたけれども。

次、もう一つは、例のスポーツクラブの件で僕は申し上げましたけれども、村民体育館の所有は民間企業であり、村は賃借しておりますんで、行政財産ではありませんという答弁が僕の質問の中に答えがありましたけれども、最近少しずつ勉強するようになって、ここまでちょっと言及するようになりましたけれども、行政財産ではありませんという答弁があったけれども、使用料を取っていることは条例があるということですよね。使用料取ってますよね、体育館は。ということは、公施設は公共財産である。つまり行政財産と言えないのかなと思いますけれども、どうですか。課長かな。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時38分 休憩

午前11時39分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

比嘉義弘議員の御質問にお答えいたします。

この施設自体は持ち主は誰なのかということをやまずお考えください。これは民間企業が所有者であって、村はあくまでも賃借しているような状態です。現在、村がまたこの利用者に対して使用料を取っているというのは意味合い的に

は又貸しという格好にはなるかとは思いますが。言い方はちょっと適当かどうか分かりませんが、行政財産というのは村としての財産でもございますので、実際所有者が村名義でない限りは行政財産とは言えないと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

これ地方自治法の238条の4項目に出てますけれども、これもぜひ調べてもらいたい。参考にしてもらいたいと思うんですけども、やっぱり行政財産というか、要するに土地は借りていても、貸し借りがあったり、条例ができていたら、やっぱりその地主というか何というかな、それを上回るような形で法が定められているように考えています。意味は分かりますか。地主がいて、村のものではないということ言ってますね。だから行政財産ではないと言ってますけれども、条例をつくって使用料も取っているという段階になってくると、行政財産になるんじゃないかなと思ってますけれども、いかがですか。もう1回。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

私どもはそういった考えではございません。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

ぜひお調べいただきたいと思います。そしてまた御返事ください。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

ぜひお願いがあります。義弘議員にここは不具合だと、駄目だと言う方がいらっしゃるのは一応村長に話してください。ぜひ喜んでお会い

して、お話聞きたいと思います。どういうことなのか。一度もお会いしたことないし、担当課にもお話がないわけですから、ぜひ村長が会いたい。どこのどなたがそういうことをおっしゃっているのか意見もぜひ賜りたいなと思ってますので、よろしくお願ひしたい。

○10番（比嘉義弘議員）

今のお言葉、どっちかという。

○議長（名幸利積）

今は挙手にて許可をもらって質問と答弁してください。

○10番（比嘉義弘議員）

今の件に反論したい。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時42分 休憩

午前11時43分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

もう1点、例の村史の編さんの件で、2年予算が計上されなかったということで、若干委員の皆さん方に不信感を持たれたと言っていましたけれども、今回も予算書もらう前は予算が出ているのかなと聞いたら、計上されていると。12万5,000円ぐらいかな、出たということで、その内容を少し説明していただけますか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

ただいまの質問にお答えします。

現実今2年間予算ついてないとおっしゃってますけれども、去った12月議会で補正で委員会を開くための予算は獲得していますので、現実2年間ということとは当てはまらないと思います。

それと、今関連して、令和2年度の予算要求

についてなんですけれども、額については12万3,000円を要求して、財政のほうにも満額を認めていただきました。その内訳は、編さん委員会と、今後発刊を予定している戦後編の専門部会がありますけれども、それについての委員会が1回と、戦後編については作業が始まりますので、3回分の報酬と費用弁償を要求しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

12月議会でも何か補正されているのはちらっと耳に入りましたけれども、それはどういった補正の内容ですか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

お答えします。

令和2年度予算要求に向けて、委員の方々の2年度からの作業とかの話合いを持つための委員会と委員の費用弁償を計上して獲得しました。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

多分委員会の皆さん方の要望がいろいろと出てくるんで、額は分からんと思いますけれども、大きい額になりそうですか、それとも100万単位ぐらいなのかな。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

お答えします。

令和2年は新年度予算が可決された後に、4月早々にでも委員会を開催して、2年度における作業とかを決めていって、それに伴う予算が生じましたら、また財政とも相談しながら補正

予算で計上するとか、対応できる分については進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

もう質問はありませんけれども、委員の皆さん方がどっちかというともう高齢になっているし、話者もやっぱり年齢的にも大分高くなっていると。本人たちも御心配されているので、できるだけ早めに実現するように期待して、質問を終わります。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後1時半再開します。

午前11時46分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

順次発言を許します。

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

通告に従いまして、2点ほど質問いたします。

まず1点目です。那覇広域都市計画区域の在り方について。

那覇広域都市計画区域の範囲に入っている本村は、多くの地域で土地開発が規制されているため、住宅用地等として利用するには条件のいい土地でも開発できない状況にある。また、村内には広大な米軍基地も存在しているため、有効利用できる土地は限られており、やむなく村外に住宅地を求めていく村民も多くいるのではないかと考えられます。多くの若い人たちが村内に定住できるようになれば、我が村がさらに活性化していくものと期待され、なお一層取組強化が必要だと考える。そこで、先日マスコミでも取り上げられた件を含め質問いたします。

1、那覇広域都市計画区域における区域区分

の在り方を検討する委員会の現在の審議状況。
また、報道では中城・北中城離脱となっている
が離脱が可能なのか伺う。

②中部広域都市計画区域への移行を要望して
きたとあるが、移行が実現したら現状とどう違
うか伺う。

③北中城村は起伏が多く、まとまった平地が
少ないが、住宅建築等の許可要件が緩和された
場合、開発できるのは村全体でどれくらい想定
されているか、その面積の規模を伺う。

④規制されていた土地が開発可能になると想
定される場合、課題も多いと考える。懸念とし
てどのようなことが想定されるか伺う。

次、2点目です。

平成31年3月議会で村道1号線の状況と問題
点を写真をつけて質問しました。村長も大変重
要な道路であり、懸案事項の1つとして早急な
対策を講じていきたいと思っていると答弁して
いました。そこで、この村道1号線について再
度質問をいたします。

①屋宜原入口の道路改修とガードレールの件
について。

②村道1号線の大きな亀裂や沈下で補修され
た場所の今後の対応について。

③歩道の安全対策について。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、伊集守吉議員の御質問にお答えい
たします。

まず1点目です。那覇広域都市計画区域の在
り方についてということで4点ほど御質問がご
ざいますが、議員も御指摘のとおり、報道で中
城と北中城が離脱というニュースが入ってきて
おりますが、それは可能なのかどうかというこ
となんです。実は検討委員会で首長たちが集
まる検討委員会もありましたので、その中で中
城、北中城両首長がぜひ我々としては中部広域

に移行したいんだということを明確に表明をい
たしました。それで県もそれならばということ
で、全くこれまではなかなか対応していただ
けなかったんですが、その委員会で発言をした
ことによって、中城、北中城の離脱というか、中
部広域移行に関して議題になったんですが、ま
ず、那覇広域の整理をしなければいけないとい
うことが1つですね。それぞれ課題があるわけ
ですね。中城、北中城のみならず、ほかの地域
の皆さんも、市町村も調整区域が多過ぎると。
それをどうにかしてほしいという要望があるわ
けですから。

それと、その那覇広域圏内の緩和措置はどう
するかということと、もう一つは、それにして、
中城、北中城離脱の問題は、今後少し検討しな
ければならぬだろうということになっておりま
す。ですから、すぐに離脱と、すぐ中部広域圏
に移行ということには今すぐにはならないだろ
うと思っております。これは当然県がそういう
可能であれば準備をして、国に申請をしなければ
ならないんですね。最終的には国に許可が必要
だということもあるものですから、それは国
をまず説得する材料をつくらなければいけない
ということで今指摘をされております。ですから、
我々は声を出したんですが、じゃ具体的に
どうするかというと、中城村と北中城村、両村
で協働でのまちづくりをどうしていくかと。協
働でのまちづくりを計画をし、そのために中部
広域圏に移動したいんだということにならない
と、議員がご指摘のとおり、両村も調整区域あ
るいは農振がかぶっていて、ほとんどその土地
利用ができてないですよという提案をしている
わけですね。じゃ、それができるにはどうする
かということで、今両村で今後共通の課題とし
て計画をつくらなければならないということが
今現時点での現状であります。

ですから、その辺は中城村ともしっかり連携
をしながら、どういう形のまちづくりをして、

それをほかの市町村に認めてもらって、県に申請をしていくということの段階になるだろうと思っておりますので、それは少し時間かかるかなという見通しを持っておりますので、ぜひその辺は、ただ、県も不可能だということは言っておりません。ですから、しっかり取組をしたいなというふうに思っております。

2点目と3点目、4点目については、担当課長のほうに答弁をさせたいというふうに思っております。

2点目の村道1号線（仲順屋宜原線）の道路整備について、これはさきの議会でもあったんですが、私も本当に屋宜原が入ってくる道路の整備は、これはどうしても必要だなと。そして、傾斜地が結構厳しいんで、そういう思いはとも持っているんですが、ただ、これをどういう形でやるかということは今試行錯誤しながらやっております。関係省庁、県にも少し相談をしながらやっていきたいなと思っております。ですから、結構莫大な予算、そして長期的な計画というのがどうしても必要だろうと思っておりますので、この方法論について少し関係機関とも協議をしていきたいと思っております。

ガードレールの件について、そして、2点、3点については、担当課長のほうに答弁させたいと思います。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

では、伊集議員の御質問にお答えいたします。

まず1番のほうですね、那覇広域都市計画区域の在り方についての②番、中部広域都市計画区域への移行を要望してきたとあるが、移行が実現したら現状とどう違うのかということなんですけれども、現在、北中城村は那覇広域都市計画区域に所属しております。御存じのとおり、市街化区域と市街化調整区域という2つの区域

に分かれて、市街化区域につきましては、こういった住宅とかを建てていけるというような用途を持ったエリアとして考えられているんですけども、市街化調整区域につきましては、基本的に開発を抑制するという地域として区域を指定してございます。

現在、中部広域都市計画区域については、この市街化区域、市街化調整区域の区域区分がないということがございます。これが大きな違いでございまして、ただし、現在うちがこの中部広域都市計画区域に移行して、線引きがなくなるということになるんですけれども、この線引きがなくなったにしても、現在の市街化区域についての使用用途とかは変更は大きく変わりません。ただし、市街化調整区域、この開発を抑制すべきという制限がなくなります。

こういったこともございまして、現在、市街化調整区域が用途に制限がかからなくなるということもございまして、手続としましては、実際市街化調整区域につきましては、今の段階では開発許可という許可を取る必要がございません。ただし、これが中部広域に移行すると、この開発許可の取得が不要となりますので、逆に現在の大きく空いた土地とかの開発ですね、こういった場合、企業誘致とか、こういったのをやりたいときに恐らく有利になるのではないかと考えてございます。

ただし、こういった企業誘致も含めまして、今度は自由勝手に開発していくという行為も予想できますので、こういった乱開発の制限抑制が逆に行政として抑制していくことがちょっと困難になるのかなというふうに考えております。

続きまして、3番目の開発できるのは村全体でどのぐらいを想定されているか、その面積の規模を問うということでございますけれども、現在の村の市街化調整区域に当たる土地、これは農用地ですね、農地関係は含まない。基本的に農地に関しては別の法律で規制がかかってお

りますので、そういった開発に関しても別の法律で規制されるんですけれども、その市街化調整区域の農地以外の部分に関しては新たな土地利用ができるのではないかと考えております。

その面積の規模なんですけれども、村全体の行政区域面積1,154ヘクタール、現在北中城村でございます。このうち、まず市街化調整区域自体が891ヘクタール全体でございます。これから開発可能なことでもございますので、軍用地、あと土砂災害警戒区域、あと津波浸水被害想定区域、あと農振農用地関係ですね。農地関係、これを省いた分といたしまして、数字的には375ヘクタール前後が開発可能エリアになると私どもは試算しております。

続きまして、④ですね、規制されていた土地が開発可能になると想定される場合、課題も多いと考える。懸念としてどのようなことが想定されるかということなんですけれども、例を挙げて言いますと、現在の市街化調整区域地区におきましても、市街化区域と同様に家屋以外の建築等が可能に、やりやすくなるということが言葉としては正しいと思うんですけれども、こういったこともありまして、自由度のある土地利用が図れる反面、地区計画等の規制による一定の制限を設けなければ、傾斜地とか、現在緑を守ろうというあれもございますので、こういった緑地部の開発、こういったところに、斜面地とかに建築物等が建っていくというような乱開発などが考えられます。

また、こういった開発に伴うインフラ整備、水道、下水道等の村が関わるインフラ整備ですね、こういったものへの費用負担などの財政への負担増やとか、また、こういった土地の利用価値が上がることによる地価ですね、土地の価値が上がることによって、実際固定資産税等のまた増大等が見込まれます。ただし、これがよいか悪いかは判断は別になるんですけれども、こういった課題が考えられます。

そのため、村といたしましては、こういった中部広域圏への移行も視野に入れますと、この区域区分の除外をした場合のメリット、デメリットをやはりしっかり把握して、規制とか制限をすることによって、やはりコントロールしていかなければいけないのかなというふうに考えております。

続きまして、2番の村道仲順屋宜原線の道路整備についてでございますけれども、1番の交差点部分については村長から答弁がございましたので、私は追加してガードレールの件、これも昨年度のちょうど議会で伊集議員から指摘されたことなんですけれども、ちょうどガードレールの端っこのビームの部分ですね、曲がっている部分、こちらの破損についてということで御質問があったんですけれども、現在、年度内で維持修繕費で何とか対応できるように今ちょっと準備をしているところでございます。

続きまして、②番、村道1号線の大きな亀裂や沈下で補修された場所の今後の対応についてでございますけれども、路面に発生しました部分的な補修ですね、こういったものがありましたら、必要に応じて随時対応して、現在も対応しているところでございます。

現在、この路線におきまして、過去ちょっとした地滑り災害が起こった箇所がございますけれども、ちょうどこの部分の路面にこういったひび割れが発生しているような状況でもございますので、このあたりが大規模補修が必要であるというふうに判断いたしまして、令和2年度の当初予算におきまして主要村道予備設計業務という調査委託業務を計上してございますけれども、こちらで翌年以降の補助事業採択に向けた準備を行いたいと考えております。

③歩道の安全対策についてでございますけれども、歩道の安全対策につきましては、道路構造令とか、また道路に関する法律ですね、こういったものに基づき検討する必要が出る場合も

ございますので、順次御要望等を受けて、これに対してそれぞれ検討して、課題の解消に向けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集議員。

○3番（伊集守吉議員）

質問の前に、1つお聞きしたいんですけども、中城村、北中城村一緒になって、これから協議していくということですけども、具体的にまだ取組はこれからですか。何もないですか、現在のところは。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

はい、具体的にはこれからです。離脱をしたという声を上げたのは事実ですが、具体的な取組はこれからです。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

じゃ、まだ取組もできてないということですので、質問はしますけれども、村長の考え方の確認ということでお願いしますね。

じゃ、那覇広域都市計画区域の区域区分が行われたのは昭和49年です。それから数十年が経過しております。最近、中城村とともに区域区分制度がないところでまちづくりがしたいということで、那覇広域都市計画区域から離脱を求めていくとマスコミ報道がありました。これは村民からの強い要望ですか、それとも役場内で議論しての考えですか、どちらですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

具体的に村民の皆さんからそういう今声が直接的にあったということではなくて、実はこれは前から、昔から、昭和49年に議員がおっしゃ

るとおり、それは那覇広域圏に入ったということですが、当時の状況と今の状況は全く違うわけですね。ですから、北中城、みんなそうですが、調整区域、先ほど説明があったように、住宅を簡単につくれないという条件の下に、早めにこれをどうにかしてほしいということで、我々としては歴代村長、そういう形で要請してきたはずですが、いやいや、那覇広域がこれはもうきちっと決められているんだから、これは難しいということはずっと言ってきたわけです。ここでも浜田村長も一緒になって、我々が声を出さないと、これはなかなか前へ進まないんじゃないかということで、これはもう県とも調整しません。その委員会の中で直接大きな声で、我々は離脱するんだと。その反響が広がってしまったんですね。そういうことでもしないと、恐らく問題として、課題として取り上げてもらえないんじゃないかということで、そういうふうに進めてきたんですが、そこで、その検討委員会の中で県も状況はよく分かったということで、調査をしますということで、いろいろ調査をしているわけですね。ですから、今課題として那覇広域の全体の問題はそういう問題として、この2村の問題をどうするか、これからじゃ別枠で検討しましょうということになっております。

ただ、今の現状で見ると、北中城村の現状は沖縄市と一緒にだという認識を持っていますよ。これからアワセの開発、それから、これからの軍用地の開発があるんで、それは大きな可能性としては検討あるんだけど、中城まで入れるということになると、これはまたじゃどういう形で国に申請するかということになるものですから、中城村長とも話しているんですが、北中城だけいきますよという話にはならんだろうと思っています。ですから、中城と一緒にした将来計画をしないといけないんで、具体的にはこれからその計画をつくっていきましょうと

ということで、特段村民からどうのこうのということではありませんでした。とにかく首長として両村長が声を上げて、ちょっと世論を動かすような、そして県を動かすようなことにしようじゃないかということで、我々主導でやってきたところであります。

現時点でもただまとまった土地じゃない、議員が御指摘のとおり、起伏に富んでいると。さらに調整区域、農振に全てかぶっているんですね。開発するとしたら、アワセゴルフ場跡地みたいな感じでまとまった開発を、これまたかなり時間がかかるわけですよ。ですから、せめて当然乱開発はしないんですが、国道沿い、県道沿い、つくれるところは緩めてほしいということで今話をしているところであります。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

実は、これはマスコミ報道されたものですから、自治会とか村民の方から、北中城村は中部広域に行くんですかとか、そういう話が出てきた場合、自分なんか何も知らないですよ。そういう話聞いたことないですよとしか言えないものですから、だから今村長に確認してます。

じゃ、質問に入りたいと思います。1の答弁では、検討委員会の中では現行区域区分を維持したいようですが、中部広域都市計画区域への移行実現には国の同意も必要となるようですが、実現が可能かどうか、その見通しについてはどうですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

声を上げたわけですから、県はそれはできませんという回答は得ておりません。ですから、2村の離脱については今後継続して検討していくと。その代わり2村でしっかりした計画をつくってもらいたいと。これをもって国に申請を

して、許可をもらえるかどうかということになっていきますので、そういうことで、これからの計画づくりに入っていくということになっております。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

じゃ、次ですね、村として開発を管理する体制づくりも必要とありますけれども、これは具体的に説明お願いできますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

仮に中部広域圏に移行して、自由に住宅、企業誘致ができるといったときに、じゃどういう計画をつくるかと。ここを住宅地にする、企業誘致はどこにすると。その使える土地、要するに白地と言うんですかね、調整区域を外すところをどうするかという計画をつくらなければいけないですね。都市計画をつくらなければいけない。今うちの村は担当は少ないです。そういう職員もいないということで、その規制するにはどこの区域を規制して、法的にどういう対応をするのかとか、ですから、計画づくりをするのと許可するのと規制をする、そういう結構ハードと言うんですかね、結構細かい作業をしなければならぬ部署をつくらなければいけないという意味では、財政的にもまたその人を増やさなければいかんという課題は出てくるんですが、そういうことも踏まえて検討しなければならないということです。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

じゃ、②の答弁によると、中部広域都市計画区域へ移行すると、農用地区域以外の白地区域では開発許可が必要なく、住宅建築等が可能になるということですが、確認します。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

現在の段階では、こういったことで規制はかからなくなります。ただし、現在県のほうで指定されています土砂災害警戒区域とか津波被害想定区域とか、こういった災害に巻き込まれる可能性のあるエリアにつきましては、そういった開発については、今度県の許可が必要になってまいります。これは県知事の許可になるんですけども、これはちょっと話は別として、そういった可能性は広がってまいります。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

乱開発の制限、抑制が困難になるおそれがありますとの回答ですよね。どのようなことが予測されるんですか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

昨年度、私どもの課で都市計画マスタープランというものを策定いたしまして、議員の皆様方にもこういった資料を配付しているところでございますけれども、この際に住民の方々にワーキングテーブルなどに参加していただいて、北中城村の魅力というのは何だということ、やはり緑が近くにあるということが結局参加していただいた住民の方からも多く上がってまいりました。

これに実際今開発したいところ、できるところということは住宅が建ってない場所ということでもございますので、これが農地以外ということであれば、やはり現在木が生えているところとか原野地域がそういったところに該当すると思われましても、実際開発というのはそういった緑がやはり少なくなっていくことにつ

ながるかと思われまします。こういった緑が減っていくこと自体をやはり乱開発というふうには私どもは捉えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

③と②は関連しますので、一応飛ばします。

次に行きたいと思います。④今後中部広域都市計画区へ移行した場合、課題や懸念事項について質問しました。自由に土地利用できるメリットに比べ、傾斜地や緑地部への建築等の乱開発、開発に伴うインフラ整備による村の財政負担増、地価上昇による固定資産税の負担増。答弁にはありませんが、それ以外の国税、相続税、贈与税の税負担も増していきます。答弁からすると、デメリットのほうが多い感じを受けますが、村長の考えをお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

議員御指摘のとおり、当然メリット、デメリットが出てきます。ですから、これまでつくりたいけれども、つukれないと、村でですね。全部規制されておりますから、次男、三男の家はつukれないよという苦情なり御意見なりを頂いてずっとおります。そうなればやっぱりつukれる体制をつくらなければいけないということで、当然その調整区域を外してもらいたい。この辺はつukれるようにしたいということで、これはもう村が移行した場合ですよ、中部広域に移行した場合、村が決めるんですね。村がこの辺もいいよと。

そうなると、当然申込み、たくさんここに来たいという人たちがいるわけです。それをどう線引きしていくかと。あなたはできるけれども、この企業はできないよとか、恐らく精査しなきゃならぬですね。ですから、そういう体制を役

場はつくらなければいけないと。当然人も増やして、法律、条例も制定をしながら、ここはできます、ここはできませんよと。何であんた方、ここ全部自由にできると言っただろうということの説明もしなければなりません。そして、当然それは住宅地が広がるわけですから、固定資産税が上がっていきます。そうすると関連税が上がっていきます。当然のごとく。ですから、そういうことをもし仮にやれるとしたら、そういう説明会をしっかりと住民の皆さんにやらなければいかんだろうと思っています。

ですから、メリットとデメリットのどっちがいいのかということ踏まえて説明を丁寧にして、それでもいいから外せるところは外していこうということを最終的な結論に行くだろうと思っているんですが、今ハードルが高いものですから、まず調整区域を市街化に持っていき、その作業をしなければならんだろうと思っています。

ただ、先ほどその面積ある程度出ていたんですが、全域やるということは不可能です。農振地域を潰すということも不可能ですから、やれるところを絞って、そこはどういう体制でやるのか。規制をどうかけていくのか。そして税制上どういうことになるのかということも踏まえて計画を立てなければならんだろうというふうに思っていますんで、結構ハードな計画と言うんですかね、対応をしなければならんだろうと思っていますんで、ただ単に移せば何とかなるということではなくて、移すなりのメリット、デメリットが出てきますんで、これは役場として精査をしなければならんだろうと思っています。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

私は市街化調整区域で土地利用も規制され、開発許可が受けられないと住宅建設もできない現状を何とか打開できないかということでこの

質問をしています。答弁を聞いていると、移行にはクリアしなければならない多くの課題があるし、長期間かかるかもしれません。

そこで提案ですけれども、村長、現在村内には市街化調整区域の一部緩和指定区域が7自治会ですかね、これはあると思います。ほかの自治会も含め、その緩和指定区域を拡大して、住宅建築等を促進していく方法もあると思いますが、村長はどう考えますかね。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

当然住宅建設緩和地区を見直してほしいというその要望も1つあるだろうと思っています。ですから、これは戦略的に言うと、もしそれがだめならそういう形をせめてやってもらえないかということが1つの議員が御指摘のとおり、そういうことも考えられているんじゃないかということ。まずテーブルに乗せて、その圏域変更がどうなのかということも踏まえてやっていながら、落としどころをどうするかという、これは戦略的になるかと思うんですが、特に中城村はもうほぼ9割方調整区域ということで何もやれないと。あそこは結構面積が大きいんで、非常にそれを中城村としては熱望している現状であります。

ただ、もう1点は、その検討委員会で私は提案したんですが、那覇広域とか中部広域とか、そういうエリアでくくらないほうがいいんじゃないかと。中南部1つにして、あと開発規制とか開発許可とかというのは各市町村でもうさせる時代じゃないかということで提案をしているんですね。将来的にはそうなるんじゃないかなと。もう今、当時昭和49年の時代とはもう違うんで、両村ともこれだけ開発をされているということで、規制はそれぞれ市町村に任すということの方法を提案を1ついいんじゃないかということは今やっておりますけれども、そうい

う議論をしながら、ぜひ少しでもいいから、住宅地区の緩和を広げていきたいという思いは当然ありますんで、そういうことも踏まえて取り組んでいけたらなと思ってます。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

村長、中城村は調整区域がそれだけあると。だけど、向こうは道路がすごいやつときれいにされているんですよね。調整区域の中でもですね。だけど、北中城村は本当にもう村内には袋路が相当あるんじゃないかなと思っているんですよ、自分は。例えですけれども、屋宜原の中でもこの袋路になっているところがもう数カ所見つかるんですよ。それも住宅地の真ん中に袋路があるような感じで、こういうのからも早く道路を整備しないと、もう市街化区域になって、周りが全部住宅になってしまったら、もう完全にこれ死んでしまいますよね、この土地は。袋路になっているところですね。確かに地価は上がると思いますけれども、税金も上がりますよね。この使えない土地はもう税金だけ上がって、何のメリットもない。そういう状態になってしまうんじゃないかと本当に思います。だから、市街化区域も自分はいいいと思いますよ。だけど、まずはもう道路整備、これから何とかしてくれないと、これは本当に袋路だけではもう意味がないですからよろしくお願いしますね。もうすぐつくってください、全て。

じゃ、すみません、1はこれは終わります。

次、2番目のほうに行きます。2番目のほうの①ですね、これは去年の3月議会でも質問しましたが、平成31年3月議会の答弁で、村長はこの仲順屋宜原線は大変重要で、県・国にも要請しながら補助金を探してやっていきたいと言っていましたけれども、その後、要請は行ったんですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

具体的に文書で要請はまだしておりません。ただ、打診というか、こういう非常に国道につながっていて、危険なのでどうにか改良したいということその話をして、どうにかそういう方法がないかということをやっているんですね。ただ、話は、じゃそこだけというわけにいかないんじゃないのと。当然曲がりくねっているんで、真っすぐにするには、そこを位置の変更とか、どういうことをやらないといかんとか、そういうことも考えながら、上にどう捉えていくかということを考えなければいけないんじゃないのというのと、もう1点は、そこじゃなくて別ルートで考えたらどうかと。それができるかどうかということ、今そういうキャッチボールをしているところなんですけど、だから、明確に県も国もこれがいんじゃないのということはまだ見出していませんので、これはもう粘り強く交渉していくしかないのかなというふうに思っておりますんで、これは私も早急に何とか打開策がないかということでやっていきたいなと思ってます。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

村長、執行部の中ではこの道路、ほかのルートで考えると、そういう話合いやっていますか。役場内、担当の中で。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

具体的に役場の中で今担当課でそれをやっているということじゃないんですよ。まず可能性があるものを引き出さないといけないものですから、具体的にじゃこれでいこうというんだったら、検討して、計画を立てて申請するということになるんですが、今国道に面しているこ

ういもの対応策として、何らかの事業、補助メニューがないのかどうなのかということで今探しているわけですね。ですから、そういうことを踏まえて、ちょっとこれはもう通常の申請すればいいというものではなくて、却下されたら終わりですから、内々にこういうことをやれる方策はないかということで、今村長として県や国との交渉をしているという状況であります。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

この屋宜原入り口ですね、本当に事故が多いんですよ。もう何回か見てますね。信号機のところですね。

それと、ライカムから屋宜原に入ってきて、車が1回転するのを見たことがあるんですよ。そのとき滑り止めですかね、赤茶色の、あれやってなかったものですから、役場の担当の方をお願いして、何とかしてくれないか。これはもう2回目だよと言ったら、すぐやってくれたんです。だから、この道路はあれ以来事故とかないんですよ。この滑り止めのおかげですね。今回の件は本当に入り口を何とかしないと、あれはもうどうしようもないと。いつまでもこんな状態ではもういつかは大きい事故が起きるんじゃないかと心配なんです。だから、これは何とかしてほしいと、そういう考えですけども、どうですかね。いや、何か方法とか考えてないですかね。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

今担当課では細かい対応、それはすぐできるものはすぐやるようにということで指示をします。ただ、あれだけ大きな入り口の改修となると、これはなかなか簡単にはいかんだろうと思って、当然この間、総合事務局の局長もいら

していたんで、そういう課題もあるんで、少しいい方策を考えてもらえんかというようなことも話をしております。ですから、随時そういうことで来てもらって、見てもらって話をしなければならんだろうと思ってます。

ただ、村道ですから、それを村単独でやるというのはどうなんだろうということも踏まえて、何らかの形でやらないといけないという、それは私も非常に強く思いをしております。特にコストビスタホテル、そして上にはマンションもあるということも踏まえて、これは緊急ではあるんですが、なかなかすぐはいとぽんと返事が来るものじゃないんで、あらゆる面で、あらゆる場所をお願いをするしかないのかなというふうに思っております。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

答弁のほうでですね。屋宜原入り口の道路改良についての対応は困難であると言いますが、どういうことで困難ですか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

お答えいたします。

昨年度の3月議会でも御質問のあった際にお答えしてもおりますけれども、実際今伊集議員が御心配されているように、村道と国道との交差点、三差路部分についてはちょうどS字みたいな形で接合するような状況になっております。こちらを通常のT字路ですね、アルファベットのTみたいな形に持っていくためには、やはり高低差、村道と国道との高低差もございまして、やはりそこにすりつける部分の用地買収の必要性などもまた出てきます。こういうことも含めますと、やはり工事費を概算で一度私が個人的にはじいたときもあったんですけども、やはり億単位にはちょっと足りないかなというぐら

いの金額にほぼなりかけたというのもございまして、やはりこれ村単独での事業ということは恐らく難しいかなと思っております。

また、法的にも国道に接道いたしますので、国道事務所の許可も必要です。また、こういった交差点の改良になりますと、今度は警察との協議とかも必要になってまいります。こういったことも踏まえまして、やはり時間がかかる問題かと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

屋宜原入り口の高低差があって技術的に難しいと、そういう考えだと思うんですけども、これは土木の設計の専門家ですね、そういう方々に見せての判断ですか、それともこちらの判断ですか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

年度はちょっとうる覚えなんですけれども、今から約4年ほど前に委託業者にもあの場所の交差点の形状について委託業務をやっていたことがございます。この部分については改良した場合、どういった線形をやったほうができるだけ安くできるかということもアドバイス受けながら、私のほうでちょっと検討した経緯がございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

課長、屋宜原内に、電話ボックスがありましたよね。あの手前から真っすぐ突き抜けるということはできないんですか。前の回答では、下の川のほうまで、これはやらんとだめじゃないかなと課長言っていましたけれども。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

お答えいたします。

技術的には可能かと考えます。ただし、今のちょうど伊集議員がおっしゃられたもともと電話ボックスがあったところと国道の高低差が約5メートル近くございます。今の現道から現在の国道にすりつくためには大体私の考えですと、今の屋宜原公民館からちょっと下ったところぐらいからじゃないと水平には国道には持っていきません。ということは、現在のそこから左右に交差点があるんですけども、あの地点でも約二、三メートルぐらいの橋梁的な橋みたいな形の形状に持っていかないと恐らく国道には取りつかない形になります。

ですので、今の既設の生活道路関係ですね、村道も含めまして、こういったのと今度は現在そこまで道を上げて、上げた道から逆に今の集落のほうに下りていくような道路もまたつくる必要がございますので、恐らく規模的には私どもが前回提案したそのS字を緩和していくような方法のほうが工事費的にも安く抑えられると考えております。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

そうですか。自分は真っすぐ持っていったら、傾斜地は国道の土地は、そのほうが安く上がるんじゃないかなと思っているんですけども、下まで買上げてやるよりはですね。どうですか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

この土地代だけではなくて、その周辺の整備も関わってまいりますので、実際今の状態をできるだけ触らないような形にすることが一番の工

事費としては安上がりになると思います。ただし、こういったS字を緩くするために大きくその部分だけの用地の購入額プラスの工事費のほうが恐らく橋脚などを立てて橋構造にしないと1つはできない。あと今の生活道路への接道を、屋宜原集落内での屋宜原集落への現在の道路の接道になりますと、集落内に大きな交差点をつくらないといけないということも考えられますので、こういった費用を考えると、恐らく影響も含めまして、あの辺にお住まいの方の影響も含めると恐らく費用的には高くなると考えております。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 2時18分 休憩

午後 2時19分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

じゃ、分かりました。その代わり何とか方法を考えてお願いします。これは本当に前からもう9年ぐらいたってますよね。これはいつまでもこのままの状態では。10年、20年もかかったんじゃ、もう大変ですから、出来上がるまでにですよ。今からでもいい方法を考えて、計画を立てて、何とかお願いします。そうしないと本当に半世紀かかってもできませんよ、これ。お願いします。

じゃ、次行きます。次のガードレールの件ですけれども、あれはあんな硬いガードレールがめちゃくちゃに潰れているんですよ。課長、見えますよね。あれですね。平成31年の3月議会で写真で説明しました。あれから1年たって、まだその修繕もされてないんですよ。それで今回これに関して質問しようと思ったんですけれども、今回年度内に何とか対応するということですので、この質問はやめます。なるべく早め

に修繕してくださるようお願いしますね。

じゃ、次、2番目ですね、亀裂が入っていたほうですね。この仲順屋宜原線の大きな亀裂、沈下したところですね、前年度にアスファルトで補修してありますが、最近見ましたら、また亀裂が入っているんですよ。自分がもう本当に台風や大雨で、地滑りが本当に起きないか心配しているんですけども、村長、どういう考えですかね。どう思いますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

議員が御心配なさっているとおり、我々も非常に心配をされていて、先ほど担当課長からあったように、予備設計をまず発注しながら補助事業で修繕をしていきたいというふうに思ってますんで、今担当課のほうでその事業計画をやっておりますんで、我々も心配してます。ですから、早急な対応をしていきたいと思っております。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

自分は今まで本当にこういう亀裂が入った場合、全てアスファルトの、何と言いますかね、積み重ねみたいな感じでずっと補修をやっているんですよ。だけど、1年後にはまた亀裂が入ると。このアスファルトの積み重ね、積み重ねで、この深さがどんどん深くなっていくと。これ余計危ないじゃないですか。どうですか。これ心配ですね、本当に。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

補修の目的とししましては、現在の状態をより悪くしないというのがそういった目的でもございまして、ただ、一旦これをはぎ取って、また改めて新しくするという方法もあるんです

けれども、実際このはぎ取って、またやり替えるという金額よりも、上からアスファルトの場合、オーバーレイというやり方なんですけれども、アスファルトを層重ねしていくほうが安価で、交通規制の期間も短くできるという方法でございまして、実際これまでそういったものにつきましては、そういった対策で対応しておりました。アスファルト層が厚くなって危険かと申されますけれども、通常の土の層とかに比べたら、アスファルトのほうが安定はしていますので、そんなに特に厚くなって危険だということとはございません。

ただし、これをやり替える場合にはどうしてもアスファルトというのは産業廃棄物等にも関わりますので、こういった撤去費用等についてはどうしても増えてくるのは否めませんが、特にそういった場合での危険かどうかという御心配には至らないかと思えます。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

アスファルトで何回も何回も積み重ねて補修していきますよね。下では亀裂入ってますよね、考えたら。今までこれだけあった、10センチ深みで亀裂が入っていると。これをまた上からアスファルトで補修したら、12センチにもなる。どんどん高くなって、下では何センチも亀裂入っているということになりませんか、これ。課長、全然これ大丈夫だったら大丈夫と言ってください。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

先ほど説明いたしましたオーバーレイにつきましても、亀裂が入った状態でその上にかぶせることはいたしません。現在あるようなブローン、つまり液体のアスファルトですね、これを一旦注入もしくはアスファルト乳剤をまずまき

まして、これに細粒分、アスファルトの細かい粒のものを詰めた上で、上にオーバーレイをいたします。ですので、そういった亀裂がずっと10センチも20センチも積み重なったようなアスファルト構造にはなっておりませんので、そのあたりは御心配要らないと思えます。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

じゃ、分かりました。それで安心しました。もう大丈夫です。専門が言ってますから。

今回この仲順屋宜原線の調査を令和2年度の当初予算に計上してありますので、またしっかり県・国にも要請しながら、何とか早く整備できるよう頑張ってくださいと思います。よろしくお願いします。

じゃ、次、3番の③のほうに行きます。この仲順屋宜原線の歩道ですね、ここは諸法律等に基づき、検討する必要がある場合もあると言っていますが、途中まではガードレールやガードパイプが取り付けられているんですよ。何でそれ以外はできないんですか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

あの路線につきましては、通常カーブが連続するような路線でもございますし、通常カーブの外側のほうにガードレールなどを設置して、車が飛び出すのを防いだりする構造が必要とされております。ただし、今現在の恐らく伊集議員がおっしゃっている歩道部分とか、そういうところにガードレールがない部分、ガードレール、あと横断防止柵ですかね、こういったのがついてない部分につきましては、恐らく直線部分ないしはカーブの内カーブになる部分ですね、こういったところには通常の車に対するような保護的な道路附属施設物の設置は現在もやっております。

ただし、今現状の構造といたしまして、ちょうど歩道部分、今回の御質問が歩道でございますので、歩道部分にはあそこは幅が80センチ、深さが80センチ前後のコンクリート側溝がそのまま歩道部分に入っております。こちらの部分に横断防止柵等の設置が今やられてないことについてちょっとコンクリート構造物の支障ですね、こういったのも含まれて現在設置されていないものかと考えております。ただし、私がちょうど建設課に参りまして、路面の補修ないしは転落防止柵の改修等はやっておりますけれども、新規で新しい場所にガードレールを設置したという例はございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

安全柵がない歩道を草などが生えて通れない。子供たちとか大人まで車道を歩いているのをよく見るんですよ。だから物すごく危険だと思っているんですよ。この対策ですね、何とかできないですかね。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

伊集議員がおっしゃるように、あその路線につきましては、やはり両側、歩道の横からも草が生えているという、年間、今現在2回から3回建設課のほうで村道の除草を委託業務で管理をしているところなんですけれども、実際あの草はどこから生えているのかといいますと、村有地からではないんですね。あのすぐそばにある私有地から生えているもので、本当はこの私有地の所有者に、私、建設課長の名前でちゃんと自分の土地は管理してくださいということで通知を出しております。村道の管理にも支障が出ているということで。この私有地の所有者に関して、こういった問題を認知していただく

ということもございますけれども、やはり私どもも努力しますけれども、やはりそれに関わっている村道沿いの所有地をお持ちの方にもやはり現状を知っていただき、自分の土地、自分の財産は自分で管理していただくということも今後私どもからも訴えかけていきたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

安全対策としてなんです、ガードパイプですね、あれも当然つけられないんですか。安全柵もないところは、ガードパイプとかは取り付けられるんですか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

このガードパイプというものの自体の目的が対車ではなく、対人用に、人がはみ出て落ちないように、横断しないような目的とするものですので、通常横断防止柵と言うんですけれども、あとは伊集議員がおっしゃっている転落防止柵、これは下に斜面があって、下に人が転げ落ちていかないような対策をするものです。これも人用ですね。車用になるとガードレールという構造物になるんですけれども、実際今やられてない箇所については、あくまでも必ず必要ではない場所であって、必ず必要であればこの道路をつくったときに必ずつけてます。ただし、これでもし足りないとおっしゃるようであれば、逆に私どもにその位置を、大体ここに必要じゃないかということをも示していただければ、私どもの中でも検討したいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 2時33分 休憩

午後 2時34分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（新垣邦男）

詳しい話は担当課長からあったんですが、ただ、もう一度現場を確認して、排水溝もあるようですから、ガードレールは何か厳しいという話ですから、そのパイプですか、そういうのができるのかどうなのかはちょっと現場を確認をしていきたいなというふうに思っています。それが道幅が狭くなるとか、そういうことじゃなくて、可能であれば、それはもう地域の皆さんの要望であれば対応していきたいなというふうに思ってますんで。

ただ、もう一度担当課も踏まえて現場確認をして、少し自治会長さんとも話を詰めていって対応していきたいと、そういうふうに思っておりますんで、よろしくをお願いします。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

分かりました。じゃ、ぜひ現場確認して、できる、できないはその後また判断してください。そして、できるんでしたらぜひ連絡してください。お願いします。

これで質問を終わります。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 2時35分 休憩

午後 2時36分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

通告に従い、一般質問を行います。

大分、今日午後は3名なんで、皆さん、お疲れモードが見えますんで、私も重要な質問ですので、耳を傾けてください。

新型コロナウイルスに関する防止策に対しては、昨日も3人の議員が一般質問しておりますが、重複する点もございますので、御了承ください。

新型コロナウイルス感染対策のための臨時休校した県内の小中学校、特別支援学校の大半は16日再開しましたが、まだ油断はできません。教育委員会委員は、学校内で感染が出た場合には直ちに臨時休校する方向だとも聞いております。また、県内で感染者が出た場合は一斉に休校する、市町村限定で休校にするのかは、現在は状況を見て判断するとも言われております。いずれにしても、まだ油断はできません。それに対して質問をしたいと思えます。

令和元年になって、首里城の火災や豚コレラに続き、今世界的に大きな問題になっている新型コロナウイルスによる感染が広がりを見せているが、我が北中城村の取組について伺います。その中で最も重要な対策は、子供たちが休校になっていることで様々な問題があると思えます。対策についてお伺いいたします。

①役場での新型コロナウイルスに対する取組は行っているのか伺います。

②今地域の子供たちの居場所づくりや生活にどのように取り組んでいるのか伺います。

③子供たちが臨時休校を受け、配食の緊急補助も出ているので、北中城村も対策が行われているのかも伺いいたします。

④子供向けの弁当販売を、しおさい市場との連携によって行うことも可能なのか伺います。

2番目に、全村植物公苑づくりの公営墓地の整備について伺います。

1、公営墓地の進入路整備について進捗状況はどのようになっているのか伺います。

2、公営墓地造成の完成は遅れはないのか伺います。よろしくをお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、金城高治議員の御質問にお答えいたします。

1点目が新型コロナウイルスの感染対策ということですが、これは今議会でも数名の議員の皆様から御質問があったんで、重複する部分があるんですけども、1点目ですが、取組ですが、これも先月、2月25日付で北中城村新型コロナウイルス対策本部を設置をいたしまして、国・県対策本部等からの情報を各課で共有し、村民や関係団体への周知を行っているところでもあります。

2番目は、担当課長のほうから答弁をさせたいと思います。

3、4については、配食等の対応が必要な児童の相談はないということでもあります。食事の確保が必要なケースがあれば、しおさい市場を含め、対応を検討させていただきたいと思いません。

2点目の公営墓地の整備についてですが、これはもうそれぞれ担当課長のほうで進捗状況等もふまえて答弁させたいと思います。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

私のほうからは、1番目の新型コロナウイルス感染対策についての②番についてお答えさせていただきます。

既に先日での一般質問でもございましたので、既に回答がありました教育委員会の部分についても私のほうで回答させていただきます。

まず、子供の貧困対策事業における居場所事業として児童館がこれまで対応しておりました。学校休校中につきましては、児童館も閉館しておりましたので、対応ができておりませんでした。食料等の不安がある児童があれば、個別の支援を行える体制は整えておりました。けれども、休校中のそういった利用はございませんでした。

また、教育委員会では、ホームページや保護者宛て通知文、メール等で低学年の児童及び支援が必要な児童については、安全が確保できない場合において、学校での受入れを実施しておりました島袋小学校で3名、北中城小学校9名の児童が預かりを利用されていたということでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

私のほうから、金城議員の2番目の全村植物公苑づくりの公営墓地の整備についての①、②についてお答えいたします。

公営墓地の進入路整備についての進捗状況はということでございますけれども、今年度進入路工事といたしまして2件工事を発注しております。現在施工中ではございますけれども、施工中、予期しない軟弱地盤が現場内で確認されて、この土砂の改良や撤去等が必要になってまいりました。こういう施工法の変更が余儀なくされたことによりまして、同2件工事は共にもともと今月末で完了する予定だったんですけども、2件とも設計及び施工方法の変更を理由とした一部一時中止を行いまして、繰越しをすることとなりました。進捗率につきましては、第1工区が2月末現在で31%、第2工区につきましては32%となっています。

また、2番目の公営墓地造成の完成に遅れはないのかということでございますけれども、現在、公営墓地の事業計画については住民生活課のほうで所管はしているところなんですけれども、工事に携わる御質問でもございますので、私が引き続き説明させていただきます。

令和元年に進入路工事、令和2年度に墓群です、墓をそれぞれ建てるための区画割りをするための部分の造成工事、また、令和3年度には納骨堂施設及びトイレ等の設備工事ですね、

これを行って、この事業自体を完了する予定としております。この事業自体が一括交付金を利用した補助事業でもございますので、村民からも切望されているということで取りかかった事業でもございますので、この令和3年度完成を目標に計画に遅れないように今後とも努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

順次質問したいと思います。

①のほうからですね。1のほうの回答に、国・県、それと村対策本部等からの情報を各種共有してとありますが、この情報を共有して、こういった情報をこの役場内で共有しながらやっているのかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（安里直彦）

金城議員の御質問にお答えいたします。

基本的には県から配布されるせきエチケットとか、手洗い、人が密集するところに集まらないとか、あとは熱が出たときにこういった対応をすればいいかというところのチラシに関する情報共有等を行って、各出先機関、学校とか公民館とかに配布できるような形を共有させていただいているところでございます。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

今アルコールも不足、マスクも不足、それで学校も今開校になって、どうしても共有したものをどういうふうに生かすかというのがこれから課題になるのかなと思っております。確かに手洗いと、そのマニュアル的なものもネットとかでよく見ますけれども、この手洗い方法とか、やっぱりトイレにとか、全て役場内にどういう

方法で手を洗うとか、そういった対策というのは行っているのかどうか。せっかく共有したんですから、そういったことを習っていると思うんですよ。それを今皆さん共有してやっているのかというのが私ちょっと疑問だったものから、お伺いしたいと思います。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

今職員については、全職員、臨時、嘱託も含めてパソコン持ってますんで、その中で手洗い等も含めてこういう形で洗ってくださいということの周知を図っていたところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

私が言うように、今各課でもアルコールが切れたら、住民の皆さんもそれで終わりですよ。今ストックされてない状態というのは昨日の質問でも受けましたが、それに対してトイレにマニュアル的なものを役場職員だけがマニュアルを買って、我々がやっているからいいかと思うんではないと思うんですよ。それはやっぱりコピーなりしてトイレに貼るというのも1つの手段じゃないのかなと思うんですけれども、これからどんどん、今沖縄自体は3名で収まっていますが、これがもし今後出た場合の対策としては、やっぱり考えないといけないのかなと思うんですけれども、その辺どうお考えでしょうか。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（安里直彦）

お答えいたします。

去った3月の広報にその手洗いの方法ですとか、図解、要は絵で解説されたようなチラシ等を折り込んで、全世帯に周知を図っているところ

ろであります。議員おっしゃるとおり、今沖縄県では3名の例でとどまっているところでありますがけれども、世界的にはパンデミックという形で毎日報道を騒がせているところがございますけれども、基本的にはこういった形になったとしても、このせきエチケットとか、あとは手洗い、あとは密集したところに行かないというところは、もう国民が一番やってほしい最大のこの3点になるわけですので、どんな形であったとしても、この3点を基本に周知していくことに変わりはない。これが一番感染拡大防止の最善の策だというふうに思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

私、言いたいのは、やっぱり役場内にもまだ貼られてないと思うので、トイレとかですね。やっぱりこういう目立つように貼ってもらいたいなど。学校関係、やっぱり幼稚園、小学校、中学校、もちろんそういった面も配慮して、貼られているというふうに認識してもいいのかなと思うんですけれども、もしやられてない場合は、やはりこの手洗いというのは今消毒材がすごい不足しているということで、すごい重要になると思いますんで、その辺は皆さんで認識を高めて、ぜひやってもらいたいなと思っておりますが、それもう一度お願いいたします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

周知を含めて、トイレ等を確認して、できることについては貼るなりして対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

ぜひお願いいたします。

あと、2番目の感染が出た場合に貧困対策に対する事業における居場所として児童館が対応していたが、現在は休校になっているとありますが、児童館、子供たちが集まると、感染が広がるということで、国、さらに県のほうから指導があって、児童館は休館になったのか、その辺、村独自でそういった子供の居場所をほかにつくる用意とかあれば教えてもらえますか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

児童館の休館につきましては、村独自の判断でございますので、国等の指導があったわけではございません。現時点で今感染拡大を防ぐ意味で休校となっておりますので、それに対して新たな子供たちの居場所をつくるという部分については、正直策としては今持ち合わせていない。ただ、保護者がいない世帯については学童クラブ等の対応は開けておりますので、そういった対応になろうかと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

できれば今回短い期間で休校がすぐ収まったということでしたんで、それがちょっと長引くとどうしてもこういった場所はぜひとも確保しないと余計にパニックが起きるんじゃないのかなと思っておりますんで、その辺も踏まえて、またこの施設等をどういうふう感染しないようなやり方を把握して、すぐ休校にするんじゃないかと、集まったときの対策もまたぜひ考えてほしいなと思っておりますが、もう一度質問しておきます。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

感染拡大防止のために、先ほど健康保険課長もありましたとおり、密集を避ける必要がございます。現時点で児童館での対策としてはとても手狭な環境でございますので、なかなか感染拡大を防止するための環境としては非常に難しいところがございます。そういった意味では学校等とも連携しながら、子供たちの居場所づくりについては今後もさらにもし感染が拡大した場合に備えて対応は検討していかないとけないというふうに考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

ぜひ狭い空間なので、どうしても児童館だと感染リスクが高いのかなというテレビ報道もあったんですけども、やはり子供たちが長くなるほどそういった施設を利用したいとか、あと安全対策が取れた場合に、やっぱり健康な子供は児童館にでもという考えも出てくると思うんですよ。その辺はまた対策を、やっぱり熱がある子を測りながら、児童館も単なる休館ではなくて、どういった方向で子供たちをここに確保できるのかなというのもまた考えてほしいなと思ってますんで、ぜひよろしく願いいたします。

あと、次に、食事の不安等がある園児がいれば、個別の支援をできる体制は整っているとありますが、どのような食事で支援体制が整っているのか。また、20名、30名、こういった子供たちが急に出た場合に、すぐ対応できる食事の体制が整っているのかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

回答といたしましては、貧困対策事業におけるというふうな考えでございますので、それについては児童館で、一般の児童の受入れについては休館という形は取りますけれども、児童厚生員等は常時待機しておりますので、そういった受皿のない子供たち、特に貧困が関係して、食事が取れないようなお子さんがいた場合には、別途一般開放ではなくて、居場所としてこの児童館を活用して、さらには昼食についても貧困対策事業の予算等でございますので、そういったものを確保しながら、例えば御提案のあったしおさい市場から弁当を購入して、子供たちへの配布をすとか、そういったいろいろ手段はあるかと思っておりますので、そういったことを受入れできる体制を取っていたということでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

どうしても児童館は休館しているのに、そこで物をつくるということもちょっと矛盾もあるのかなと思いますけれども、やはりどうしても出た場合の緊急な対策というのはやっぱり常に考えて行動できるような体制づくりをやってもらいたいなと思っております。ですので、休校になっているところに急遽食事をつくりなさいという、もうどのような形でできるのかなと思いますので、ぜひその辺も踏まえて考えてほしいなと思っております。

次に、配食の利用ですね、現在はありませんがという、村内にも困っている貧困者も今まで問合せはないというふうに答弁あるんですけども、そういった情報がまだまだ行き渡ってないのかなと思うんですよ。やはり今学校に3名、9名の子たちが来ていると言ってますが、やはり食事に関しては皆さん、弁当で対応していると思うんですけども、この前の一般質問です

ね。弁当ができない、持ってこれない子供に対してはどういった対策を取るお考えだったのかお伺いします。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

弁当持参でお願いしますということのお願いだけしていたんですよ、実は。弁当を持ってこれない子供の対応までは、申し訳ないですが、考えてございませんでした。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

私は、配食の準備もない、それで食事は何も考えていませんという答弁で、弁当ない人に対しての備えはできてないと思ってました。今新聞等で、この子供たちの居場所が休園で、自宅で何も食べないで本当に貧困の子供たちがいるんじゃないかということで、豊見城村で弁当の配達をやったということで、新聞に載っていたんですよ。子どもの広場が休止となって3日間自宅に弁当を届ける仕組みをつくって、子供たちの不安の解消のため弁当の配達を始めた人がいて、5歳から18歳まで約10人が利用する。毎日管理者の女性、65歳の方がやっていたそうです。訪問してですね。

この前の一般質問でも、こうやって貧困でお困りの世帯には一人一人訪問なさったとも聞いてます。本当にすばらしいことだなと思っております。ですが、そういった子供たちが食に対してどういった方向性をとっているのかというのがやっぱり見えないものですから、親は仕事へ行っ、じゃどうしているのというようにならないのかなと思います。そんなに数は多くはないと思いますので、やはりその辺の気配りは持ってもらいたいなと思っております。

子供配食への緊急補助金も出されておるみた

いで、新型コロナウイルス感染で子供たちの食堂など、子供たちの居場所が休止が続いている問題で、県など115団体でつくる子どもの未来県民会議は、6日、休止中の居場所に対し、食事が取れないおそれのある子供に対しての弁当の配食の支援の費用を緊急補助とすると発表しました。会長は知事です、玉城デニー知事で、行政だけではなく、民間も一体で取り組むことが必要だということで、待つのではなくて、行政からこの子供たちに、やっぱり貧困を抱えているところには弁当を届けてあげるというものも私は必要じゃなかったのかなと思うんですけども、その辺どうお考えでしょうか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

貧困対策事業につきましては、議員が御紹介ありましたが、補助に対しては民間が実施しているそういった居場所づくりに対するものだというふうに考えております。ですので、行政に対してそういった補助金の案内等は来ておりませんので、詳細は把握しておりません。

今村内の実態として、民間の団体なりがそういった子供の居場所づくりをやっているというところがございませんので、あくまで公的な部分で居場所として活用しているのが児童館2カ所ということになっております。児童館での受入れに際しては、一般の児童と貧困世帯のお子さんたちを分けて取り扱うというふうな形は取っておりません。ですので、なかなかこの子は貧困ですので、この子に対しては、じゃお弁当を届けましょうというふうな、今村の現状としてそういった部分については児童館で対応できていない部分がございます。ですが、学校休校中については、そういった食事が無いお子さんの御相談があれば、一般開放はしないんだけど、児童館で開館中にそういったみんなで食事が取れるような対応はできますよというふう

な準備はしておりました。ただ、議員御指摘のように、周知不足という部分については確かに難しい部分がありますので、そういった部分についてはまだ改善が必要だというふうに考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

本当に難しい部分であると思うんですが、やはり村内も厳しい世帯はいると思います。その中でやはり温かい気持ちで弁当を配布するというのが私はぜひやるべきじゃないのかなと思ってますんで、ぜひよろしく願いいたします。本当にこれからこういったウイルスにかかわらず、いろんな自然災害等、今多様化する災害がいっぱい出てきますんで、その中でも子供たちがまた問題になると思うんですよ。そういったときにはやっぱり貧困でお困りの子供たちは配送を手配するとか、あと、長引くとどうしてもこの児童館での食事の配布等々出てくると思ってますんで、ぜひその辺も検討課題としてやってもらいたいなと思ってますんで、よろしく願いいたします。

コロナウイルスの件については以上とします。

次に、公営墓地の進入路の状況についてですが、軟弱地盤が確認されて、工事が大分遅れると。一般会計の中でも質問がありまして、確認のために重複するかもしれないんですけども、すみません、御了承ください。この軟弱地盤が出て、遅れが出て、今年度、令和2年の末に終わる予定だと聞いてましたが、それが大分遅れるということで、どのぐらいの遅れが出るのかお伺いいたします。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

一部一時中止を行いまして、これを解除する

際に、この請負業者さんに、実際この約3カ月程度ですかね、2カ月半から3カ月程度一部一時中止という形で現場を止めたときに、逆に今度これを再開する際に、実際は工期、今現在の進捗も含めて、工期がどのぐらいまで必要なのかということを残工事も含めながら提出してもらったところ、大体今7月末ぐらいまでということで書面的に報告がございまして、実際、私どももその残工事の数量、あと金額等も確認したところ、妥当ではないかということで、現在は7月末で工期延期を計画しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

大分いろんな問題が出てきて、延び延びになっているのかなと思います。今第1区のこの区間が2月現在で31%となっておりますが、この1区区間というのは道のどのぐらいの区間のことを言っているんですかね。休憩をお願いします。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 3時05分 休憩

午後 3時07分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

この1区、2区の距離的なものが知りたいんですけども、どのぐらいの長さがあるんでしょうか、お伺いします。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 3時07分 休憩

午後 3時10分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

長い道があれば大分またこの31%、32%ですので、7月中には本当に終わるのかなというちょっと確認したかったんですけども、また後で資料があればよろしくをお願いします。

これは今公営墓地の全体の計画で納骨堂にトイレの遅れですね、それは今順調にいつているんですか。今の軟弱地盤が出たおかげで全体の工事が遅れないのか、その辺もお聞かせください。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

全体的な工事に関しましては、私のほうからお答えいたします。

今現在、令和元年度で今お話があります進入道路の整備工事を完了予定ということでやっていますけれども、ちょっと今延びているということで、令和2年度でその墓地の用地造成、それから令和3年度に関連施設、今言ったトイレとか駐車場等になってくると思うんですけども、その整備を終えて、令和4年度から供用開始の予定で今計画をしております。現在、多少遅れもありますけれども、一括交付金の件もありますので、遅れないように進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

私が言いたいのは、どうしても今道路が整備が終わらないといろんなものが入れないんじゃないのかなと今危惧しているんですよ。それに伴って、今半年遅れたら完成も半年遅れるんじゃないのかなと。もちろん一括交付金でも80%ですか。あとの20%は単費で出るのかなと思うんですけども、それでも約6,000万近くの単費で出るのかなと思うんですけども、やっぱ

り遅れると、それなりのまた金額が増えると。持ち出しも多くなると。そういったことがないのかなと今思っているんですけども、そういうことはあるのか、ないのかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

金城議員のご質問にお答えします。

現在、第1工区、第2工区で両工区で工事を再開しているところなんですけれども、第2工区側、つまり奥のほうですね、奥のほうには仮設道路をつくりまして、こちらからアプローチできるような工事形態を取っております。この仮設道路につきましても、今後の翌年度の造成工事でも使えるような形で残したいと考えておりますので、恐らく今年度の工事、進入路工事ですね、これと影響を受けないような形で発注が可能ではないかというふうに現在のところ考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

どうしても遅れが出ると、金額もまた増大するんじゃないのかなと思っているので、地盤のことですから、目に見えないところですので、できれば本当は遅れてほしくないものなんですけれども、それが進入できないために、この完成まで遅れると、それなりのまた予算が発生するんじゃないのかなとちょっと危惧したんで、今日一般質問したんですけども、村民もやはりそれだけの膨大な墓地を今造るということで、期待も大きいと思うんですよ。ですので、ぜひ令和4年までには完成をめどに頑張ってもらいたいなと思ってます。

それでは、以上ですので、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 3時15分 休憩

午後 3時30分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

一般質問を続けます。

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

それじゃ、最後になりますんで、お疲れのところ大変すみません、よろしくお付き合いのほどをお願いします。

このたびは村長の選挙公約について批判するつもりは毛頭ございません。村民の皆さんの言葉を介して、村民の皆さんの思い、願いをここにお願いするものでございます。村長の言葉で言うところの順調に進行している事業、または諸般の事情でなかなか困難をきわめている事業があると聞いております。この機会に村長の言葉で分かりやすく真摯に、丁寧に説明していただけることが村民の皆さんへの共通の願い、思いとお聞きして、私は承知しております。ここに伺います。

選挙公約について。

1、この度の施政方針、令和2年度予算書にどのように反映したか。

2、最終年（総仕上げの年）の行動計画をどのように考えているか。

3、平成28年12月4日執行、北中城村長選挙、第4期選挙公約について、新垣邦男の政策、夢ある村づくりを実現します。

①パークゴルフ場建設。

1つ、事業の進捗状況について伺いたい。

1つ、村民への周知をどう考えているか。

②学校給食費半額補助。

1つ、事業費、財源内訳について伺いたい。

1つ、今後の展望について伺いたい。

③子ども医療費、中学校まで通院・入院無料化。

1つ、事業費、財源内訳について伺いたい。

1つ、今後の計画について伺いたい。

④村民体育館早期建設。

1つ、関係予算、事業の現状について伺いたい。

⑤頑張る子供たちへ、日本一の英語教育と特別奨学金創設。

1つ、関係予算、財源内訳について伺いたい。

1つ、今後の展望について伺いたい。

⑥村内冠水対策事業。

1つ、島袋地区浸水対策事業の進捗状況について伺いたい。

1つ、去る1月10日、島袋地区説明会について承知しているか。

1つ、被災地域への対策対応の考えはあるか。

1つ、今後の事業計画について伺いたい。

⑦認可園を増やし、待機児童解消。

1つ、関係予算、財源内訳について伺いたい。

1つ、事業の進捗状況、今後の展望について伺いたい。

1つ、認可外保育園への対策対応の考えはあるか。

⑧村内巡回コミュニティバス。

1つ、事業の進捗状況について伺いたい。

1つ、村民への周知をどう考えているか。

⑨アワセゴルフ場跡地開発の完成。

1つ、事業の進捗状況について伺いたい。

1つ、今後の展望について伺いたい。

⑩東海岸地域のまちづくり開発。

1つ、事業の進捗状況について伺いたい。

1つ、今後の展望について伺いたい。

⑪防災拠点となる多目的アリーナ建設。

1つ、事業の進捗状況について伺いたい。

1つ、村民への周知をどう考えているか。

⑫65歳以上のインフルエンザワクチン無料化。

1つ、事業費、財源内訳について伺いたい。

1つ、今後の展望について伺いたい。

⑬農水産業の推進と6次産業化の推進。

1つ、事業の進捗状況について伺いたい。

1つ、今後の展望について伺いたい。

あなたの1票で北中城村を前進させましょう。「夢のある村づくりを実現」、「北中城村を前進」を訴えたが、村民の皆さんへの満足度と評価をどのように分析して、残り1年を村民の皆さんとどのように向き合っていくか伺いたい。

以上であります。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、山田晴憲議員の御質問にお答えいたします。

冒頭、選挙公約、前回の議会でも御質問があって、答弁は要らないということだったので、今回もまた出ております。私は非常に心配でしたが、不満があるんだろうという思いだったんですが、今御質問の中で不満はないということですから、安心しておりますが、ただ、選挙公約たくさんあるんですが、当然実現しているもの、まだ時間がかかるもの等々ございますので、その辺は御承知おきいただきたいと思っております。

1点目の施政方針及び予算書にどのように反映したかということですが、施政方針は総合計画などの村政運営の基本方針や施策を示すもので、当然新年度予算とも関連がございます。選挙公約ですが、3番目のことについては、後ほど答弁をしたいと思います。

2番目の最終年の行動計画をどのように考えるかということですが、任期も残すところ、この1年でありますから、任期期間で残っている課題の解決のために、しっかり職員とともに取り組んでいきたいというふうに思っているところでもあります。

2点目の選挙公約についてですが、これも一緒なんです、満足度と評価、どのように分析しているかということですが、4期やらせてい

ただいて、いろんな課題解決に向けて汗をかいてきたつもりですが、なかなか本人が満足いくかということ、それは全く満足いくものではまだまだないと。やり残していることもありますから。評価は自分でやるものではなくて、これは村民の皆さんがどう評価するかどうかだろと思うので、ただ、4期やらせてもらっているということは、ある一定程度の評価を頂いて、もう少し続けて、しっかり公約を実現しろということだろと思うので、残り1年一生懸命に頑張っやっていきたいというふうに思っております。そして、村民の皆さんから御意見があれば、丁寧に対応していきたいというふうに思っているところであります。

3点目ですが、13項目ございますが、これ、できているものも、現在進行中もございまして、その辺はちょっと区別して、足りないところは、それぞれ担当課長に答弁をさせてたいと思っております。答弁書にはないんですが、これで全部答弁書書くとなると大変ですから、私のほうでちょっと判断をさせていただきたいと思っております。

まず1点目、パークゴルフ場の建設です。これは、現在、健康・福祉の里づくりの事業の中で考えていきたいというふうに思っています。財源はまだ確保されておられません。これから国との交渉等々を進めていきたいと思っております。

2点目の学校給食、これについても今後も継続していきたいというふうに思っています。

3点目、子ども医療費、中学校まで通院・入院無料ということについても、今後も継続していきたいと思っています。

村民体育館は、これはもう体育館出来上がりましたので、しっかり今後は大いに活用してもらうためにどうするかということも考えていきたいと思っております。

5番目の頑張る子供たちへ、日本一の英語教

育と特別奨学金の創設ということですが、英語教育に力を入れていきたいというのは、これはもうずっと就任当初から変わりませんし、そして海外短期留学、夏休みのキャンプ等々も踏まえてやっていきたい。そして特別奨学金の創設というのは、これは私のあくまでも個人的な思いで、これから海外に飛躍をしていきたいという若い人たちにそういう特別に奨学金制度がつかれないかなということを思っているところです。それは予算も伴うものですから、まだ全然創設はされておりませんが、将来的にそれができたらいいなという思いであります。

6番目の村内冠水対策事業、これは後ほど担当課長のほうに答弁させたいと思います。

認可園を増やし、待機児童解消、これも今一生懸命頑張っているところでありますので、今後の展望については、担当課長のほうに答弁をさせたいと思います。

村内巡回コミュニティーバスですが、これはもう議会でもいろいろ御質問を頂きました。今観光周遊バスをやっております。そういう無償、有償の実証実験をしながら、コミュニティーバスの運行に今後も力を入れていきたいというふうに思っています。

9点目のアワセゴルフ場跡地開発については、もう完成をしております。やがて組合が解散をいたしますので、この事業は完了だろうと思っております。

10点目の東海岸地域のまちづくりの開発ということですが、いろいろ事業計画をするんですが、第一義的には地権者の皆さんとの話し合いを完成させないといけません。御要望を聞いて、家を建てたいという方もいれば、農業をまだやりたいんだということで、地権者の合意がまだ形成をされておりませんので、そういうことを丁寧にやっていきながら、東海岸のまちづくりを持っていきたいなというふうに思っているところであります。

11点目、防災拠点となる多目的アリーナ建設、これは今回の議会でも御質問がございました。今凍結をしているという状況であります。これはもう既に御承知のとおり、地権者の土地が完全に終了してないということですから、事業が滞っているということに関しては、周囲の状況も勘案しながら、ぜひ検討が必要なのか、そして国との交渉事項をどうするのかということも課題が残っているんで、これはしっかりやっていきたいと思っております。

村民への周知ということなんですが、これはいろんなところで、私、会合のときに村民の皆さんにお話をしているところであります。後援会の皆さんにもお話をしているところでありますので、これは何はともあれ用地が解消しないと事業が進まないということですので、その用地解消に向けて、今しっかり取り組みながら、今後どうするかという話は今後検討していきたいというふうに思っています。

12点目の65歳以上のインフルエンザワクチン無料化、これも継続をしたいと。昨年は一時的に中断したんですが、復活をして、今後も継続していきたいというふうに思っています。

13点目の農水産業の推進と6次産業化の推進ということですが、これも農水産業に関しては、しっかり取り組んでいきたいと思っております。6次産業化も担当課のほうで今鋭意取り組んでおりますので、これもしっかり継続をしてやっていきたいというふうに思っているところであります。

当然公約できているものもあれば、まだまだ途中もございます。ですから、任期終了までには1つでも多く公約実現をしていきたいという思いは精いっぱい持っておりますので、また引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

では、私のほうから、⑥番、村内冠水対策事業についてお答えいたします。

まず、島袋地区浸水対策事業の進捗状況についてということでございますけれども、現在進めておりますのが3号調整池の整備、これはJA側のところになります。こちらを今年度、そして、ちょっと繰越しも含めて来年度の完了予定となっております。

それと、今まで対策として終わっているものが、幹線水路のライニング工事、これが下流側の一部が完了しております、来年度におおむね全線の整備が完了する見込みでございます。その後、5号調整池、これは現在仮設貯留施設になっているところでございますけれども、その着手を予定しております、令和2年度は用地交渉を行って、令和3年度から工事に着手を予定しております。それに引き続き、今後の予定としましては、4号調整池、これはゆうな公園の場所になりますけれども、それとバイパス水路というふうなものが計画としてございます。

全体としては、今の工事量、それと予算の配分額からいたしますと、かなり長期化することが想定されまして、恐らく令和10年度ぐらいまでかかるのではないかとこのふうに見込んでおります。

2点目、1月10日の説明会についてですけれども、これは上下水道課のほうで対応させていただいたものということで、その状況、内容については庁議のほうでも報告させていただいて、その際に結構いろいろ住民の方から御意見、要望なども頂いておりますので、4月中・下旬のほうで改めて説明会、関係各課を含めて実施したいというふうを考えております。

続いて、被災地域への対策対応の考えはあるかということで、これも1月10日の説明会を受けて、この御意見、御要望というものを踏まえて、関係各課で今検討をしているところでござ

います。その説明会の中でいろいろと御説明をさせていただきたいというふうに考えております。

次に、今後の事業計画ということで、先ほどお話ししましたとおり、今後進捗としましては、5号調整池、それと4号調整池、引き続きバイパス水路というふうな整備となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

私のほうからは、③の子ども医療費と⑦の待機児童解消についてお答えいたします。

まず、③の子ども医療費についてでございますが、令和2年度の予算といたしましては、子ども医療費助成金として5,800万円を計上してございます。県の補助対象金額としては3,500万円余り、この対象といたしましては通院が未就学児まで、入院が中学生まででございます、補助率が2分の1でございます。あと、村単分といたしまして約2,200万円余りを予算計上しております。これは通院の小学生から中学生までの分ということでございます。これについては村単分ですので、補助はございません。

続きまして、⑦番の待機児童の解消についてでございますが、令和2年度の当初予算において主な待機児童対策としては、まず1つ目に保育施設等補助金といたしまして、保育対策総合支援事業を予定しております。1つ目に保育対策強化事業として600万円、これが補助率が4分の3、もう一つが保育補助金借上げ強化事業、これが225万8,000円、これが8分の7の事業でございます。あと、保育士処遇事業費補助金といたしまして、これが村単事業で400万円を計上してございます。

2点目の事業の進捗といたしましては、待機児童解消に向けて施設整備等の受皿を現在進めております。保育士の確保も含め、早期の待機

児童解消に向けて取り組んでおり、令和2年度末の解消に向けて鋭意努力しているところでございます。

3点目の認可外保育園への対策対応につきましては、引き続き各種補助金等の支援を継続していきたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

議長、すみません、その前にちょっと休憩いただいていいですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 3時48分 休憩

午後 3時53分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

じゃ、改めて再質問させていただきます。

ちょっと繰り返になりますけれども、すみません、今村長からのほうからちょっとお話ありましたけれども、改めてちょっと再確認ということでよろしいですか。村長の選挙公約についてのお考えと伺いますか、ちょっとその辺改めて再度、以前にも聞きましたけれども、改めて選挙公約とはどういったお考えかをお聞かせいただけますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

選挙公約ってどういうことかということですが、これは私だけじゃなくて、恐らく議員の皆さんもそうだろうと思います。特にむらづくりについて私の思い、そして、私がぜひこれは、この北中城村の将来をどうするかと。現地はどうするかということになると、残されている課

題はいろいろあるわけですね。それをやっぱり実現するために、村民の幸せを確保するためにいろんな事業をやっていくというのが選挙公約として私はいろいろ掲げました。それを1つずつ丁寧にやっていくことによって村の発展、そして村民の幸せにつながるんじゃないかという思いで選挙公約というのを掲げて、これまで取り組んできたという思いがございます。そういう思いで、選挙公約がないと話になりませんので、やっぱり選挙公約をしっかりと掲げて村政を運営するというのを心がけてきたつもりであります。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

私も村長と一緒に選挙公約の件には関わっている人間の一人ですんで、そういった面では、はい。

それで、ちょっとまた再度改めてお聞きしますけれども、せんだっての12月議会ではちょっと言葉足らずの部分が確かにうかがえました。それは私、認めます。そこで、この間、現在まで村長の御記憶がある中で結構ですんで、具体的に何かそれを受けて、選挙の公約じゃないですけれども、何か皆さんに発信した等々がありましたらお聞かせいただけませんか。説明と伺いますかね。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 3時55分 休憩

午後 3時56分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（新垣邦男）

まず、基本的には毎年度施政方針を掲げております。そして主要事業、公約と重なりますが、そういうことを踏まえて予算化していくという

ことで議会でも説明をしてきております。そして様々な施策、ソフト事業なんかについては例えば新年会、そして後援会の集会、総会、そして最近では村民懇談会が行われておりますが、そういう席でも課題はこういうことですよ、今行われているのはこういうことですよという説明をしてきたつもりなんです、それじゃ足りないよということであるならば、どういう形でまたやったほうがいいのかということ踏まえて検討しなければならんだろうなというふうには思っております。全て完璧に報告してますよといかないかもしれませんが、ある程度自分なりに努力はしてきたつもりですが、恐らく山田議員の御指摘のとおり、それは知らないよという村民の方もいらっしゃるはずですから、その辺はカバーをしていきたいなというふうには思っております。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

それじゃ、改めまして本題の、ちょっと順序が不同になってしまいますけれども、1番から13番までございますけれども、そこの中でちょっと最初に村内の冠水対策事業ということで、とりわけ先ほど担当課長のほうからも御説明ございました。ちょっとこれ、私のお願いの仕方が悪かったのかなと思っておりますけれども、去った1月10日に島袋地区の説明会がございました。この件については詳細については村長、御承知しておりますでしょうか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 3時58分 休憩

午後 3時58分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

会議規則では4時までの一般質問の時間ではございますが、延長して一般質問を続けます。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

当然担当課のほうで対応したんで、その報告は受けております。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

実を申しますと、まだあまりちょっとう形でお話ししていいのかなと思っておりますけれども、今日担当課長がいらっしゃいますんで、私はいい機会だからお話ししたほうがいいのかなと思ってお話しさせてもらいますけれども、随分紳士的に、丁寧に説明いただきまして、若干ちょっと集まりは悪かったんですが、そういった面では本当に事務方の方たちはここまでやるのかなと言ったらちょっと失礼なんですけれども、そういった説明いただきまして、自分的には、あとは事業の進捗状況がうまくいけばいいなと思っただけなんですけれども、ちょっと途中から入った方がお話ございまして、これも恐らく村長聞いているかなと思っておりますけれども、私も公務員何十年とやっておりますけれども、私でしたら、その場にはいられなかったですね。大変な叱責をいただきまして、本当によくぞその職員のお2人はその場にいとどまってくれて、よく説明していただいたなど。そういった面では1時間、2時間ぐらいありましたかね、本当にこれだけはですね。ですから、そういった面では本当に職員の方、私はよくやってくれているなど。それもまたとりわけ島袋の冠水問題につきましては、確かにやっぱり見ている方はしっかり見ておりますんで、そういった面では本当に。

あと、ちょっとほかの面でも思っておりますけれども、その場で、これ担当課長のほうから御説明あったかと思っておりますけれども、いろいろと注文ありました。もちろんお叱りもたくさん受け

ました。その中で、ちょっと細かいこと言いますと、あえて、やはり眠れないという要望がちょっと多くて、そういった面ではやっぱり大分ちょっときつい注文がございました。職員の方を常に配置してくれとか、それから、このプロジェクトチームじゃないんですけども、そういった面でのことを考えてくれとか、あとは一番やっぱり大きな問題は今3つですね。やっぱり前倒してでもいいから早くやってくれと。こういった問題1つですね。

それから、あと、これも事務方の皆さん、お分かりだと思いますけれども、車の被害とか、そういった諸々がありまして、車はこういった時代ですから、ハイブリッドとかで何百万ですかね。そういった面では適当な表現かどうかは分かりませんが、何かそれに見合うような形で考えてくれんかと。

それと、3つ目は、今回ちょっとお互いに油断したのかなと思ってますけれども、ちょっとこれも無理があるのかなと思ってますけれども、いわゆるホットラインと言ってしまっているのかどうか分かりませんが、被災者の方と直で、即そういった情報が察知できるような方向で、3点ぐらい特に考えてくれんかということのちょっと御注文がありまして、それもちょうと担当課長も承知しているかと思えますけれども、ちょっとそういった面を含めて、現在の進捗状況で結構なんですけれども、今お考えになっている部分で、ご提示できましたら教えていただけませんか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

説明会の状況を担当課長から報告がございました。恐らく職員では答えられない部分があったらと思う。できるものできる、できないものはできないとはっきり言わないと、村民の皆さんも期待だけを膨らますということに

なるだろうと思ってます。当然行政ですから、今日、明日できるものではありません、これは。時間がかかるし、お金がかかるし、そういうことを村長が丁寧に、私が出ていって説明するよということで、改めて4月中旬か末にその説明会をやるよということだろうと思っております。ですから、最高責任者の村長が行って、その区民の皆さんの声を直接聞いて、やれるもの、やれないもの、こういう形で話をしていこうというふうに思ってますんで、その辺の対応はしっかりやっていきたいと思ってます。

今、車の話があったんですが、これは報告がありました。それは行政でできるものじゃないだろうと、幾ら何でも。その車の予算というものを全部それが一々行政がやると大変だよと。当然皆さん、保険も入っているでしょうし、やれるものはやれる、やれないものはやれないとはっきり言わないと、全て行政がやってもらえるという期待を抱かせてもいけないし、その辺は私が参加して、意見交換をしていきたいと思っております。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

そういった面でちょっと私も今村長の口からお話伺いましたんで、その辺、次4月ですかね、その辺またお伝えしておこうと思えますんで。

それで、この辺の話もちょうとあったんですけども、まず、自分的にちょっと提案という形で大変申し訳ないんですが、これは恐らく言わなくても担当課のほうで既に動いてくれてますんで、それも重ねてちょっと確認と思えますけれども、まずできることからということで、今までどおり、いつこういったことがもう今はやりのゲリラ豪雨じゃないですけども、これからございますんで、そういった面では万事が万事巡回してくれとは言いませんけれども、可能な限り巡回パトロール、そういった面とか、

あと、この辺もちょっと原因の要因の1つがあるのかなと思いますけれども、あそこの除去とか、あと、この辺もちょっと実は出席した方からもお話がありましたね。下水道の普及促進どうなったのかと。そういったところをやっぴりやるのも1つの行政として、とかくハード面しかちょっと目につかないものですから、そういった面では私もちょっと聞いて、ああ、建設的な意見頂いて、何だというわけじゃないんですけども、そういったところも頂きましたんで、ちょっとその辺担当としていかがなものかと思えますけれども、お聞かせいただけませんか。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

ただいま議員のほうから御意見ありました下水道の接続の向上ということなんですけれども、下水道、まず今整備途上であって、まだ浸水対策区域の中でも未整備の区間がございます。既に整備されたところにつきましては、今普及促進員が戸別訪問を行いながら、その説得をしているという状況で、毎年着実に増えてはきているんですけれども、なかなか大幅に増加がない。今現在、その接続補助として毎年助成事業をやっておりますけれども、それが最大の助成額、金額が10万円としますと、およそ40件に相当する分を計上させていただいております。そういたしますと、その範囲を超えてというのがなかなか難しいという状況もございまして、すぐに大幅な接続は進捗しないということがございますけれども、できるだけ今その制度がありますので、うまく活用していただいて、早めの接続をお願いしたいというふうに考えております。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

ありがとうございます。

こういった形で、やはり逆に私たちがなかなか

かちょっとついついいうっかり気がつかない部分で、やっぱり関心があるということで、こういった方法もあるんじゃないのという御提案ただただだけでも本当にやっぱりそれだけ皆さん見てくれているんだなと思いますんで、ひとつその辺ですね。

それと、この件についてちょっと最後になりますけれども、やはりこういった感じで大変皆さんに失礼なことも言ったと後でおわびしてましたけれども、そういった面ではやはりそういった思い、被害者でもありますんで、それをしてやっぱりこういった言葉になってしまったのかなと。その辺もあるかと思えますんで、ちょっとこの辺も難しい部分もあるか分かりませんが、こういった感じでちょっとまた注文つけてしまって申し訳ないんですが、やはり今後またいつ起きる分からないと。そういった面では被災地域の方にいかんせん、恐らくおっしゃることは行政がなかなか見えないと。それをして、こういった感じでお叱りの言葉になってしまったのかなと。これは我々も含めてですね。そういった意味ではちょっと戸別訪問というこの方法が1ついい方法かどうか分からないんですけれども、例えば先ほど言った車のこともそうですし、何かそういった面ではもう一度ちょっと時間はかかるか分かりませんが、特に今回は新築の家が床上ということもちょっとあったものですから、そういった面ではちょっとし時間的なものも含めて、これは私、すぐ答えくださいとは言いません。そういった面で特別被災地域について進捗状況も含めて、目に見える形で戸別訪問なんかもすれば私はちょっと変わってくるのかなと。その辺ちょっと無理な注文か分かりませんが、検討も含めて可能でありましたらお聞かせいただきたい。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

4月に住民説明会をもう一度やるということですから、その中で意見交換をしていきたいなと思ってます。個別に私のところにお話に来る方もいらっしゃいます。だから、そのときはそれなりの対応をしておりますので、おおむね皆さん、納得と言うんですかね、了解はしているはずなんですけど、まだまだそういう職員も結構動いたりしています。見えない点はそれまでなんですけど、しっかりそういう声を拾って行って対応していきたいというふうに思っております。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

言うまでもないんですけども、本当にとりわけちょっと冠水問題については、何もひいきで言うわけじゃないんですけども、随分担当課のほうは動いてくれているなど。そういった面では、地域の方はしっかり分かっていますので、ぜひまたこの辺、懲りずに頑張っていただければありがたいなと思いますので、次の質問に移ります。

認可園の件ですけども、先ほど担当課長のほうからちょっと御説明がございました。ちょっと1つ気になっていることがございまして、今回、待機児童のことで、恐らく大変お叱りとかいろんな面で指摘等々があったかと思えますけれども、子育て世代の皆さんにどのような説明、対応をされたのかなとお聞きしましたら、待機児童が100名ぐらいとおっしゃってましたですね。その辺のことも含めて、今後も含めて対応されたことについてちょっと教えていただけましたら。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

確かに待機児童、昨日の質問の中でも一斉入所申込みの時点で、3月11日時点ですけども、

90名余りの方が待機になる見込みというふうなことを説明さしあげました。その方々に対して、不承諾通知という形で皆様に通知を送りまして、その後、またこちらのほうにどういう状況かという問合せ等、電話等、御意見頂いたりしておりますので、その辺については個別に対応、説明させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

恐らく窓口で大変またお叱りを受けたのかなという面では、ちょっと御苦勞は差し余るところでございまして。実を申し上げると、私もちょっといかがなものかなと思ひまして、保育現場と言ってしまうといいのかどうか分かりませんが、ちょっと教えてもらいに回ってきましたけれども、例えば認可園もちょっと今回はダブルパンチで、例の新型コロナ問題がございまして、そういった面では大変御苦勞されているなど。1つは、お話聞きましたら、保育士の引き抜きがあるとか、なかなか定着してくれないとか、あとはスキルアップじゃないんですけども、勉強したいんですけども、難しいと。あとは行き着くところは、やっぱり保育士確保で苦戦していると。そういったことをちょっとおっしゃっていて、お話を受けることができました。

あと、村内にございます専門学校のほうにもちょっとお邪魔しまして、協定書を締結したということで、お話としては御協力ができる部分はやぶさかではございませんよと。そういうちょっとお話もいただきました。

あと、認可外の方のほうにもちょっとお邪魔しましたら、素朴な疑問で、何で認可園なのということで、心配されているのは認可外が置いてけぼりを食わないかなという、根底はもう子供たちのためにやっていることは一緒だと思ひ

ますけれども、そういった面ではちょっと特に今度また村長の公約の中にも認可園を増やすということがございましたので、認可外についてはもちろん保育士も引き抜かれています。そういった面でちょっと不安視しているようなところがございましたけれども、この辺もちょっと総評して、何か現場もしくは事務方もしくは村長なり何かそういった面でのフォローと申しますか、発信できるような何かございましたらお聞かせいただけませんか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 4時13分 休憩

午後 4時15分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

保育士の確保という面で、先ほども御紹介いたしました待機児童対策の県・国の補助金を活用して、認可園に対しては保育士が働きやすい環境をつくっていく、そういった補助金を促しております。

現在、認可外につきましては、大変そういった保育士確保の補助メニューというものはすぐには思いつくものはないかもしれませんが、そういった要望を聞きながら、少し検討できるものがあるならば、こちらのほうでも検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

ちょっと話がもう長くなってしまったんですが、目的はもうどこもそうだと思いますけれども、保育士確保ですね。それでちょっと繰り返しになりますけれども、せっかく村内にある専門学校ですね、あちらは保育士の資格も

ございますので、私、以前にもお話ししたと思いますけれども、この辺もちょっと御検討していただければと思いますけれども、給付型の保育士確保のための奨学金と言うんですかね、そういった制度があれば、せっかく村内にございますので、この辺は即ということはちょっと難しいかなと思いますけれども、今窮状は村内に限らずどこもそうかと思えますけれども、保育士がいないと。そういった面では大変苦戦、苦慮しているということを知り及んでいますので、今後のことも含めて、ちょっと何度か同じようなことを言ってますけれども、村長のほうからもし前向きな検討でもございましたら。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 4時17分 休憩

午後 4時18分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（新垣邦男）

質問の趣旨がちょっと難しいというか、何を指しているのかなと思って確認したんですが、ソーシャルワークに補助ということじゃないですよ。

○11番（山田晴憲議員）

違いますよ。

○村長（新垣邦男）

確保のためには、今補助があるんですが、当然これは活用してやっていたらいいという状況ですが、いかんせん、人がいないということ、これ村がどうのこうの言えるものでもないんで、何とか、これは前からそうなんですけど、どこの今保育園もなり手がいないということ、これはもう根本的にどう対策するかというのは、これは国のもう大きな方針としてやる以外にないのかなと思っております。それで、確保のための財政支援というのは全てではない

んですが、できる限りのことはやっていきたいなというふうに思ってますが、もう人材を増やすということはなかなか村単独では難しいのかなというふうに思ってます。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

すぐはちょっと難しい。予算が伴いますんで、そういうため今後の宿題じゃないんですけれども、御検討いただければ、あとはちょっと補足というわけじゃない。ぜひ一度村長も北中城は小さな村ですんで、保育現場、こんな感じということで、足を運んでいていただければ、また保育現場の方もやっぱり見える行政だなということで、そういった面で村長の子育てを応援していると、そういったところにつながるかなと思いますんで、機会がありましたらぜひとも行っていただければと思います。

次の質問に移ります。ちょっとまた飛んでしまっただけ申し訳ありません。子どもの医療費、中学校通院ということで、これも先ほど課長のほうから説明がございましたが、現物給付の件について、今どんな感じになっているかちょっと村の状況も含めて、この辺も大分ちょっと子育て世代の方たちからやっぱり要望がございまして、現状も含めて今後の見通しも含めて、お聞かせいただけましたら。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

子ども医療費につきましては、現在、村では未就学児につきましては、現物給付を行っております。あと、それ以外、入院、通院ともに中学生までは自動償還という形で、一旦病院でお支払いした後に、手続を経なくても自動的にこの助成金を御本人に振り込むというような自動償還という形を取っております。

今後につきましては、県のほうでも現物給付の拡大に向けて、いろいろ市町村から意見を聞いているところもございまして、その動向を踏まえて、村でも現物給付化の拡大については検討していく考えでございまして。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

ぜひとも今後も尽力いただければ結構だと。

次の質問に移ります。ちょっとまた飛んでしまっただけ申し訳ありません。学校の給食費の半額の件ですけれども、昨今のコロナウイルス問題もございまして、保護者の方も含めて、ちょっと危惧することがあったんで、ちょっと私もぜひ聞いてみたいなど。村のほうから補助することも結構なんですけれども、予算的なことも含めて、子供たちの栄養のバランスが大丈夫なのかと、そういう心配とかですね、子供たちはちょうど食べ盛りなものですから、そういった面では量なんかも含めて行き届いているのかなと。そういったちょっと心配している方がいらっしゃるものですから、その辺ちょっと事務方のほうでお答えいただければ。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

山田議員の質問にお答えします。

補助とは関係なく、子供の栄養バランスに関しましては、県職員、栄養士2人配置しております。小学生で必要な量、中学生で必要な量、それと栄養バランスを考慮してメニュー、献立は立てております。そういった御心配はございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

分かりました。確かにそうですよね。栄養士さんがいらっしゃるんで、その辺、それじゃ安心しましたんで、またちょっとそういった面ではお伝えしておこうと思いますんで。

また、これは村長のほうにお聞きしたほうがよろしいんですかね。これも実は私的には給食費の半額については、私は結構なことだと思ってますけれども、財源、予算見たら、ちょっと先々大丈夫なのかなと。そういった意味では、先ほど村長のちょっとお話じゃないんですけれども、可能な部分とできる部分とできない部分とございますんで、この辺も含めてやることは結構だと思いますけれども、今後のことも含めて継続できるのかなと。もしくは難しいのであれば、例えば所得制限とか、それこそそういったことも考慮して見直しすることも可能なのかなどうか、ちょっとその辺お聞かせいただけませんか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

その事業は継続していきたいなとずっと思っておりますし、万が一将来財政が厳しいとか何とかということになると、それは当然その場でまた考えないといけないんですが、今の現在、現時点では継続でやっていきたいというふうに思っております。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

次の質問に移ります。ちょっとまた飛んで申し訳ありません。5番目の頑張る子供へ、日本一の英語教育と特別奨学金、これも先ほどちょっと説明ございましたけれども、ちょっとあえてこだわって、この件について成果等々がちょっとございましたら、そういった面では具体的にちょっと教えていただければ。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

山田議員の質問にお答えしたいと思います。

今聞かれている日本一の英語教育というのは、学校教育現場とは違って、私たち生涯学習課で担当している海外短期留学DOTEプログラムとか、名護の青年でやっている英語キャンプのことを指していると思うんですけれども、今お聞きしている特に成果とかということで質問がありますけれども、去年の新聞等にも載りましたけれども、去年6月ですかね、この英語キャンプ、DOTEプログラム海外短期を経験した3名の子供たち、今現在アメリカのコミュニティーカレッジのほうに通って、勉強をしています。また、その結果を見て、4年制大学とかの移行へもできるようなシステムづくりは完備しておりますので、御心配ないと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

ぜひそういった面では未来を担う子供たちでするので、ぜひともこの辺はまたお話聞く中では、かなり皆さんから御好評ですんで、ぜひともまた継続して頑張っていただきたいなと。

先ほど、それから、ちょっと別件で村長のほうから説明ありましたけれども、特別奨学金の創設について、この辺もやるとすると私はとても結構なことだと思いますんで、逆にまた我々で何ができるかなということもございまして、その辺、今後のことも含めてお聞かせいただければ。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

先ほども申しあげましたが、特別奨学金の創設というのは、これはあくまでも私の個人的な目標というか、将来やっていきたいなというこ

とでありますけれども、今担当課長からもあったように、確実に子供たちの英語に対する対応というのは非常に効果がうちの村では出ているんじゃないかなというふうに思ってます。英検の合格者も多数出ているという報告も聞いておりますし、そういう意味では県内、そして県外の大学もいいんだけど、直接そういう海外短期留学をやった子供たちがアメリカの大学で学びたいと。そして、いろんな海外の大学へ行きたいという希望が多くなれば、そういう対応を村としてもやれないかなと思っているわけです。海外に行くにもかなり保護者の負担も大きいんで、そういう意味では育英会的なものが将来できたらいいんじゃないかなと。そうすると、もっと英語と言うんですかね、国際的に活躍できる人材が輩出できるんじゃないかという思いでやったんですが、まだ現実的にはなかなか予算的にも厳しいものがございまして、まだ創設はできておりませんが、将来的にできたらいいなという思いで、その特別奨学金創設と言わせていただいております。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

ちょっと突っ込んだ話で申し訳ありません。可能性と言ってしまっているのかどうか分かりませんが、そういった面ではいかんせん、やっぱり予算が伴うかと思っておりますので、見通しも含めて、今ちょっとなかなかそこまで答え頂けなかったですけれども、いかがなものかなと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

これは国の制度なんかがあればいいんですが、まだそこまで行ってないような感じですので、これはある意味民間の力もかりれないかなと。

アメリカでは大学は民間が出資をしてやっているというような状況もあるんで、そろそろアメリカ型と言っておかしいんですが、民間の力をかりて人材育成的なものが可能なのかどうか少し考えてはいますけれども、いろんな切り口を考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

いずれにしても、とりわけ何も英語教育だけというわけじゃないんですけれども、やはり子供たちが随分そういった面では変わってきたなと。この辺もやっぱり村の力を入れている結果かなと思っておりますので、ぜひとも今後も頑張っていたいただければなと。

それで、またちょっと飛んで、別な質問になりますけれども、11番目の多目的アリーナの件で、これも私のほうから申すまでもないんで、先ほど村長のほうからも説明ございましたけれども、やはりこれが一番やっぱり皆さん、村民の方が一致して知りたいことということで、なかなかこの部分が見えてこない。知らされてないということが多くて、村長が先ほどちょっと説明ございましたけれども、国との交渉の問題とか、いろいろあるかと思っておりますけれども、やはりどこかの、あと残すところ1年切ってしまう状況だと思いますので、そういう中間報告と言ってしまっているのかどうか分かりませんが、やはりここまでちょっと触れたいくはないんですけれども、やっぱり村長選挙で村を二分した1つの一番の大きな私は争点じゃないか。これはよくやっぱり聞かれるものですから、ぜひともやっぱりこの辺をこだわって、何らかの形でやっぱり私は皆さんに見える形で、これは一番の私、見える行政じゃないかなという感じがするんですけれども、今後のことも含めて、そういった面で考えも含めて、今後お考

えであればお聞かせいただけませんか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

多目的アリーナに関しては、これまでも議会でも皆さん質問の中でやっていただいて、答弁をしてきたところであります。昨日もそういうお話がございました。ですから、ある意味村民から聞かれたら、議員さんたちも当然村長そう言っているよということを伝えていただけたらいいんじゃないかなと思ってます。村長が全村民にこれはこうだ、ああだという話じゃ、なかなか行き届かないんじゃないかなというふうに思っておりますし、かなり細かいんで、そういう文書にしても、本当に御理解いただけるかどうかということもあろうかと思えます。ですから、当然議会だより等々で村民には周知されているはずなんですが、まだできないんだなと。何でできないんだろうと。これは用地交渉が成り立ってないだけであります。ですから、もう一つは、本当にアリーナ造るのという心配もあろうかと思えます。

だから私が言っているのは、沖縄市がもう一番に造ると。やがて完成だということですから、それと同じようなものを、計画はうちが早かったんですが、完成は向こうが早いわけですから、当然それでいいかという検証をしないとイケないと思っております。ただ、昨日も言ったんですが、ここは防災の拠点ということがあるものですから、全くやらないという話になると、これは補助金も返さなければいかんということになるし、じゃ何をやるのということもまた新たな事業計画をつくらなければいけないということがありますから、そういうことではなくて、今ある計画をどう見直しをしていって、村民の皆さんが有効に活用できるか、そして防災拠点として活用できるかということを考えていかなければならんだろうと思っております。ただ、

それをやるにも何するにも、用地交渉もしっかりしないと、その用地を買うことをしっかりできないと前にも進まないわけですね。ただ、用地交渉もいつまでも続くものでありませんので、これは当然組合が解散したら、その後の手続もやらなければいけませんので、そういうことも踏まえて考えていきたいと思っております。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

今いろいろ村長がちょっと御説明されました。その分もちょっとなかなか伝わっていかない。あとはおっしゃるとおりで、造るのかな、どうなのかなと。沖縄市は造ってますんで、既にスタートしていますから、そういうことも含めて、本当に大丈夫なのと。それがやっぱり本来であれば、皆さんやっぱり造ってほしいと思いますよ。ところが、やっぱりおっしゃるとおりで用地問題とか、いろんなことが絡んでますんで、その分がなかなかちょっと見えてこない。

ですから、先に結論を急いでしまっただけで申し訳ないんですけども、あと1年切ってしまうんです、その辺のちょっと見通しもどうなのかな。予算でもちょっと見えてこない部分がございますんで、そういったところ、だから、いつかの時点でやっぱり見極めというわけじゃないんですけども、この辺もやっぱり必要なかなと。ちょっとその辺もまだまだ時間かかるか分かりませんが、その辺のタイミング的なものをもしてお考えかどうか分かりませんが、もうあと1年切ってしまうんです、それはやっぱり皆さんちょっと危惧されておるわけなんですよね。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

あと1年、年内というか、直々用地交渉が解決すれば、その事業は展開をしていくはずですよ。

ただ、ここは公共用地になっているわけですね、都市計画決定をして。当然事業は進むわけですよ。次の村長がどう判断するかは別として、これはもうやらなければいけないと。やらないときのほうがちょっと不安だなと思うのは、都市計画決定されているものを白紙に戻すということは補助金を返さなければいけないと。用地購入もしているんで、その分を返すという、その体制を取れば良いと思います、更地にして。ただ、その計画を変更するときにはまた国と交渉しなければならぬということがありますから、この辺は次の村長がやらないと言うんだったら、それはそれでしょうがないと思っておりますが、できたら継続をして、計画変更するなり、どうするなりと。手順は職員がちゃんと理解をしておりますんで、そういうことを踏まえてやれたらいいなと思っております。

ですから、私としては、私がいる間にめどをつけたいということは当然思っています。そのめどというのは用地をしっかり獲得をしていくということだろうと思っておりますんで、そのことがまず第一義的にやらなければいけないことだと思っております。あとはこの補助金の中でどうするか。規模を縮小してやっていくのか、負担がないようにやっていくのかと。そこが防災拠点になり得るのかどうかなのかなということも踏まえて考えていかなければならぬだろうというふうに思っております。

村長が終わったら全て事業が終わるということではなくて、当然継続すべきは継続するし、継続してないものはしないということで、それは当然私も前村長からそういうことを引き継いでやってきているわけですから、ぷつぷつ切れることは当然ないものと思っておりますし、ただ、それはまた次の村長が考えることですから、そこまでは言及をいたしません、ここまでやってきたものには、やっぱり滞っているのはそういう原因がありますよということでもありますんで、

しっかりその辺を対応していかないと、余計混乱になるんじゃないかなと思っておりますので、私がいる間に道筋だけはつけておきたいなという思いは常に持っております。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

時間がなくなってきましたので、繰り返しになりますけれども、村長、先ほどもおっしゃってましたけれども、機会、機会に、節目、節目でそういった形でちょっと言葉、言葉の中で聞かせていただいて、村民の方に発信していただければ、今後ともやっていただければ結構なことだと思いますんで、その辺心がけていただけましたら。

あと、ちょっとこれ、提案というか、こういった方法もあるのかなと。私、村のホームページ見ましたら、村長の挨拶はあるんですね。村長の挨拶はあるんですねけれども、これもちょっと御検討いただければ、やっぱり先進地は村長のコーナーと言ってしまっているのかどうか分かりませんが、村長の部屋という形で、メールと言うんですかね、これで村民の方との情報共有、交換と言うんですかね、そういった方法もありますんで、もし今後、これもまた予算が伴うかも分かりませんが、そういった形でやれば、村長はなかなか見えないとか、分からないということをおっしゃってますけれども、このホームページの中で村長のコーナーということのを設けられれば、私的には村民の見えない部分が見えてくるのかなと。生の声が聞こえるのかなと思っておりますんで、これも1つちょっと検討いただければ。

あと、それから、ちょっと今滞ってますけれども、例えば地域懇談会と言うんですかね、そういった方法でやることによって、目に見える行政と言うんですかね、村長はいろんなところで発信しているとはおっしゃってますけれども、

やり方によってはそういったところでまた言葉
足らずと言ってしまったらちょっと語弊がある
か分かりませんが、見えない部分が見え
てくるかなと思いますので、そういうことも含
めて御検討いただければありがたいと思いま
すけれども、お言葉頂いてよろしいですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

メールで発信したほうがいいんじゃないかと
いう御提案もありますんで、それができればや
っていきたいなと思っております。以前は広報
に村長のコメントみたいなものがあつたような
気がしますけれども、なかなかそれをやると村
長の売名行為じゃないかと言われてしまいまし
て、それはいろいろ意見があるんだなというふ
うに思っておりますし、ただ、私、まだうまい
具合にインターネットを使えないんで、これを
またしっかり勉強して、議員御指摘のそういう
インターネットも活用したほうがいいんじゃない
かということに対してはぜひ前向きに考えて
いきたいなというふうに思っております。

○11番（山田晴憲議員）

終わります。どうもありがとうございました。

○議長（名幸利積）

以上で本日の日程は全部終了しました。これ
をもって一般質問は全て終了しました。

議員諸君、執行部の皆さん、並びに傍聴者の
皆さん、大変御苦勞さまでした。本日はこれで
散会します。

午後 4時37分 散会

令和2年第1回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 2 年 3 月 6 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和2年3月24日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	閉 会	令和2年3月24日 午前11時44分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜屋武 すま子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番	天 久 朝 誠	出
	3 番	伊 集 守 吉	出	1 0 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	1 1 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	1 2 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	1 3 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	1 4 番	名 幸 利 積	出
会 議 録 署 名 議 員	1 0 番 議 員		比 嘉 義 弘			
	1 1 番 議 員		山 田 晴 憲			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	新 垣 邦 男	教 育 長	砂 川 惠 重		
	副 村 長	比 嘉 聰	教 育 総 務 課 長	喜 納 克 彦		
	総 務 課 長	仲 本 正 一	生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏		
	総 合 調 整 監 兼 企 画 振 興 課 長	石 渡 一 義	建 設 課 長	瀬 上 恒 星		
	会 計 課 長	米 須 清 喜	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	楚 南 兼 二		
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳	健 康 保 険 課 長	安 里 直 彦		
	税 務 課 長	奥 間 か ほ る	農 林 水 産 課 参 事	鹿 島 直 昭		
	上 下 水 道 課 長	安 次 嶺 正 春	学 校 教 育 指 導 主 事			
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第5号

令和2年3月24日（火曜日）

1. 開議 午前10時00分
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第4号	北中城村放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例について	委員長報告、質疑、 討論、決定
2	議案第10号	北中城村放課後児童クラブの指定管理者の指定について	〃
3	議案第15号	令和2年度北中城村一般会計予算について	〃
4	議案第16号	令和2年度北中城村国民健康保険特別会計予算について	〃
5	議案第17号	令和2年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について	〃
6	議案第18号	令和2年度北中城村下水道事業会計予算について	〃
7	議案第19号	令和2年度北中城村水道事業会計予算について	〃
8	議案第20号	令和元年度北中城村一般会計補正予算（第8号）について	説明、質疑、 委員会付託省略、 討論、決定
9	議案第21号	公営墓地進入路整備工事（その1）工事改定契約について	〃
10	議案第22号	公営墓地進入路整備工事（その2）工事改定契約について	〃
11	同意第4号	北中城村教育委員会委員の任命について	〃
12	陳情第1-29号	本土と沖縄の医療格差の是正を求める意見書の採択を求める請願書について	委員長報告、質疑、 討論、決定
13	意見書第1号	本土と沖縄の医療格差の是正を求める意見書について	即 決
14	意見書第2号	首里城の早期再建を求める意見書について	〃
15	決議第1号	閉会中の議員派遣に関する決議について	〃
16		閉会中の継続審査及び調査の申し出	

○議長（名幸利積）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．議案第4号 北中城村放課後児童
クラブの設置及び管理に関する条
例について

○議長（名幸利積）

日程第1．議案第4号 北中城村放課後児童
クラブの設置及び管理に関する条例についてを
議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（上間堅治議員）

それでは、読み上げて報告いたします。

議案第4号 北中城村放課後児童クラブの設
置及び管理に関する条例の制定について。

令和2年3月9日、本委員会に付託されまし
た議案第4号 北中城村放課後児童クラブの設
置及び管理に関する条例の制定について、本委
員会における審査の経過と結果について、御報
告申し上げます。

本委員会においては、3月9日、11日、19日、
23日に開催し、全委員出席の下、審査を行いま
した。執行当局からは担当課長及び係長が出席
しました。

質疑の主なるものとそれに対する答弁につい
て御報告いたします。

第2条中、定員61人とあるが年間利用と一時
利用、両方含んでの人数かとの質疑に対し、北
中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営
に関する基準を定める条例により基準が定めら
れている。定員については、施設で最大利用で
きる人数を定員としており、年間利用、一時利
用の両方を含んだ定員であるとの答弁。

最大定員61人との答弁だが、やむを得ず定員

を超えて利用しなければいけない事情が発生し
た場合の対応はとの質疑に対し、61人以上の受
入れは厳しいと考えている。しかし、施設内の
児童専用区画の基準で最大利用人数を定めてい
るので、例えば事務室などを学習室と変更する
ことができれば、児童の専用区画が増えるので、
最大利用人数も増えると考え。この例に関し
ては指定管理者との協議となるとの答弁。

第5条第1項第2号のその他村長が必要と認
める児童とは、どのような児童を想定してい
るのかとの質疑に対し、具体的な例として、併設
する小学校に村外から通学し、やむを得ない理
由により当該施設の利用を必要とする例や、村
外の特別支援学校等に通う村内在住の児童等の
例が想定されるとの答弁。

第8条中、入所の承認とあるが、独り親の家
庭など優先利用の考えはとの質疑に対し、この
条例での優先利用については定めていないが、
指定管理者との協定の中で選考基準を優先度
の高い家庭を優先的に入所してもらいたいとし
ているので、協定書を踏まえて対応していく
との答弁。

第9条第3項の実費を勘案して合理的である
と認められる範囲において、当該必要な費用
の額を定めなければならないとあるが、金額の
確認をどのように行うのかとの質疑に対し、指
定管理の運営については北中城村公の施設にお
ける指定管理者の指定の手續等に関する条例第
9条において業務報告の聴取ができることにな
っている。定期、または随時に適正な金額設定
が行われているか報告を求めていく考えである
との答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決
の結果、本委員会は全会一致で原案を可決す
べきものと決定いたしました。以上です。

○議長（名幸利積）

これより委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号 北中城村放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例についてを採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (名幸利積)

異議なしと認めます。議案第4号 北中城村放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第10号 北中城村放課後児童クラブの指定管理者の指定について

○議長 (名幸利積)

日程第2. 議案第10号 北中城村放課後児童クラブの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長 (上間堅治議員)

読み上げて報告します。

議案第10号 北中城村放課後児童クラブの指定管理者の指定について。

令和2年3月9日、本委員会に付託されまし

た議案第10号 北中城村放課後児童クラブの指定管理者の指定について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、3月9日、11日、19日、23日に開催し、全委員出席の下、審査を行いました。執行当局からは担当課長及び係長が出席しました。

質疑の主なるものとそれに対する答弁について御報告いたします。

指定管理者の募集方法と募集期間はとの質疑に対し、公募については、掲示板への公示、村ホームページへの掲載と放課後児童健全育成事業を実施する事業者への情報提供。募集期間は約1カ月で、令和元年10月11日から11月11日まで行ったとの答弁。

公募に対し応募は何件あったのかとの質疑に対し、公募に先立ち説明会も行っている。説明会には村内の学童を経営する2団体、村内に拠点を置く法人の1団体の計3団体が参加、その中で公募に参加したのが村内に拠点を置く法人と、説明会には参加していない県外の法人の2法人との答弁。

選考委員の構成はどのようになっているのかとの質疑に対し、北中城村指定候補者選定委員会設置要綱において定められ、10人の管理職で構成する選考委員会が設置されている。今回は5名の課長職で放課後児童クラブ選定部会を設置し、応募者のヒアリング等の審査を行い、その審査の評価を基に指定管理者候補選定が行われているとの答弁。

今回候補に上がった管理者は、事業実績年数が浅いが、選考に当たり問題はなかったかとの質疑に対し、選考審査の項目にも実績について点数化した上での判断であるとの答弁。

指定管理者の職員配置、体制はどのようになっているのかとの質疑に対し、当該候補者については、8人の職員配置を予定している。内訳は放課後児童支援員3人、放課後児童支援取得

見込者2人、補助員3人となっているとの答弁。

支援員の資格要件等はどうなっているのかとの質疑に対し、ベースとなっているものが保育士、社会福祉士等があり、その上で県が定めた研修を修了したものでなければならないとなっているとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長（名幸利積）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号 北中城村放課後児童クラブの指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第10号 北中城村放課後児童クラブの指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3．議案第15号 令和2年度北中城村一般会計予算について

○議長（名幸利積）

日程第3．議案第15号 令和2年度北中城村

一般会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

一般会計予算審査特別委員長。

○一般会計予算審査特別委員長（天久朝誠議員）

議案第15号 令和2年度北中城村一般会計予算について。

令和2年3月9日、本委員会に付託されました議案第15号 令和2年度北中城村一般会計予算について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、3月10日、12日、13日、23日に開催し、全委員出席の下、審査を行いました。執行当局から担当課長及び係長及び担当職員が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告いたします。

歳入、1款1項1目村民税個人分が対前年度比で7,013万4,000円の増額になっている要因はとの質疑に対し、要因は所得割7,084万7,000円増、均等割85万9,000円増である。高額所得者の転入、不動産等の売却による所得増、納税義務者の増によるものとの答弁。

1款1項1目村内在住者の県外へのふるさと納税に係る影響額はとの質疑に対し、県外・県内では区別していないが、ふるさと納税している方は年々増加し、それに伴う控除額も増加している。平成29年度は107人で控除額344万3,031円、平成30年度は155人で控除額605万9,381円、平成31年度は205人で801万5,119円となっているとの答弁。

1款1項1目村民税法人分が対前年度比で612万5,000円の減額になっている要因はとの質疑に対し、内訳は、法人税割367万7,000円、均等割244万8,000円となっており、法人税割の減額は、平成28年度の税制改正による9.7%から6%への税率の引き下げが令和元年10月より施行されたことによるもの。均等割額の減額は資本金や村内従業員数の変更により、号数が引き

下げられたため。内訳は、7号法人が8事業所減、6号法人が1事業所減、3号及び2号法人が1事業所増、1号法人は11事業所増となっており、全体として課税見込み額が288万8,000円の減となっているとの答弁。

6款1項1目1節法人事業税交付金の内容についてとの質疑に対し、税制改正により、国税である地方法人税が4.4%から10.3%へ税率を引き上げ、村税の村民税（法人）は9.7%から6%へ税率が引き下げられた。これにより、県税の法人事業税のうち5.4%を市町村ごとの従業者数を基準として法人事業税交付金が交付されることとなったとの答弁。

7款1項1目1節地方消費税交付金が対前年度比で3,678万円の増額になっている理由はとの質疑に対し、毎年、地方消費税の課税主体である沖縄県から全市町村へ見込額の通知がある。その通知額のとおり予算計上している。沖縄県の説明では、全国及び県内の景気や経済状況等から試算したと聞いているとの答弁。

13款1項1目1節地方交付税が対前年度比で4,200万円の減額になっているが、大型病院が来たことによる税収調整分が反映されているかとの質疑に対し、反映されていない。平成29年に開業した大型病院による増収分は、令和2年度に交付税検査が行われ、令和3年度の予算で調整される予定との答弁。

19款1項1目1節村有地賃借料（ライカム地区LNG）の場所と面積、これまでの賃借料の取扱いはとの質疑に対し、61万8,000円、字ライカム714番地、面積は753.95平方メートル。この土地はもともとアワセ土地区画整理組合が管理していた土地で、プログレッシブエナジー社と賃貸借契約を結んでいた。この土地が村へ移管されたことから、村とプログレッシブエナジー社と継続して契約することになったとの答弁。

歳出、会計年度任用職員関係予算の概要と勤

務形態はどうなっているかとの質疑に対し、会計年度任用職員フルタイムとパートタイムに分かれており、予算科目として職員と同じ勤務時間、週38時間45分のフルタイムについては、2節給料、3節期末手当、通勤手当、時間外手当となっている。勤務時間の短いパートタイムについては、業務によって週30時間と35時間勤務に別れており1節給料と時間外手当に相当する報酬、3節期末手当、9節通勤手当となっている。また、4節に社会保険関連の予算科目を計上している。人数内訳として、フルタイムは14人、パートタイムは150人となっているとの答弁。

2款1項5目16節ロウワープラザ地区用地取得事業の進捗はとの質疑に対し、村の用地取得目標が1万1,000平方メートルで今年度で9,194平方メートルを取得。進捗としては83.6%の取得率となっている。残りは令和3年度末までに取得予定との答弁。

計画以上に取得する事は可能かとの質疑に対し、面積はそれなりの理由があれば、県を通して国との交渉で取得面積を増やすことは可能であるが、村としては今の基金の額からして精いっぱいであるとの答弁。

2款1項7目18節女性の翼補助金の補助内容はとの質疑に対し、女性の翼補助金として5万円を計上している。北中城村国内外女性研修等派遣事業補助金要綱において、補助金額の額は経費の2分の1以内で予算の範囲内とすることを受けて、上限を5万円としたところであるとの答弁。

2款1項10目10節観光防災力強化支援事業消耗品1,752万4,000円の内容はとの質疑に対し、防災倉庫、備蓄食料2,790食、水、毛布、発電機、災害用トイレ、タンク、消毒液、マスク、おむつ等で国の9割補助事業となっている。令和元年度から令和3年度までの3カ年間事業となっているとの答弁。

2款1項10目12節観光防災力強化支援事業の防災マップ多言語化業務の内容はとの質疑に対し、平成30年度に作成した北中城村防災マップの韓国語・スペイン語版を各1,000部作成する予定。国の10割補助事業となっているとの答弁。

2款1項14目北中城村史編纂事業の進捗はとの質疑に対し、北中城村史編纂事業は、これまで第2巻民族編、第3巻移民編、第4巻戦争編、第6巻新聞資料編、第7巻文献資料編が発刊済みで、現在は第5巻戦後編の発刊へ向け作業を進めているところ。作業内容は、資料収集・整理、聞き取り調査、聞き取り話者校正・原稿化、論述執筆などがあり、全体の進捗は6割程度となっている。

また、今年度の12月補正予算にて、村史編纂委員会会議費、戦後編専門部会会議費を計上しており、現在、戦後編専門部会において次年度以降の事業計画を進めている。本村は基地があるゆえに中城村から分村し、他市町村とは違った独特な経過をたどってきている。戦後編が対象とする時期は終戦前後から本土復帰の1972年を対象としている。学者ではなく、広く住民からの聞き取りを中心に編集し、村の特徴を残していこうと考えている。専門部会で3年間である程度見通し立てて計画するという話が出てるとの答弁。

2款5項2目12節特別調査区実施調査委託料の内容はとの質疑に対し、特別調査区とは、国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令第1条第3項に該当する区域や施設となっている。本村では、病院や老人ホーム等の施設が該当している。本村には該当病院が3つ、該当施設が2つあり、それぞれの施設自体が一つの調査区となることから、当該施設管理者へ調査を委託することで、調査を円滑に進めることを目的としているとの答弁。

3款1項1目18節村社会福祉協議会補助金が対前年度比で313万7,000円増額になっている理

由はとの質疑に対し、当該補助金の増額となっている主な理由については、人件費に係る負担増分として約164万円、また、災害ボランティアセンター資機材整備費として約132万円を計上したものである。災害時のボランティアセンターを社会福祉協議会が担うことになり、泥のかき出し、倒壊家屋の片づけを想定し、シャベル、リヤカー、ヘルメット等14点が見積りとして上がってきているとの答弁。

3款1項1目18節村社会福祉センター運営補助金が対前年度比で277万1,000円増額になっている理由はとの質疑に対し、増額となっている主な理由については、福祉センターエレベーター修繕に係る経費として約270万円を計上したものであるとの答弁。

3款1項3目12節高齢者保健福祉計画策定業務委託料の内容はとの質疑に対し、高齢者保健福祉計画は、老人福祉法に規定される市町村老人福祉計画で、市町村介護保険事業計画と一体のものとして制定されるものである。介護保険事業計画については、本村が参画する沖縄県介護保険広域連合が3年を1期として策定しており、今回の福祉計画も3年に一度の改定を行うものである。当該委託に係る内容については、ニーズ調査の実施と計画策定が主な業務内容となっている。委託料として283万8,000円を計上したものであるとの答弁。

4款1項2目12節予防接種委託料の詳細内容はとの質疑に対し、予防接種の助成には、子供の定期接種16種類、成人1種類、高齢者2種類の計19種類あり、平成30年度決算額で5,655万8,631円となっている。令和2年度の当初予算編成時の当課からの要求額は6,124万3,000円であったが、財政担当部局からの査定額としては5,427万円となっている。年度途中において過不足が生じると判断された場合においては、補正等に対応することとなっており、予防接種は確実に実施できるとの答弁。

4款1項6目14節公営墓地整備工事費の内容はとの質疑に対し、2億9,294万1,000円、一括交付金80%補助。令和2年度の工事は、主として墓群を建立する敷地の造成、園路、排水、擁壁、調整池工事となる。令和元年度に発注した進入路工事が繰越しになって、7月末の完成になるため、この工事に関しては今後発注時期を確認することになる、3億近くの工事なので工期はおそらく7、8カ月かかると考えている。令和2年度に発注しても年度繰越しになる可能性があるが、できるだけ年度内で終われるよう努力するとの答弁。

4款2項1目12節北中城村資源化ヤード運営業務委託料の内容はとの質疑に対し、資源化ヤードに持ち込まれる草木の受入れや収集運搬業務のほか、チップ化堆肥化を行うための処理及び施設や設備の管理等を行う業務。5月1日から指定管理を目指すとの答弁。

4款2項1目12節北中城村資源化ヤード処理困難ごみ処理委託料の内容はとの質疑に対し、資源化ヤードで受入れできるものには制限があり、クリーン作戦等で各自治会から持ち込まれるものにはチップ化・堆肥化に向かない樹木等が含まれる。ヤード内では処理ができないために民間にその処理を委託している。産業廃棄物として処理されるとの答弁。

4款2項1目12節北中城村災害廃棄物処理計画策定業務委託料の内容はとの質疑に対し、平成10年10月に震災廃棄物対策指針が当時の厚労省から示されていたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の教訓から、地方公共団体は、指針に基づき都道府県地域防災計画及び市町村地域防災計画と整合性を取りながら、処理計画の作成を行い継続的な見直しを行うことが求められている。特に本村においては、浦添市・中城村・北中城村の3市村で計画している新クリーンセンターの建設計画の中にも災害廃棄物のごみ量等の根拠が必要であり、事業を進

める上で重要な計画策定業務となっているとの答弁。

4款2項1目12節資源ごみ収集運搬業務委託料の内容はとの質疑に対し、資源ごみ（缶類、瓶類、ペットボトルやダンボール等の紙類、古布類）を決められた日に収集運搬する業務との答弁。

次年度から当該業務を嘱託員が回収する方法から、民間委託予定。委託契約の状況はとの質疑に対し、3月10日に入札予定だったが、指名業者4者中3者が辞退し1者のみとなったため、その業者と1,522万円8,000円で随意契約を予定しているの答弁。

5款1項3目12節再生可能資源を活用した北中城産業の活性化業務委託料の内容はとの質疑に対し、事業化は民間事業者が取り組むものだが、村では長期ラボ実験、導入設備の構築検討、事業の成立性の検証などを進め、食循環に資する環境に配慮した取り組みとして計画を取りまとめ、それを民間事業者に実施してもらう方針で整理してきた。令和4年度事業実施を目指し、今後実施企業の公募を行う。整備に関する費用は、村費を活用することなく、民間の自己資金に加え、交付金、補助金が直接民間に導入対応したものを選定しており、国への働きかけを行っていくとの答弁。

5款1項3目18節地産地消出品者協議会補助金増額理由はとの質疑に対し、しおさい市場の運営に充てられている沖縄県地域振興協会地域振興事業の見直し、300万円から150万円が令和2年度から行われ、それに伴う補填のため100万円増額との答弁。

昨年度は企業努力で50万円減額していた。今回は相殺で100万円増額ということかとの質疑に対し、補助金の減額150万円のうち100万円はしおさい市場の運営に充て、50万円は努力しながら対応を図っていくとの答弁。

売上げは対前年度比で伸びているのかとの質

疑に対し、伸びている。食品ロスを惣菜に回したりし、純利益も上がっている。前年度が189万6,000円、今年度は247万4,000円となっているとの答弁。

6款1項3目12節観光周遊バス実証実験業務の内容はとの質疑に対し、本業務では、利用実態調査や効果検証、バスの運行状況の配信などを行い、本年度から始めている実証実験を継続的に実施するもの。加えて、令和3年度から予定している有償実験に向けた検討も進めている。乗車目標は1日120人であるが、これまで1日9便で人数は平均20人との答弁。

村民へ中間報告する必要があるかとの質疑に対し、広報誌等で報告していくとの答弁。

7款2項2目12節道路台帳作成業務委託料の内容はとの質疑に対し、385万円で単費支出。今年度、新規に村道認定したアワセ土地地区画整理地内における村道の一部の台帳作成。令和3年度に残り分の台帳作成を予定しているとの答弁。

7款2項2目12節主要村道予備設計業務委託料の内容はとの質疑に対し、100万円で単費支出。村道仲順屋宜原線、場所はあやかりの杜から屋宜原地区に下っていく90度に近いカーブの部分及び村道荻道登又線、場所は三育小学校入り口の前後における路線沿いののり面改修事業を考慮した急ぎ補修が必要と考えられる範囲の工事費を算定し、道路改修補助事業として申請するための資料作成業務との答弁。

仲順屋宜原線は改善されないのは地形の問題がある。改修ではなくて国の大きな補助金で、地滑り対策が必要ではないかとの質疑に対し、この道路は場所により状況も違い、一括で行うのは困難と考えている。まずは急所部分をどうやって手当できるかを考えたとき、予備設計を行い、のり面の改良工事に関する補助金をもらいながら部分的に対応するのが一番早いのではないかと考えているとの答弁。

7款2項2目14節島袋地区排水路整備工事費、附帯工事費の内容はとの質疑に対し、本体工事1,162万円、特定防衛施設周辺整備調整交付金80%補助、附帯工事150万円は単費支出。島袋児童館周辺における道路側溝の改修工事、約100メートルで、附帯工事については、本体工事の影響範囲外の舗装工事費を計上している。既存の側溝は老朽化しており、コンクリートの蓋がついているが、蓋も破損し側溝に落ちている箇所もある。既存の側溝の断面を新しいものに改修する内容との答弁。

9款2項1目14節北中城小学校改修工事の内容はとの質疑に対し、特別支援学級の教室不足を解消するための工事費として1,463万6,000円。工事業者は規模を勘案して、商工会からも要請があるため、村内企業を選定していくとの答弁。

特別支援学級の教室不足とあるが、年々生徒は増加傾向かとの質疑に対し、増加傾向にある。令和2年度は二クラス足りない状況。現在、44名で7クラス設置し、令和2年度は52名で9クラス設置予定との答弁。

9款4項1目12節訪問看護委託料の内容はとの質疑に対し、幼稚園には医療的ケアが必要な園児が2名おり、保育時間中は園児と一緒に保護者の方も園で付き添っている。児童Aは気管切開カニューレを装入しており、吸入が必要、児童Bは循環器呼吸状態の観察、酸素吸引器の管理が必要。次年度は、保護者の負担を少しでも軽減できるよう週1回、看護師の資格を持った方を配置するための委託料との答弁。

国からの補助金等はあるかとの質疑に対し、国から特定の補助はない。1日4時間、1時間8,000円、1日合計3万2,000円、年間41回を中部地区医師会訪問看護ステーションへ委託を調整しているとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長（名幸利積）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

まず、反対と申し上げて討論をしたいと思えます。

内容は、住民生活課の嘱託6名が削減され、民営化されることが大きな反対する理由であります。約20年勤めた6名の嘱託職員は、誇りを持って仕事に励み、そしてしっかり家族を支えていると関係者からも聞きました。直接会いにも行きました。村長は、オール沖縄を掲げて当選しました。その先頭に立った玉城デニー知事は、一人も取り残さないと言いました。そして、労働組合出身の村長が取るべき姿勢ではないとも考えております。税金は村民のために使いましょうと、4月1日から会計年度任用制度が始まります。多くの嘱託職員、臨時職員は正規職員の待遇に近くなり、喜ばしいことですが、一方、6名の嘱託職員のその家族がいることを忘れないでいただきたいと思えます。別な方法を取ってほしかったと思えます、財政も正常であるならば。以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時37分 休憩

午前10時41分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

ただいま令和2年度一般会計予算について賛成討論をいたします。

反対討論の内容で、今回ごみ収集の職員の件についてありましたが、これは予算に関わるものではなくて、以前から住民のサービスを向上するためのものとして、議会にたびたび議論も出てきました、議会からの要望もありました。そういった意味で、今回、一般の民間に委託するという、その経過もありますので、金額の問題等々、予算の問題等々ではなくて、違ったレベルの問題だと思えますので、今回の予算計上に関しては、認めて執行していくものだと思っております。以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号 令和2年度北中城村一般会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

議案第15号 令和2年度北中城村一般会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（起立多数）

○議長（名幸利積）

起立多数です。議案第15号 令和2年度北中城村一般会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4．議案第16号 令和2年度北中城村国民健康保険特別会計予算について

○議長（名幸利積）

日程第4．議案第16号 令和2年度北中城村国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（上間堅治議員）

それでは、報告いたします。

議案第16号 令和2年度北中城村国民健康保険特別会計予算について。

令和2年3月9日、本委員会に付託された議案第16号 令和2年度北中城村国民健康保険特別会計予算について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、3月11日、16日、19日、23日に開催し、全委員出席の下、審査を行いました。執行当局から担当課長及び係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告いたします。

歳入、6款1項1目保険給付費等交付金が対前年度比2,149万5,000円減額の詳細内容はとの質疑に対し、国から間接的に交付される特別調整交付金の減による。これは北中城村の国民健康保険被保険者の1人当たりの基準総所得が全国平均より下回った場合に交付される仕組みとなっているが、令和元年度交付分の基準年度となる平成30年度、平成29年中に不動産売買により所得が大幅増となった方が多数おり、結果的に1人当たりの所得金額を押し上げ、全国平均より高くなったために今年度は交付されなかった経緯があり、令和2年度もその流れを注視することになり、この交付金が交付されるか否かは不確定要素であるので、当初予算の計上から除いたために約2,600万円減額になったとの答弁。

答弁の中で、不動産売買により1人当たりの所得金額が増え令和元年度は交付がなかった。

令和2年度予算は前年度を踏まえ不確定要素なので予算計上は行わなかったとあるが、不動産売買の経緯について税務課からの情報は得られないのかとの質疑に対し、個人情報守秘義務や全国の平均の値が得られる状況にはないとの答弁。

12款4項9目1節歳入欠かん補填収入が前年度比4,251万4,000円増額になっている詳細内容はとの質疑に対し、主な内訳としては6款1項1目2節保険給付費等交付金約2,600万円の不交付分、10款1項1目3節の職員給与等繰入金の会計年度任用職員の増加分約700万円の未計上、一般会計からの財政安定化支援事業繰入金の減額約900万円が主な要因となっているとの答弁。

歳出、1款1項1目11節第三者行為求償事務手数料の内容はとの質疑に対し、国民健康保険団体連合会に委託し、求償金収納額の5.23%を委託料として支払う。年度によりばらつきがあるが、令和2年度の予算は800万円掛ける5.23%の41万8,400円としているとの答弁。

歳出、3款2項1目18節一般被保険者後期高齢者支援金等分が対前年度比1,110万1,000円減額になっている理由はとの質疑に対し、交付金の概算額決定は県が算定を行っている。一般被保険者後期高齢者支援金については、全国の75歳以上の高齢者の総医療給付費を年間必要額とし、基本的には人数、医療給付費、所得の状況等を積算根拠とし、各都道府県の割合を導き出しその割合を乗じ算定を行っている。市町村の納付金については、さらに国からの補助金、社会保険からの補助、平成30年度分の納付金の精算額を相殺したり、それぞれの収支に対する概算、実績確定、精算を繰り返した後に県内市町村の割合を算出した後、納付金が確定するため、減額の要因については、一概に答えることは難解となりますとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決

の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長（名幸利積）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号 令和2年度北中城村国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

議案第16号 令和2年度北中城村国民健康保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（起立全員）

○議長（名幸利積）

起立全員です。議案第16号 令和2年度北中城村国民健康保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5．議案第17号 令和2年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（名幸利積）

日程第5．議案第17号 令和2年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（上間堅治議員）

議案第17号 令和2年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について。

令和2年3月9日、本委員会に付託されました議案第17号 令和2年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、3月11日、16日、19日、23日に開催し、全委員出席の下、審査を行いました。執行当局から担当課長及び係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告いたします。

歳入、2款1項1目18節後期高齢者医療広域連合納付金、保険料負担金が対前年度比715万8,000円増額になっている理由はどの質疑に対し、村からの所得情報を送付し後期高齢者医療広域連合で賦課を行っている。主な理由として、被保険者が1,878人から1,900人へと22人の自然増と均等割額の軽減率の変更、9割軽減から7割軽減によるものと、賦課限度額が現行の62万円から令和2年度は64万円になったことや、予算編成上の徴収率を98.5%から99.0%に変更したことによるものとなっているとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長（名幸利積）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号 令和2年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

議案第17号 令和2年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

(起立全員)

○議長（名幸利積）

起立全員です。議案第17号 令和2年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6．議案第18号 令和2年度北中城村下水道事業会計予算について

○議長（名幸利積）

日程第6．議案第18号 令和2年度北中城村下水道事業会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

建設文教常任委員長。

○建設文教常任委員長（金城高治議員）

議案第18号 令和2年度北中城村下水道事業会計予算について。

令和2年3月9日、本委員会に付託されました議案第18号 令和2年度北中城村下水道事業会計予算について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、3月11日、16日、19日、23日に開催し、全委員出席の下、審査を行いました。執行当局から担当課長及び係長が出席し

ました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告申し上げます。

歳入、1款1項2目新規の雨水処理負担金368万9,000円の詳細はとの質疑に対し、令和2年度より地方公営企業会計へ移行するため、下水道使用料金で賄うべき業務（汚水処理）と一般会計で負担すべき行政的業務（雨水処理）とを区分している。なお、雨水処理負担金368万9,000円の内容としては、雨水幹線水路の除草や清掃等の維持管理費305万円と、浸水対策事業、平成29年度及び平成30年度の起債額に対する利子63万9,000円となっているとの答弁。

歳出、給与明細書について総括職員数が前年度より2人増となっている理由はとの質疑に対し、令和2年度より会計年度任用職員制度が施行されるのに伴い、地方公営企業会計制度において、会計年度任用職員も総括職員数に含めて計上とすることとされているため、従来、賃金での取扱いであった臨時職員及び嘱託職員の2名分が追加となっているが、実質的な配置人数は従来と変わらないとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長（名幸利積）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号 令和2年度北中城村下水道事業会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

議案第18号 令和2年度北中城村下水道事業会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

(起立全員)

○議長（名幸利積）

起立全員です。議案第18号 令和2年度北中城村下水道事業会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7．議案第19号 令和2年度北中城村下水道事業会計予算について

○議長（名幸利積）

日程第7．議案第19号 令和2年度北中城村下水道事業会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

建設文教常任委員会。

○建設文教常任委員長（金城高治議員）

議案第19号 令和2年度北中城村下水道事業会計予算について。

令和2年3月9日、本委員会に付託されました議案第19号 令和2年度北中城村下水道事業会計予算について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、3月11日、16日、19日、23日に開催し、全委員出席の下、審査を行いました。執行当局から担当課長及び係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告申し上げます。

歳出、1款1項2目4節のその他委託料1,939万8,000円の主な事業はとの質疑に対し、アセットマネジメント作成業務1,120万円、危

機管理マニュアル策定業務335万9,000円、水道台帳システムデータ構築保守業務319万円を行う予定。その他に施設・設備、ポンプ設備及び減圧弁、緊急遮断弁、消化栓の保守点検を行う予定であるとの答弁。

アセットマネジメント作成業務1,120万円及び危機管理マニュアル335万9,000円の業務内容はとの質疑に対し、アセットマネジメントとは、中長期、30から40年以上の視点で将来的な需要と収益・投資規模を含めた更新計画の策定、施設の延命化などの資産管理を意図している。また、危機管理マニュアルは、地震、風水害、濁水、水質事故、テロなどが発生した際に、初期活動や応急復旧など、本村の実情に合わせて適切な対応が図れるように備えるもので、このアセットマネジメント及び危機管理マニュアルについては、早期に策定するよう国から求められているとの答弁。

1款1項5目1節構築物除去廃棄等100万円の詳細はとの質疑に対し、県道工事に伴う配水管の移設工事や配水管改良工事に伴い、旧管路を登録資産から除却する必要があり、その残存価値分として、過去の実績を基に見込金額を計上しているとの答弁。

この除去廃棄等は、処分作業に係る業務委託費なのかとの質疑に対し、現金の支出を伴うものではなく、あくまで帳簿上の減価償却された残存価値分であるとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長（名幸利積）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号 令和2年度北中城村水道事業会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

議案第19号 令和2年度北中城村水道事業会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

(起立全員)

○議長(名幸利積)

起立全員です。議案第19号 令和2年度北中

城村水道事業会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第20号 令和元年度北中城村一般会計補正予算(第8号)について

○議長(名幸利積)

日程第8. 議案第20号 令和元年度北中城村一般会計補正予算(第8号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長(新垣邦男)

それでは、議案第20号 令和元年度北中城村一般会計補正予算(第8号)について御説明申し上げます。

議案第20号

令和元年度北中城村一般会計補正予算(第8号)について

令和元年度北中城村の一般会計補正予算(第8号)を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和2年3月24日 提出

北中城村長 新垣邦男

令和元年度北中城村一般会計補正予算(第8号)

令和元年度北中城村の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,262千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,341,194千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		1,612,505	5,262	1,617,767
	2 国庫補助金	802,021	5,262	807,283
歳 入 合 計		8,335,932	5,262	8,341,194

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		2,933,381	5,262	2,938,643
	2 児童福祉費	1,551,412	5,262	1,556,674
歳 出 合 計		8,335,932	5,262	8,341,194

詳細については副村長のほうに説明させたいと思います。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（比嘉 聡）

では、議案の第20号 令和元年度北中城村一般会計補正予算（第8号）につきまして御説明いたします。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策に係る支援として、国の補助金や交付金の交付要綱の改正を受けた予算の補正で、3月12日に国から通知があったことにより、追加議案の提出となります。

初めに、歳入につきまして、事項別明細書で主な補正について御説明いたします。

5ページをお願いします。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金525万2,000円の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、子ども・子育て支援交付金国庫補助金及び保育対策総合支援事業国庫補助金の交付要綱が改正さ

れたことを受けて、補助金の増額補正をしております。

なお、補助率は全て10割補助となっております。

次に、歳出につきまして、主な補正について御説明いたします。

6ページをお願いします。

3款民生費、2項児童福祉費、2目保育所費、11節需用費の消耗品につきましては、新型コロナ対策として公立保育所のマスクや消毒液等に必要な経費となっております。

19款負担金、補助及び交付金につきましては、認可及び認可外保育施設がマスクや消毒液等に必要な経費を補助するための予算となっております。

4目児童館費、19節負担金、補助及び交付金につきましては小学校の臨時休校により、放課後児童クラブが平日の午前中から開所するための諸経費を補助するための予算でございます。

なお、歳出は全て国の10割補助となっております。私からは以上です。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

今回、補正を組まれています、もう時期も時期なんで、4月を迎えると思います。この繰越しは可能なのか、また、マスク等の調達のためは立っているのかお聞きします。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

天久朝誠議員の御質問にお答えいたします。

この事業につきましては、3月中に係る経費という形で、10割補助で計上してございますので、繰越し等の予定はございません。

あと、調達物品につきましては、確かにマスクは非常に厳しい状況でございますけれども、その他の物品として、例えば体温計であるとか、あと空気清浄機、消毒液等のそういったものが各施設のほうから上がってきている状況でございます。以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号 令和元年度北中城村一般会計補正予算（第8号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第20号 令和元年度北中城村一般会計補正予算（第8号）については原案のとおり可決されました。

日程第9．議案第21号 公営墓地進入路整備工事（その1）工事改定契約について

○議長（名幸利積）

日程第9．議案第21号 公営墓地進入路整備工事（その1）工事改定契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、議案第21号 公営墓地進入路整備工事（その1）工事改定契約について御説明申し上げます。

議案第21号

公営墓地進入路整備工事（その1）工事改定契約について

下記のとおり工事請負契約を締結するために、北中城村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例（昭和47年条例第57号）第2条の規定により議会の議決を求めます。

記

1. 契約の目的：公営墓地進入路整備工事（その1）
北中城村字 島袋・渡口 地内
2. 変更工期：（原）令和元年7月29日～令和2年3月27日
（変更）令和元年7月29日～令和2年7月31日
3. 改定契約金額：¥126,533,000－
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：¥11,503,000－
4. 契約の相手方：沖縄市比屋根4丁目29番1号
太田建設 株式会社
代表取締役 太田 秀吉

令和2年3月24日 提出
北中城村長 新垣 邦男

別添、請負改定契約書と工事変更協議書を添付してございます。よろしくお願いたします。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。
大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

それでは、変更数量総括表の1ページになりますけれども、ナンバー1、その残土処理、残土運搬、セメント改良、残土運搬について御質問をさせていただきます。

まず最初に、当初の設計では運搬距離が2.2キロ、運搬先、渡口地内ヤードとなっております。これは村内ですね。運搬不可となっている

わけですが、その理由をお聞きしたい。

それから、セメント改良ですね。1立米当たり100キログラムということで設計変更されていますね。軟弱地盤土砂改良ということになっておりますが、1メートル以下という表現があるんですが、その辺の説明をいただきたい。

それから、残土運搬、これはセメント改良した後の残土運搬なんですけれどもね、金武町、金武に決定した理由。それから、運搬距離の検証は行政側としてされたのか。公共残土処理場というふうとうたわれておりますけれども、この処理場の管理主体、どうなっているのかですね。それから、そこに搬入していいという許認可、許可をいただいているのか。行政側として

ですよ、いただいたのか、それをお聞きしたい。

それから、変更、1,770立米が2,000立米に変更、230立米増えているんですが、その検測、この実測、どういう方法で確定をしたかお聞きをしたいと思います。以上であります。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

それでは、御質問にお答えいたします。

まず、残土運搬、もともと1,770立米ですね、立方メートルで計上していたところなんですけれども、実際、これは予算委員会の中でも御説明差し上げたとおり、不測で軟弱地盤の土が見つかったということでございまして、これをセメント改良をすることによって地盤を安定させるという工法を取りました。この場合、通常の地山の締め固めた状態での土にセメントを混ぜるものですから、実際のボリュームとしましては、セメント量も全部含まれますので、全体的には、ボリューム的には大きくなります。この辺りはちょっと御理解いただきたいと思います。

これにちょっと表記してあります100キログラム・パー・立米、これ1メートル以下というふうに記入してあるんですけれども、この1メートル以下というのはちょっと余分に、ちょっと間違えてつけ加えた文字でございまして、申し訳ございませんが、これは修正させていただきたいと思います。

続きまして、残土運搬の距離につきましては、通常、セメント改良していない土につきましては、地山の土でございまして、一般廃棄物とはなりません。それで、残土処理として、渡口内のヤードに運搬する予定でございました。

しかし、先ほど申し上げたとおり、セメント改良を必要として、それで余分に余った土でございまして、セメントが混ざった土になりますと、一般の残土としては取り扱えなくなります。それで、この土を受入れ先をずっと探して

いましたところ、金武町のほうの金武ですね、こちらのほうで受入れできるということで、先方から連絡がございまして、搬入許可もいただいております。ただし、渡口から金武までの距離が約30キロ近く、運搬距離が伸びたものから、これにつきましては、全部セメントが混ざった土を出すということになりましたので、これにつきましては、この公共の残土処理場というところで処分することになっております。以上でございます。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

よく分かりました。

これは1工区も2工区も同じ条件だと思うんですけれども、2,000立米という、どのように数量をはじいた、出したのかですね。例えば仮置きして、全て2,000立米、これは駄目ですよとしたのか。その辺の計測の方法を教えてくださいたいと思います。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

これは議員も建築関係で御存じだと思うんですけれども、もともとの地山の土量とほぐした土量というふうな計算で、約1.2倍程度、ほぐした場合、ボリューム的にも膨らみます。これにまたセメントも混ざっているものですから、約1.2倍から1.25倍ぐらいのボリュームが増えます。

実際には、これは計算上で計算した数字ではあるんですけれども、ボリューム計算としましては、10立米以下は数量計算書では切り捨てますので、それを計算上はこういった2,000立米という丸まった数字になっております。

ボリューム的には、もともとの締め固まった土と、あと、ほぐれた土というふうな考え方で考えていただければ結構かと思っております。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

課長、要するにこれは横断測量したものから拾い出しているのかなという気がするんですが、実際、確認はされて、その2,000立米だというような方法ですから、どんなにして確認したかということをお聞きしているわけですね。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

これは測量で、まずは、横断測量ないしは現地測量で、まず数字は計算します。あと、これが実際に搬出したという数字ではございません。これは計算した数量ですので。ただし、運搬しているダンプないし、向こうで受入れでの恐らく計測によって、これ同等、もしくはこれ以上の運搬ボリュームになるかと考えております。以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を

省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号 公営墓地進入路整備工事（その1）工事改定契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第21号 公営墓地進入路整備工事（その1）工事改定契約については原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第22号 公営墓地進入路整備工事（その2）工事改定契約について

○議長（名幸利積）

日程第10. 議案第22号 公営墓地進入路整備工事（その2）工事改定契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（新垣邦男）

議案第22号 公営墓地進入路整備工事（その2）工事改定契約について御説明申し上げます。

議案第22号

公営墓地進入路整備工事（その2）工事改定契約について

下記のとおり工事請負契約を締結するために、北中城村議会の議決に付すべき契約及び財産の

取得、又は処分に関する条例（昭和47年条例第57号）第2条の規定により議会の議決を求めます。

記

1. 契約の目的：公営墓地進入路整備工事（その2）
北中城村字 島袋・渡口 地内
2. 変更工期：（原）令和元年7月29日～令和2年3月27日
（変更）令和元年7月29日～令和2年7月31日
3. 改定契約金額：¥62,139,000－
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：¥5,649,000－
4. 契約の相手方：沖縄市南桃原一丁目3番16号
有限会社 親富祖工業
代表取締役 親富祖 政 春

令和2年3月24日 提出
北中城村長 新垣 邦 男

これも工事の請負改定契約書及び工事変更協議書を添付してございます。よろしくお願いたします。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を

省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号 公営墓地進入路整備工事（その2）工事改定契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第22号 公営墓地進入路整備工事（その2）工事改定契約につい

てについては原案のとおり可決されました。

日程第 11. 同意第 4 号 北中城村教育委員会委員の任命について

○議長（名幸利積）

日程第11. 同意第 4 号 北中城村教育委員会

委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、同意第 4 号 北中城村教育委員会委員の任命についてを御説明申し上げます。

同意第 4 号

北中城村教育委員会委員の任命について

北中城村教育委員会委員に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

住 所 北中城村字島袋

氏 名 知 念 絹 代

生年月日 昭和 3 0 年 生

令和 2 年 3 月 2 4 日 提出

北中城村長 新 垣 邦 男

提案理由

北中城村教育委員会与儀幸子氏が令和 2 年 3 月 3 1 日で任期満了となるため。

略 歴 書

住 所 北中城村字島袋

氏 名 知 念 絹 代

生年月日 昭和 3 0 年 生

学 歴

昭和51年 3月 清和女子短期大学幼児教育科 卒業

昭和55年 3月 明星大学教育学科通信教育部 修了

職 歴

昭和51年 5月～昭和53年 3月 島袋諸聖徒保育園

昭和53年 4月～平成28年 3月 北中城村立保育所

平成29年 4月～現在 誕生学アドバイザー

(保・幼・小・中 外部講師)

その他の経歴

昭和55年 4月～昭和57年 3月 沖縄県手話通訳者連絡協議会会長

昭和59年 4月～昭和62年11月 全国障害者スポーツ大会沖縄県手話通訳
コンパニオン養成指導者

昭和61年 4月～昭和62年12月 第23回全国障害者スポーツ大会
沖縄県選手団専従通訳

平成17年 4月～平成21年 3月 島袋小学校父母教師会副会長

知念氏の略歴書を添付をしておりますので、
よろしく願いいたします。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は
会議規則第39条第3項の規定によって省略する
ことにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を
省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第4号 北中城村教育委員会委員
の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は同意することに御異議
ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。同意第4号 北中城村
教育委員会委員の任命については同意すること
に決定されました。

日程第12. 陳情第1-29号 本土と沖縄
の医療格差の是正を求める意見
書の採択を求める請願書につ
いて

○議長（名幸利積）

日程第12. 陳情第1-29号 本土と沖縄の医療格差の是正を求める意見書の採択を求める請願書についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（上間堅治議員）

それでは、御報告申し上げます。

1. 審査事件

陳情第1-29号 本土と沖縄の医療格差の是正を求める意見書の採択を求める請願書

2. 審査経過

同請願は、令和2年第1回定例会において、本委員会に付託された案件です。本委員会は、令和2年3月9日、16日、19日、23日に開催し、全委員出席のもと審査を行いました。

3. 審査結果

採択です。

4. 審査意見

心臓移植を行える指定病院は県内にはなく、心臓移植は県外の病院での入院、療養を必要とし経済的負担は大きく、患者と家族の生活を大きく圧迫し深刻である。

また、北中城村においても、村民がこのような状況に置かれる可能性を否定はできない、請願書提出先、芭蕉の会活動も署名運動、募金活動と精力的に行っており、県民の理解も大きいものがあると考え、看過出来るものではない。

医療技術の進化と共に移植実績も増加している中、ドナーからレシピエントに引き継がれた命を大切に安心して暮らせる社会をつくるために、公的支援制度の創設は必要である。

よって、本件については、採択し、関係機関に創設に向けた取り組みを求める意見書を提出することに決定致しました。

以上です。

○議長（名幸利積）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第1-29号 本土と沖縄の医療格差の是正を求める意見書の採択を求める請願

書についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。

陳情第1-29号については、委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。陳情第1-29号 本土と沖縄の医療格差の是正を求める意見書の採択を求める請願書については委員長の報告のとおり採択されました。

日程第13. 意見書第1号 本土と沖縄の医療格差の是正を求める意見書について

○議長(名幸利積)

日程第13. 意見書第1号 本土と沖縄の医療格差の是正を求める意見書についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

山田晴憲議員。

○11番(山田晴憲議員)

提案する前に、すみません。ちょっと訂正をお願いします。

意見書の第1号の中に、本土と沖縄の医療格差の是正を求める意見書ということで、「求める」というのがダブって重複していますので、

その点、「求める」を削除、よろしく願いいたします。

このたびの臓器移植によって一命を取り留めた芭蕉の会、安里 猛氏が自ら生死をさまよう心労と辛苦、家族の皆さんの献身的な看護、診療面からのたくさんの支援者の皆さんのお力添え等々の経験をされました。

現代の医療では、臓器移植、とりわけ心臓移植という高度な医療を要求される患者は県外でしか臓器移植、とりわけ心臓移植手術を受けられないという離島沖縄県という医療事情が最大の障害となって、献身的な患者の家族の皆さんにまで御苦労が重くのしかかっているのが現状であります。

このたびのことで私たちが知り得なかった計り知れない心身ともに多くの御苦労を知らされました。私たちができることから、ウチナンチュのチムグクルをもって、憲法第25条の国民が皆等しく持ち得る生存権をいま一度、皆さんと御一緒に考えてみましょう。そして、2018年県知事選公約として玉城デニー知事が提唱しました、誰一人取り残さない社会の実現を私たち北中城村民皆さんと一緒に実現していこうではありませんか。

では、読み上げて提案とさせていただきます。よろしく願いいたします。

意見書第1号

本土と沖縄の医療格差の是正を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年3月24日 提出

北中城村議会議長 名 幸 利 積 殿

提出者：北中城村議会議員

山 田 晴 憲

賛成者：北中城村議会議員

喜屋武 すま子

稲 福 恭 秀

伊 集 守 吉

天 久 朝 誠

上 間 堅 治

本土と沖縄の医療格差の是正を求める意見書（案）

心臓移植は指定病院のある本土での入院・療養を必要とし、患者や家族の生活を大きく圧迫し深刻です。

沖縄でも生活習慣病の増加の中で心臓血管医療技術の進化と移植法の改正等に伴い、移植手術の成功実績は増加しています。

ドナーからレシピエントに引き継がれた命を大切に安心して暮らせる社会をつくるために、今こそ制度的な公的支援制度の創設と保障の実現が必要です。

よって、本村議会は下記のことを強く要請する。

記

1. 心臓移植を受ける沖縄県民の患者と付添人の本土での宿泊費等の予算 確保と支援制度の創設を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年（2020年）3月24日

沖縄県中頭郡北中城村議会

宛先

沖縄県知事

以上であります。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第1号 本土と沖縄の医療格差の是正を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。意見書第1号 本土と沖縄の医療格差の是正を求める意見書については原案のとおり可決されました。

日程第14. 意見書第2号 首里城の早期再建を求める意見書について

○議長(名幸利積)

日程第14. 意見書第2号 首里城の早期再建を求める意見書についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

大城律也議員。

○4番(大城律也議員)

それでは、意見書第2号 首里城の早期再建を求める意見書を読み上げて提案をさせていただきます。

意見書第2号

首里城の早期再建を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年3月24日 提出

北中城村議会議長 名 幸 利 積 殿

提出者：北中城村議会議員
大 城 律 也

賛成者：北中城村議会議員
喜屋武 すま子

比 嘉 盛 一
伊 集 守 吉
山 田 晴 憲
比 嘉 次 雄
比 嘉 義 彦
上 間 堅 治
稲 福 恭 秀
安 里 道 也
天 久 朝 誠
金 城 高 治
比 嘉 義 弘

首里城の早期再建を求める意見書（案）

昨年10月31日未明、首里城で火災が発生し、御庭（うなー）を囲む正殿、北殿、南殿の主要建造物と書院・鎖之間（さすのま）、黄金御殿（くがにうどうん）、二階御殿（にーけーうどうん）、奉神門の7棟、あわせて約4800平方メートルと琉球王国の多数の美術工芸品が焼失し、県民に大きな衝撃と深い悲しみを与えた。

沖縄は、あの苛烈な沖縄戦によって、20万人余の尊い命が奪われるとともに、国宝文化財22件すべてを失い、琉球王国の歴史と文化を象徴する首里城をはじめ、先人から引き継いできた歴史的な重要文化遺産が焼失し、破壊された。

そこで、国は、戦災文化遺産である首里城の復元を求める県民の運動に応じて、平成4年、沖縄の日本復帰20周年を記念して、琉球王国の歴史と文化の象徴である首里城の正殿、北殿、南殿などを復元し、国営沖縄記念公園・首里城地区「首里城公園」として一部を開園、その後も順次整備を行い、本年2月の御内原（おうちばら）の完成で全エリアを公開した。

沖縄県民は、琉球王国の文化遺産の復元と伝統文化の保存継承には強い思い入れがあり、復元された首里城は、沖縄のアイデンティティの形成や文化の発展、万国津梁としてアジアを結ぶ貿易と平和交流の架け橋を願うウチナーンチュの心のよりどころとなっている。

平成12年12月には、首里城跡、園比屋武御嶽石門（そのひゃんうたきいしもん）、玉陵（たまうどうん）、識名園をはじめ、今帰仁城跡、勝連城跡、座喜味城跡、中城城跡、斎場御嶽（せーふあうたき）の県内9カ所の文化遺産の中国と日本の築城文化を融合した独特の建築様式や石組み技術、文化的景観等には高い文化的・歴史的価値があるとされ、「琉球王国のグスク及び関連遺産群」として日本で11番目の世界遺産に登録された。

世界に誇る琉球王国の貴重な歴史的な文化遺産を回復する目的で復元された首里城は、新たな県民文化の創出と伝統技術の継承・発展を図り、歴史的風土探訪の場として、年間約280万人の観光客を集めるなどの大きな役割も担っている。

しかし、今回の火災によって、その新たな役割とともに沖縄のアイデンティティ、文化、観光、経済の発展、文化遺産の復元保存などにも重大な影響を及ぼす事態となっている。

よって、本村議会は、村民・県民が切望する琉球王国の歴史と文化を象徴する首里城の早期再建を実現するよう下記事項を強く要請する。

記

1. 首里城の早期再建をめざし、国と県、関係機関が連携して日本復帰50周年を迎える令和4年までに防火・防災に強い再建基本方針、基本計画等を策定すること。
2. 一刻も早い首里城の再復元をめざし、令和14年までの復帰60周年記念事業として特別な財政措置を含め積極的な推進を図ること。
3. 村民・県民をはじめ、首里城の再建を願う多くの人々の力と英知を結集して心ひとつに取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年（2020年）3月24日

沖縄県中頭郡北中城村議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、国土交通大臣
沖縄及び北方対策担当大臣、文部科学大臣、文化庁長官、沖縄県知事

以上であります。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を

省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第2号 首里城の早期再建を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。意見書第2号 首里城

の早期再建を求める意見書については原案のとおり可決されました。

日程第15. 決議第1号 閉会中の議員派遣
に関する決議について

○議長（名幸利積）

日程第15. 決議第1号 閉会中の議員派遣に関する決議についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

決議第1号

閉会中の議員派遣に関する決議について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年3月24日

北中城村議会議長 名 幸 利 積 殿

提出者：北中城村議会議員
天 久 朝 誠

賛成者：北中城村議会議員
金 城 高 治
比 嘉 義 弘
大 城 律 也
喜屋武 すま子
比 嘉 盛 一
伊 集 守 吉
山 田 晴 憲
比 嘉 次 雄
比 嘉 義 彦
上 間 堅 治
稲 福 恭 秀
安 里 道 也

閉会中の議員派遣に関する決議について（案）

本議会は閉会中に、下記の諸研修会へ議員参加することを決議する。

記

1. 沖縄県町村議会議長会主催による議員研修会
(令和2年度沖縄県町村議会議長会事業計画に基づく諸研修会)
2. 中部地区町村議会議長会主催による議員研修会
(令和2年度中部地区町村議会議長会事業計画に基づく諸研修会)
3. 全国市町村研修財団が実施する市町村議会議員向け研修会
研修科目：議会議員特別セミナー
期 間：令和2年10月19日から10月20日まで
令和3年 1月 7日から 1月 8日まで
場 所：市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）
4. 本村議会主催による議員研修会
(令和2年度中に開催される諸研修会等)

令和2年3月24日

沖縄県中頭郡北中城村議会

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議第1号 閉会中の議員派遣に関する決議についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。決議第1号 閉会中の議員派遣に関する決議については原案のとおり

可決されました。

次にお諮りします。ただいま可決された閉会中の議員派遣に関する決議の内容について及び日程等の変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。日程変更等を要するときの取扱いは議長に一任されました。

日程第16. 閉会中の継続審査及び調査の申し出

○議長(名幸利積)

日程第16. 閉会中の継続審査及び調査の申し出の件を議題とします。

総務厚生常任委員長、建設文教常任委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りした申入れのとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会における議決事件の字句及び数字、その他の整理に要するものは、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本定例会における議決事件の字句及び数字、その他の整理に要するも

のは議長に委任することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位には長い会期中、熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝を申し上げます。

以上をもって本日の会議を閉じます。これをもって、令和2年第1回北中城村議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前11時44分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北中城村議会

議長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____